

師團司令部
 步兵第三旅團司令部
 步兵第四聯隊
 步兵第二十九聯隊
 步兵第十五旅團司令部
 步兵第十六聯隊
 同第三大隊
 步兵第三十聯隊
 騎兵第二聯隊
 野砲兵第二聯隊
 獨立山砲兵第一聯隊
 工兵第二大隊
 輜重兵第二大隊

第三師團
 師團司令部
 步兵第五旅團司令部
 步兵第六聯隊
 步兵第八十八聯隊
 步兵第二十九旅團司令部
 步兵第十八聯隊
 步兵第三十四聯隊
 騎兵第三聯隊
 騎兵第二十五聯隊
 騎兵第二十六聯隊
 野戰重砲兵第一旅團司令部

(仙臺) 野砲兵第三聯隊
 (同) 野戰重砲兵第二聯隊
 (同) 野戰重砲兵第三聯隊
 (若松) 高射砲第一聯隊
 (高田) 工兵第三大隊
 (新發田) 飛行第一聯隊
 (村松) 飛行第二聯隊
 (高田) 飛行第七聯隊
 (仙臺) 輜重兵第三大隊

第四師團
 師團司令部
 步兵第七旅團司令部
 步兵第八聯隊
 步兵第七十聯隊
 步兵第三十二旅團司令部
 步兵第三十七聯隊
 步兵第六十一聯隊
 騎兵第四聯隊
 野砲兵第四聯隊
 深山重砲兵聯隊
 工兵第四大隊
 輜重兵第四大隊

第五師團
 師團司令部
 步兵第九旅團司令部
 步兵第十一聯隊

(名古屋) 步兵第四十一聯隊
 (三島) 步兵第二十一旅團司令部
 (濱松) 步兵第四十二聯隊
 (豐橋) 騎兵第五聯隊
 (岐阜) 野砲兵第五聯隊
 (同) 工兵第五大隊
 (濱松) 電信第二聯隊
 (名古屋) 輜重兵第五大隊

第六師團
 師團司令部
 步兵第十一旅團司令部
 步兵第十三聯隊
 步兵第四十七聯隊
 步兵第三十六旅團司令部
 步兵第二十三聯隊
 步兵第四十五聯隊
 騎兵第六聯隊
 野砲兵第六聯隊
 工兵第六大隊
 輜重兵第六大隊

第七師團
 師團司令部
 步兵第十三旅團司令部
 步兵第二十五聯隊
 步兵第二十六聯隊

步兵第十四旅團司令部
 步兵第二十七聯隊
 步兵第二十八聯隊
 騎兵第七聯隊
 野砲兵第七聯隊
 函館重砲兵大隊
 工兵第七大隊
 輜重兵第七大隊

第八師團
 師團司令部
 步兵第四旅團司令部
 步兵第五聯隊
 步兵第三十一聯隊
 步兵第十六旅團司令部
 步兵第十七聯隊
 步兵第三十二聯隊
 騎兵第三旅團司令部
 騎兵第八聯隊
 騎兵第二十三聯隊
 騎兵第二十四聯隊
 野砲兵第八聯隊
 工兵第八大隊
 輜重兵第八大隊

第九師團
 師團司令部
 步兵第六旅團司令部

(同) 步兵第七聯隊
 (同) 步兵第三十五聯隊
 (同) 步兵第十八旅團司令部
 (同) 步兵第十九聯隊
 (同) 步兵第三十六聯隊
 (函館) 騎兵第九聯隊
 (旭川) 山砲兵第九聯隊
 (同) 工兵第九大隊
 (同) 輜重兵第九大隊

第十師團
 師團司令部
 步兵第八旅團司令部
 步兵第三十九聯隊
 步兵第四十聯隊
 步兵第三十三旅團司令部
 步兵第十聯隊
 步兵第六十三聯隊
 騎兵第十聯隊
 野砲兵第十聯隊
 工兵第十大隊
 輜重兵第十大隊

第十一師團
 師團司令部
 步兵第十旅團司令部
 步兵第十二聯隊
 步兵第二十二聯隊

(同) 步兵第四十三聯隊
 (富山) 步兵第四十四聯隊
 (敦賀) 騎兵第十一聯隊
 (鯖江) 山砲兵第十一聯隊
 (金澤) 工兵第十一大隊
 (同) 輜重兵第十一大隊

第十二師團
 師團司令部
 步兵第十二旅團司令部
 步兵第十四聯隊
 步兵第二十四聯隊
 步兵第二十四旅團司令部
 步兵第四十六聯隊
 步兵第四十八聯隊
 同第三大隊
 第一戰車聯隊
 騎兵第十二聯隊
 野戰重砲兵第二旅團司令部
 野砲兵第二十四聯隊
 獨立山砲兵第三聯隊
 野戰重砲兵第五聯隊
 野戰重砲兵第六聯隊
 下關重砲兵聯隊
 佐世保重砲兵大隊
 鷄知重砲兵大隊

工兵第十八大隊 (久留米)
飛行第四聯隊 (太刀洗)
輜重兵第十八大隊 (久留米)
第十四師團 (宇都宮)
師團司令部 (宇都宮)
步兵第二十七旅團司令部 (同)
步兵第二聯隊 (水戸)
步兵第二十九聯隊 (宇都宮)
步兵第二十八旅團司令部 (高崎)
步兵第十五聯隊 (同)
步兵第五十聯隊 (松本)
騎兵第十八聯隊 (宇都宮)
野砲兵第二十聯隊 (同)
工兵第十四大隊 (水戸)
輜重兵第十四大隊 (宇都宮)
第十六師團 (宇都宮)
師團司令部 (京都)
步兵第十九旅團司令部 (同)
步兵第九聯隊 (同)

同第三大隊 (大津)
步兵第二十聯隊 (福知山)
步兵第三十旅團司令部 (津)
步兵第三十三聯隊 (同)
步兵第三十八聯隊 (奈良)
騎兵第二十聯隊 (京都)
野砲兵第二十二聯隊 (同)
舞鶴重砲兵大隊 (舞鶴)
工兵第十六大隊 (京都)
飛行第三聯隊 (八日市)
輜重兵第十六大隊 (京都)
第十九師團 (京都)
師團司令部 (同)
步兵第三十七旅團司令部 (成興)
步兵第七十三聯隊 (成興)
步兵第七十四聯隊 (成興)
步兵第三十八旅團司令部 (羅南)
步兵第七十五聯隊 (會寧)

步兵第七十六聯隊 (步兵)
騎兵第二十七聯隊 (騎兵)
野砲兵第二十五聯隊 (野砲)
工兵第十九大隊 (工兵)
第二十師團 (會寧)
師團司令部 (會寧)
步兵第三十九旅團司令部 (龍山)
步兵第七十七聯隊 (龍山)
步兵第七十八聯隊 (龍山)
步兵第四十旅團司令部 (龍山)
步兵第七十九聯隊 (龍山)
步兵第八十聯隊 (龍山)
同第三大隊 (龍山)
騎兵第二十八聯隊 (龍山)
野砲兵第二十六聯隊 (龍山)
馬山重砲兵大隊 (馬山)
工兵第二十大隊 (馬山)
飛行第六聯隊 (龍山)

師團長師團附少將並參謀長 (昭和八年九月一日)

師團長 (中將) 師團附少將 參謀長 (大佐)
近衛 鳩彦 王三毛 一夫 (砲) 柴平四郎 (步) 荻洲立兵 (步) 上野良丞 (步) 野田重一 (步) 波田重一 (步) 加納豐壽 (步) 三宅俊雄 (砲) 石田保道 (砲) 若山善太郎 (步) 伯內壽一 (步) 二宮治重 (步) 坂本政右衛門 (步) 杉原美代太郎 (步) 西義一 (步) 深澤友彦 (步) 松英雄 (砲) 原寬博 (砲) 野博三 (砲) 伊田常三 (砲) 藤正 (砲) 久納誠 (砲) 野正三 (砲) 井關隆昌 (砲) 安岡正臣 (砲) 佐々木吉良 (砲) 濱本喜三郎 (砲) 久納誠 (砲)

第九 荒蕪義勝 田中稔 (步) 波田重一 (步) 加納豐壽 (步) 三宅俊雄 (砲) 石田保道 (砲) 第十 廣瀨壽助 石原紀一 (步) 波田重一 (步) 加納豐壽 (步) 三宅俊雄 (砲) 第十一 原田敬一 松田卷平 (步) 波田重一 (步) 加納豐壽 (砲) 第十二 大谷一男 嘉村達次郎 (砲) 石田保道 (砲) 第十三 梅崎延太郎 (砲) 石田保道 (砲)

步兵旅團長 (少將)

旅團長 旅團長 旅團長
近衛 小畑敏四郎 近衛 谷壽夫
第一 永田鐵山 第二 侯前田利為
第三 長谷部照悟 第四 佐枝義重
第五 周山滿藏 第六 渡久雄
第七 服部兵次郎 第八 國部和一郎
第九 土肥原賢三 第十 小林角太郎
第十一 松田國三 第十二 吉村愷
第十三 谷實夫 第十四 平田重三
第十五 天野六郎 第十六 川原侃
第十六 本川省三 第十七 松村正員
第十七 森五六 第十八 宮村俊雄
第十八 谷藤長英 第十九 中牟田辰六
第十九 平賀貞藏 第二十 高田友助
第二十 遠藤五郎 第二十一 藤田進
第二十一 中村馨 第二十二 高田美明
第二十二 德野外次郎 第二十三 太田義三
第二十三 勝尾信彦 第二十四 長屋尙作

騎兵旅團長 (少將)

第一 高波祐治 第二 蓮沼蕃
第三 飯田貞固 第四 茂木謙之助
野戰重砲兵旅團長 (少將)
第一 平山繁 第二 島省三
步兵聯隊長 (步兵大佐)
聯隊長 聯隊長
第一 小泉恭次 第二 阿南惟幾
近衛 志岐豐
近衛 中山健
近衛 石原莞爾
近衛 齋藤彌平太
近衛 松田四郎
近衛 人見順士
近衛 館余憲
近衛 柳下重治

第五 甘粕重太郎 第六 丹下悌次郎
第七 長瀬武平 第八 田村元一
第九 宇高敷 第十 土居稻生
第十一 坂井德太郎 第十二 本多政村
第十三 志道保亮 第十四 伊藤知剛
第十五 永見俊德 第十六 高木義人
第十七 瀨能興一 第十八 秋山充三郎
第十九 河村董 第二十 關家清一
第二十 早川止 第二十一 田中清一
第二十一 西垣真一 第二十二 村上啓一
第二十二 苦米地四樓 第二十三 藤井貫一
第二十三 三浦敏事 第二十四 篠原次郎
第二十四 竹本宇太郎 第二十五 篠原誠一郎
第二十五 樋口季一郎 第二十六 赤松寅七
第二十六 熊谷敬一 第二十七 秦雅尚
第二十七 伊藤精司 第二十八 平野助九郎
第二十八 常岡寬治 第二十九 田邊松太郎
第二十九 小見山恭造 第三十 笠永信藏
第三十 羽守清一郎 第三十一 富永信藏
第三十一 中山保三郎 第三十二 塚朝吉飯
第三十二 小出治雄 第三十三 上森猛省

第三 中野直三 第廿四 林 眞
 第五 齋藤春三 第廿五 戶波辨次
 第七 畑中金二 第廿六 松本健兒
 第九 近藤 清 第廿七 片山理一郎

戰車聯隊長 (步兵大佐)

聯隊長 聯隊長
 第一 淺野嘉一 第二 關 龜治

騎兵聯隊長 (騎兵大佐 * 中佐)

聯隊長 聯隊長
 近衛 小川正輔 第一 野澤北地
 第二 小島吉藏 第三 山本 寬
 第四 * 藤本專次 第五 和田義雄
 第六 * 高橋重三 第七 * 大賀 茂
 第八 * 三宅忠強 第九 * 横田卓二
 第十 松田仁三郎 第十一 村信喜
 第十二 * 佐野利平 第十三 星 松尾
 第十四 熊野利助 第十五 和利由恭
 第十六 吉田 惠 第十六 * 穴戸功男
 第十七 * 阿久津四郎 第十八 神代菊雄
 第十九 芦見 茂 第二十 三間良衛
 第二十一 黒谷正忠 第二十二 * 中村圓太郎
 第二十三 * 佐竹佃一郎

野砲兵聯隊長 (砲兵大佐 * 中佐)

聯隊長 聯隊長
 近衛 岡田 實 第一 内山英太郎
 第二 大谷清磨 第三 八木録郎
 第四 玉川 直 第五 太田勝海
 第六 城島榮興 第七 早速廣吉
 第八 橋本 精 第八 渡邊正夫
 第九 平田健吉 第十 古野龍之助
 第十一 尾崎三雄 第十二 * 福原豊三
 第十三 坂西平八

山砲兵聯隊長 (砲兵大佐)

聯隊長 聯隊長
 第九 高東宗平 第二 菫田康一

獨立山砲兵聯隊長 (砲兵大佐)

聯隊長 聯隊長
 第一 井關 保 第三 和田 盈

野戰重砲兵聯隊長 (砲兵大佐)

聯隊長 聯隊長
 第一 伊藤義雄 第二 藤江惠輔
 第三 和泉勸次郎 第四 兒玉 清
 第五 中野太介 第六 岩城庄助
 第七 安藤麟三 第八 武雄清吾

重砲兵聯隊長 (砲兵大佐)

聯隊長 聯隊長
 横須賀 湯淺榮次郎 深山 堀耕太郎
 下關 木全 良雄

高射砲聯隊長 (砲兵大佐)

聯隊長 聯隊長
 第一 馬場保雄

鐵道聯隊長 (工兵大佐)

聯隊長 聯隊長
 第一 成澤 清 第二 池田茂藏

電信聯隊長 (工兵大佐)

聯隊長 聯隊長
 第一 加藤一勝 第二 中島完一

飛行聯隊長

「航空」の部を見られたし

朝鮮軍 (龍山)

司令官 中將 川島義之
 參謀長 少將 大串敬吉

臺灣軍 (臺北市)

司令官 中將 松井石根
 參謀長 少將 大塚堅之助

守備隊司令官

關東軍 (旅順市)

司令官 大將 菱 刈 隆
 參謀長 中將 小磯 國 昭
 參謀副長 少將 岡村 寧 次
 獨立守備隊司令官 中將 井上 忠 也

支那駐屯軍 (天津)

司令官 少將 中村孝太郎
 參謀長 砲兵中佐 菊池 門 也

要塞 (昭和八・九・一)

要塞 所在地 司令官
 東京灣 横須賀市 中將 筒井 正 雄
 父 島 小笠原父島 步兵大佐 莊 司 久 吾
 舞 鶴 京都府加佐郡餘内村 少將 安達 十 六
 由 良 兵庫縣由良町 中將 清水 喜 重
 豐 豫 大分縣佐賀關 少將 松 井 勝 二
 壹 岐 長崎縣壹岐郡武生水町 步兵大佐 井 原 齊
 下 關 下關市 中將 兒 玉 友 雄

軍事——關東軍、支那駐屯軍、要塞

對馬 長崎縣下縣郡

佐世保 佐世保市 少將 高橋 勘 二
 長崎 長崎市 步兵大佐 秋山 靜 太郎
 奄美大島 鹿兒島縣大島郡東方村 步兵大佐 下村 義 和
 津 輕 函館市 少將 山口 正 熙
 鎮海灣 慶尚南道昌原郡鎮海面 少將 西村 建 雄
 永興灣 咸鏡南道元山府 步兵大佐 横濱 和 義
 基隆 臺北州基隆市 少將 林 幸 司
 澎湖島 澎湖廳馬公街 砲兵大佐 松村 修 己
 旅 順 旅順市 中將 安藤 紀 三 郎

現役陸軍々人及年俸

(昭和六年末)
 人員 年俸
 將官及同相當官 三三三 一、一六五、〇〇〇
 佐官及同相當官 三、七四七 一〇、五五四、五〇〇
 尉官及同相當官 九、七九七 三、九四一、八六〇
 准 士 官 一 一

陸軍武官俸給 (單位圓)

大 將 六、六〇〇
 中將同相當官 五、八〇〇
 少將同相當官 五、〇〇〇
 大佐同相當官 四、一五〇
 中佐同相當官 三、三〇〇
 少佐同相當官 二、三〇〇
 大尉同相當官 一、九〇〇
 中尉同相當官 一、四七〇
 少尉同相當官 一、一三〇
 一等 樂 長 一、一五〇 二等 一、九〇〇
 二等 樂 長 一、一五〇 二等 一、三九〇
 三等 樂 長 一、一五〇 二等 一、三〇〇
 准 士 官 一、一五〇 二等 九〇〇

陸軍現役將校定限年齡
 六十五歲 大 將
 六十二歲 中將 主計總監 軍醫總監
 六十歲 藥劑總監 獸醫總監
 五十八歲 主計監 軍醫監 藥劑監 獸醫監
 五十六歲 一等主計正 一等軍醫正
 五十五歲 一等藥劑正 一等獸醫正
 五十四歲 二等主計正 二等軍醫正
 二等藥劑正 二等獸醫正

軍事——壯丁體格別人員、壯丁と花柳病

| | | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 五十三歲 | 中 佐 | 三等主計正 | 三等軍醫正 | 三等藥劑正 | 三等獸醫正 |
| 五十二歲 | 少 佐 | 一等主計 | 一等軍醫 | 一等藥劑官 | 一等獸醫 |
| 五十歲 | 大 尉 | 二等主計 | 二等軍醫 | 二等藥劑官 | 二等獸醫 |
| 四十八歲 | 中 尉 | 三等主計 | 三等軍醫 | 三等藥劑官 | 三等獸醫 |
| 四十七歲 | 少 尉 | 四等主計 | 四等軍醫 | 四等藥劑官 | 四等獸醫 |
| 四十五歲 | 中 少尉 | 五等主計 | 五等軍醫 | 五等藥劑官 | 五等獸醫 |

壯丁體格別人員 (昭和七年)

| 甲 | 乙 | 丙 | 丁 | 戊 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 種 種 | 種 種 | 種 種 | 種 種 | 種 種 |
| 實 數 | 實 數 | 實 數 | 實 數 | 實 數 |
| 千 分 比 | 千 分 比 | 千 分 比 | 千 分 比 | 千 分 比 |

| 年 次 | 總 檢 査 人員 | 花柳病 患者數 | 檢査人員 千に對し |
|------|----------|---------|-----------|
| 昭和三年 | 五七六、二六 | 七、三九一 | 一二、八三 |
| 昭和四年 | 五九三、三六 | 六、六〇八 | 一一、三三 |
| 昭和五年 | 六〇四、一三 | 六、〇六〇 | 一〇、〇三 |

壯丁と花柳病 (徵兵事務摘要)

| 年 次 | 實 數 | 千 分 比 |
|------|--------|-------|
| 同 六年 | 六三、一七六 | 九、七三 |
| 同 七年 | 六四、九六九 | 九、九八 |

壯丁身長別人員 (昭和七年)

| 身長 | 實 數 | 千 分 比 |
|--------|--------|-------|
| 一米六五以上 | 一一、二九〇 | 一、九二 |
| 一米五五以上 | 三三、四八四 | 六、二〇 |
| 一米五〇以上 | 九一、八四五 | 一四、九 |
| 一米五〇未滿 | 二四、六五五 | 四、〇 |
| 平均身長 | 一米六〇〇 | 〇、〇 |

壯丁教育程度 (徵兵事務摘要)

| 年 次 | 實 數 | 千 分 比 |
|------|-------|-------|
| 昭和六年 | 一、七三二 | 三、七四二 |
| 同 七年 | 六、六九八 | 八、九〇四 |

不就 讀書算術を 爲し得る者 一、九一九

計 爲し得る者 三、〇九〇

滿洲事變戰死傷者 (昭和八年 七月二十四日現在陸軍省調)

| | |
|-----------|-------|
| 關 東 軍 | 一、六六〇 |
| 間 島 派 遣 隊 | 二、八〇〇 |
| 越 境 部 隊 | 四、〇〇〇 |
| 支 那 駐 屯 軍 | 七、〇〇〇 |
| 合 計 | 一、七三二 |

| 戰死 | 戰傷 | 合計 |
|-----------|-------|-------|
| 關 東 軍 | 一、六六〇 | 一、六六〇 |
| 間 島 派 遣 隊 | 二、八〇〇 | 二、八〇〇 |
| 越 境 部 隊 | 四、〇〇〇 | 四、〇〇〇 |
| 支 那 駐 屯 軍 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 合 計 | 一、七三二 | 一、七三二 |

總 計 二、二六三 二、七二一 二、五三四 六、九二二 九、四四六 (備考) 本表ハ電報々告ヲ統合セルヲ以テ後日各員數ニ異動ヲ生スルコトアリ。

軍屬、囑託ヲ除キ輕傷在隊患者ヲ掲ス。

帝國艦船一覽 (昭和八年七月調)

| 艦 名 | 排水量 | 竣工 | 速力 | 備 砲 | 製 造 所 |
|-----------|-----|------|----|------|-------|
| 金剛 二九、三〇〇 | 大正二 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 比叻 二九、三〇〇 | 三 | 二七・五 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 榛名 二九、三〇〇 | 四 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 霧島 二九、三〇〇 | 四 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 扶桑 二九、三〇〇 | 四 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 山城 二九、三〇〇 | 六 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 伊勢 二九、三〇〇 | 六 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 日向 二九、三〇〇 | 七 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 長門 三三、七三〇 | 九 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 陸奥 三三、七三〇 | 一〇 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |

軍事——滿洲事變戰死傷者、帝國艦船一覽

艦洋巡等一

| 艦 名 | 排水量 | 竣工 | 速力 | 備 砲 | 製 造 所 |
|-----------|------|------|----|------|-------|
| 加古 七、一〇〇 | 一五 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 古鷹 七、一〇〇 | 一五 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 衣笠 七、一〇〇 | 一五 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 青葉 七、一〇〇 | 一五 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 那智 一〇、〇〇〇 | 三 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 妙高 一〇、〇〇〇 | 三 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 足柄 一〇、〇〇〇 | 三 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 羽黑 一〇、〇〇〇 | 三 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 高雄 九、八五〇 | 三 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 愛宕 九、八五〇 | 三 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 鳥海 九、八五〇 | 三 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 摩耶 九、八五〇 | 三 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 平戸 四、四〇〇 | 明治四五 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |
| 矢矧 四、四〇〇 | 明治四五 | 二六・〇 | 三六 | 八、一五 | 英國 |

| 艦名 | 排水量(基準) | 竣工 | 速力 | 備砲 | 製造所 |
|-----|---------|-----|----|---------------|----------|
| 伏見 | 一五〇 | 三九 | 一四 | 同 | 英國ヤード社 |
| 鳥羽 | 二二五 | 四〇 | 一五 | 短八糎高角三、機銃六 | 佐世保工廠 |
| 嵯峨 | 六八五 | 大正元 | 一五 | 三糎一、八糎高角三、機銃六 | 同 |
| 勢多 | 三〇五 | 三 | 一六 | 八糎高角三、機銃六 | 播磨造船工場 |
| 堅田 | 三〇五 | 三 | 一六 | 同 | 上海東華造船會社 |
| 比良 | 三〇五 | 三 | 一六 | 同 | 同 |
| 保津 | 三〇五 | 三 | 一六 | 同 | 揚子機器有限公司 |
| 熱海 | 一七〇 | 昭和四 | 一六 | 短八糎高角一、機銃六 | 三井造船部玉工場 |
| 二見 | 一七〇 | 五 | 一六 | 同 | 藤永田造船所 |
| 浦風 | 八〇 | 大正四 | 一八 | 三糎一、八糎四 | 英國ヤード社 |
| 磯風 | 一〇五 | 六 | 一八 | 三糎四、機銃三 | 吳工廠 |
| 濱風 | 一〇五 | 六 | 一八 | 同 | 三菱長崎造船所 |
| 天津風 | 一〇五 | 六 | 一八 | 同 | 吳工廠 |
| 谷風 | 一〇五 | 六 | 一八 | 同 | 川崎造船所 |
| 江風 | 一〇五 | 七 | 一八 | 三糎三、機銃三 | 同 |
| 峰風 | 一〇五 | 八 | 一八 | 同 | 同 |
| 津風 | 一〇五 | 九 | 一八 | 三糎四、機銃三 | 同 |
| 沖風 | 一〇五 | 九 | 一八 | 同 | 三菱長崎造船所 |

| 艦名 | 排水量 | 竣工 | 速力 | 備砲 | 製造所 |
|-----|-------|------|----|-------------------|-------------|
| 天龍 | 三、三〇〇 | 大正八 | 三二 | 一四糎四、八糎高角一、機銃二 | 橫須賀工廠 |
| 龍田 | 三、三〇〇 | 八 | 三二 | 同 | 佐世保工廠 |
| 球磨 | 五、一〇〇 | 九 | 三三 | 一四糎七、八糎高角一、機銃二 | 同 |
| 多摩 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 三菱長崎造船所 |
| 北上 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 佐世保工廠 |
| 大井 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 神戶川崎造船所 |
| 木曾 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 三菱長崎造船所 |
| 長良 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 佐世保工廠 |
| 平鈴 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 浦賀船渠會社 |
| 名取 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 三菱長崎造船所 |
| 由良 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 佐世保工廠 |
| 鬼怒 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 神戶川崎造船所 |
| 阿武隈 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 浦賀船渠會社 |
| 那珂 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 橫濱船渠會社 |
| 川内 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 三菱長崎造船所 |
| 神通 | 五、一〇〇 | 一〇 | 三三 | 同 | 神戶川崎造船所 |
| 夕張 | 二、八〇〇 | 三 | 三三 | 一四糎六、八糎高角一、機銃二 | 佐世保工廠 |
| 淺間 | 九、二四〇 | 明治三三 | 二二 | 二〇糎四、五糎三、八糎五、機銃三 | 英國アームストロング社 |
| 八雲 | 九、〇一〇 | 三 | 二〇 | 同 | 獨逸 |
| 吾妻 | 八、六四〇 | 三 | 二〇 | 同 | 佛國アールカン社 |
| 出雲 | 九、一八〇 | 三 | 二〇 | 二〇糎四、一五糎四、八糎五、機銃三 | 英國アームストロング社 |
| 磐手 | 九、一八〇 | 三 | 二〇 | 同 | 同 |

| 艦名 | 排水量 | 竣工 | 速力 | 備砲 | 製造所 |
|-----|--------|------|----|-----------------------------|-------------|
| 春日 | 七、〇八〇 | 三七 | 三〇 | 二五糎一、二〇糎三、一五糎四、機銃二 | 伊國アンサルド社 |
| 日進 | 七、〇八〇 | 三七 | 三〇 | 二〇糎四、一五糎一四、八糎五、機銃二 | 同 |
| 對馬 | 三、二二〇 | 三七 | 二〇 | 一五糎六、八糎八、八糎高角一、機銃一 | 吳工廠 |
| 鳳翔 | 七、四七〇 | 大正二 | 二五 | 一四糎四、八糎高角三、二〇糎一〇、一三糎高角三、機銃二 | 淺野造船所 |
| 赤城 | 二六、九〇〇 | 昭和二 | 二八 | 二〇糎一〇、一三糎高角三、機銃二 | 吳工廠 |
| 加賀 | 二六、九〇〇 | 三 | 二八 | 同 | 同 |
| 韓崎 | 九、五七〇 | — | 二二 | 一三糎六、八糎高角一 | 英國ホーソン |
| 駒橋 | 一、二三五 | 大正三 | 一三 | 一三糎九、八糎高角一 | 佐世保工廠 |
| 迅鯨 | 五、一六〇 | 三 | 一六 | 一四糎四、機銃二 | 三菱長崎造船所 |
| 長鯨 | 五、一六〇 | 三 | 一六 | 同 | 同 |
| 常磐 | 九、二四〇 | 明治三三 | 二二 | 二〇糎二、一五糎八、八糎高角一、機銃三 | 英國アームストロング社 |
| 勝利 | 一、五四〇 | 大正六 | 一三 | 一三糎高角三、機銃三 | 吳工廠 |
| 白鷹 | 一、三四〇 | 昭和四 | 一六 | 一三糎高角三、機銃三 | 石川島造船所 |
| 嚴島 | 一、九七〇 | — | 一七 | 一四糎三、八糎高角二 | 浦賀船渠會社 |
| 八重山 | 一、一三五 | — | 一〇 | 一〇糎三、機銃一 | 吳工廠 |
| 淀 | 一、三〇〇 | 明治四二 | 一三 | 一三糎三、機銃一 | 神戶川崎造船所 |
| 安宅 | 七、三五 | 大正二 | 一六 | 一三糎三、八糎高角三、機銃一 | 橫濱船渠會社 |
| 宇治 | 五、四〇〇 | 明治三六 | 一三 | 一三糎三、機銃六 | 吳造船廠 |
| 隅田 | 一、〇五 | — | 一三 | 一三糎三、機銃六 | 英國ソローニ |

| 艦名 | 排水量 | 竣工 | 速力 | 備砲 | 製造所 |
|----|-------|----|----|----|---------|
| 鳥羽 | 二二五 | 九 | 一四 | 同 | 三菱長崎造船所 |
| 羽風 | 一、二二五 | 九 | 一四 | 同 | 同 |
| 矢風 | 一、二二五 | 九 | 一四 | 同 | 同 |
| 灘風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 夕風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 本丸 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 秋風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 帆風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 野風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 波風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 沼風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 神風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 朝風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 春風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 松風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 旗風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 追風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 疾風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 朝風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 夕風 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 陸月 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 如月 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 彌生 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 卯月 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |
| 皀月 | 一、二二五 | 一〇 | 一四 | 同 | 同 |

| 艦名 | 排水量 | 竣工 | 速度 | 備砲 | 製造所 |
|--------|-----|-----|----|----|---------|
| 呂號第二十八 | 七四六 | 大正三 | 二 | 一 | 佐世保工廠 |
| 呂號第二十九 | 六五五 | 大正三 | 二 | 一 | 神戶川崎造船所 |
| 呂號第三十 | 六五五 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第三十一 | 六五五 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第三十二 | 六五五 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第三十三 | 八九三 | 大正三 | 二 | 一 | 三菱神戸造船所 |
| 呂號第三十四 | 八九三 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第三十五 | 八九三 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第三十六 | 八八三 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第三十七 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第三十八 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第三十九 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第四十 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第四十一 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第四十二 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第四十三 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第四十四 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第四十五 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第四十六 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第四十七 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第四十八 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第四十九 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第五十 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第五十一 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第五十二 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第五十三 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第五十四 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第五十五 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第五十六 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第五十七 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第五十八 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第五十九 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第六十 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第六十一 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第六十二 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第六十三 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第六十四 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第六十五 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第六十六 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第六十七 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |
| 呂號第六十八 | 八八九 | 大正三 | 二 | 一 | 同 |

| 艦種 | 艦名 | 排水量 | 竣工 | 速度 | 備砲 | 製造所 |
|-----|-----|--------|------|------|----|--------|
| 練習艦 | 朝日 | 二,四四一 | 明治三三 | 一八・二 | 一 | 英國シヨン |
| 特務艦 | 數島 | 一,二七五 | 明治三三 | 一八・六 | 一 | 英國テムズ社 |
| 同 | 富士 | 九,一七九 | 明治三〇 | 一八・二 | 一 | 英國テムズ社 |
| 同 | 大和 | 一,三三〇 | 二〇 | 二 | 一 | 英國テムズ社 |
| 測量艦 | 大和 | 一,三三〇 | 二〇 | 二 | 一 | 英國テムズ社 |
| 同 | 膠州 | 二,〇八〇 | 二〇 | 二 | 一 | 英國テムズ社 |
| 同 | 青島 | 七,五五二 | 二〇 | 二 | 一 | 英國テムズ社 |
| 運送艦 | 劍埼 | 一,六〇〇 | 大正 | 九 | 一 | 獨逸 |
| 同 | 洲埼 | 八,八〇〇 | 大正 | 九 | 一 | 獨逸 |
| 同 | 室戸 | 八,三三三 | 大正 | 九 | 一 | 獨逸 |
| 同 | 野島 | 八,三三三 | 大正 | 九 | 一 | 獨逸 |
| 同 | 能登呂 | 一四,〇五〇 | 大正 | 九 | 一 | 獨逸 |
| 同 | 龍登呂 | 一四,〇五〇 | 大正 | 九 | 一 | 獨逸 |

列國主力艦一覽 (昭和八年六月一日調)

| 艦名 | 排水量 | 速度 | 主砲 | 製造所 |
|----|--------|----|----|-----|
| 知床 | 一四,〇五〇 | 九 | 三 | 同 |
| 霧袋 | 一四,〇五〇 | 九 | 三 | 同 |
| 佐多 | 一四,〇五〇 | 九 | 三 | 同 |
| 鶴見 | 一四,〇五〇 | 九 | 三 | 同 |
| 尻矢 | 一四,〇五〇 | 九 | 三 | 同 |
| 石廊 | 一四,〇五〇 | 九 | 三 | 同 |
| 神威 | 一七,〇〇〇 | 二 | 三 | 同 |
| 隱戸 | 一四,〇五〇 | 二 | 三 | 同 |
| 早瀬 | 一四,〇五〇 | 二 | 三 | 同 |
| 鳴戸 | 一四,〇五〇 | 二 | 三 | 同 |
| 問宮 | 一五,八二〇 | 二 | 三 | 同 |
| 大泊 | 二,三三〇 | 二 | 三 | 同 |

(備考) ×符は軍備制限條約の規定により戦闘任務に堪へざるものとなし保有し得たるもの。

| 艦名 | 排水量 | 速度 | 主砲 | 製造所 |
|-----------|--------|----|----|--------|
| アルカンサス | 二六,一〇〇 | 二〇 | 一〇 | 三十艘十二門 |
| ニユーヨーク | 二七,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 三十艘十門 |
| ネグア | 二九,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| オクラホマ | 二九,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| ハンシルバニア | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| アリスバ | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| ミシシッピ | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| アイダホ | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| ニューメキシコ | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| テネシシ | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| カリフォルニア | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| メアリランド | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| コロラド | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| ウエストバージニア | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| クイーンエリザベス | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| ワリスバイト | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| パール | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| ヴァリヤント | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |
| マラヤ | 三三,〇〇〇 | 二〇 | 一〇 | 同 |

軍事——倫敦條約海軍制限一覽

| 艦種 | イギリス | フランス | イタリア | 日本 | 米 | 英 | 日 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 巡洋艦 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |
| 駆逐艦 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |
| 潜水艦 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |
| 航空母艦 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |

日英米海軍勢力概要

| 艦種 | 日本 | 米 | 英 | 日 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 主力艦 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 |
| 巡洋艦 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 |
| 駆逐艦 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 |
| 潜水艦 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 |
| 航空母艦 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 |

倫敦條約海軍制限一覽

| 艦種 | イギリス | フランス | イタリア | 日本 | 米 | 英 | 日 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 巡洋艦 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |
| 駆逐艦 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |
| 潜水艦 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |
| 航空母艦 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |

華府協約海軍制限一覽

| 艦種 | イギリス | フランス | イタリア | 日本 | 米 | 英 | 日 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 主力艦 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 |
| 巡洋艦 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 |
| 駆逐艦 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 |
| 潜水艦 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 |
| 航空母艦 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 | 二、九〇〇 |

軍事——華府協約海軍制限一覽

| 艦種 | イギリス | フランス | イタリア | 日本 | 米 | 英 | 日 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 巡洋艦 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |
| 駆逐艦 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |
| 潜水艦 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |
| 航空母艦 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 |

軍事——鎮守府要港部、艦隊司令部

第三海軍區 第二海軍區に属するものを除き、佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、沖縄、臺灣、朝鮮の海岸海面

鎮守府要港部 (昭和八・九・一) 横須賀鎮守府 司令長官 大將 野村吉三郎 参謀長 少將 濱田吉治郎 人事部長 少將 山口長南 港務部長 大佐 梶島節雄 工務部長 中將 村田豊太郎 航空廠長 少將 前原謙治 經理部長 主計少將 池邊安雄 艦船部長 主計少將 高松長三 建築部長 少將 吉川原宏 横須賀醫院長 軍醫少將 阿部文五郎 湊病院長 軍醫大佐 向山美弘 刑務所長 監獄長 森井光雄 吳鎮守府 司令長官 中將 中村良三 参謀長 大佐 住山徳太郎 人事部長 大佐 松崎伊織 港務部長 大佐 山田定男

吳工廠長 少將 松下 廣工廠長 少將 豊田貞次郎 燃料廠長 中將 吉岡保貞 經理部長 主計少將 淡輪敏雄 軍需部長 大佐 名古屋十郎 艦船部長 機關大佐 中尾金房 建築部長 技師 白石誠夫 吳病院長 軍醫少將 福鳥久之 龜川病院長 軍醫大佐 三隅正吉 佐世保鎮守府 司令長官 中將 左近司政三 参謀長 少將 新山良幸 人事部長 大佐 平野昇 港務部長 大佐 松野省三 工務部長 少將 山本幹之助 經理部長 主計少將 佐々木重藏 艦船部長 少將 梶本金平 建築部長 技師 有馬寛 病院長 軍醫少將 伏見雅治 刑務所長 監獄長 吉岡忠雄 舞鶴要港部 司令官 中將 今村信次郎 参謀長 大佐 祝原不知名 大湊要港部 司令官 大佐 祝原不知名

司令官 少將 大野寛 参謀長 大佐 横山徳治郎 馬公要港部 司令官 少將 山内豊中 参謀長 大佐 鈴木新治 鎮海要港部 司令官 少將 鹽澤幸一 参謀長 大佐 穴戸好信 旅順要港部 司令官 中將 枝原百合一 参謀長 大佐 久保田久晴 駐滿海軍部 司令官 少將 小林省三郎 参謀長 大佐 藤森清一郎 司令官 少將 小林省三郎 参謀長 大佐 藤森清一郎 艦隊司令部 (昭和八・九・一) 聯合艦隊第一艦隊司令長官 大將 小林 参謀長 少將 吉田善吾 第二艦隊司令長官 中將 末次信正 参謀長 大佐 中村龜三郎 第三艦隊司令長官 中將 米内光政 参謀長 少將 三井清三郎 第一艦隊司令官 少將 堀 参謀長 少將 市村久 第六艦隊司令官 少將 鈴木 参謀長 少將 鈴木 第七艦隊司令官 少將 鈴木

現役海軍々人

第十一戰隊司令官 少將 坂野常善 練習艦隊司令官 中將 百武源吾 第一水雷戰隊司令官 少將 有地十五郎 第二水雷戰隊司令官 少將 井上繼松 第一潜水戰隊司令官 少將 井上肇治 第二潜水戰隊司令官 少將 和波豊一 第一航空戰隊司令官 少將 及川古志郎 上海海軍特別陸戰隊司令官 少將 杉坂悌二郎

海軍現役將校定限年齢

少佐三、三三〇△各科大尉一級一、九〇〇△同二級一、六五〇△同三級一、四七〇△各科中尉一級一、二五〇△同二級一、〇〇〇△各科少尉一級一、〇〇〇△各科特務大尉一級一、〇〇〇△同二級一、〇〇〇△各科特務中尉一級一、〇〇〇△同二級一、〇〇〇△各科特務少尉一級一、〇〇〇△同二級一、〇〇〇△候補生六〇△准士官一級一、三〇〇△同二級一、二〇〇△同三級一、〇〇〇△同四級九〇

種別 昭和五年末 同 六年末 將官 二、〇三七 二、〇八三 佐官 二、八〇九 二、六〇九 特務士官 一、三七〇 一、三五三 候補士官 一、七四 三三六 准士官 一、五八四 一、五九七 下士官 一七、九五八 一八、三三 兵士 五三、三四〇 五三、三二 總計 七九、九五 七六、九八

海軍武官俸給 (單位圓)

大將六、六〇〇△各科中將五、八〇〇△各科少將五、〇〇〇△各科大佐四、二五〇△各科中佐三、三〇〇△各科少佐二、五〇〇 四十五歲 大將 主計中將 造船中將 四十四歲 軍醫大尉 造機大尉 造兵大尉 四十三歲 大尉 機關大尉 造機大尉 造兵大尉 四十歲 中尉 藥劑中尉 造機中尉 造兵中尉 三十八歲 中尉 藥劑中尉 造機中尉 造兵中尉

軍事——海軍武官俸給、海軍現役將校定限年齢

□各國の國花 日本(櫻)、支那(牡丹)、イギリス(ばら)或ばスキートピー)、フランス(ゆり)或ばアイリス)、ドイツ(矢車菊)、アメリカ合衆國(きんぎょ)、イタリー(雛菊)カナダ(砂糖かへで)、印度(罌粟)、エジプト(蓮)、ギリシヤ(オリブ)、ローマ(月桂樹)、ベルシヤ(麝香)、メキシコ(仙人掌)、ハワイ(ハイビスカス)、ペル(向日葵)、スコットランド(薊)、アイランド(ほろづき)、カリホルニア(ばなびしきう)、朝鮮(梨)

政治

昭和八年政治史

本稿は昭和七年八月より昭和八年七月末迄に至る我國の政治史概観である。
この一年間は前年滿洲事變の突發以來、我國の政治經濟社會全般に亘つて所謂非常時と稱せらるるに至つてからの第二年度であるが、まことに内外の情勢は前年にも増して非常時の相貌を深刻化した。即ち外に對しては滿洲國承認、國際聯盟退、熱河討伐、北支停戰協定、米國の金本位離脱に依つて根底から動搖し來つた世界經濟機構の危機、及びこれを克服するためロンドンに召集された世界經濟會議の事實的決裂に依り更に對立矛盾を深刻化した各國の所謂鎖國的經濟國家主義への動向等があり、これに照應する國內政治事實としては、前年度に三度内閣が變つたのに對して、本年度は屢々その構成の脆弱を危まれ、崩壊を傳へられたる齋藤内閣が舉國一致の形を備へたるがため、各種の倒閣運動を切抜けて兎も角も存続し、既に昭和九年度豫算の編成に取

りかゝつてゐるといふ事實があり我現在を舉國一致内閣要望時代なりと思はしめるものがありこれが反面に於ては一致内閣主義従つて政黨の受難時代が展開されてゐる即ち第六十三議會第六十四議會と次第に齋藤内閣に對して對立的空氣を昂め、八月五月末の高橋蔵相辭職解消を契機に將に現内閣に絶縁しようとした政友會が非常時の壓力に制されて、この舉に出で得ず。黨内で約一月に亘る紛議の末、結局黨出身關係をも引き揚げせしめ得ず、現内閣を無能なりと斷じ乍ら、その内閣の豫算編成に掛つてゐるのを拱手傍觀してゐること黨内に政黨の局面轉回のため、漸く聯立内閣運動の旗幟を掲げようとしてゐること一部に鈴木總裁無任所大臣入閣論のあるのも現下日本の當面してゐる事相の表れである。民政黨その他各政治勢力の企畫してゐる政治運動も現内閣の強化か然らずんば何らかの舉國一致内閣の運動であるといふのが現下の政治面の著しい特長である。更にこの一年間に現れ強化された一つの特長は、右翼的フアツシヨ的政治勢力の合法非合法兩局面に於ける政治行動の熾烈となつたこと及びその反面としての左翼的政治勢力の劣勢化並びに國家主義化である。八年五月の五・一五

滿洲四頭政治の弊解決さる

滿洲に於ては從來關東軍、關東廳、領事館、滿鐵の四頭政治が行はれ、統一を缺く嫌があつたが、昭和七年八月八日武藤大將が關東軍司令官に親補され關東長官滿洲國出張特命全權大使を兼ねるに及んで、多年の懸案たる我對滿蒙政治機構の統一化は最も簡單な形式に於て解決された。
陸軍大將正三位勳一等功二級 武藤信義
補關東軍司令官
陸軍大將正三位勳一等功二級 武藤信義
兼任特命全權大使關東長官
特命全權大使 武藤信義
滿洲國へ出張被仰付
同時に從來の關東軍司令官本庄繁大將は軍事參議官に親補され、又辭表提出中の山岡關東長官も辭職を聽許せられ、八日内閣より左の如く發令された。

關東長官 山岡萬之助
依願免本官

第六十三臨時議會開かる

農村並びに中小商工業者の窮境を救済すべく、齋藤内閣は貴衆兩院の要請に基き、八月二十二日より八日間の會期を以て臨時議會を召集した。この議會は時局匡救に要する豫算を昭和七年度追加豫算として提出これが協賛を求むると共に、これに關係ある法律案を提出協賛を求めるとを目的としたものであつた。右豫算概算は左の如きものであつた。

昭和七年度に於ける時局救済に國の負擔に屬する經費總額、一般會計に於て一億六千三百萬圓、特別會計に於て千三百萬圓、計一億七千六百萬圓であつてその財源は主として公債に依る。その他地方の負擔に屬するもの八千七百萬圓、合計二億六千三百萬圓。

八月二十三日開院式が行はれ、二十五日から質問戦が展開されたが、質問は主として豫算總會に集中、特に政友會では政府の匡救策が不徹底にして、且つ匡救計畫が三年に亘るの長きに失し、焦眉の急に間に合はぬとなし、政友案たる匡救事業を二年間とすべしといふを主眼として大口喜六、若宮貞夫氏等を陣頭にたて政府に質問したが結局爲さざるに勝るといふ意味に於て政友會も同案に賛成、匡救豫算はその不満を

現した附帶決議付で衆議院を通過、貴族院も通過して、九月二日成立したが、他の匡救諸法案は相當難産で遂に流産の運命に陥つたものもある。即ち政友會では議會前から對政府態度につき、急進自重兩派の對立あり、議會には統制委員といふ新制度を設けて黨の統制を圖つた程で、急進論の氣勢も相當強かつたので、豫算案は通過せしめられたもの、政府の提出した匡救關係法案たる米穀應急施設法並びに負債整理組合法を不十分不適當なりとし、同黨より米穀法改正案並びに独自の負債整理組合法案を議會に提出した。政府政友會の兩案に於ける意見の對立は、米穀關係法案に於ては、政友會は政府の應急施設法は必要なるものであらうが現行米穀法發動の基準が率勢米價を以てするものである以上農村の匡救には役立たぬ。よろしく米穀法に依る政府の米賣買發動基準を米の生産費に依る様改正すべしといふ主張に依り現行米穀法改正案を提出したものであり、負債整理組合法案に於ては、政府案は資金關係の規定のない豫算を伴はざる法律案に形を採つてゐるに對し、政友會案はそれでは實效がないとして、負債整理組合中央金庫法案といふ豫算を伴ふ附帶法案がつけてあつた。

政友會が衆議院に於て絶對多數を占めてゐる當然の結果として兩案共政友會案が政府案修正の形に於て衆議院を通過したが、貴族院はこれを不満なりとして容れず、貴族院独自の態度を以て政府原案を復活可決したため紛糾を來し、會期を延長すること三度、第一回は三日、第二、第三回は各一日通計五日に及び、遂に兩案共兩院協議會開催となつて幾多の曲折を経て、結局負債整理組合法案は不成立、米穀法改正案は現行法の基準たる率勢米價の適用を一時停止し其間の米買上基準は米生産費とすることに政府兩院間に妥協成立して同議會は大波瀾裏に九月五日漸く閉院式の運びとなつた。尙同議會の注目すべき事實としては、二十五日兩院の本會議に於て齋藤首相並びに外相より政府は近く滿洲國を承認すべく諸般の準備中なる旨聲明し、日本の對滿根本方針を明かに宣明したことである。政友會の反政府態度もこの臨時議會を通じて次第に強くなつたものと一般に印象された。

多額議員選舉施行

貴族院多額議員の選舉は九月十日全國一齊に行はれたが、その結果は左の如くである。

當選議員總數六八、政友會二六、政友系二、民政黨一二、同系三、國同一八、中立二二。

滿洲國承認

我滿蒙政策の基調を形造るものとしての帝國の滿洲國承認は、遂に九月十五日決行された。この日滿洲國首都新京に於て承認を具體的に表明する左の如き日滿議定書は帝國全權武蔵義大將と滿洲國政府總理鄭孝胥氏とに依り完全に取行はれた。

議定書

日本國ハ滿洲國ガ其ノ住民ノ意志ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ爲スニ至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ
滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ベキ限リ之ヲ尊重スベキコトヲ宣言セルニ因リ
日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永久ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センガ爲左ノ如ク協定セリ
一 滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セザル限リ滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本國民ガ從來ノ日支間ノ條約、協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ

依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スベシ
二 日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルベキコトヲ約ス之ガ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス本議定書ハ署名ノ日ヨリ效力ヲ生ズベシ右公布と同時に、政府は内外に對し滿洲國正式承認に關する聲明書を中外に發表した。

リットン報告書公表さる

リットン氏を首席とする國際聯盟支那調査團の最終報告書は十月二日外務省から公表されたが右報告書中隨所に見受けられる各種の認識不足並びにこれに基く不當なる越權的結論に對し、當局を始め我國朝野は憤激の聲に満ちたが、政府は右報告書を駁し、帝國の方針の正當且確固不動なることを宣明する意味の意見書を、十月二十八日中外に發表した。

松岡代表出發

滿洲國問題を議するため十一月二十一日、

り壽府に於て開かるべき聯盟會議に出席するため帝國首席全權に選ばれた、政友會代議士松岡洋右氏は十月二十一日日本を出發した。

富田氏民政復黨

安達謙藏氏の國民同盟創立に際し民政黨を脱黨し、これに參畫した同黨領袖富田幸次郎氏は十一月十一日正式に民政黨に復黨した。

昭和八年度總豫算決定

時局匡救事業滿洲事變等のため、非常な編成難に陥り、且これが編成の結果は未曾有の龐大豫算となるであらうと豫想された八年度豫算は果せるかな幾多の波瀾の後左の如く十一月二十六日の閣議に於て最後の決定を見、左の如き空前の大豫算となつて現れた。

| | |
|----------|---------------|
| 昭八年度豫算概算 | |
| 歳出 | 一、三五七、三六六、九八八 |
| 歳入 | 八八一、九三八、九四〇 |
| 臨時部 | 二、三三九、三三三、七六 |
| 計 | |
| 歳入 | 一、三八八、三三一、二六 |
| 經常部 | |

臨時部

普通歳入 九五一、〇一四、五九二
公債 五四、六一一、三三三
合計 八九六、四〇三、三三七

即ち公債發行額は八億九千六百萬圓に達する。最初高橋蔵相は大蔵省査定に對する各省の復活要求を三千萬圓程度に安排して容認し、公債發行額を八億圓程度に止める方針であつたが遂に陸海軍の猛烈な復活要求に屈し、更に陸軍で五千萬圓、海軍で四千萬圓の復活要求を容れたので、公債發行額は約一億圓増加し總計約九億に達するに至つた。

第六十四議會召集前の政友會對政友會の關係

明年度豫算の決定第六十四議會の切迫に於て政友會の對政府態度が問題となつて來た。歴大な赤字公債に對する非難も各方面に昂つて來た。政友會は豫算内示會に於ても全然政府に質問せず、豫算が議會に提出されるまではこれに對し沈黙し事前了解を與へずとの態度を採つた。黨内の齋藤内閣に對する急進自重論も幹部は積極的にこれを一方に擁護しようとはせず、議會に臨めば自ら歸着する處に纏まるとの態度を採

り、政府は十二月二日の閣議で齋藤首相より各閣僚に對し將來の財政税制の根本的改進黨私案提示を求めて明年度豫算の赤字公債に對する世評を緩和すると共に、政友會への了解運動も行つた。

高橋蔵相と鈴木總裁との會見

十一月二十六日十二月十日と兩度行はれた高橋蔵相と鈴木政友會總裁との會見も重要な政府の了解運動の現れと見るべきである。高橋鈴木會見はその後八年に入つて繼續の意味で行はれ、我政界の最重要事件となつたが、これに就ては後に纏めて詳述する。

森恪氏逝去

政友會最大の閣將森恪氏は、十二月十一日急性肺炎で鎌倉に於て逝去した。政友會のみならず日本政界の大損失として等しく一般から哀惜された。享年五十一。

聯盟理事會開かる

我生命線たる滿洲國問題を祖上に上せて、國際聯盟理事會は愈々十一月二十一日からジュネーブに於て開催せられた。これより

先帝國政府はリットン報告書に對する帝國政府の意見書を十八日聯盟ドラモンド總長に手交し、二十一日外務省より公表した。尙二十一日より開かれた聯盟理事會は二十八日問題の審議を聯盟特別總會に移管したかくて聯盟總會は十二月六日より開かれ十九日國委員會も別に開かれ會議は十二月二十五日召集せられたる我國内の第六十四議會と、海の内外で並行越年して進行し、我政界にも重大影響を與へた。

第六十四議會召集さる

齋藤内閣最初の通常議會たる第六十四議會は十二月二十四日召集され、二十六日天皇陛下親臨の下に開院式を舉行、二十七日年内の事務的議事を終了、八年一月二十日まで休會した。衆議院の豫算委員長には政友會の山崎達之輔氏が當選した。

召集日當日の各派分野

二十四日召集當日の貴衆兩院各派勢力分野は左の如くである。
貴族院(皇族十八方を除く)
研究会百五十名、公正會六十九名、交友俱樂部三十九名、同和會三十九名、火曜會三十四名、同成會二十五名、無所屬三

十一名(缺員勅選二名)

衆議院
政友會二百九十九名、民政黨百十七名、國民同盟三十三名、第一控室十名、計四百五十九名(缺員七名)

岡田海相辭職

岡田海相の辭職問題は同相が昭和八年一月二十日停年に達する關係、並びに健康が勝れざることに加へて政治的に微妙な行掛り等を理由として、七年末末相當喧傳されたが、齊藤首相が八日午前同相を訪問懇談の結果、辭意固きため果然岡田海相の辭職は實現し、後任海相には大角大將が就任することに決定、十日左の如く大角新海相の親任式が行はれた。

海軍大將從三位勳一等功五級 大角岩生
任海軍大臣 岡田 啓介
依願免本官 海軍大臣 岡田 啓介

齊藤首相政民兩黨總裁訪問

齊藤首相は一月十六日鈴木政友會總裁並びに若槻民政黨總裁を夫々自邸に訪問、宮中新年宴會に於ける首相の失態事件につき釋明了解を求むると共に、議會の無事終了方につき兩總裁に何分の援助を懇請した。

第六十四議會再開さる

第六十四議會は一月二十一日再開され齊藤首相、内田外相の施政方針演説の後貴族院では二荒芳徳伯、衆議院では高橋蔵相の豫算に對する説明があつた後、政友會の濱田國松氏に依つて、本會議に於ける質問職の火蓋が切られ、引續き貴衆兩院共本會議豫算總會等に於て現内閣の施政に對する質問が行はれたが、日を重れるに従つて、政友會の態度が議會後の政變を豫期せるが如く、非戰的態度を明瞭にし來り、幹部は黨内の政府攻撃の氣勢を押へんとするに努め民政黨また準與黨氣分で戰意なきため議會は閉店休業的氣分に蔽はれ、世間の視聽は重大化した聯盟の情勢の推移に集中し、政府も又主力を聯盟對策に注ぎ、これがため數次の臨時閣議を開き、議會は殆んど等閑視された觀を呈するに至つた。

聯盟の形勢不利となる

聯盟十九ヶ國委員會は、我帝國が依然その主張を執つて動かす、無謀なる聯盟側の要請を容れざるため、一月二十一日日支紛争問題に關し聯盟規約第十五條第三項の和協手續條項の適用を不可能なりとし同條第

熱河討伐

聯盟脱退を敢行して迄滿洲國承認の方針を貫いた日本並びに當の滿洲國に取つて、次の問題は滿洲國治安の回復のための熱河討伐であつた。陸軍は二月九日聯盟脱退を前にして熱河の匪賊討伐は滿洲國主權の發動であるとの意味の聲明書を發表、二月十七日の閣議もこの方針を確立したので、我軍は日滿議定書に基き二月二十五日滿洲國軍と協力、一齊に熱河討伐總進撃を開始し疾風の如く三月四日には首都承德を陥れ、三月十日には支那との國境線たる長城の各關門を完全に占據した。

熱河討伐關東軍に勅語

天皇陛下には熱河討伐の勞を嘉し遊ばされ、關東軍に對し長くも左の如き優渥なる勅語を賜つた。

勅語

熱河省方面ニ作戰セル關東軍將兵ハ米雪ヲ冒シ險難ヲ踰エ長驅速ニ寡ヲ以テ衆ヲ破却シ克ク皇軍ノ威信ヲ中外ニ宣揚セリ 朕深ク其忠烈ヲ嘉ス惟フニ字内ノ形勢ハ頃刻モ苟且ヲ許サズ汝將兵益々其力ヲ養ヒ 朕力信倚ニ對ヘンコトヲ期セ

四項の適用に移行する旨聲明し、二十三日十五條第四項に基く報告書並びに勅告案を制作のため、九ヶ國起草委員會を任命した。

聯盟對策臨時閣議

一月三十日 聯盟對策臨時閣議を開いて以來、政府の聯盟問題に關する主なる動きを挙げれば、
一月三十日 臨時閣議、一月三十一日 内田外相聯盟情況報告のため興津坐漁莊に西園寺公を訪問、二月一日 臨時閣議二月三日 鈴木政友會總裁齊藤首相を訪問し聯盟問題に關しては政友會は全幅的に政府を支持する旨を述べて政府を激勵す。

秦豐助氏急逝す

政友會の秦豐助氏は二月四日腦溢血で急逝した。年六十二。同氏の熱情と誠實は黨内外の人の信用を博してゐただけ突然の逝去は各方面から哀惜された。

宮相更迭

一木宮相はかねてから辭意を持つてゐたが適當なる後任者を見出し得なかつたためこれが實現を見なかつたが、湯淺倉平氏が

昭和八年四月十五日

昭和八年度豫算成立す

明年度豫算案は衆議院に於ては砂田、長島、太田、風見、宮脇その他の諸氏より、貴族院に於ては菅原、阪谷、前田その他の諸氏に依り、相當痛烈な質問論難を受けたが、三月八日成立した。貴族院では歳入不足を公債のみでやらす増税に依つて一部をカバーすることが適當ではないかとの質問が出たが、これに對し高橋蔵相は少くとも九年度までは増税出来ぬと言明、問題を後に残した。

書記官長更迭

柴田内閣書記官長は令息の赤化事件起訴が確定したので、齊藤首相の手許に辭表を提出、政府は右後任に堀切法制局長官を昇格せしめ、その後任に黒崎參事官を擧げることとし、三月十三日左の如く正式に決定した。

法制局長官 堀切善次郎
任内閣書記官長
法制局參事官 黒崎 定三
任法制局長官

聯盟脱退決定

第十五條第四項に基く勸告案を含む報告書は、十五日の十九ヶ國委員會に於て採擇され二十一日より開會の聯盟總會の形勢も明瞭となつたので、政府は二月十七日重大決意の下に臨時閣議を開き、この閣議で決定した帝國の最後の方針を携行した齊藤首相は、二月十九日興津に國公を訪問、老公より政府の方針承認並びに激勵を受けて即日歸京し、二十日更に臨時閣議を開いて愈々勸告案を含む報告書が聯盟總會で採擇されれば聯盟を脱退するといふ大國策を決定した。續いて二十一日には、貴衆兩院に對し、本會議で齊藤首相より政府の聯盟脱退決意を表明し、二十四日聯盟總會に於て勸告案が四十二對一を以て採擇されるや、松岡全權以下帝國代表は決然退席して直にシエネープを引擧げ、茲に日本は事實上聯盟を脱退するに至つた。

内閣書記官長 柴田善三郎
依願免本官

六十四議會に於ける重要法案の運命

選挙法改正案 齋藤内閣の表看板の一つ
政界浄化のための重要方策と銘打った選挙
法改正案も、始めから比例代表の條項を
含まず選挙公費すら削除したものであつた
ため、衆議院で審議未了となつた。
議會振興案 政友會が熱心に主張し、衆
議院より議員提出法律案として提出され
た案は、貴族院に於る憲法違反の疑義が
あると共に、貴族院令との關係に於ても十分
研究の餘地があるから、政府に於て今後十
分研究の上政府案として提出された時改め
て審議するとの趣旨で審議未了となつた。
東京都制案 衆議院で審議未了。
尙ほ兩院を通過した重要法案は左の通り
である。
製鐵合同法案、爲替管理法案、米穀統制
法案、通信事業特別會計法案、農村負債
整理組合法案、醫師法改正案、恩給法改
正案

貴衆兩院三決建議案

六十四議會に於ては左の如く貴族院から
一決建議案、衆議院から一決建議案一建議案が
提出可決された。
思想對策に關する決議
政府は速かに確固たる思想對策を樹立し
以て民心の安定を計るべし
右決議す
教育革新に關する建議
政府は時代の進運に鑑み速かに教育の制
度並に内容の革新を斷行すべし
右建議す
時局に對する決議案
貴族院は政府が外は滿洲國に對する既定
の方針を貫徹すると共に新なる國際情勢
に適應する政策を樹立し以て東洋平和を
確保するに遺憾なきことを期し内は庶政
を釐革統整し財政の強固を圖り國運の伸
張に資し文教を盛んにして國民精神の作
興に努むるは邦家の急務なりと認む
右決議す
(以上貴族院)

第六十四議會閉つ

かくて第六十四議會は外には聯盟脱退後
の國際政情の悪化への掛念、内には濃厚な
る議會後の政變氣構へと、これに處する政
界各勢力の策動に取殘された空虚な状態

で、三月廿五日終了、二十六日閉院式を行
つた。

脱退を聯盟に正式通告し 大詔渙發さる

帝國政府の國際聯盟脱退御諮問案は三月
二十七日の樞密院本會議で満場一致可決さ
れた。依つて政府は同日齋藤首相は直に宮
中に參内、御諮問案の上奏御裁下を仰ぎ御
前を退下、内田外相は聯盟ドラモンド事務
總長宛正式に帝國の脱退通告文を打電し
た。
聯盟脱退に關し廿七日長くも左の大詔が
渙發せられた。

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克服シテ國際聯
盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憐ヒテ帝國ノ參
加ヲ命ジタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ
懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立
ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スチ以テ東亞
ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリ
ト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト
背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重
審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシ
ムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ 朕常ニ之ヲ
冀求シテ止マズ是ヲ以テ平和各般ノ企圖
ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手
ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ
東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノ
ニアラス愈信チ國際ニ篤クシ大義ヲ守リ

ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非
常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋
ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其
ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ
奮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往

以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷
ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコト
ヲ期セヨ
御名 御璽
昭和八年三月二十七日

行政官廳(昭和八・九・一)

| | | | | | | | |
|--------|--------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|---------|
| 内閣總理大臣 | 子齋藤 實 | 内閣書記官長 | 堀切善次郎 | 第二製表課長 | 松田泰二郎 | 資料課長 | 厚東 常照 |
| 外務大臣 | 伯内田 康哉 | 内閣總理大臣秘書官 | 入間野武雄 | 勞働課長 | 水谷 良一 | 調査課長 | 山田 秀三 |
| 內務大臣 | 伯山本 達雄 | 同(兼) | 侯伊達 宗彰 | ○内閣印刷局 | 麹町區大手町一丁目 | 施設課長 | 宮島 信夫 |
| 大藏大臣 | 高橋 是清 | ○内閣官房 | 新居善太郎 | 局長 | 杉 精三 | 分室主任 | 久保 喜六 |
| 海軍大臣 | 小角 岑生 | 總務課長 | 横溝 光暉 | 總務部長 | 土屋 耕二 | 第一課長 | 松井 春生 |
| 司法大臣 | 後藤 文夫 | 記録課長 | 川島 孝彦 | 印刷部長 | 矢野 道也 | 第二課長 | 内田 銀之助 |
| 農林大臣 | 鳩山 一郎 | 會計課長 | 稻田 周一 | 抄紙部長 | 村井 操 | ○高等試驗委員 | 八木 秀綱 |
| 文部大臣 | 荒木 貞夫 | ○内閣恩給局 | 和田倉門内 | ○法制局 | 和田倉門内 | 委員長 法制局長官 | 黒崎 定三 |
| 陸軍大臣 | 中島久萬吉 | 局長(兼) | 樋貝 詮三 | 第一部長 | 黒崎 定三 | ○中央統計委員會 | 男 阪谷 芳郎 |
| 商工大臣 | 南 弘 | ○内閣統計局 | 麻布區富士見町 | 第二部長 | 金森徳次郎 | 會長 法制局長官 | 黒崎 定三 |
| 逓信大臣 | 三土 忠造 | 局長 | 長谷川 起夫 | ○賞勳局 | 和田倉門内 | ○文政審議會 | 子齋藤 實 |
| 鐵道大臣 | 永井柳太郎 | 人口課長 | 高田 太一 | ○資源局 | 和田倉門内 | ○文政審議會 | 子齋藤 實 |
| 拓務大臣 | | 審査課長 | 中川 友長 | ○資源事務取扱 | 堀切善次郎 | ○文政審議會 | 子齋藤 實 |
| | | 庶務課長 | 平木 友弘 | 總務部長 | 松井 春生 | ○文政審議會 | 子齋藤 實 |
| | | 第一製表課長 | 森 數樹 | 庶務課長 | 植村甲午郎 | ○文政審議會 | 子齋藤 實 |

政治——行政官廳(內務省、外務省)

○法制審議會 總裁 男平沼騏一郎
○臨時產業審議會 會長 內閣總理大臣 子齋藤 實
○米穀統制調查會 會長 內閣總理大臣 子齋藤 實
○文官高等分限委員會 會長 內閣總理大臣 子齋藤 實

外務省

局長 第一課長 桑島 主計
第二課長 守島 伍郎
第三課長 田尻 愛義
局長 第一課長 柳井 恒夫
第二課長 東郷 茂德
第三課長 西郷 春彦

內務省(麴町區大手町)

局長 第二課長 柳澤 健
第一課長 對支文化事業調查會 會長 外務大臣 伯內田 康哉
第二課長 永代借地權委員會 會長 外務大臣 伯內田 康哉

1100

財務課長 大村 清一
地方債課長 加藤於菟丸
行政課長 坂 千秋
警保局長 松本 學
警務課長 宮野 省三
圖書課長 中里 喜一
保安課長 萱場 軍藏

名古屋土木出張所—名古屋市東區
所長 辰馬 鐵藏
大阪土木出張所—大阪市西區
所長 坂本助太郎

保險部長 川西 實三
規畫課長 清水 玄
監査課長 荒山 隆
經理課長 熊谷 憲一

町長 衣笠 豐
○大阪衛生試驗所—大阪市東區京橋三丁目
所長 町口 英三
○榮養研究所—小石川區駕籠町

會長 星野 錫
○都市計畫中央委員會 會長 內務大臣 男山本 達雄
○勞働保險調查會 會長 內務大臣 男山本 達雄

政治——行政官廳(大藏省)

局長 第一課長 大島辰二郎
第二課長 藤原 孝夫
第三課長 白松 篤樹

局長 第一課長 富田愛次郎
第二課長 原田 武
第三課長 多嘉王 馨

町長 古見 嘉一
○醫師試驗委員會 委員長 內務次官 潮 惠之輔
○齒科醫師試驗委員會 委員長 內務次官 潮 惠之輔

大藏省(麴町區大手町)
局長 高橋 是清
政務次官 堀切善兵衛

政治—行政官廳(大藏省)

次官 黑田 英雄
 參事官 上塚 司
 秘書官事務取扱 上塚 司
 同(兼) 大野 龍太
 ○大臣官房 大野 龍太
 秘書課長(兼) 廣瀬 豐作
 文書課長 關原 忠三
 會計課長 津島 壽一
 海外駐劄財務官 津島 壽一
 英佛駐在(兼) 津島 壽一
 米國駐在(兼) 津島 壽一
 ○主計局 藤井 眞信
 局長 賀屋 興宣
 司計課長 荒川 昌二
 ○主稅局 中島 鐵平
 局長 石渡莊太郎
 關稅課長 飯田九州雄
 臨時土地調査課長(兼) 石渡莊太郎
 ○理財局 富田勇太郎
 局長 湯本 武雄
 國庫課長 西村淳一郎
 國債課長 西村淳一郎

局長 大久保 俊次
 普通銀行課長 上山 英三
 特別銀行課長 大野 龍太
 検査課長 和田 正彦
 ○預金部 川越 丈雄
 部長 原 邦道
 監理課長 山田 龍雄
 ○營繕管財局 黑田 英雄
 長官 太田 嘉太郎
 總務部長 江口 順一
 國有財産課長 星野喜代治
 工務課長 大熊 喜邦
 監督課長 小島 榮吉
 工務課長 池田 讓次
 ○造幣局—大阪市北區新川崎町 保倉 三郎
 局長 松山 宗治
 總務部長 廣瀬 亞夫
 作業部長 佐々木謙一郎
 ○專賣局—麹町區大手町一丁目 佐々木謙一郎
 長官 菅野 榮三郎
 總務課長 佐野 正次
 販賣課長 磯江 泰雄

監査課長 光山 盛貞
 收納課長 岡 雅枝
 技術課長 花田 政春
 製造部長 田中 新吾
 管理課長 野並 龜治
 作業課長 森本 靖男
 經理部長 森本 博
 主計課長 河副 重一
 會計課長 野呂 一雄
 專賣局板橋製作所—板橋區板橋 南 勝治
 專賣局中央研究所—荏原區戶越 岩本 龍三
 專賣局水戸試驗場—茨城縣久慈 北浦 重之
 專賣局秦野試驗場—神奈川縣中 塚田 秀男
 專賣局水戸試驗場—茨城縣久慈 塚田 秀男
 專賣局水戸試驗場—茨城縣久慈 塚田 秀男
 專賣局三田試驗場—山口縣佐 仁藤 武雄
 波中關町 久保田美壽雄
 東京地方專賣局—淺草區南元町 久保田美壽雄

局長 山下 博敏
 水戸地方專賣局—水戸市 高木 千尋
 宇都宮地方專賣局—宇都宮市 井上 健彦
 高崎地方專賣局—高崎市 宇田 吉一
 郡山地方專賣局—郡山市 森尾 敏男
 仙臺地方專賣局—仙臺市 鈴木 徹雄
 函館地方專賣局—函館市 高橋 周三
 名古屋地方專賣局—名古屋市 神山 政良
 金澤地方專賣局—金澤市 黒瀬 勘一
 大阪地方專賣局—大阪市 有田 靖
 岡山地方專賣局—岡山市 松崎 漸吉
 廣島地方專賣局—廣島市 實來龜四郎
 坂出地方專賣局—香川縣坂出町 加藤 嘉藏
 德島地方專賣局—德島市 加藤 嘉藏

政治—行政官廳(大藏省)

局長 栗田 進
 福岡地方專賣局—福岡市 二井藤三郎
 熊本地方專賣局—熊本市 末廣喜久治
 鹿兒島地方專賣局—鹿兒島市 石森 銀治
 ○外國爲替管理部 青木 一男
 審査課長 井川 忠雄
 總務課長 原口 武夫
 ○橫濱稅關—橫濱市新港町 金子 隆三
 監視部長 中村 重喜
 港務部長 明石 幸橘
 ○神戸稅關—神戸市神戶區加納町六丁目 窪寺 勲
 監視部長 中村 應
 港務部長 河北 一男
 ○大阪稅關—大阪市港區三條通 末次 政一
 監視部長 谷岡 勝美
 港務部長(兼) 谷岡 勝美
 ○長崎稅關—長崎市羽衣町 安江 好治
 稅關長 安江 好治

監視部長兼 青木 正映
 ○門司稅關—門司市西海岸通地先埋立地 金光 秀文
 稅關長 松崎 憲司
 監視部長 山本 一
 港務部長 太田龜太郎
 ○函館稅關—函館市仲濱町 泉 至剛
 稅關長 大矢 半次郎
 總務部長 岸 喜二雄
 直稅部長 深田 美一
 經理部長 多田 喜一
 鑑定部長 鹿又 親
 ○大阪稅務監督局—大阪市北區中之島四丁目 松岡由三郎
 局長 柳澤 直衛
 總務部長 安藤 明道
 直稅部長 式村 義雄
 間稅部長 坂口 芳久
 經理部長 金井 春吉
 鑑定部長 金井 春吉
 ○札幌稅務監督局—札幌市大通西七丁目 落合 菜

局長 棚橋 直馬
 總務部長 玉井 徳和
 間稅部長 木内 五助
 直稅部長 山内 山彦
 鑑定部長 仙臺市北一 元尾 光輝
 局長 長谷川 孝治
 總務部長 川又 公平
 直稅部長 大塚 喜一
 間稅部長 鈴木 豊太郎
 鑑定部長 名古屋市 荒井誠一郎
 局長 河野 乙三
 總務部長 河野 乙三
 直稅部長 榎谷 孝典
 間稅部長 山住 克己
 鑑定部長 副島 昌
 ○廣島稅務監督局—廣島市八丁 野津高次郎
 局長 武部 弘成
 總務部長 野津高次郎
 直稅部長 落合 菜

局長 齊藤和三郎
 鑑定部長 山田 滋朗
 總務部長 嶺田 丘造
 間稅部長 服部 辰藏
 直稅部長 山田 義見
 經理部長(兼) 福地 惣治
 鑑定部長 渡會 六治
 釀造試驗所—瀧野川區瀧野川 中島 鐵平
 所長 主稅局長 中島 鐵平
 ○關稅訴訟審査委員會 黒田 英雄
 會長 大藏大臣 黒田 英雄
 ○國有財産調査會 高橋 是清
 會長 大藏大臣 高橋 是清
 ○預金部資金運用委員會 高橋 是清
 會長 大藏大臣 高橋 是清
 ○中央諸官衙建築準備委員會 高橋 是清
 會長 大藏大臣 高橋 是清
 ○關稅調査委員會 高橋 是清
 會長 大藏大臣 高橋 是清
 ○特別融通審査會 高橋 是清
 會長 日銀總裁 土方 久徵
 ○特別融通損失審査會 土方 久徵

會長 大藏大臣 高橋 是清
○外國爲替管理委員會
會長 大藏大臣 高橋 是清
○外貨評價委員會
會長 大藏大臣 高橋 是清

元帥府

元帥 海軍大將 伯 東郷平八郎
陸軍大將 載 仁親王
陸軍大將 子 上原 勇作
海軍大將 博 恭 王
陸軍大將 守 正 王

軍事參議院

軍事參議院は元帥、陸海軍大臣
參謀總長、海軍軍令部長並に特
に軍事參議官に親補せられたる
陸海軍將官を以て組織せられる
ので元帥乃至海軍軍令部長は當
然軍事參議官たるのである。左
には特に親補せられたる軍事參
議官を示す。

海軍大將 加藤 寛治
陸軍大將 渡邊 錠太郎
陸軍大將 南 次郎
海軍大將 男 安部 清種
陸軍大將 林 銑十郎

侍從武官府(宮内省内)

武官長 陸軍大將 本庄 繁
武官 海軍少將 出光 萬兵衛
陸軍少將 川岸 文三郎
海軍中佐 小林 謙五
海軍大佐 桑折 英三郎
陸軍騎兵大佐 石田 保秀
陸軍歩兵大佐 中島 鐵藏
陸軍砲兵中佐 町尻 量基

陸軍省(麹町區永田町)

大臣 中將 荒木 貞夫
政務次官 中將 土岐 章
次官 中將 柳川 平助
參議官 中將 石井 三郎
○大臣官房
秘書官 工中佐 前田 正實
同(兼) 少少佐 有末 精三
○人事部 少將 松浦淳六郎
補任課長 步大佐 小藤 惠
恩賞課長 步大佐 中井良太郎

軍務局

長 少將 山岡 重厚
軍事課長 步大佐 山下 奉文
兵務課長 砲大佐 山田長三郎
徵募課長 步大佐 黒田 重徳
防備課長 工大佐 大久保雄賢
馬政課長 騎大佐 坂本 健吉
○整備局 少將 林 桂
長 少將 横山 勇
動員課長 步大佐 上月 良夫
統制課長 步大佐 植村 東彦
兵器局 中將 石井 善七
砲兵課長 砲大佐 中川 泰輔
銃砲課長 砲大佐 植村 東彦
器材課長 航大佐 中川 泰輔
○經理局 主計監 小野寺長治郎
主計課長 主計正 大内球三郎
主計正 大城戸仁輔
監査課長 主計正 大城戸仁輔
衣糧課長 主計正 山本 昇
建築課長 主計正 山本 瑛一
○醫務局 軍醫總監 合田 平

衛生課長

衛生課長 軍醫正 田邊文四郎
醫事課長 軍醫正 名和 克己
○法務局 局長(兼) 鈴木直太郎
○陸軍軍需審議會 會長 中將 柳川 平助
○陸軍高等軍法會議 赤坂區青
山南町
○陸軍造兵廠—小石川區小石川
町

長 中將 岸本 綾夫
總務部長 砲大佐 中山 徳治
作業部長 少將 林 羽之介
技術部長 砲大佐 渡邊吉太郎
會計部長 主計正 鹿野 澄
東京工廠—小石川區小石川町
長 少將 高橋 貞夫
火工廠—王子區下十條町
長 少將 津田藤左衛門
名古屋工廠—名古屋市南區
長 少將 黒須辰之助
大阪工廠—大阪市東區
長 少將 永持 源次
平壤兵器製造所—平壤府

長 砲大佐 門馬 啓吉
○陸軍兵器本廠—麹町區華町
長 中將 三木善太郎
○陸軍航空本部—麹町區華町
長 中將 杉山 元
總務部長 中將 堀 丈夫
第一課長 航大佐 安藤 三郎
第二課長 航大佐 春田隆四郎
技術部長 少將 伊藤周次郎
補給部長 少將 小笠原數夫
検査部長 少將 大江 亮一
○陸軍技術本部—淀橋區百人町
長 大將 緒方 勝一
總務部長 少將 弘岡 好忠
第一部長 少將 中島 三郎
第二部長 少將 松井 命
第三部長 少將 山田卯三男
○陸軍科學研究所—淀橋區百人町
長 少將 久村 種樹
第一部長 少將 多田 禮吉
第二部長 少將 川上 義弘
○憲兵司令部—麹町丸ノ内一丁目
司令官 中將 秦 眞次
○朝鮮憲兵司令部—京城府

司令官 少將 岩佐 祿郎
○軍馬補充部本部—第一師團司令部構内
長 中將 武藤 一彦
○陸軍築城部本部—麹町區代官
長 中將 高橋 眞八
○陸軍運輸部—廣島市宇品町
長 中將 三宅 光治
○千住製絨所—荒川區南千住町
所長 主計監 松野 一義
○陸軍糧秣本廠—深川區越中島
町
長 主計總監 千葉 郁治
○陸軍被服本廠—王子區赤羽町
長 主計監 白井八百藏
○陸軍衛生材料廠—世田谷區玉川用賀町
長 藥劑監 田口 文太

第三部長 少將 山田 乙三
第四部長 中將 西尾 壽造
課長 步大佐 飯村 積
同 吉本 貞一
同 酒井 晴吉
同 百武 庸彦
同 高屋 庸彦
砲大佐 大島 浩
砲大佐 岡部直三郎
同 岡部直三郎
同 鈴木 率道
同 安井 藤治
同 橋本 群
砲大佐 渡邊 右文
○陸地測量部—麹町區永田町一丁目
長 少將 鈴木 元長
三角科長 工大佐 野口 正義
地形科長 工中佐 今中 武義
製圖科長 工中佐 伊藤 精

騎兵監 中將 吉岡 豊輔
砲兵監 中將 入江仁六郎
工兵監 中將 岩越 恒一
輜重兵監 中將 井上 達三
東京警備司令部(麹町區)
司令官 中將 林 仙之
參謀長 少將 大谷 龜藏
海軍省(關二丁目)
大臣 大將 大角 岑生
政務次官 中將 堀田 正恒
次官 中將 藤田 尙徳
參議官 川島正次郎
○大臣官房
秘書官(兼) 少佐 山本 善雄
秘書官(兼) 少佐 矢牧 章
電信課長 大佐 伊藤利三郎
○軍務局
長 中將 寺島 健
第一課長 大佐 井上 成美
第二課長 同 大島乾四郎
第三課長 機大佐 御所 靜
○人事部 少將 阿武 清
第一課長 大佐 清水 光美

政治—行政官廳(司法省、文部省)

第二課長 同 泉、信一
 ○教育局長 少將 後藤 章
 第一課長 大佐 佐藤 市郎
 第二課長 同 宮田 義一
 第三課長 機大佐 福水寬治郎
 ○軍需局長 中將 牛丸 福作
 第一課長 大佐 細川 戊子郎
 第二課長 機大佐 柳原 博光
 第三課長 主大佐 石黑 利吉
 ○警務局長 軍醫少將 國府田 中
 ○經理局長 主計少將 村上 春一
 第一課長 主大佐 荒木 彦嗣
 第二課長 同 池田 平作
 第三課長 同 熊生 榮
 ○建築局長 技師 前田 與市
 ○法務局長 山田 三郎
 ○高等軍法會議—海軍省構内
 ○東京軍法會議—海軍省構内
 ○海軍將官會議—海軍省構内
 ○海軍艦政本部—海軍省構内

長 中將 杉 政人
 總務部長 少將 山下 兼滿
 第一課長 大佐 星 守一
 第二課長 主大佐 武井 大助
 第三課長 機大佐 石井 常次郎
 第一課長 少將 和田 信房
 第二課長 大佐 本田 喜一郎
 第三課長 少將 岸本 鹿子治
 第四課長 少將 菊野 茂
 第五課長 少將 古市 龍雄
 第六課長 少將 玉澤 煥
 ○海軍技術研究所—目黒區三田
 長 造機中將 伊藤 孝次
 電氣部長 少將 上田 宗重
 海軍火藥廠—神奈川縣平塚市
 造兵少將 岸本 兼
 火藥部長 造兵大佐 松岡 俊躬
 爆藥部長 大佐 栗野 原謙三
 研究部長 造兵大佐 山家 信次
 會計部長 主大佐 桑久 保俊次
 醫務部長 醫大佐 鈴木 諒爾
 ○海軍航空本部—海軍省構内

長 中將 松山 茂
 總務部長 少將 河村 儀一郎
 教育部長 大佐 杉山 俊亮
 技術部長 少將 山本 五十六
 ○水路部—京橋區築地五丁目
 第一課長 少將 小野 彌一
 第二課長 大佐 茂泉 慎一
 第三課長 同 栗林 今朝吉
 第四課長 同 山田 省三
 會計課長 主少佐 內藤 信利

長 中將 松山 茂
 總務部長 少將 河村 儀一郎
 教育部長 大佐 杉山 俊亮
 技術部長 少將 山本 五十六
 ○水路部—京橋區築地五丁目
 第一課長 少將 小野 彌一
 第二課長 大佐 茂泉 慎一
 第三課長 同 栗林 今朝吉
 第四課長 同 山田 省三
 會計課長 主少佐 內藤 信利

長 中將 松山 茂
 總務部長 少將 河村 儀一郎
 教育部長 大佐 杉山 俊亮
 技術部長 少將 山本 五十六
 ○水路部—京橋區築地五丁目
 第一課長 少將 小野 彌一
 第二課長 大佐 茂泉 慎一
 第三課長 同 栗林 今朝吉
 第四課長 同 山田 省三
 會計課長 主少佐 內藤 信利

長 中將 松山 茂
 總務部長 少將 河村 儀一郎
 教育部長 大佐 杉山 俊亮
 技術部長 少將 山本 五十六
 ○水路部—京橋區築地五丁目
 第一課長 少將 小野 彌一
 第二課長 大佐 茂泉 慎一
 第三課長 同 栗林 今朝吉
 第四課長 同 山田 省三
 會計課長 主少佐 內藤 信利

政治—行政官廳(文部省)

學務課長 石丸 優三
 ○普通學務局長 武部 欽一
 學務課長 小笠原 豐光
 庶務課長 山崎 厚二
 ○實業學務局長 菊池 豐三郎
 局長 中島 靈圓
 田中 保平
 ○社會教育局長 關屋 龍吉
 局長 小尾 範治
 松尾 長造
 小尾 範治
 ○圖書局長 芝田 徹心
 局長 谷原 義一
 藤岡 繼平
 ○發行課長 下村 壽一
 橋本 綱太郎
 有光 次郎
 ○宗務局長 伊東 延吉
 阿原 謙藏
 岡田 恒輔
 ○學生部長 伊東 延吉
 阿原 謙藏
 岡田 恒輔
 ○學生課長 伊東 延吉
 阿原 謙藏
 岡田 恒輔
 ○調查課長 伊東 延吉
 阿原 謙藏
 岡田 恒輔

○教育調查部長 森岡 常藏
 ○傳染病研究所—芝區白金臺町 長 長與 又郎
 ○航空研究所—目黒區駒場町 長 和田 小六
 ○東京天文臺—東京府三鷹村 長 早乙女 清房
 ○地震研究所—東京帝國大學構内 長 石本 巳四雄
 ○化學研究所—京都帝國大學構内 長 喜多 源逸
 ○金屬材料研究所—仙臺市片平 長 石原 寅次郎
 了 長 長事務取扱 石原 寅次郎
 ○溫泉治療學研究所—大分縣速見郡石垣村 長 板垣 政參
 ○帝國圖書館—下谷區上野公園 館長 松本 喜一
 ○中央氣象臺—麹町區竹平町 館長 岡田 武松
 ○海洋氣象臺—神戶市中山手通七丁目 七丁目

○高層氣象臺—茨城縣筑波郡小野川村 臺長 大石 和三郎
 ○緯度觀測所—岩手縣水澤町 臺長 木村 榮
 ○東京科學博物館—下谷區上野公園 館長(兼) 秋保 安治
 ○體育研究所—澁谷區代々木西原町 館長(兼) 山川 建
 ○國民精神文化研究所—神田區一ツ橋通町 所長事務取扱 栗屋 謙
 ○航海練習所—文部省內 所長 菊池 豐三郎
 ○測地學委員會 委員長 平山 信
 ○教員檢定委員會 委員長 栗屋 謙
 ○理學文書目錄委員會 會長 櫻井 鏡二
 ○帝國學士院—下谷區上野公園 院長 櫻井 鏡二
 ○維新史料編纂會—麹町區三年

○維新史料編纂會—麹町區三年
 總裁 金子 堅太郎
 ○帝國美術院 局長 文部次官 栗屋 謙
 ○教科書調查會 會長 鎌田 榮吉
 ○學術研究會議—下谷區上野公園帝國學士院會館內 會長 櫻井 鏡二
 ○臨時國語調查會 會長 上田 萬年
 ○航空評議會 會長 文部大臣 鳩山 一郎
 ○學校衛生調查會 會長 文部次官 栗屋 謙
 ○震災豫防評議會 會長 文部次官 栗屋 謙
 ○宗教制度調查會 會長 文部次官 栗屋 謙
 ○國寶保存會 會長 平沼 騏一郎
 ○體育運動審議會 會長 文部大臣 鳩山 一郎

○臨時ローマ字調査會
會長 文部大臣 鳩山 一郎

農林省 (麴町區大手)
大臣 後藤 文夫
政務次官 織田 信恒
參事官 石黒 忠篤
○大臣官房 松村 謙三
秘書官 橋本清之助
同(兼) 山口 立
文書課長 小濱 八彌
統計課長 三須 武男
會計課長 田淵 敬治
○農務局 局長 長瀬 貞一
農政課長 湯河 元成
耕地課長 片岡 謙
肥料課長 井上俊太郎
農産課長 間部 彰
○山林局 局長 村上龍太郎
林政課長 中尾桂一郎
林務課長 田中八百八
監理課長 細川 利壽
業務課長 貴島 佳三
○水産局 局長 戸田 保忠
水産課長 原 辰二
漁政課長 山中 鎮治
○畜産局 局長 高橋 武美
畜政課長 永松 陽一
畜産課長 三浦 一雄
馬産課長 石崎 芳吉
○蠶絲局 局長 横屋 潤
蠶絲課長 井野 碩哉
蠶業課長(兼) 石黒 武重
○米穀部 部長 明石 弘
計畫課長 荷見 安
調查課長 村上富士太郎
米穀課長 本多 佐七
經理課長 横山 敬教
東京米穀事務所—深川區濱園町 平岡 梓
大阪米穀事務所—大阪市大正區 對馬 彌作
舟町 酒田米穀事務所—山形縣酒田町 楠原 正秀
砂田 久雄

門司米穀事務所—門司市大久保 所長 水川 潔
新潟米穀事務所—新潟市船場町 所長 酒井 正男
名古屋米穀事務所—名古屋市南區大江町 所長 井水 正名
○經濟更生部 部長 小平 權一
總務課長 三宅發士郎
產業組合課長 田中 長茂
金融課長 周東 英雄
副業課長 五十子卷三
○農事試驗場—瀧野川區西夕原 局長 安藤廣太郎
○茶業試驗場—靜岡縣金谷町 局長(兼) 安藤廣太郎
○園藝試驗場—靜岡縣興津町 局長(兼) 安藤廣太郎
○青森營林局—青森市大字沖館 局長 樺葉 可省
○秋田營林局—秋田市東根小屋 局長 島田 春夫
○東京營林局—麴町區大手町 局長 谷本町一ノ二
○大阪工業試驗所—大阪西淀川區 所長 小寺房治郎
○絹業試驗所—橫濱市神奈川區 所長(兼) 莊司市太郎
○陶磁器試驗所—京都市伏見區 所長 深草正覺町 平野 耕輔
○工藝指導所—仙臺市二十人町 所長 國井喜太郎
○東京鑛山監督局—麴町區永田町二丁目 局長 村井 四郎
鑛政課長 鹽谷狩野吉
鑛業課長 松本 彬
分析課長(兼) 大野 越
○仙臺鑛山監督局—仙臺柳町通 局長 後藤 保清
鑛政課長 諸井 桃二
鑛業課長 菅野健三郎
○大阪鑛山監督局—大阪市東成區勝山通八丁目 局長 橋本 芳雄

區濱邊通八丁目 所長 肥後 俊彦

○馬政調査會 會長 農林大臣 後藤 文夫
○絲價委員會 會長 農林大臣 後藤 文夫
○家畜再保險審査會 會長 次官 石黒 忠篤
○糸價安定融資補償審査會 會長 農林大臣 後藤 文夫
○生糸需要増進調査會 會長 農林大臣 後藤 文夫
○米穀委員會 會長 農林大臣 後藤 文夫

商工省 (京橋區木挽町)
大臣 中島久萬吉
政務次官 岩切 重雄
參事官 吉野 信次
○大臣官房 松村 光三
秘書官 金子 武磨
同(兼) 宮田 忠雄
文書課長 小島 新一
統計課長 藤田國之助
會計課長 東 榮二

○商務局 局長 川久保修吉
商政課長 大貝 晴彦
取引課長 坂 薫
○工務局 局長 竹内 可吉
工政課長 岸 信介
工業課長 辻 謹吾
工務課長 立花 俊一
監督課長 小金 義照
中央度量衡檢定所長 渡邊 襄
○鑛山局 局長 福田 庸雄
鑛政課長 新倉 利廣
鑛業課長 中川 信
地質調査所長 金原 信泰
○貿易局 局長 寺尾 進
貿易課長 黒田 鴻五
通報課長 大島 永明
○保險部 部長 大塚 健治
損害保險課長 鈴木 英雄
生命保險課長 石井 銀彌
○製鐵所—八幡市 局長 中井 勲作

技監 野田 鶴雄
監理部長兼研究部長 野田 鶴雄
總務部長 渡邊 義介
販賣部長 北村保太郎
勞務部長 磯谷 光亨
工務部長 山縣 愷介
鋼材部長 景山 齊
化工部長 黒田 泰造
銑鐵部長 鶴瀨 新五
製鋼部長 久保田省三
醫務部長 植村卯三郎
東京出張所—京橋區木挽町七丁目 所長(兼) 鈴木 武志
二瀬出張所—福岡縣嘉穂郡穂波村 所長 吉田健三郎
○特許局—麴町區大手町二丁目 局長 中松 眞卿
審判部長 勝部 兵助
總務部長 吉原 隆次
意匠商標部長 野村 信孝
機械部長 廣瀬 基
陳列館長 岡部 忠敏
化學電氣部長 三山喜三郎
○東京工業試驗所—澁谷區幡ヶ

○大阪營林局—東區內久寶寺町 局長 入江 魁
○高知營林局—高知市西弘小路 局長 德本 孝也
○熊本營林局—熊本市京町本町 局長 村田 爲治
○林業試驗場—目黒區下目黒四丁目 局長 藤岡 光長
○水産試驗場—京橋區月島十二丁目 局長 春日 信市
○畜産試驗場—千葉縣千葉郡都村 局長 木村 和誠
○獸疫調査所—瀧野川區西夕原 局長 平塚 英吉
○橫濱生糸検査所—橫濱市中區北仲通五丁目 局長 芳賀權四郎
○神戸生糸検査所—神戸市葺合

政治——行政官廳（選信省）

鑛政課長 衣川 毅夫
分析課長(兼) 森田 正見
鑛業課長 森田 正見
○福岡鑛山監督局—福岡市土手町
局長 原田 幾造
鑛政課長 川本 健治
鑛業課長 室木隆三郎
○札幌鑛山監督局—札幌市南一條西十四丁目
局長 杉山 正雄
鑛政課長 鳩山 正夫
鑛業課長 松坂 將々
○燃料研究所—埼玉縣川口市
所長 伴 義定
○花達検査所—神戸市灘區河原所長 蜂谷徳三郎
○臨時産業合理局—商工省構内長官 商工大臣 男 中島久萬吉
第一部長 長崎英十郎
第二部長(兼) 竹内 可吉
會計課長(兼) 東 榮二
庶務課長(兼) 宮田 忠雄
○工藝審査委員會 委員長 商工次官 吉野 信次
○不當廉賣審査委員會

會長 商工大臣 男 中島久萬吉
○工業規格統一調查會
會長 商工大臣 男 中島久萬吉
○瓦斯事業委員會
會長 商工大臣 男 中島久萬吉
○國產振興委員會
會長 商工大臣 男 中島久萬吉
○統制委員會
會長 商工大臣 男 中島久萬吉
○發明獎勵委員會
會長 商工大臣 男 中島久萬吉
○大臣官房
秘書官(兼) 上ノ畑 悌二
秘書官 池田 有二
秘書課長 上ノ畑 悌二
文書課長 平澤 要
保健課長 平井出貞三
監察課長 武田 泰郎
選信官吏練習所—芝公園立地所長(兼) 山本直太郎

選信博物館—麴町區富士見町
館長(兼) 西邨 知一
局長 久莖 茂
○郵務局
局長 西邨 知一
外國郵便課長 祝 鳥男
業務課長 手島 榮
規畫課長 山本直太郎
○電務局
局長 飯野 毅夫
業務課長 藤川 靖
規畫課長 山本直太郎
○工務局
局長 米澤與三七
庶務課長 松濤菊五郎
電話課長 梶井 剛
電信課長 初見 五郎
電氣局 清水 順治
局長 萩原 丈夫
○監理課長 田波 芳三
○檢查課長 上妻 博
○技術課長 野口寅之助
○管船局 局長 淺野 平二

監理課長 小野 猛
海員課長 長岡 信捷
庶務課長 福原 敬次
船務課長 重光 茂
○航空局
局長 片岡 直道
監理課長 伊勢谷次郎
技術課長 新井 三郎
○經理局
局長 富安 謙次
監查課長 景山 準吉
需品課長 山田 忠次
主計課長 山田 良秀
營繕課長 和田 信夫
○貯金局—京橋區木挽町八丁目
局長 猪熊 貞治
○簡易保險局—芝區赤羽町
局長 平井 宣英
○電氣試驗所—品川區五反田五丁目
第一部長 高津 清
第二部長 神保 成吉
第三部長 肥田 丈夫
第四部長 密田良太郎
第五部長 楠瀬雄次郎
○東京選信局—赤坂區葵町

政治——行政官廳（選信省、鐵道省）

局長 佐谷 台二
○名古屋選信局—名古屋市中區長崎町六丁目 安光 元一
○大阪選信局—北區中之島六丁目
局長 關 正雄
○廣島選信局—廣島市大手町 局長 佐佐 信一
○熊本選信局—熊本市花畑町 局長 進藤 誠一
○仙臺選信局—仙臺市南町通 局長 三宅 航一
○札幌選信局—札幌市大通西二丁目 局長 山崎 晃
○燈臺局—橫濱市中區北仲通 局長 長川 豐樹
監理課長 遠藤 精一
工務課長 森田富士助
○高等海員審判所—選信省構内所長(兼) 管船局長 淺野 平二
○東京地方海員審判所—京橋區明石町 所長(兼) 選信局長 佐谷 台二
○大阪地方海員審判所—大阪市

北區中之島六丁目
所長(兼) 選信局長 關 正雄
○門司地方海員審判所—門司市西海岸通合同廳舍 所長(兼) 猪間信一郎
○函館地方海員審判所—函館市鍛冶町 所長(兼) 小林 武治
○船員職業紹介委員會 會長 選信次官 大橋 八郎
○簡易生命保險審査會 會長 選信次官 大橋 八郎
○簡易生命保險積立金運用委員會 會長 選信大臣 南 弘
○電氣委員會 會長 選信大臣 南 弘
鐵道省(麴町區丸の内)
大臣 三土 忠造
政務次官 名川 侃市
次官 久保田敬一
參與官 板谷 順助
○大臣官房
秘書官 米田規矩馬
同(兼) 鳥岡浩一郎
人事課長 須田 博
文書課長 鳥岡浩一郎

法規課長 田 誠
保健課長 大島 清
現業調査課長 村上 季平
研究所長 松繩 信太
○監督局
局長 喜安健次郎
業務課長 平山 孝
總務課長 坂口 忠次
陸運課長 早川 慎一
技術課長 永田 民也
○運輸局
局長 日淺 寬
貨物課長 小原 英一
配車課長 生野源太郎
旅客課長 鈴木 清秀
總務課長 山田新十郎
國際課長(兼) 山田新十郎
運輸課長 山岸 輝雄
船務課長 山本 照
船舶課長 山下 雅實
自動車課長 池田 嘉六
○建設局
局長 竹股 一郎
工務課長 堀越 清六
計畫課長 黑河內四郎
○工務局 局長

保線課長 大田 明治
改良課長 黒田 武定
建築課長 寺田 勇一
計畫課長 古川 淳三
○工作局
局長 朝倉 希一
工場課長 曾根嘉治郎
車輛課長 德永 晋作
機械課長 紀井 壽次
○電氣局
局長 飯田精太郎
通信課長 石井 直
電化課長 古川 光造
電力課長 森田 重彦
○經理局
局長 工藤 義雄
倉庫課長 玉置 善雄
購買第二課長 田中 鐵造
調查課長 三輪清一郎
會計課長 長崎惣之助
購買第一課長 山岡 祐章
東京鐵道病院—府下千駄ヶ谷町院長 近藤 庫舟
北海道建設事務所—旭川市所長 片桐 嘉靖
熊本建設事務所—熊本市春竹町

政治——行政官廳(拓務省)

東京建設事務所—芝區汐留町 釘宮 磐
東京建設事務所—米子市 河原 直文
米子建設事務所—米子市 島田 貫一
岡山建設事務所—岡山市南方 淺間 逸雄
山口建設事務所—山口市 田代 瑞穂
熱海建設事務所—靜岡縣熱海町 平山復二郎
盛岡建設事務所—盛岡市下厨川 岡田 實
秋田建設事務所—秋田市楡山 倉田 玄二
長岡建設事務所—長岡市旭町 高井 信一
岐阜建設事務所—岐阜市高砂町 佐武 正一
東京改良事務所—麹町區大手町 平井喜久松
一丁目 齊藤 飾
大阪改良事務所—北區大深町 齊藤 飾
神戸改良事務所—神戸市岩屋 齊藤 飾

東京電氣事務所—麹町區丸ノ内 一丁目 雁野 義夫
信濃川電氣事務所—新潟縣中魚沼郡千手村 長屋 脩
○國際觀光局—麹町丸ノ内一丁目 佐原 憲次
局長 和原 弘
庶務課長 江口 胤顯
事業課長 三土 忠造
○鐵道會議 三土 忠造
議長 鐵道大臣 三土 忠造
○國際觀光委員會 三土 忠造
會長 鐵道大臣 結城豐太郎
○鐵道運賃審議會 新井 堯二
局長 池井 啓次
○東京鐵道局—麹町區丸ノ内 上林市太郎
庶務課長 高原 匠
運輸課長 加藤 仲二
工作課長 山岸 輝雄
電氣課長 戶原與四郎
工務課長 松村 務

○名古屋鐵道局—名古屋市西區 西柳町 池田勝三郎
局長 手塚 六郎
經理課長 柳生 六郎
運輸課長 菅 健次郎
庶務課長 坂田 正次
工作課長 加藤 毅
工務課長 後藤宇太郎
電氣課長 落合嘉五郎
○大阪鐵道局—大阪北區大深町 前田 穰
局長 錫村 春
經理課長 片岡 壽郎
運輸課長 森本 義夫
庶務課長 武井 明通
工作課長 崎山 律
電氣課長 永田 盛三
工務課長 青木 精一
○門司鐵道局—門司市大字門司 深浦 龍雄
局長 木村 隆規
運輸課長 大山 秀雄
經理課長 青森 忠雄
工作課長 千谷 虎雄
電氣課長 淺野 英次

○仙臺鐵道局—仙臺市清水小路 松尾 喜一
局長 阿曹沼 均
經理課長 木村 芳人
運輸課長 湯本 昇
庶務課長 河崎 精一
工作課長 中島寅之助
電氣課長 田中 孝平
○札幌鐵道局—札幌市北五條西 五十嵐三郎
局長 岩崎 實
經理課長 魚住 朝治
運輸課長 瓜生 卓爾
庶務課長 益子 梓
工作課長 藤本 哲
電氣課長 吉川 美男
工務課長 尾上清治郎
運輸課長 福井 國男
船務課長 野村 盛
船舶課長 長谷川良廣
電氣課長 鈴木倫之助
拓務省(日比谷町) 永井柳太郎

政務次官 堀 康次郎
次官 河田 烈
參事官 木村小左衛門
○大臣官房 竹田 儀一
秘書官 高山 三平
文書課長 棟居 俊一
會計課長 杉田 芳郎

○朝鮮部 次官 河田 烈
部長 第一課長 今吉 敏雄
第二課長 稻垣 征夫
第三課長 生駒 高常
第四課長 笹川恭三郎
地方課長 富田 健治
警務課長 今吉 敏雄
企畫課長(兼) 北島謙次郎
殖產局 稻垣 征夫
局長 農林課長(兼) 稻垣 征夫
農工課長 副島 勝
交通課長(兼) 稻垣 征夫
拓務局 郡山 智
局長 獎勵課長 島田 昌勢
保護課長 武田 寬一

會計検査院(麹町區) 宮木 廣大
院長 河野 秀男
院長官房 東谷傳次郎
總務科長 內藤 照
調查科長 井上綾太郎

○第一部 部長 第一課長 木村 精一
第二課長 廣瀬 正一
第三課長 近藤 榮一
第四課長 清原德次郎
○第二部 部長 第一課長 岡 今朝雄
第二課長 永山善之助
第三課長 大山 常藏
第四課長 岡 正路
○第三部 部長 第一課長 河本 文一
第二課長 市川要四郎
第三課長 高島 彌三
第四課長 津屋幸右衛門
水島 房吉

行政裁判所(尾井町區) 清水 澄
部長 遠藤 源六
同 三宅 德業

貴族院事務局(麹町區) 長 世吉
書記官長 小林 次郎
庶務課長 瀨古 保次
議事課長 角倉 志朗
速記課長 近藤 英明
委員課長 石橋 徳作
守衛長 書記官長 大木 操
議事課長 大木 操
警務課長(兼) 中御門經民
秘書課長(兼) 中御門經民
委員課長(兼) 西澤哲四郎
速記課長 大池 眞
庶務課長 西村千代作
守衛長 朝鮮總督府(京城府光) 宇垣 一成

政務總監 今井田清徳
總督官房 上瀧 基
人事課長 田中 武雄
外事課長 安井誠一郎
文書課長(兼) 澤 慶治郎
會計課長 臨時國勢調査課長(兼) 安井誠一郎

○內務局 局長 牛島 省三
地方課長 西岡芳次郎
土木課長 榛葉 孝平
○財務局 局長 林 繁藏
理財課長 西崎 鶴司
會計課長 水田 直昌
稅務課長 藤本 修三
○殖產局 局長 穂積眞六郎
農工課長 山澤和三郎
礦山課長 石田千太郎
水產課長 兵頭 備
農林局 局長 渡邊 忍
農產課長 湯村辰二郎
農政課長 古庄 逸夫
土地改良課長 碓井 忠平

政治——行政官廳(會計検査院、行政裁判所、貴族院事務、衆議院事務局、朝鮮總督府)

政治—行政官廳(朝鮮總督府)

水利課長 橋本左太郎
 林政課長 鹽田正洪
 林業課長 伊藤重次郎
 ○法務局
 局長 笠井健太郎
 法務課長 渡邊純
 行刑課長 大原龍三
 ○學務局
 局長 渡邊豐日子
 學務課長 大野謙一
 編輯課長 稻垣茂一
 社會課長 俞萬兼
 觀測所長 後藤一郎
 ○警務局
 局長 池田清
 保安課長 近藤常尙
 衛生課長 西龜三圭
 圖書課長 清水重夫
 警務課長 立田清辰
 ○中樞院
 議長 政務總監 今井田清德
 副議長 朴泳孝
 書記官長(兼)局長 牛島省三
 ○逕信局
 局長 山本犀藏
 監理課長 川面隆三

庶務課長 池田清
 海事課長 高松順茂
 保險監理課長 森義信
 保險業務課長 鶴田誠
 保險運用課長 矢野桃郎
 經理課長 渡邊晉二郎
 工務課長 飯倉文甫
 電氣課長 今井賴次郎
 ○鐵道局—京城府漢江通
 局長 吉田浩
 營業課長 佐藤作郎
 經理課長 小林利一
 監督課長 荻原三郎
 庶務課長 澤崎修
 建設課長 永田光之助
 工作課長 福見貞治
 工務課長 清水幸次
 運轉課長 衛藤祐盛
 ○專賣局—京城府永樂町
 局長 松田正之
 製造課長 山下真一
 庶務課長 關口聰
 事業課長 西本計三
 鹽務課長 山本義一郎
 京城專賣支局長 吉岡三浦
 全州專賣支局長 松島清

大邱專賣支局長 高安彦
 平壤專賣支局長 門脇默一
 ○仁川稅關—仁川府港町 芳賀文三
 稅關長 釜山稅關—釜山府大倉町 小池泉
 ○新義州稅關—新義州府 景山宜景
 ○高等法院—京城府西小門町 深澤新一郎
 院長 境長三郎
 ○京城覆審法院—京城府西小門町 小川梯
 院長 岡本至德
 ○平壤覆審法院—平壤府南町 岡本正夫
 院長 栢原琢郎
 ○大邱覆審法院—大邱府南龍岡町 原正罪
 院長 長尾戒三
 ○濟生院—京城府 渡邊豐日子
 院長 學務局長 渡邊豐日子
 ○農事試驗場—京畿道水原郡日 荆面

場長 湯川又夫
 ○中央試驗所—京城府東崇洞 山村銳吉
 ○獸疫血清製造所—慶尙南道東萊郡沙下面 綱崎千晴
 所長 警察官講習所—京城府光化門通 池田清
 所長 水產試驗場—釜山府牧ノ島 長友寬
 場長 林業試驗場—京畿道高陽郡崇仁面 鋼木德二
 場長 穀物檢查所—京城府倭城臺町 石塚峻
 所長 種馬牧場 油井信治
 ○京畿道—京城府光化門通 松本誠
 參事官 金東勳
 內務部長 美座流石
 財務部長 瀨戶道一
 警察部長 竹內健郎
 產業部長(兼) 金東勳
 ○忠清北道—清州郡清州邑本町 南宮營

政治—行政官廳(臺灣總督府)

參事官 安鍾哲
 內務部長 鈴木壽男
 財務部長 森長文
 警察部長 阿部明治太郎
 ○忠清南道—大田郡大田邑
 知事 岡崎哲郎
 參事官 朱榮煥
 內務部長 尹泰彬
 財務部長 小田正義
 警察部長 古市進
 ○全羅北道—全州郡全州邑
 知事 高元勳
 參事官 李鍾股
 內務部長 上內彦策
 財務部長 國分重慶
 警察部長 下村進
 ○全羅南道—光州郡光州邑
 知事 矢島杉造
 參事官 姜弼成
 內務部長 兒島高信
 財務部長 齋藤岩藏
 警察部長 柳生繁雄
 產業部長(兼) 姜弼成
 ○慶尙北道—大邱府上町
 知事 金瑞圭
 參事官 金時權

內務部長 伊達四雄
 財務部長 古川兼秀
 警察部長 高橋敏
 產業部長(兼) 金時權
 ○慶尙南道—釜山府中島町
 知事 關水武
 參事官 孫永穆
 內務部長 松下芳三郎
 財務部長 信原聖
 警察部長 下村進
 產業部長(兼) 孫永穆
 ○黃海道—海州郡海州邑
 知事 鄭僑源
 參事官 張錫元
 內務部長 山本坂太郎
 財務部長 山村正輔
 警察部長 新具肇
 ○平安南道—平壤府山手町
 知事 藤原喜藏
 參事官 柳基浩
 內務部長 河野節夫
 財務部長 山地靖之
 警察部長 佐伯顯
 ○平安北道—新義州府櫻町
 知事 土師盛貞
 參事官 崔志煥

佐々木忠左衛門
 朝倉昇
 白石光治郎
 李範益
 玄權
 甘蔗義邦
 檜原弘
 白石光治郎
 萩原彦三
 金泰錫
 神谷小一
 李昌根
 丹下郁太郎
 富永文一
 李聖根
 土屋傳作
 美根五郎
 高尾甚造

總督 中川健藏
 總務長官 平塚廣義
 ○總督官房

秘書官(兼) 能澤外茂吉
 秘書官 榊山保一
 文書課長 能澤外茂吉
 法務課長 山本眞平
 會計課長 名和仁一
 調查課長(兼) 能澤外茂吉
 警備課長 井手薫
 臨時國勢調查部長 平塚廣義
 總務長官

○內務局
 局長 小濱淨鏡
 地方課長 石井龍猪
 地理課長(兼) 石井龍猪
 土木課長 木原圓次
 文敎局
 局長 安武直夫
 社會課長 高橋秀人
 學務課長 三屋靜
 編修課長 岡田信
 ○財務局
 局長 岡田信
 主計課長 中島一郎
 稅務課長 江藤昌之
 金融課長 本多保太郎
 ○殖産局

政治—行政官廳(關東廳)

局長 中瀬 拙夫
 特産課長 松岡 一衛
 農務課長 猪俣 一郎
 山林課長 西村 高兄
 鑛務課長(兼) 西村 高兄
 商工課長 須田 一二三
 水産課長 劉 明 朝
 警務局長 石垣 倉治
 衛生課長 森田 俊介
 保安課長 王野代治郎
 警務課長 今田 卓爾
 理蕃課長 石川 定俊
 高等法院 竹内佐太郎
 檢察官長 伴野喜四郎
 交通局長 堀田 鼎
 鐵道部長事務取扱 堀田 鼎
 選信部長 深川 繁治
 專賣局長 田端幸三郎
 局長 渡部慶之進
 煙草課長 堤 正 威
 鹽課長(兼) 渡邊慶之進
 酒課長 山本 正一

○稅關 增田 秀吉
 ○中央研究所 平塚 廣義
 農務部長 大島金太郎
 衛生部長(兼) 堀内 次雄
 工業部長 加福 均三
 林業部長 關 文彦
 ○臺北州 野口 敏治
 知事 福元 岩吉
 警務部長 奥田 達郎
 港務部長(兼) 奥田 達郎
 ○新竹州 内海 忠司
 知事 郡 茂德
 警務部長 慶谷 隆夫
 ○臺中州 竹下 豐次
 知事 中田榮次郎
 警務部長 坂口 主稅
 ○臺南州 今川 淵
 知事 川村 直岡
 警務部長 藤村 寬太
 ○高雄州 知事 西澤 義徵
 內務部長 小林 長彦
 警務部長 佐々木金太郎
 港務部長(兼) 佐々木金太郎
 ○臺東廳 本間 善庫
 廳長 今井 昌次
 ○花蓮港廳 大磐 誠三
 廳長 今井 昌次
 ○澎湖廳 大磐 誠三
 廳長 今井 昌次

局長 殖田 俊吉
 經理課長 中村孝次郎
 理財課長 横山 龍一
 稅務課長(兼) 横山 龍一
 警務局長 友部 泉藏
 高等警察課長 水谷 秀雄
 警務課長 森本 勝己
 衛生課長 山口俊太郎
 保安課長 金井 温治
 刑事課長 松木勘十郎
 旅順民政署—旅順市學臺 東
 署長 伴
 大連民政署—大連市陸摩町 署長 御影池辰雄
 金州民政署—金州會新金州 署長 大和田彌一
 普蘭店民政署—普蘭店蓬萊街 署長 林田 龍喜
 魏子窩民政署—魏子窩會財神廟街 署長 互 元啓
 高等法院—旅順市一戶町 院長 杉浦 忠雄
 檢察官長 下田 勝久
 海務局—大連市埠頭

局長 岡本 誠
 ○選信局—大連市大山路
 局長 藤井 崇治
 監理課長 中尾國次郎
 經理課長 藤川 洋
 庶務課長 近藤 儀一
 貯金課長 星野 幸一
 工務課長 中田 末廣
 電氣課長 中村富士太郎
 專賣局—大連市陸摩町 局長(兼) 御影池辰雄

局長 樺太廳(豐原郡) 今村 武志
 內務部長 高島久次郎
 農林部長 高橋 敏雄
 警察部長 山崎 隆義

局長 南洋廳(パラオ諸島コロール島) 林 壽夫
 警視廳(麹町區外) 藤沼 庄平
 官房主事 村地 信夫
 警務部長 三島 誠也

政治—行政官廳(樺太廳、南洋廳)、地方官

特別高等警察部長 安部源基
 刑事部長 橋本 清吉
 保安部長 林 信夫
 衛生部長 上田 誠一
 消防部長 早川 元

北海道廳長官 佐上 信一
 內務部長 西山 茂
 警務部長 後藤 耕造
 土木部長 泊 武治
 拓殖部長 羽生 雅則
 產業部長 奥田 茂造
 警察部長 藤岡 長敏
 東京府知事 香坂 昌康
 內務部長 兒玉 政介
 警務部長 中島 知道
 京都市知事 齋藤 宗宜
 內務部長 近藤 駿介
 警務部長 川久保常次郎
 大阪府知事 安岡 正光
 內務部長 村山喜一郎
 警務部長 土岐銀次郎
 學務部長 崎山 省吾

警務部長 栗屋 仙吉
 土木部長 三輪 周藏
 內務部長 横山 助成
 警務部長 古川 靜夫
 土木部長 大久保住吉
 警務部長 相川 勝六
 內務部長 田邊 良忠
 警務部長 白根 竹介
 兵庫縣知事 藏重 久
 警務部長 石建國次郎
 警務部長 足立 收
 警務部長 吉岡計之助
 警務部長 鈴木信太郎
 警務部長 大津 敏男
 警務部長 小山 三郎
 警務部長 安井 章一
 警務部長 千葉 了
 警務部長 石川芳太郎
 警務部長 柴山 博
 警務部長 留岡 幸男
 警務部長 廣瀬 久忠
 警務部長 廣尾 三郎
 警務部長 上原 參良
 警務部長 副見 喬雄
 警務部長 金澤 正雄
 警務部長 九鬼 三郎

警務部長 星子 政雄
 警務部長 久保田 文秀
 警務部長 岡田 俊治郎
 警務部長 藤田 龍雄
 警務部長 松澤 龍雄
 警務部長 玉田昇次郎
 警務部長 阿部 嘉七
 警務部長 中村安次郎
 警務部長 甲斐莊正顯
 警務部長 高野 源進
 警務部長 半井 清
 警務部長 安原 舜一
 警務部長 菊地 角馬
 警務部長 內藤 三郎
 警務部長 久米 成夫
 警務部長 平 敏孝
 警務部長 久慈 守紀
 警務部長 泉 三郎
 警務部長 早川 三郎
 警務部長 中井 光次
 警務部長 淵上房太郎
 警務部長 江邊 清夫
 警務部長 三邊 長治
 警務部長 中谷 秀
 警務部長 小田 光伴
 警務部長 吉永 時次

政治——地方官

土木部長 宮島三郎
 警務部長 田中廣太郎
 內務部長 安藤狂四郎
 學務部長 廣田增太郎
 警察部長 歌田千勝
 山梨縣知事 關屋延之助
 內務部長 佐藤正俊
 學務部長 長橋茂男
 警察部長 荒木義夫
 滋賀縣知事 伊藤武彦
 內務部長 三樹樹三
 學務部長 永井清
 警察部長 梁井淳二
 岐阜縣知事 宮脇梅吉
 內務部長 熊野英
 學務部長 北里善從
 警察部長 山内繼喜
 長野縣知事 岡田周造
 內務部長 小早川貞登
 學務部長 內藤寬一
 警察部長 山本義章
 宮城縣知事 赤木朝治
 內務部長 二見直三
 學務部長 清水谷徹
 警察部長 鈴木登
 福島縣知事 如山四男美

內務部長 赤土正強
 警務部長 末原貫一郎
 警察部長 渡正監
 石黒英彦
 前田慎吾
 湯本二郎
 森部隆
 多安信
 田中藏六
 矢野兼三
 土居章平
 石原雅二
 山縣三郎
 山田武雄
 外山福男
 武部六藏
 麻生亮藏
 松岡四郎
 山内逸造
 大達茂雄
 辻野三郎
 並川義隆
 中野與吉郎
 山口安憲
 山口忠充
 中山利吉
 赤土正強
 末原貫一郎
 渡正監
 石黒英彦
 前田慎吾
 湯本二郎
 森部隆
 多安信
 田中藏六
 矢野兼三
 土居章平
 石原雅二
 山縣三郎
 山田武雄
 外山福男
 武部六藏
 麻生亮藏
 松岡四郎
 山内逸造
 大達茂雄
 辻野三郎
 並川義隆
 中野與吉郎
 山口安憲
 山口忠充
 中山利吉

富山縣知事 八田三郎
 警務部長 齊藤樹
 內務部長 田島義士
 遠山信一郎
 稻垣潤太郎
 館哲二
 竹田武男
 桑原幹根
 島川直英
 福邑正樹
 松島源造
 松原久人
 土肥糸之
 土屋正三
 石井錦樹
 岩上夫美雄
 湯澤三千男
 本間精
 鈴木省吾
 菊山美朝
 小西竹次郎
 白牛次郎
 佐々木芳遠
 清水良策

內務部長 松崎謙二郎
 警務部長 高橋一郎
 山內義文
 加賀谷朝藏
 三浦直彦
 松崎陽一
 木下義介
 鹿野三郎
 中村茂
 中村四郎
 一戶二郎
 田中修
 連修
 瀨谷修
 坂間棟治
 坂間三郎
 中村恒三郎
 堀口功
 赤木親之
 小栗一雄
 戶塚九郎
 川島傳三
 數藤鐵臣
 田口易之
 內藤晴三郎
 堀五之介

歷代內閣員

總理大臣 外務大臣 內務大臣 大藏大臣 陸軍大臣 海軍大臣 司法大臣 文部大臣 農商務大臣 逓信大臣 拓殖務大臣
 伊藤博文 井上馨 山縣有朋 松方正義 大山巖 西鄉從道 山田顯義 森有禮 谷正川 大谷友城 板垣退助
 西園寺公望 板垣退助 西園寺公望 板垣退助

警察部長 眞崎長年
 內務部長 藤岡長和
 學務部長 關壯二
 警察部長 宮村才一郎

山縣有朋 松方正義 大山巖 西鄉從道 山田顯義 森有禮 谷正川 大谷友城 板垣退助

警察部長 鈴木敬一
 內務部長 別宮秀夫
 學務部長 高田賢治郎
 警察部長 山本秋廣
 內務部長 鹿兒島縣知事 足立達夫

警察部長 階川良一
 內務部長 坂井貞一
 學務部長 廣瀬永造
 警察部長 市村慶三
 內務部長 足立達夫

警察部長 沖繩縣知事 長船克己
 內務部長 井野義夫
 學務部長 山崎義夫
 警察部長 上村尚章
 內務部長 竹崎米吉

警察部長 藤田義一
 內務部長 山田武揚
 學務部長 松方正義
 警察部長 西鄉從道
 內務部長 山田顯義
 學務部長 山田顯義
 警察部長 山田顯義
 內務部長 山田顯義
 學務部長 山田顯義
 警察部長 山田顯義
 內務部長 山田顯義
 學務部長 山田顯義

政治——歷代內閣員

松方正義 大隈重信 樺山資紀 松方正義 高島綱之助 西郷從道 清浦奎吾 蜂須賀茂韶 榎本武揚 野村 靖(高島綱之助)
 西郷二郎 高島綱之助 濱尾 新(大隈重信) 山田信道
 伊藤博文 西郷二郎 芳川顯正 井上馨 桂 太郎 西郷從道 曾爾荒助 西園寺公望 伊東巳代治 末松謙澄
 大隈重信 大隈重信 板垣退助 松田正久 桂 太郎 西郷從道 大東義徹 尾崎行雄 大石正巳 林 有造
 山縣有朋 青木周藏 西郷從道 松方正義 桂 太郎 山本權兵衛 清浦奎吾 樺山資紀 曾爾荒助 芳川顯正
 伊藤博文 加藤高明 末松謙澄 渡邊國武 桂 太郎 山本權兵衛 金子堅太郎 松田正久 林 有造 原 敬亨
 西園寺公望 西園寺公望 兒玉源太郎 山本權兵衛 清浦奎吾 菊池大麓 平田東助 芳川顯正
 桂 太郎 曾爾荒助 內海忠勝 曾爾荒助 兒玉源太郎 山本權兵衛 波多野敬直 兒玉源太郎 清浦奎吾 曾爾荒助
 小村壽太郎 桂 太郎 小村壽太郎 芳川顯正 寺內正毅 松田正久 松岡康毅 山縣伊三郎
 西園寺公望 加藤高明 原 敬 阪谷芳郎 寺內正毅 齋藤 實 松田正久 西園寺公望 松岡康毅 山縣伊三郎
 桂 太郎 寺內正毅 平田東助 桂 太郎 寺內正毅 齋藤 實 岡部長職 小松原 大浦兼武 後藤新平
 西園寺公望 林 董 原 敬 山本達雄 石本新六 齋藤 實 松田正久 長谷場純孝 牧野伸顯 林 董
 桂 太郎 加藤高明 大浦兼武 若槻禮次郎 木越安綱 齋藤 實 松室 致 柴田家門 仲小路 廉 後藤新平
 山本權兵衛 牧野伸顯 原 敬 高橋是清 木越安綱 齋藤 實 松田正久 奧田義人 山本達雄 元田 肇
 楠瀬幸彦 實松田義人 大岡育造

大隈重信 加藤高明 大隈重信 若槻禮次郎 岡 市之助 八代六郎 尾崎行雄 一木喜徳郎 大浦兼武 武富時敏
 石井菊次郎 大隈重信 一木喜徳郎 武富時敏 大島健一 加藤友三郎 高田早苗 河野廣中 箕浦勝人
 寺內正毅 寺內正毅 後藤新平 寺內正毅 大島健一 加藤友三郎 松室 致 岡田良平 仲小路 廉 田 健治郎
 後藤新平 水野鍊太郎 勝田主計 山梨中義一 加藤友三郎 原 敬 中橋徳五郎 山本達雄 野田卯太郎 元田 肇
 原 敬 內田康哉 床次竹二郎 高橋是清 田中義一 加藤友三郎 原 敬 中橋徳五郎 山本達雄 野田卯太郎 元田 肇
 高橋是清 內田康哉 床次竹二郎 高橋是清 山梨半造 加藤友三郎 大木遠吉 中橋徳五郎 山本達雄 野田卯太郎 元田 肇
 加藤友三郎 內田康哉 水野鍊太郎 市來乙彦 山梨半造 加藤友三郎 岡野敬次郎 鎌田榮吉 荒井賢太郎 前田利定 大木遠吉
 山本權兵衛 山本權兵衛 後藤新平 井上準之助 田中義一 財部 彪 田 健治郎 犬養 毅 山之内一次
 伊集院彦吉 水野鍊太郎 勝田主計 宇垣一成 村上格一 鈴木喜三郎 江木千之 前田利定 藤村義朗 小松謙次郎
 清浦奎吾 松井慶四郎 水野鍊太郎 勝田主計 宇垣一成 村上格一 鈴木喜三郎 江木千之 前田利定 藤村義朗 小松謙次郎
 加藤高明 幣原喜重郎 若槻禮次郎 濱口雄幸 宇垣一成 財部 彪 橫田千之助 岡田良平 高橋是清 犬養 毅 仙石 貢
 加藤高明 幣原喜重郎 若槻禮次郎 濱口雄幸 宇垣一成 財部 彪 橫田千之助 岡田良平 高橋是清 犬養 毅 仙石 貢
 加藤高明 幣原喜重郎 若槻禮次郎 濱口雄幸 宇垣一成 財部 彪 江木 翼 岡田良平 早速整爾 安達謙藏 仙石 貢
 若槻禮次郎 濱口雄幸 宇垣一成 財部 彪 江木 翼 岡田良平 早速整爾 安達謙藏 仙石 貢

政治——内閣更迭表

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 若槻禮次郎 | 幣原喜重郎 | 若槻禮次郎 | 濱口雄幸 | 宇垣一成 | 財部 | 彪江木 | 翼岡田良平 | 早速整爾 | 安達謙藏 | 仙石 | 井上匡 | 四郎 |
| 田中義一 | 幣原喜重郎 | 安達謙藏 | 濱口雄幸 | 片岡直温 | 高橋是清 | 白川義則 | 岡田啓介 | 嘉道 | 三土忠造 | 山本梯二郎 | 望月圭介 | 小川平吉 |
| 濱口雄幸 | 幣原喜重郎 | 安達謙藏 | 井上準之助 | 宇垣一成 | 財部 | 彪渡邊千冬 | 小橋一太 | 町田忠治 | 小泉又次郎 | 江木 | 松田源治 | |
| 若槻禮次郎 | 幣原喜重郎 | 安達謙藏 | 井上準之助 | 南 | 次郎 | 安保清種 | 渡邊千冬 | 田中隆三 | 孫一 | 小泉又次郎 | 江木 | |
| 犬養毅 | 大角岑生 | 鈴木喜三郎 | 鳩山一郎 | 山本梯二郎 | 三土忠造 | 床次竹二郎 | 若槻禮次郎 | 若槻禮次郎 | 若槻禮次郎 | 若槻禮次郎 | 若槻禮次郎 | |
| 高橋是清 | 芳澤謙吉 | 鈴木喜三郎 | 高橋是清 | 荒木貞夫 | 大角岑生 | 川村竹治 | 鳩山一郎 | 山本梯二郎 | 三土忠造 | 床次竹二郎 | 若槻禮次郎 | |
| 齋藤實 | 内田康哉 | 山本達雄 | 高橋是清 | 荒木貞夫 | 岡田啓介 | 小山松吉 | 鳩山一郎 | 後藤文夫 | 南 | 弘三 | 土忠造 | |
| 齋藤實 | 内田康哉 | 山本達雄 | 高橋是清 | 荒木貞夫 | 岡田啓介 | 小山松吉 | 鳩山一郎 | 後藤文夫 | 南 | 弘三 | 土忠造 | |

内閣更迭表

| 内閣 | 成立年月日 | 在職年月 | 第二次 | 第三次 | 第四次 | 第一次 | 第二次 |
|-----|----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第一次 | 明治八・三・三 | 三・三・三 | 伊藤 | 大隈 | 山縣 | 伊藤 | 桂 |
| 第二次 | 明治一〇・三・三 | 三・三・三 | 伊藤 | 大隈 | 山縣 | 伊藤 | 桂 |
| 第三次 | 明治一三・三・三 | 三・三・三 | 伊藤 | 大隈 | 山縣 | 伊藤 | 桂 |
| 第四次 | 明治一六・三・三 | 三・三・三 | 伊藤 | 大隈 | 山縣 | 伊藤 | 桂 |
| 第五次 | 明治一九・三・三 | 三・三・三 | 伊藤 | 大隈 | 山縣 | 伊藤 | 桂 |
| 第六次 | 明治二二・三・三 | 三・三・三 | 伊藤 | 大隈 | 山縣 | 伊藤 | 桂 |
| 第七次 | 明治二五・三・三 | 三・三・三 | 伊藤 | 大隈 | 山縣 | 伊藤 | 桂 |
| 第八次 | 明治二八・三・三 | 三・三・三 | 伊藤 | 大隈 | 山縣 | 伊藤 | 桂 |
| 第九次 | 明治三一・三・三 | 三・三・三 | 伊藤 | 大隈 | 山縣 | 伊藤 | 桂 |
| 第十次 | 明治三四・三・三 | 三・三・三 | 伊藤 | 大隈 | 山縣 | 伊藤 | 桂 |

恩給及扶助料受給人員及金額(昭和六年)

| 人員 | 金額(千圓) | 人員 | 金額(千圓) |
|-----|---------|------|---------|
| 犬養毅 | 六・二・三三 | 文官 | 五九・九六六 |
| 齋藤實 | 七・五・三六 | 陸軍軍人 | 二二・四七六 |
| 總數 | 二二・八・六〇 | 海軍軍人 | 六九・一九六 |
| 人員 | 二二・八・六〇 | 扶助料 | 二二・八・六〇 |

議會開會並に衆議院議長副議長名

| 回数 | 開會 | 閉會 | 議長 | 副議長 | 恩給 | 扶助料 |
|----|----------|----------|------|-------|---------|---------|
| 第一 | 明治二・一・一 | 明治二・一・一 | 中島信行 | 津田眞道 | 三三・二・三三 | 三三・二・三三 |
| 第二 | 明治三・一・一 | 明治三・一・一 | 星亨 | 曾福荒助 | 三三・二・三三 | 三三・二・三三 |
| 第三 | 明治四・一・一 | 明治四・一・一 | 星亨 | 楠本正隆 | 三三・二・三三 | 三三・二・三三 |
| 第四 | 明治五・一・一 | 明治五・一・一 | 星亨 | 安部井磐根 | 三三・二・三三 | 三三・二・三三 |
| 第五 | 明治六・一・一 | 明治六・一・一 | 星亨 | 片岡健吉 | 三三・二・三三 | 三三・二・三三 |
| 第六 | 明治七・一・一 | 明治七・一・一 | 星亨 | 鳥田三郎 | 三三・二・三三 | 三三・二・三三 |
| 第七 | 明治八・一・一 | 明治八・一・一 | 星亨 | 鳥田三郎 | 三三・二・三三 | 三三・二・三三 |
| 第八 | 明治九・一・一 | 明治九・一・一 | 星亨 | 鳥田三郎 | 三三・二・三三 | 三三・二・三三 |
| 第九 | 明治一〇・一・一 | 明治一〇・一・一 | 星亨 | 鳥田三郎 | 三三・二・三三 | 三三・二・三三 |
| 第十 | 明治一一・一・一 | 明治一一・一・一 | 星亨 | 鳥田三郎 | 三三・二・三三 | 三三・二・三三 |

政治——恩給及扶助料受給人員及金額、議會開會並に衆議院議長副議長名

政治——歷代貴族院議長及副議長、貴族院議員一覽

Table listing historical members of the House of Nobles (貴族院議員一覽) with columns for member name, rank, and dates. Includes names like 奧繁三郎, 島田三郎, 大岡育造, etc.

貴族院議員一覽

(昭和八年九月一日現在)

Table listing current members of the House of Nobles (貴族院議員一覽) with columns for name, rank, and name.

歷代貴族院議長及副議長

Table listing historical presidents and vice-presidents of the House of Nobles (歷代貴族院議長及副議長) with columns for name, rank, and dates.

政治——貴族院議員一覽

Table listing members of the House of Nobles (貴族院議員一覽) with columns for name, rank, and name. Includes names like 朝憲, 春仁, 恒德, etc.

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|-------|--------|-----|--------|--------|-------|----|-------|-------|--------|----|-------|-------|-------|------|---|
| 勅 | 渡邊千代三郎 | 同成 | 多 | 京都 | 風間八左衛門 | 同成 | 多 | 新潟 | 高島順作 | 研 | 多 | 愛知 | 松澤清次郎 | 同成 | | | |
| 勅 | 渡邊喜平次 | 無 | 多 | 富山 | 金子元三郎 | 同成 | 多 | 東京 | 津村重吉 | 研 | 多 | 廣島 | 松本勝太郎 | 同成 | | | |
| 學 | 小野塚喜平次 | 無 | 多 | 北海道 | 金子元三郎 | 同成 | 多 | 秋田 | 津村重吉 | 研 | 多 | 山形 | 三浦新七郎 | 無 | | | |
| 學 | 田中館愛橋 | 無 | 多 | 徳島 | 金子元三郎 | 同成 | 多 | 福井 | 飛鳥文吉 | 研 | 多 | 徳島 | 三浦新七郎 | 無 | | | |
| 學 | 藤澤利喜太郎 | 無 | 多 | 横濱 | 上郎清助 | 同成 | 多 | 山梨 | 名取忠愛 | 研 | 多 | 千葉 | 三木與吉郎 | 無 | | | |
| 學 | 三上參次 | 無 | 多 | 栃木 | 久保市三郎 | 同成 | 多 | 愛媛 | 仲田傳之助 | 研 | 多 | 廣島 | 水野甚次郎 | 無 | | | |
| 多 | 茨城 | 青木才次郎 | 交 | 多 | 鹿兒島 | 久米田新太郎 | 同成 | 多 | 静岡 | 中村圓一 | 研 | 多 | 長野 | 宮坂作衛 | 無 | | |
| 多 | 佐賀 | 石川三郎 | 研 | 多 | 三重 | 小林嘉平治 | 同成 | 多 | 和歌山 | 西本健次郎 | 研 | 多 | 大阪 | 森上平兵衛 | 無 | | |
| 多 | 北海道 | 板谷宮吉 | 研 | 多 | 大坂 | 佐々木八十八 | 同成 | 多 | 高知 | 野村茂久 | 研 | 多 | 岡山 | 山上岩二 | 無 | | |
| 多 | 多 | 島根 | 原武太郎 | 交 | 多 | 宮城 | 佐藤龜八郎 | 同成 | 多 | 長崎 | 橋本辰二 | 研 | 多 | 熊本 | 山隈康 | 無 | |
| 多 | 多 | 青森 | 岩崎清行 | 交 | 多 | 青森 | 宇野勇作 | 同成 | 多 | 山口 | 林儀兵衛 | 研 | 多 | 奈良 | 山本米三 | 無 | |
| 多 | 多 | 鹿兒島 | 上野喜左衛門 | 無 | 多 | 群馬 | 馬淵金藏 | 同成 | 多 | 千葉 | 濱口儀兵衛 | 研 | 多 | 福島 | 山井德藏 | 無 | |
| 多 | 多 | 岐阜 | 早松泰造 | 研 | 多 | 愛知 | 山下民藏 | 同成 | 多 | 大分 | 久恒貞雄 | 交 | 多 | 滋賀 | 吉田羊治郎 | 無 | |
| 多 | 多 | 京都 | 大澤徳太郎 | 研 | 多 | 新潟 | 白出春三 | 同成 | 多 | 神奈川 | 平沼喜三郎 | 交 | 多 | 鳥取 | 米原章三 | 無 | |
| 多 | 多 | 香川 | 大西虎之介 | 交 | 多 | 静岡 | 鈴木幸三 | 同成 | 多 | 東京 | 細田安兵衛 | 同成 | 多 | 多 | 鳥取 | 米原章三 | 無 |
| 多 | 多 | 福岡 | 大藪守治 | 無 | 多 | 兵庫 | 田中徳兵衛 | 同成 | 多 | 石川 | 男爵本多政樹 | 同成 | 多 | 多 | 鳥取 | 米原章三 | 無 |
| 多 | 多 | 福岡 | 太田清藏 | 同成 | 多 | 兵庫 | 村新吉 | 同成 | 多 | 兵庫 | 岡潤吉 | 同成 | 多 | 多 | 鳥取 | 米原章三 | 無 |

貴族院の組織

貴族院は左の議員を以て組織されてゐる。皇族 皇族の男子で成年に達せられたる者。公侯爵 公侯爵を有する満三十歳に達したる者。但し勅許を得て議員たることを辭

することを得、また一旦辭したる者勅命によりて再び議員たることを得る。伯子男爵 伯子男爵を有する者で満三十歳に達し各其の同爵の選に當りたる者は七箇年の任期を以て議員となることが出る。但し神官及諸宗の僧侶又は教師は

被選人たることを得ない。議員の定数は伯子男爵十八人子爵六十六人男爵六十六人である。その選挙資格は伯子男爵を有する者は皆その同爵議員を選挙すること出来る。但し瘋癲白痴の者、身代限の處分を受け負擔の義務を免れざる者は選挙

人及被選人たることを得ない。また刑事の訴を受け拘留又は保釋中にある者は裁判確定に至るまで選挙権を行ひ若は被選人たることを得ない。勅選議員 満三十歳以上の男子にして國家に勲勞あり又は學識ある者の中から勅任せられたる者。その總数は百二十五人を超過することを得ぬ規定で、任期は終身である。但し身體又は精神の衰弱により職務に堪へざるに至りたるときは貴族院はその旨を議決し奏して勅裁を請ふことが出来る。

は七箇年で議員の總数は六十六人以内とし、その北海道各府縣に於ける定数は通常選挙毎に人口に應じ勅令を以て之を指定する。

清治、小坂順造、青木周三、菅原通敬
△交友俱樂部(麹町區永田町二ノ一)
幹事兼交渉委員 石渡敏一、竹越與三郎
橋本圭三郎、桑山鐵男、岡喜七郎、田中徳兵衛

貴族院各派

學士院議員 満三十歳以上の男子であつて帝國學士院會員たる者の中より互選するその数は四人で任期は七年である。多額議員 満三十歳以上の男子で北海道各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者百人の中より一人又は二百人の中より二人を互選する。任期

△公正會(麹町區三年町一)
幹事 鍋島直明男、藤村義朗男、井田馨楠男、深尾隆太郎男、渡邊汀男、黒田長和男、中村謙一男、四條隆英男、赤松範一男
△同成會(麹町區三年町一)
幹事 加藤政之助、次田大三郎、丸山鶴吉、藤澤幾之輔、平沼亮三
交渉委員 伊澤多喜男、田村新吉、塚本

幹事 大川平三郎、林平四郎、古島一雄
下出民義、鶴澤總明、太田清藏
△同和會(麹町區三年町幸俱樂部内)
幹事 岩田宙造、嘉納治五郎、田所美治
野村徳七、松本勝太郎、藤田四郎、江口定條、赤池濃、佐々木八十八
交渉委員、石塚英藏、稻畑勝太郎、服部金太郎、倉知鐵吉、小林嘉平治、有吉忠一
阪本鈺之助、上山滿之進、眞野文二
△火曜會(麹町區三年町一、霞山會館内)
交渉委員 一條實孝、鷹司信輔、細川護立、中御門經恭、佐々木行忠、松平康昌

衆議院議員一覽

(昭和八年九月一日現在)

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|-----|----|--------|-------|-----|------|--------|---|-------|-------|---|
| 氏名 | 當選回数 | 選挙區 | 黨派 | 安藤 正純 | 五東 京三 | 政 | 青田 均 | 一京 都三 | 政 | 伊豆 富人 | 一熊 本二 | 國 |
| 青木 精一 | 二 | 兵庫 | 政 | 青木 雷三郎 | 二 | 兵庫 | 政 | 伊藤 仁太郎 | 二 | 東京 | 三 | 國 |
| 青木 亮貫 | 二 | 滋賀 | 政 | 天辰 正守 | 一 | 鹿兒島 | 政 | 伊藤 皆次郎 | 一 | 徳島 | 三 | 國 |
| 青田 勝晴 | 一 | 大坂 | 政 | 綾部 健太郎 | 一 | 大坂 | 政 | 伊藤 禮 | 三 | 沖繩 | 二 | 國 |
| 青山 憲三 | 四 | 石川 | 政 | 荒川 五郎 | 九 | 廣島 | 政 | 井 禮 | 三 | 大坂 | 六 | 國 |
| 秋田 清 | 七 | 徳島 | 政 | 有馬 淺雄 | 一 | 長野 | 政 | 井 上 剛一 | 四 | 靜岡 | 六 | 國 |
| 磯部 磯雄 | 一 | 東京 | 社大 | 伊坂 秀五郎 | 四 | 三重 | 政 | 井 上 知治 | 二 | 鹿兒島 | 一 | 國 |

Table of political members on page 230, listing names and political affiliations in vertical columns.

Table of political members on page 231, continuing the list from page 230, listing names and political affiliations in vertical columns.

政治——衆議院議員一覽

Table of Japanese House of Representatives members. Columns include name, number, and constituency. Includes names like 高橋 義次, 高橋 守平, 高見 之通, etc.

政治——衆議院議員一覽

Table of Japanese House of Representatives members. Columns include name, number, and constituency. Includes names like 平野 光雄, 廣瀨 爲久, 深澤 豊太郎, etc.

政治——衆議院議員黨派別、衆議院解散一覽

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 横川 重次 | 三 埼玉 | 米田 規矩馬 | 二 廣島 |
| 横山 金太郎 | 八 廣島 | 依光 好秋 | 一 高知 |
| 横山 泰造 | 二 岡山 | 若宮 貞夫 | 四 兵庫 |
| 吉川 吉郎兵衛 | 五 大阪 | 鷺澤 與四二 | 一 長野 |
| 吉田 綱明 | 一 福岡 | 鷺野 米太郎 | 三 京都 |

| | |
|--------|------|
| 渡邊 伍 | 二 廣島 |
| 渡邊 幸太郎 | 一 新潟 |
| 渡邊 與七 | 一 宮崎 |

備考 黨派名中、政は立憲政友會、民は立憲民政黨

二三四
國は國民同盟、社大は社會大衆黨、國社は日本國家社會黨、無は無所屬の略。

衆議院議員黨派別 (閉會當日調、△は缺員)

| 議會回数 | 第五 | 第五 | 第五 | 第六 | 第六 | 第六 | 第六 | 第六 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 立憲政友會 | 七回 | 八回 | 九回 | 〇回 | 一回 | 二回 | 三回 | 四回 |
| 立憲民政黨 | 二七 | 一七三 | 一七〇 | 一七一 | 一四四 | 三〇一 | 二九九 | 二九八 |
| 國民同志會 | 一七三 | 二六九 | 二六五 | 二四七 | 一四五 | 一四五 | 二二七 | 二二〇 |
| 革新黨 | 三 | 一 | 六 | 六 | 二 | 二 | 三 | 三 |
| 無產黨 | 三 | 七 | 三 | 三 | 五 | 二 | 三 | 三 |
| 明政會 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 國民同盟 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 日本國家黨 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 社會黨 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 無所屬 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 計 | 四四四 | 四四四 | 四四四 | 四四四 | 四四四 | 四四三 | 四六一 | 四五七 |

衆議院解散一覽

議會 政府 解散年月日 理由
第二回 松方内閣 明治三〇・三・三 政府の重要諸法案否決のため

| | | |
|-----------|---------|---------------------------|
| 第五回 伊藤内閣 | 二六・三・三〇 | 官紀振肅、軍艦千鳥事件、條約勵行等に就き政府を追窮 |
| 第六回 伊藤内閣 | 二七・六・二 | 自由黨提出の彈劾上奏案 |
| 第一回 松隈内閣 | 三〇・三・三五 | 不信任案提出 |
| 第一二回 伊藤内閣 | 三二・六・一〇 | 地租増徴案反對 |
| 第一七回 桂内閣 | 三五・三・二八 | 海軍擴張のための地租増徴繼續案否決 |
| 第一九回 桂内閣 | 三六・三・二 | 衆議院の奉答文中彈劾上奏の意を表明したるため |
| 第三五回 大隈内閣 | 三九・三・三五 | 朝鮮二箇師團増設案否決 |
| 第三八回 寺内内閣 | 四一・三・二五 | 不信任案提出 |
| 第四二回 原内閣 | 四三・三・二六 | 普選案を民意に問ふため |
| 第四八回 清浦内閣 | 四七・一・三三 | 暴漢議場に闖入議事進行不能のため |
| 第五四回 田中内閣 | 五一・一・三三 | 不信任案提出 |
| 第五七回 濱口内閣 | 五三・一・三三 | 與黨少數にして政局不安定のため |
| 第六〇回 犬養内閣 | 五七・一・三三 | 與黨少數にして政局不安定のため |

立憲政友會

(麴町區内山下町一ノ一)

△沿革
明治三十三年九月侯爵伊藤博文は憲政黨(自由黨の後身)を中心として新に立憲政友會を組織し自らその總裁となつた。爾來西園寺、原、高橋、田中、犬養の各總裁を経て現鈴木總裁に至つてゐる。

△綱領

- 一、余等同志は憲法を恪守し其條章に循由して統治權の施用を完からしめ以て國家の要務を擧げ以て各個の權利自由を保全せんことを期す
- 二、余等同志は維新中興の宏議を遵奉し之を翼賛して以て國運を進め文明を扶植することを勉むべし
- 三、余等同志は行政の機能を完全にして其公正を保たんと望み選叙を精にし繁縛を省き責守を明にし紀律を正し處務を敏活にして時運の進歩と相伴はしめんことを努むべし

政治——立憲政友會、立憲民政黨

四、余等同志は外交を重んじ友邦の誼を厚くし文明の政以て遠人を倚安せしめ法治國の名實を全からしめんことを努むべし

五、余等同志は中外の形勢に應じ國防を充實するを以て必要とし常に國力の發達と相伴行して國權國利の防護を完全ならしめんことを望む

六、余等同志は教育を振作し國民の品性を陶冶し公私各々國家に對する負擔を分つに堪ふるの徳徳良能を發達せしめ以て國礎を牢くせんことを希ふ

七、余等同志は農商百工を奨め航海貿易を盛にし交通の利便を増し國家をして經濟上生存の基礎を鞏からしめんことを欲す

八、余等同志は地方自治をして隣佑團結の實あらしめ其社會上及經濟上の協同を完全ならしめんことを圖るべし

九、余等同志は國家に對する政黨の責任を重んじ専ら公益を目的として行動し常に自ら戒飭して病弊を襲ふことなきを勵むべし

△役員

總裁 鈴木喜三郎
總務 中島知久平、今井健彦(關東)、志賀和多利、木下成太郎(東北、北海道)、田邊熊一(北信)、濱田國松

幹事

(東海)、清水銀藏(近畿)、島田俊雄、中谷貞頼(中國、四國)、松野鶴平、山崎達之輔(九州)

山口義一
三上英雄、一瀬一二、佐藤要之助
篠原義政、須之内品吉、依光好秋(關東)、田尻生五、藤生安太郎、棧部健太郎、井上知治(九州)、赤尾藤吉郎(院外)、助川啓四郎、宮澤清作、林儀作(東北)、有馬淺雄、箸本太吉(北信)、宮本雄一郎、小林鈴(東海)、中野種一郎、玉置吉之丞(近畿)、青木雷三郎、久山知之(中國、四國)

立憲民政黨(芝新樓田町二七)

△沿革

昭和二年四月憲政會と政友本黨とは合同して新黨を樹立することになり、五月の第五十三臨時議會には先づ新黨俱樂部を組織してこれに臨み、六月一日兩黨それと解散

して、こゝに新に立憲民政黨の結黨式を舉げ、濱口雄幸氏總裁に就任し、越えて昭和六年四月十三日男爵若槻禮次郎氏二世總裁となつた。

△政綱

- 一、國民の總意を帝國議會に反映し、天皇統治の下議會中心政治を徹底せしむべし
一、國家の整調に由りて生産を旺盛にし分配を公正にし社會不安の禍根を芟除すべし
一、國際正義を國交の上に貫徹し人種平等資源公開の原則を擴充すべし
一、品性を陶冶し獨創自發の個性を啓き學習の機會を均等にし進んで教育の實際化を期すべし
一、立法、行政及び地方自治に浸潤せる時代錯誤の陋習を打破し以て新興の機運に順應すべき改造の實現を期すべし

△役員

總裁 若槻禮次郎
總務 片岡直温、俊孫一、田中隆三、原脩次郎、頼母木桂吉、小山松壽、川崎卓吉、鈴木富士彌、八木逸郎、櫻井兵五郎
幹事長 松田源治
政務調査會長 川崎克、同副會長 作田高

國民同盟(麹町丸ノ内三ノ六)

△沿革

昭和六年十二月、協力内閣問題から、民政黨を脱黨した安達謙藏氏は、その後同志と共に新黨樹立を決意し、昭和七年七月國策研究クラブを設け、同年八月新黨の名稱を「國民同盟」と定め、第六十三臨時議會には「國民同盟準備委員會」の名稱を以て臨み、同年十二月二十二日東京市日比谷公會堂において結盟式を舉げた。

△綱領

- 一、立國の精神を擴充し、國際正義の再建を期す
一、統制經濟を確立し、大衆生活の保障を期す
一、政界の積弊を打破し、國民政治の徹底

を期す

△役員

總裁 安達謙藏
顧問 關直彦、大竹貫一、佐藤啓
總務 中野正剛、古屋慶隆、小池仁郎、清瀬一郎、井上剛一、野田文一郎、小山谷藏、加藤綱一、菊池良一
幹事長 山道襄一
政務審査部長 杉浦武雄
組織部長 由谷義治
遊說部長 戸田由美
會計部長 森峰一
青年部長 田中養達
代議士會長 深水清、同副會長 高橋壽太郎、中川觀秀

社會大衆黨(芝南佐久間町一ノ五)

昭和七年七月二十四日、社會民衆黨及び全國勞農大衆黨は合同して新に社會大衆黨を結成した。

△綱領

- 一、我黨は勞働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲めに戦ふ
一、我黨は資本主義を打破し無産階級の解放を期す
△建設大綱

- 一、重要産業並に金融機關の國有管理、勞働者の生産自治、生産者の生活を確保する労働制度の建設、社會保險制度の完成
二、土地の國有、耕作權を確保する土地制度の建設、農業經營の自主的協同組合化、農業生産の機械化、重要農産物の國家統制
三、經濟議會の建設、公費勞學教育制の建設、住宅並に醫療機關の公營
四、工業・農業の融合、都市・農村の均衡化
五、世界民族の平等、世界平和の建設
△政策
一般政策
一、(イ)警察政治の廢止、地方自治の徹底
(ロ)徹底普選の獲得、選舉公營
(ハ)無産階級彈壓諸法令の撤廢、官吏公務員の職權濫用、收賄の重刑
二、(イ)高率累進財產税の設定、相続税の高率累進賦課、独占資本税、土地増價税の設定
(ロ)消費諸税の廢止、所得二千圓未満の者の一切の課税免除

- (ハ)鐵道、郵電、煙草等官業獨占價格の引下げ
三、(イ)軍備縮小
(ロ)資本主義的帝國主義侵略政策の廢絶
(ハ)世界關稅障壁の撤廢
(イ)兵士の待遇改善
(ロ)入營、戰傷死、廢疾兵士並に其家族生活の國家保證
(ハ)一般養老年金制、寡婦・孤兒年金制の確立
(ニ)兒童學用品、食費の公給
五、(イ)封建的賤視觀念の打破
(ロ)華族制度の廢止
労働政策
一、七時間労働制、生活賃銀制の確立、團結權、罷業權を確認する自主的労働組合法的の制定
二、國家負擔による失業手當、失業保險制度の確立、職業紹介機關の擴充並に労働組合管理、廢疾保險法の制定、健康保險法の改正

- 三、少年及び婦人の夜間労働、危險作業の禁止、労働婦人の母性保護
四、俸給生活者法、商店従業員法並に漁民法の制定
五、徒弟制度及び飯場制度の廢止
農村政策
一、耕作權を強化する小作法の制定、立入禁止、土地取上げの禁止、開墾、開拓、荒蕪地處理強制法の制定、官有の林野、河川、湖沼等の開放
二、肥料、種子、農業機具の國營配給、農民のための農業信用機關の設置及農産資金無擔保貸付
三、凶作、遠置に對する農民生活國家保證、價格安による農民損失の國家補償
四、遊食地主高率課税、勤勞農民負擔税の減免
五、勤勞農民の自主的農村自治制の建設
△役員
執行委員長 安部磯雄
書記長 麻生久

第十八回總選舉各派得票數

Table with columns for political parties (政友會, 民政黨, 革新黨, 無産黨, 中立, 其他) and their vote counts across various regions (東京, 京都, 大阪, 神奈川, 兵庫).

政治——第十八回總選舉成績

Table of election results for the 18th general election, listing candidates and their respective vote counts across various districts.

第十八回總選舉成績

昭和七年二月二十日に行はれた衆議院議員總選舉の結果を府縣黨派別に示すと左の通りである。(總選舉當時の現在)

Summary table of election results categorized by political party and region, including counts for '新進' (New Progress), '無黨派' (Independent), and '中立' (Neutral).

政治——第十八回總選舉棄權調

Table showing the number of voters who abstained from voting in various districts during the 18th general election.

Table detailing the results of the 18th general election, including the names of candidates, their party affiliations, and the percentage of votes they received.

Table providing a detailed breakdown of the election results by prefecture, including the names of candidates and their vote counts.

Table of election results for various prefectures including 埼玉縣, 群馬縣, 千葉縣, 茨城縣, 栃木縣, 奈良縣, 三重縣, 愛知縣, 山形縣, 青森縣, 岩手縣, 福島縣, 宮城縣, 長野縣, 岐阜縣, 滋賀縣, 山梨縣, 靜岡縣, 德島縣, 和歌山縣, 山口縣, 廣島縣, 岡山縣, 鳥根縣, 鳥取縣, 富山縣, 石川縣, 福井縣, 秋田縣.

Table of election results for prefectures including 香川縣, 愛媛縣, 高知縣, 佐賀縣, 福岡縣, 大分縣, 熊本縣, 宮崎縣, 鹿兒島縣, 沖繩縣, 北海道, 神奈川縣, 大阪府, 京都府, 東京府.

Table of election results for prefectures including 東京府, 京都府, 大阪府, 神奈川縣, 愛知縣, 三重縣, 奈良縣, 和歌山縣, 鳥根縣, 鳥取縣, 富山縣, 石川縣, 福井縣, 秋田縣, 德島縣, 和歌山縣, 山口縣, 廣島縣, 岡山縣, 鳥根縣, 鳥取縣, 富山縣, 石川縣, 福井縣, 秋田縣, 德島縣.

| | | | | | |
|-------------------|------------------|------------|------------|-------|---------|
| 第二區 | 第一區 | 三奈良縣 | 第二區 | 第一區 | 朽木縣 |
| 南志度多飯宇名阿一安河鈴三員桑四津 | 北牟會氣南賀山志濃藝鹿重辨名日市 | 足安下芳足那鹽上河宇 | 利蘇都賀利須谷都賀都 | 那鹽上河宇 | 都賀都賀都賀都 |
| 四 | 五 | 五 | 四 | 五 | |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |

| | | | | | | |
|---------|---------------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 第一區 | 第五區 | 第四區 | 第三區 | 第二區 | 第一區 | 愛知縣 |
| 小榛志安庵清靜 | 八溫實南北豐東西額幡碧岡海 | 中葉丹一知西東愛 | 那鹽上河宇 | 那鹽上河宇 | 那鹽上河宇 | 那鹽上河宇 |
| 五 | 三 | 三 | 三 | 三 | 五 | |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |

| | | | | | | |
|-------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第三區 | 第二區 | 第一區 | 第三區 | 第二區 | 滋梨山 | 第二區 |
| 益惠土可加 | 本揖安不養海羽大郡武山稻岐 | 引濱周磐濱 | 富駿田賀沼 | 引濱周磐濱 | 引濱周磐濱 | 引濱周磐濱 |
| 三 | 三 | 三 | 五 | 五 | 四 | 四 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| | | | | | | | |
|----------|--------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|
| 第一區 | 第四區 | 第三區 | 第二區 | 第一區 | 宮城縣 | 第一區 | 長野縣 |
| 黑宮名互伊柴刈仙 | 北南安東西松 | 下上諏 | 下上諏 | 下上諏 | 北南安東西松 | 下上諏 | 下上諏 |
| 五 | 三 | 四 | 三 | 三 | | | |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | | | |

| | | | | | | |
|------------------------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第四區 | 第三區 | 第二區 | 第一區 | 第三區 | 第二區 | 兵庫縣 |
| 尖佐赤捍神飾姫印加加多加美明明三津有川武尼神 | 採用穂保崎磨路南古西可東囊石石原馬邊庫崎戶 | 津愛足中高 | 津愛足中高 | 津愛足中高 | 津愛足中高 | 津愛足中高 |
| 四 | 三 | 四 | 五 | 四 | 四 | |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |

| | | | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第三區 | 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 | 第五區 | 新潟縣 | 長崎縣 |
| 北古三南長岩東中北佐西新 | 北古三南長岩東中北佐西新 | 北古三南長岩東中北佐西新 | 北古三南長岩東中北佐西新 | 北古三南長岩東中北佐西新 | 北古三南長岩東中北佐西新 | 北古三南長岩東中北佐西新 | 北古三南長岩東中北佐西新 |
| 五 | 四 | 三 | 四 | 五 | 三 | | |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |

| | | | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第二區 | 第一區 | 第三區 | 第二區 | 第一區 | 第四區 | 群馬縣 | 埼玉縣 |
| 北多群高邑山新佐利勢桐前 | 北多群高邑山新佐利勢桐前 | 北多群高邑山新佐利勢桐前 | 北多群高邑山新佐利勢桐前 | 北多群高邑山新佐利勢桐前 | 北多群高邑山新佐利勢桐前 | 北多群高邑山新佐利勢桐前 | 北多群高邑山新佐利勢桐前 |
| 四 | 五 | 三 | 四 | 四 | 三 | | |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |

| | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第三區 | 第二區 | 第一區 | 第三區 | 第二區 | 第一區 | 茨城縣 | 千葉縣 |
| 結猿眞筑新多 | 結猿眞筑新多 | 結猿眞筑新多 | 結猿眞筑新多 | 結猿眞筑新多 | 結猿眞筑新多 | 結猿眞筑新多 | 結猿眞筑新多 |
| 四 | 三 | 四 | 四 | 三 | 四 | | |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |

| 廣島縣 | | 山口縣 | |
|-------|------|------|------|
| 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 |
| 福尾山道市 | 豐賀田郡 | 阿川哲郡 | 阿川哲郡 |
| 安藝田郡 | 安藝田郡 | 吉備田郡 | 吉備田郡 |
| 吳郡 | 吳郡 | 後月田郡 | 後月田郡 |
| 高山郡 | 高山郡 | 小瀬田郡 | 小瀬田郡 |
| 安佐郡 | 安佐郡 | 都窪郡 | 都窪郡 |
| 佐伯郡 | 佐伯郡 | 兒島郡 | 兒島郡 |
| 廣島市 | 廣島市 | 久米郡 | 久米郡 |
| | | 勝田郡 | 勝田郡 |
| | | 英田郡 | 英田郡 |
| | | 上田郡 | 上田郡 |
| | | 真庭郡 | 真庭郡 |
| | | 色野郡 | 色野郡 |
| | | 赤松郡 | 赤松郡 |
| | | 御津市 | 御津市 |
| 四 | 四 | 五 | 五 |
| 人 | 人 | 人 | 人 |

| 和歌山縣 | | 山口縣 | | 德島縣 | |
|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 |
| 東牟婁郡 | 西牟婁郡 | 吉敷郡 | 吉敷郡 | 越智郡 | 喜多郡 |
| 日高郡 | 日高郡 | 佐田郡 | 佐田郡 | 上野郡 | 上野郡 |
| 有田郡 | 有田郡 | 那賀郡 | 那賀郡 | 伊豫郡 | 伊豫郡 |
| 那賀郡 | 那賀郡 | 海草郡 | 海草郡 | 溫泉郡 | 溫泉郡 |
| 和歌山市 | 和歌山市 | 歌山郡 | 歌山郡 | 松山郡 | 松山郡 |
| 三 | 三 | 五 | 四 | 三 | 三 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| 愛媛縣 | | 香川縣 | | 德島縣 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第一區 | 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 | 第二區 |
| 越智郡 | 喜多郡 | 喜多郡 | 喜多郡 | 越智郡 | 喜多郡 |
| 上野郡 | 上野郡 | 伊豫郡 | 伊豫郡 | 上野郡 | 上野郡 |
| 伊豫郡 | 伊豫郡 | 溫泉郡 | 溫泉郡 | 伊豫郡 | 伊豫郡 |
| 松山郡 | 松山郡 | 松山郡 | 松山郡 | 松山郡 | 松山郡 |
| 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| 福岡縣 | | 高知縣 | | 富山縣 | |
|------|------|------|------|------|------|
| 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 |
| 嘉手苧郡 | 嘉手苧郡 | 嘉手苧郡 | 嘉手苧郡 | 嘉手苧郡 | 嘉手苧郡 |
| 遠賀郡 | 遠賀郡 | 遠賀郡 | 遠賀郡 | 遠賀郡 | 遠賀郡 |
| 八幡郡 | 八幡郡 | 八幡郡 | 八幡郡 | 八幡郡 | 八幡郡 |
| 若松市 | 若松市 | 若松市 | 若松市 | 若松市 | 若松市 |
| 早良郡 | 早良郡 | 早良郡 | 早良郡 | 早良郡 | 早良郡 |
| 筑紫郡 | 筑紫郡 | 筑紫郡 | 筑紫郡 | 筑紫郡 | 筑紫郡 |
| 宗像郡 | 宗像郡 | 宗像郡 | 宗像郡 | 宗像郡 | 宗像郡 |
| 福岡市 | 福岡市 | 福岡市 | 福岡市 | 福岡市 | 福岡市 |
| 五 | 四 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| 福島縣 | | 岩手縣 | |
|-----|-----|------|------|
| 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 |
| 本吉郡 | 本吉郡 | 相馬郡 | 相馬郡 |
| 牡鹿郡 | 牡鹿郡 | 石川郡 | 石川郡 |
| 登米郡 | 登米郡 | 西白河郡 | 西白河郡 |
| 栗原郡 | 栗原郡 | 東白河郡 | 東白河郡 |
| 玉造郡 | 玉造郡 | 大河原郡 | 大河原郡 |
| 遠田郡 | 遠田郡 | 耶麻郡 | 耶麻郡 |
| 加田郡 | 加田郡 | 南會津郡 | 南會津郡 |
| 志田郡 | 志田郡 | 北會津郡 | 北會津郡 |
| 美田郡 | 美田郡 | 岩手郡 | 岩手郡 |
| 三 | 三 | 五 | 三 |
| 人 | 人 | 人 | 人 |

| 山形縣 | | 青森縣 | |
|------|------|------|------|
| 第一區 | 第二區 | 第一區 | 第二區 |
| 西村山郡 | 東村山郡 | 西津輕郡 | 西津輕郡 |
| 南村山郡 | 南村山郡 | 中津輕郡 | 中津輕郡 |
| 米澤市 | 米澤市 | 北津輕郡 | 北津輕郡 |
| 山形市 | 山形市 | 南津輕郡 | 南津輕郡 |
| 三 | 三 | 三 | 三 |
| 人 | 人 | 人 | 人 |

| 石川縣 | | 福井縣 | | 秋田縣 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 |
| 珠洲郡 | 珠洲郡 | 珠洲郡 | 珠洲郡 | 珠洲郡 | 珠洲郡 |
| 鳳凰郡 | 鳳凰郡 | 鳳凰郡 | 鳳凰郡 | 鳳凰郡 | 鳳凰郡 |
| 鹿島郡 | 鹿島郡 | 鹿島郡 | 鹿島郡 | 鹿島郡 | 鹿島郡 |
| 羽咋郡 | 羽咋郡 | 羽咋郡 | 羽咋郡 | 羽咋郡 | 羽咋郡 |
| 河北郡 | 河北郡 | 河北郡 | 河北郡 | 河北郡 | 河北郡 |
| 石川郡 | 石川郡 | 石川郡 | 石川郡 | 石川郡 | 石川郡 |
| 三 | 三 | 五 | 三 | 四 | 四 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| 岡山縣 | | 島根縣 | | 鳥取縣 | | 富山縣 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 | 第二區 | 第一區 |
| 鹿足郡 | 鹿足郡 | 鹿足郡 | 鹿足郡 | 鹿足郡 | 鹿足郡 | 鹿足郡 | 鹿足郡 |
| 美濃郡 | 美濃郡 | 美濃郡 | 美濃郡 | 美濃郡 | 美濃郡 | 美濃郡 | 美濃郡 |
| 那賀郡 | 那賀郡 | 那賀郡 | 那賀郡 | 那賀郡 | 那賀郡 | 那賀郡 | 那賀郡 |
| 邑智郡 | 邑智郡 | 邑智郡 | 邑智郡 | 邑智郡 | 邑智郡 | 邑智郡 | 邑智郡 |
| 安藝郡 | 安藝郡 | 安藝郡 | 安藝郡 | 安藝郡 | 安藝郡 | 安藝郡 | 安藝郡 |
| 飯石郡 | 飯石郡 | 飯石郡 | 飯石郡 | 飯石郡 | 飯石郡 | 飯石郡 | 飯石郡 |
| 岡山市 | 岡山市 | 岡山市 | 岡山市 | 岡山市 | 岡山市 | 岡山市 | 岡山市 |
| 三 | 三 | 三 | 三 | 四 | 三 | 三 | 三 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| 日(貴) | 議院 | 議員 | 有選舉權者 有權者 有權者 | 人口千二 議員一 人口付 |
|------|-----|-----|---------------------|--------------------|
| 四〇一 | 第一區 | 大分 | 四 | 二、四九七 |
| 四〇一 | 第四區 | 熊本 | 三 | 二、四九七 |
| 四〇一 | 第三區 | 佐賀 | 三 | 二、四九七 |
| 四〇一 | 第一區 | 宮崎 | 五 | 二、四九七 |
| 四〇一 | 第二區 | 鹿兒島 | 五 | 二、四九七 |
| 四〇一 | 第三區 | 沖繩 | 五 | 二、四九七 |
| 四〇一 | 第一區 | 北海道 | 五 | 二、四九七 |
| 四〇一 | 第二區 | 北海道 | 五 | 二、四九七 |
| 四〇一 | 第三區 | 北海道 | 五 | 二、四九七 |
| 四〇一 | 第四區 | 北海道 | 五 | 二、四九七 |
| 四〇一 | 第五區 | 北海道 | 五 | 二、四九七 |

| 洲 | 利 | 智 | 蘭 | 波 | 獨 | 西 | 芬 | 蘭 | 抹 | 丁 | 埃 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 下上 | 下上 | 下上 | 下上 | 下上 | 下上 | 下上 | 下上 | 下上 | 下上 | 下上 | 下上 |
| 三、二八 | 三、三三 | 三、三三 | 三、三三 | 三、三三 | 三、三三 | 三、三三 | 三、三三 | 三、三三 | 三、三三 | 三、三三 | 三、三三 |
| 四、二九 | 四、二九 | 四、二九 | 四、二九 | 四、二九 | 四、二九 | 四、二九 | 四、二九 | 四、二九 | 四、二九 | 四、二九 | 四、二九 |
| 六、八 | 六、八 | 六、八 | 六、八 | 六、八 | 六、八 | 六、八 | 六、八 | 六、八 | 六、八 | 六、八 | 六、八 |

| 八 | 東 | 帶 | 鋼 | 室 | 旭 | 函 | 小 | 札 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 王 | 京 | 廣 | 路 | 蘭 | 川 | 館 | 椛 | 幌 |
| 城 | 牛 | 渡 | 茅 | 松 | 渡 | 坂 | 橋 | 橋 |
| 所 | 塚 | 部 | 野 | 尾 | 邊 | 本 | 本 | 本 |
| 國 | 虎 | 守 | 滿 | 豐 | 勘 | 森 | 正 | 正 |
| 三 | 太 | 治 | 明 | 次 | 一 | 一 | 治 | 治 |
| 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 |

| 府 | 縣 | 市 | 町 | 村 | 數 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭 | 同 | 昭 | 同 | 昭 | 同 |
| 和 | 五 | 和 | 五 | 和 | 五 |
| 八 | 年 | 八 | 年 | 八 | 年 |
| ・ | 末 | ・ | 末 | ・ | 末 |
| 九 | | 九 | | 九 | |
| ・ | | ・ | | ・ | |
| 一 | | 一 | | 一 | |
| | | | | | |

政治——府縣市町村吏員、郡市町村數、市長一覽

二四七

和山廣岡島鳥富石福秋山青岩福宮長岐滋山靜愛三奈柄茨千
吹 山口島山根取山川井田形森手島城野阜賀梨岡知重良木城葉

Table with 20 columns and 4 rows of numbers representing political party affiliations for various regions.

政治—府縣會議員黨派別、衆議院議員職業別

Table showing professions of members of the House of Representatives, categorized by year (昭和五, 昭和七).

衆議院議員職業別

Table listing names and professions of House of Representatives members, including a note about the 1935 election results.

Table listing various professions such as agriculture, industry, and commerce, with associated counts.

府縣會議員黨派別
昭和六年九月より十月にかけて二府三十七縣に互つて行はれた府縣會議員選挙の結果による各黨派別當選者数は民政八一三、政友六三五、社民三、勞大一三、中立其他六〇であつた。

Table showing political party affiliations for members of prefectural and county assemblies, categorized by region (大京東北海, etc.).

Table listing names and professions of members of prefectural and county assemblies.

郡若福石仙上松長大岐大甲清沼濱靜瀬一岡
山松島卷臺田本野垣阜津府水津松岡戸宮崎

Table with 20 columns and 4 rows of numbers representing political party affiliations for various regions.

政治—府縣會議員黨派別

Table listing names and professions of members of prefectural and county assemblies.

Table listing names and professions of members of prefectural and county assemblies.

外 交

日本對聯盟

一、九月十九日の理事會

一九三一年九月十八日滿洲事變勃發の事實は、十九日壽府のラ・スイス紙朝刊に掲載され、同日午後第六十五回理事會開會前當番議長西班牙代表レリー氏（西班牙外務大臣）より「今朝の新聞に現れたる奉天事件に關し日本側より理事會に對し事件の成行を通報せらるゝに於ては、右事態の鎮靜に資する處大なるべし」とて、右通報方懇請する處ありたるに付、芳澤代表は之を承諾したる上、取りあへず理事會開會劈頭左の趣旨の聲明をなした。

様あらゆる手段を講じたりと云ふ。目下日本政府に對し尙詳細なる報道を求めつゝあるが、本代表は日本政府が事態の緩和に付出來得る限りの努力をなすべきことを信ずるものなり。」

二、九月二十二日の理事會

支那代表施肇基氏は二十一日附書翰を以てドラモンド事務總長に對し、奉天事件處理のため聯盟規約第十一條に基き理事會會合招集を要求し來たと共に、理事會に於て國家間の平和を危殆ならしむべき状態の發展を防止し、事件發生前の状態を回復し、且つ支那の受くることあるべき賠償の額及び性質を決定するため即時措置を執られんことを要請する旨申入れた。

よつて理事會は九月二十二日會議を開議せるが、其の席上支那代表は事件の發生並びにその他の成行きにつき接受した電報をよみ上げた後、

「支那側として要求する處は、（一）事件の擴大防止、（二）原狀回復、（三）賠償決定の三にして殊に第一第二の點に付いては急速に措置せんことを希望す。」

尙ほ日支兩國代表並に英國代表の發言ありてのち芳澤代表は、政府の訓令到達せざれば次回理事會の招集を求めざる旨を附言したり。

三、理事會議長より帝國政府への通告及び帝國政府の回答

理事會議長レリー氏は、左記の要旨による通告を九月二十三日幣原外相に通告し來り。

理事會は余に左の措置をとることを許可せり。

（一）現状を悪化し又は問題の平和的解決を害する恐れある一切の行爲をなさざるべき緊急通告を支那及び日本政府に送ること。

（二）各自國民の安全及び其の財産の保護が危殆ならしめらるゝことなくして兩國が各自の軍隊を直に撤退し、適當なる手段を支那及び日本の代表と意見交換の上探求すること。

（三）尙ほ理事會は本件に關する理事會議事録及び書類を参考のため北米合衆國政府に送付すること。

右の如き通告に對し帝國政府は九月廿四日芳澤代表を通じ、左の要旨による回答を議長に對して申送れり。

態の悪化擴大を防ぐ方針を固く持し居ると共に、日支兩國間に於ける交渉により本件の平和的解決を一日も速かにせんことを専念し居り、今後此方針を變更する意思毫末もなし。

（二）日本軍隊は現在概ね鐵道附屬地内に復歸し居り鐵道附屬地外としては、警戒の必要上吉林並に奉天城内に多少の部隊を止め居るも、右は何れも軍事占領にあらず。右と同時に右聲明書を政府並びに聯盟帝國事務局より公表せり。

その後、九月二十五日、二十八日（公開）三十日の理事會に於て、日支事件の處理に關する討議はつゞけられ、日本代表は事變は兩國直接によつてのみ解決せらるべきものたる故を極説し、支那側は理事會より日本に對し即時撤兵をなす様勸告せられ、若し日本にして之を實行せざるときは聯盟規約第十五條により理事會又は總會の裁決を仰がざるべからざるに至るべしと主張せり。

尙ほ理事會はこの間一個の決議を可決し、理事會は本問題の推移を充分注目すると共に有益なるべき一切の援助を常に與ふるの用意ありと宣言せり。

四、臨時理事會

十月八日に至り我軍飛行機錦州爆撃事件ありしにより支那代表は之を機會として、聯盟に對し急遽理事會開催を要請し、歐米諸國も我軍の措置に對し相當注意を拂ひ居りし故に理事會は十月十三日臨時會議開催に決定せり。

五、米國オブザーバーの件

十五日の非公開理事會は十三對一を以て日本の反對を押し切り、米國オブザーバー招請の件を可決せり。即ち十六日の公開會議に於てアリアン議長より正式に米國招請の件は提案された。

よつて芳澤代表は「本理事會は非聯盟國招請に對し主義上反對せざるを得ず——聯盟基礎法上の重大疑義あるに拘らず、倉皇としてオブザーバーを招請せんとするは意外の感なきを得ず——」と斷乎反對を表明すれば、

英國代表は、本件は第十一條其のものに關係なく、九月理事會以來行ひ來りたる米國との協力の延長にすぎず、従つて招請狀を送るや否やは手續上の問題にすぎず。又議長は、之を要するに米國の參加其物に付ては何人も反對せざる次第にして、本件のため日米間の親善關係に害を及ぼす如き事なきものなり。よつて本件はすでに昨夜解決せられたるにより米國に對し招請狀を送ることとすべし。と述べこれを確定せり。

しかして十六日午後の公開會議には、議長より米國が聯盟理事會の招請に應じオアザンバーとしてブレンティス・ギルバート氏を出席せしむべき旨の報告ありたるのち、ギルバート氏を理事席につかしめ、芳澤代表及ノールウエー代表を除く他の理事全部の歡迎の辭ありたり。

しかして帝國政府は十七日附を以てアラン議長に對し、大要左の如き點につき質問書を提出せり。

(一) オアザンバー出席と聯盟規約とが兩立するや否や、(二) 本問題は重大なる疑義あるにも拘らず理事會は審議をつくさず且つ法律家委員會に附託せんとする帝國代表の反對を無視して本案を過半数により票決

を有せずとの日本代表の聲明につき注意し、右聲明が國際聯盟規約並に署名國が中國の主權獨立及び領土的行政的保全の尊重を約せる九國條約の規定に適合するものなることを認む。

四、右保證及び約束の實行が兩當事國間の正當關係恢復に緊要なることを確信し、(A) 理事會の次回會合前に完全なる撤退が實行せられ得べきため、鐵道附屬地内に其の軍隊の撤退を直に開始し、漸時之を續行せんことを日本政府に要求す。

(B) 滿洲に於ける日本人の生命及び財産の保護に關し、中國政府が一般的になせる約束の實行として、撤退地域接收のため同地在住日本人の生命の安全及其の財産の保護を確保するに適切なる一切の措置を採ることと中國政府に要求し、尙右目的のため任命せられたる中國官憲に他國の代表者を附し、之をして本件措置の實行を注視し得しめんことを中國政府に勸奨す。

し得べき手段なりと斷定したる理由如何、(三) 米國は不戰條約當事者たるの故を以て同條約に關する限り理事會に於て發言の機會を有せしむべしとの説あるも、同條約は非聯盟國をも含む數十ヶ國間の條約にして、獨り米國代表に限り理事會出席發言の機會を與ふるが如きは失當なり。

六、不戰條約第二條に基く討議

十月十七日、米國及び各理事國各別に不戰條約第二條により、日支兩國政府に警告を發することとなり右諸國より或在東京同國大使を通じ、或は直接電報を以て同文電報を送付し來れるにより、帝國政府は二十二日回答を發し、日支事變に關する帝國の措置は何等條約違反にあらざる旨を明かにせり。よつて二十二日公開理事會開催せられ、芳澤代表及び米國オアザンバー、ギルバート氏の挨拶ありたる後、議長より先般各理事國及び米國に於て不戰條約に基き日支兩國に對し警告を發するに至りたる次第を披露し、次いで、

「本件解決、次第に遷延し、何とか解決策に基く問題並に滿洲の鐵道の狀況に起因する紛議に關聯する問題に關し、直接交渉を開始せんことを勸告す。

右目的のために理事會は兩國政府に對し調停委員會又は他の同種の常設的機關を組織せんことを提示す。

七、理事會は其の會議を十一月十六日に延期せんことを決定す。同期日に於て理事會は事態の新たな審査をなすべきも議長に對し其の適當と認むるに於ては期日前に會議を招集することを許與す。

右に對し支那理事は右案は、本國政府に請調の要あるにつき、討議を延期せられたりと希望し、芳澤理事はかねて用意せる聲明をなし、右基礎案に付き一般的反對の意を表し、決議案の詳細については追て意見を發表すべき旨を述べ。

二十三日の第六回理事會公開會議に於ては、議長は前述不戰條約に基く各國の通告に對する前記日本回答を朗讀せしめたる後、前日提示の決議案につき日支兩國理事の意見を求めたり。

次で芳澤理事は左の趣旨を述べ我方修正案を説明せり。

(A) 日本は屢々聲明した通り、滿洲に領

を講ぜざる可からざる事態に立至りたり。就いては當事國を除く各理事の間に於て一致をみたる基礎案を提示し、以て討議の基礎となさんとす。

とて左記の如き基礎案を朗讀せり。理事會は聯盟規約第十一條により中華民國政府によりなされたる要請に加ふるに巴里規約第二條が若干数の政府により援用せられたるを認め、九月三十日の理事會決議の續きとして、

一、九月三十日の決議中に兩國政府がなせる約束、特に日本國政府は日本人の生命の安全並に其の財産の保護が確實に保證せらるる範圍に於て、鐵道附屬地内に其の軍隊を歸還せしむるがため、出來得る限り速にその撤退を續行すべしとの中國代表の聲明に付き注意す。右中國代表の聲明は同政府にとり滿洲在住の日本人に對し、確實なる保證するの約束を含むものなり。

二、尙ほ兩國政府が事態を悪化する惧ある一切の措置を差控ふべしとの保證を與へたること。従て兩國政府は凡ての侵略的政策又は行動を差控ふるを要し、且つ凡ての騷擾を終熄せしむるに適當なる措置を講ぜざるべからざることに付注意す。

三、日本が滿洲に於て何等領土的の意圖土の野心を有することなく、事態が危険なくして撤兵し得るに至れば直ちに撤兵すべし。よつて日本は決議案第一項乃至第三項を受諾するに何等の困難を感じず。

(B) 第四項に付ては現在の兩國人心の緊張状態、滿洲に於ける混亂の狀況並に支那官憲の無力に顧み、此のまゝの狀態にて日支軍を接觸せしむる事は極めて危険あるを以て、日本としては撤兵期限を明示する事は絶對不可能なり。而して此點につき第四項Bの保障の効果は極めて疑はしと言はざるべからず。

(C) よつて日支間の正當關係確立に缺くべからざる協定を遂げたるのち、初めて撤兵に着手し得る次第なり。

(D) 尙ほ原案第六項目の所謂直接交渉については何時にも支那側と之を開始するの用意あり。右我方修正案に對し支那理事は日本修正案は受諾し得ずと述べ、これについて芳澤理事は應酬す。

尙ほ芳澤理事と英國理事セシル卿、議長との間に質問應答ありたり。

二十四日の理事會も前日の討議を繼續し、同日午後の第八回公開理事會に於て、議長は我方對案を表決に附したる處、芳

澤理事之に賛成したのみにて成立せず。又原案につき指名投票を行ひしに芳澤理事反對のため之亦た成立せざりき。

かくて議長は十一月十六日まで延會を宣し、以て今回の臨時理事會を終了せり。

七、帝國政府の聲明

十月二十四日の決議案は次回の理事會、即ち十一月十六日までに出來得べくんば日本軍の鐵道附屬地内引揚を希望せるものなり。

然るに日本軍の駐屯はもとより在留邦人の生命財産保護の必要にせまられたものなるが故に、滿洲の治安確保につき確たる見据つかざる限り引揚げを實施すること能はず、よつて帝國政府は十日理事會終了後同廿六日附を以て左の趣旨なる聲明を發し、滿洲に於ける治安恢復の必須條件として、日支兩國間に平常關係確立の基礎的大綱を協定するの必要を述べて聯盟の注意を喚起したり。

一、十月二十二日聯盟理事會に提出されたる帝國軍隊の滿鐵附屬地内歸還問題並に日華直接交渉開始問題に關する決議案に對し日本理事は數項に互る修正案を提出し、十月二十四日採決の結果右修正案並に決議

案は何れも全會一致の同意を得ずして不成立に終れり。

二、今次の滿洲事變は全く中國官憲の挑發的行動に起因せること、帝國政府の累次宣明せる所にして、帝國軍の少數部隊が目下尙ほ滿鐵附屬地、外數個の地點に駐まらば、帝國臣民の生命財産の保護のため萬已むを得ざるに出でたるものなり。固より之がために帝國が紛争解決條件を中國に強制するの手段となり得べきものに非ず。兵力的威壓を以て中國との交渉に臨まんとするが如きは毫も帝國政府の豫想せざる處なり。

三、帝國政府は夙に日華關係の大局を考察し、その密接複雑なる政治的並に經濟的關係を構成する各種の分子中、帝國の國民的生存に關する權益は絶対に之が變革を許さざるの決意を示し、すでに各般の機會に於てこの趣旨を言明せり。不幸にして近時中國に於ける所謂國權回復の運動極端に走り、今や條約又は歴史を無視して、帝國の權益さへ着々破壊せんとするの傾向明かなり。

四、從て帝國政府は時局收拾の途が一に以上の見地に基くべきことを確信し理事會の討議に當りて終始一貫之を主張せり。そ

八、休會明の理事會

右帝國政府の聲明、ブリアン議長、芳澤理事の書翰の往復あつてのち、聯盟理事會は十一月十六日午後、ブリアン議長の下に巴里外務省に公開會議を開きたり。之より先き帝國政府は在英松平、在伊吉田兩大使を巴里に派遣して、芳澤大使を授けて各方面の私的交渉に當らしむることとなせるが、米國も在英ドーズ大使を巴里に派し、特に事態の推移を注視せしむることとし、ドーズ大使は巴里に於て理事會及聯盟主腦部

と私的に會談し事件の解決に奔走する所あつた。

同會議に於ては議長より日本並に支那の聲明についての説明あつて簡單に閉會し、十七日には日支兩國を除く十二ヶ國理事の非公開會があつた。翌十八日引續き十二ヶ國非公式理事會を開催し、芳澤、施肇基代表を順次に招致し、兩國政府の意向に關し説明を聴取す。十九日午前、十二ヶ國秘書理事會を開く。問題は依然撤兵を主とし、日本側は敢て之を條件とするわけに非ざるも、邦人生命財産保護の實際上の必要にかんがみ、撤兵前に條約尊重の大綱を規定すべきことを主張し、支那側亦必ずしも協定に反對ならざるも撤兵後にあらざればいかなる協定にも應ぜずと頑張り、理事會はその間の斡旋に努めたり。

かくて十一月二十一日に至り漸く第二回公開會議を開き、芳澤代表より支那調査委員派遣方を提議し、芳澤理事は、自分の聲明中「特に滿洲のみならず支那全部に於ける全般的情勢を正確に認識するに」と言へる點に付注意せられんことを望むと述べたり。また支那理事は、本件派遣問題を議するに際し今日より明確に留保し難きは、撤兵の早急完了と戰闘行為休止の二點なり。

と述べたり。次いで第三回公開理事會に於て支那調査委員會の設置を規定す。而して十二月十日の第四回公開理事會に於ては錦州方面狀勢の問題も討議せられて翌年一月廿五日まで閉會することに決した。

九、一九三二年理事會その他

一九三二年一月廿五日、公開理事會開く。劈頭議長佛國代表ボンクール氏は、前回理事會以來の事態の推移を簡單に説明し、調査委員會がリットン卿議長の下に近く極東に出發する豫定なる次第を披露す。

一月廿九日支那代表は日本は中支侵入を企て青島、上海、福建に於て争亂を起したりとの理由で突然書翰を聯盟事務總長に送り、日支事件に關し聯盟規約第十五條の適用を要求す。

理事會は同日午後、一般議題に先ち、第十五條適用要求の問題を討議し、劈頭事務總長は第十五條適用に關する支那側覺書を讀上げ、次いで議長は「理事會は日支紛争に關し不斷の努力を續け、本會期に於ては本件に關し議長より宣言をなす豫定なりしなり。且つ右宣言により討議を打切る積り

ありしに拘らず、支那側より第十五條の提起あり。且つ本條第一項の規定は當事國の一方の通告のみに依り本條の適用を來すことを明記す」と述べ。

右に對し佐藤理事は「本件に對する第十五條適用問題については、日支問題は元來第十一條に依り提起せられ、理事會に從來同條に基き審議し來れる處、今日に至り第十五條を適用するに於ては、討議の基礎は全然變更せらるゝのみならず、兩條は全然其の基礎を異にするを以て各種の疑問を生ずべし」と述べ、

議長は「第十五條の適用は一方當事國の要求のみにて十分なり。又第十五條と第十一條とは併用するも差支なし」。

佐藤理事は之に對して「第十五條の適用は甚だ重大なる問題なり。而して予は議長の規約の解釋に同意するものに非ざるにつき、今後適當の機會に此の點に付意見を提起する權利を留保す」と聲明す。

かくて第三、四兩理事會は上海事變を中心に日支事變を規約第十五條を適用する討議に終始す。

他方東京に於て英、米、佛の三大使は二月二日付、政府に左記の趣旨による公文を交付せり。

(A) 左記條約に依り双方一切の強力行爲を中止すること。
 (B) 是以上敵對行爲の爲にする何等の動員又は準備を爲さざること。
 (C) 日支双方の交戦者を上海の地域内に於ける一切の接觸地點より撤退すること。
 (D) 交戦者の間を隔離すべき中立地帯を設くることに依り共同租界を保護すること、是等地帯は中立國人に於て警備すべく之が取極は領事官憲に於て定むること。
 右に對し芳澤外相は二月四日英、米、佛各大使に回答を手交せり。
 上海調査委員第一回報告は、二月八日政府及び上海に於て發表せられ、九日の理事會に於て報告せらる。第二回報告書は十四日聯盟事務局より公表せらる。
 二月十六日、議長ホックル氏は佐藤大使の來訪を求め、佐藤大使宛書翰及び附屬覺書を手交す。即ち十二ヶ國理事の勸告なり。之に對し帝國政府は二十三日聲明を發し、同勸告が日本に對してのみなされたることの不正なること、警告が何等積極的提議を含まずして、單に日本軍に對し軍器を捨つるか、或は引揚げんことを期待するものなること、支那が終始紛争を平和的に解決するの用意あるに係らず、日本に然ら

ずとなせるは事實に非ざること、日本は規約第十條を侵害する意志なきこと、支那は所謂組織ある國家に非ざること等を擧げて十二ヶ國理事會の勸告を反駁す。
 二月二十九日理事會に於て英國理事サイモン氏より上海に碇泊中の英國艦隊旗艦に於て、日本側、野村司令官及松岡氏、支那側、王參謀長、顧維鈞氏を見し二時間半に亘り、兩軍とも相互に且つ同時に撤兵すべき主義受諾せられ、且細目に話し話合ありたり。兩國代表は何れも右協定案につき本國に稟申することとなりたる旨の報告ありたり。

一〇、上海地方に於ける戦闘中止聲明

上海に於ける我陸海軍司令官は三月三日午後二時「支那軍が我方の當初要求せる距離以外に撤退し、帝國臣民の安全と租界の平和は回復せらるゝに至れるを以て、支那軍にして敵對行動を執らざる限り、帝國軍は戰闘行爲を中止す」との趣旨を聲明せり。

一一、臨時聯盟總會の討議

一九三二年二月十二日支那理事は聯盟事

きことは規約精神に反することを確認し、一九三一年九月三十日及十二月十日兩當事國の協力を得て理事會により採擇せられたる決議を想起す。

三、總會は、本件紛争に對し聯盟規約第十五條所定の手續を適用せんとする旨の一月二十九日支那政府のなせる要求に顧み、規約第十五條第九項に基き紛争を總會に附託せんとする旨の二月十二日支那政府のなせる要求及び二月十九日の理事會決議にかんがみ、

總會が支那政府の要請の目的たる紛争全般の附託を受けたること及び規約第十五條第三項所定の和解手續及び必要の場合同條第四項所定の勸告手續を適用するの義務あることを考慮し、

十九名、即ち委員長を擔任すべき總會議長、他の聯盟國代表者より成る一委員會を構成することを決定す——後文省略、

右に對し、十一日の一般委員會にて佐藤代表は、日本は第十五條の適用に付留保をなし居り、今回の總會に對しても右留保の下に参加せるものなるを以て吾人は本決議の表決に加はる能はず。よつて決議案の成立に反對せざるため、棄權するものなり」と述べ。

よつて採決の結果本案は採擇せられたり。かくて一先づ總會を閉會す。

一二、帝國の滿洲國承認

一九三二年八月八日滿洲派遣臨時特命全權大使に任ぜられたる武藤大將は爾來滿洲國政府との間に日滿議定書の交渉に當り、右議定書は九月十五日新京に於て調印せられ、之により日本は滿洲國を正式に承認したり。

長岡理事は政府の訓令に基き九月十六日附理事會議長に於て「帝國に於ては十五日滿洲國との間に議定書を締結し以て同國に對し正式の承認を與へたり」との趣旨を通報し右通報は各理事及び聯盟に回付せられたり。

一三、リットン報告と

帝國の要求

一、リットン委員會報告は九月二十二日壽府に到着、九月三十日東京時間午後七時、日支兩國へ手交された。
 二、帝國政府に於ては、リットン報告書の提示を受けたるのち研究を遂げ意見書を理事會に提出することとしたるがため、理

務總長に對し、規約第十五條第九項に基き日支事件を總會に附議すべき要求をなし、次いで十九日理事會は右支那側の要求に依り日支事件の審議のため、臨時聯盟總會を三月三日壽府に開催の旨を決定せり。
 よつて我が帝國は元來日支事件に規約第十五條を適用することに關し異議を唱へ來れるを以て、右の異議を留保して、松平駐英、佐藤駐白、吉田駐伊の三大使を總會に出席せしむることに決したり。

總會第一、二、三回會議並に一般委員一、二、三、四、五會議は上海停戰問題中心の討議行はれ、總會第四回會議は十日左の如き決議案を決定せり。
 一、聯盟總會は、聯盟規約の規定が現下の紛争に全部適用せらるべきものなること、殊に左の諸點に關し然るべきものなることを考慮す。
 (A) 條約の嚴重なる尊重の原則。
 (B) 聯盟各國の領土保全及現在の政治的獨立を尊重し、且つ外部の侵略に對し之を擁護すとの聯盟國のなしたる約束。
 (C) 聯盟國に發生する一切の紛争を平和的解決方法に付すべき聯盟の義務。
 二、總會は、日支紛争の解決が當事國の一方の武力的壓迫の下に於て求められ得べ

事會は右意見書の接達をまつて報告書を審議すべきの當然なることを思考し、且つ本國より有力なる人物に意見書を携行せしむる必要上、最短六週間の期間をおき、我が意見書の到着をまつべしとなす要求を九月十四日議長宛提出す。よつて會議の結果リットン報告審議の理事會を十一月十四日開催する事に決し、但し日本の意見書の不可抗力による遅達、又は理事會に於て研究の必要ある場合は、右開催期を一週間延期し得ることとせり。

一四、臨時總會本會議

一、十二月六日、臨時總會開會。帝國主席全權として松岡洋右氏、支那主席全權として顏惠慶氏出席、兩氏の演説ありたり。

二、決議採擇。
 九日午後の總會にて議長は、(A) 日支問題一般討議は昨夕を以て終結したるが、今朝の幹部會は瑞西、チェッコ兩代表と協議の上原案に小修正を加へたる兩國提出決議案を全會一致を以て總會に附託することにせり。と述べ、次いで「總會は本決議案を通過せるものと認む」と宣して確定せり。
 (B) 十九人委員會をなるべく速に招集す

べき件を決し、之を以て日支問題の討議を終る。

三、十九委員會開會。
十二月十二日の十九ヶ國委員會は秘密會を開き、二個の決議案及び理由書案を作成せり。第一決議案

總會は、
(一) 聯盟規約第十五條の規定によればその第一の任務は紛争の處理にまつるに存し、從つてその事情及び勸告されたる解決案を公けにする報告を今日起草するの要なきを想起し、
(二) 一九三二年三月十一日の決議により、それが紛争處理に關する聯盟の態度を規制する諸原則を確定したることを思惟し、
(三) 紛争の處理に對しては、國際聯盟規約、パリ條約、九ヶ國條約の條項を尊重すべきを確言し、
(四) 調査委員報告書第九章に示されたる原則に基き、第十章の定義を參照して紛争の處理を期し兩當事國と協力して交渉を遂行する事を任務とする委員會を構成するに決す。
(五) 右委員會を構成するためには十九ヶ國特別委員會に代表せられたる聯盟國を任

命す。
(六) アメリカ合衆國及びソグイェト聯邦の交渉に参加する事を好都合と思惟し、
(七) 右委員會に對して右兩國政府の参加を要請する義務を附託す。
(八) 一九三三年三月一日以前に審議報告を要請し。
(九) 兩當事國の合意に基き、一九三二年七月一日總會の決議に示されたる期限延長を決定し、遅延の期間につき當事國の合意なき場合には總會に提案し、同時に報告を提出する権限を委員會に附與し、
(一〇) 總會は依然として會期を繼續し、議長は必要に應じて何時と雖も召集する事を得。

第二決議案(リットン調査委員會への感謝文)
理由書案(省略)

一五、勸告案決定
一、その後、聯盟の空氣は日本にとつて愈々惡化し來り、規約第十五條第三項に基く和協手段に遂に失敗したため、一九三三年二月十四日午後十九人委員會は規約第十五條第三項の手段を放棄し、第十五條第四項に基く勸告案を審議之を可決した。即ち

滿洲問題討議の聯盟に於て聯盟と帝國は完全に決裂すべき運命に置かれた。

二、總會最後の幕
聯盟規約第十五條第四項に基く勸告案を包含する報告案を採擇せんとする歴史的總會は二月二十四日午前開會、先づイーマン議長の宣言あり。次いで松岡洋右、顏惠慶兩全權の最後の演説ありて後、イーマン議長は午後一時廿分、木槌を打つて報告案の表決に入るべき旨を宣し、一時四十分指名表決を終るや、議長はその結果を左の如く讀み上げた。
賛成 四十二票
反對 一票(日本)
棄權 一票(シヤム)
缺席 十二國
議長は「報告案は規約の規定により滿場一致を以て可決された」と宣言した。次いで議長は規約第十五條第六項並に規約第十二條を朗讀す。
かくて松岡代表は起つて帝國政府の宣言書を朗讀し右終るや、松岡、長岡、佐藤帝國三全權は一齊に劇的退場を執行した。帝國政府は聯盟總會が日支紛争に關する十九人委員會報告書案を滿場一致採擇した翌日即ち二月二十五日附を以て規約第十五

條第五項に基く陳述書を提出し、越えて三月二十七日「帝國政府は此の上聯盟と協力するの餘地なきを信じ」聯盟より脱退する旨通告した。

北滿鐵道讓渡交渉

一、北滿鐵道(舊東支鐵道)の起原
北滿鐵道の起原は一八九六年(明治二十年)露支間に締結された「カシニ」條約と、露清銀行が支那政府と結んだ東支鐵道設置及び經營に關する契約によつて建設されたのであつて、その工費は三億金ルーブル(フランス側の借款出資)で一九〇二年に完成したものである。

この鐵道は北滿洲の主要交通路であつて、滿州里、ホグラニチナヤ間を本線と呼び、延長一四八〇・六キロメートル、ハルビン、新京間を南部線と稱し、本線と合せて一七二六・五キロメートルとなつてゐる。なほ本線を二分しハルビン、滿州里間を西部線、ハルビン、ホグラニチナヤ間を東部線と稱す。

北滿鐵道は舊帝政ロシアの極東侵略政策の礎石として、政治的目的を以て施設されたものであるが、ソグイェト・ロシアの現

出による極東政策變改のため、駐ソ廣田大使當時より日ソ兩國の間に同鐵道讓渡問題が談合されてゐたが、滿洲國が建國せらるゝに及び三國條約の目的を以て急速に交渉が進展し、一九三三年六月二十六日を期し愈々東京に於て日本をオプザパーとする滿ソ兩國の讓渡會議が開かるゝことになつた。

二、北鐵讓渡東京會議
滿ソ兩國代表は左の通りである。
滿洲國側、(首席)特命全權公使丁士源、外交部次長大橋忠一、ソグイェト側、(首席)特命全權大使ユレニエフ、外務人民委員會極東部長カズロフスキー、北滿鐵道副理事長クズネツォフ

第一次會議は八年六月二十六日午後二時より裏霞ヶ關外務次官官邸に於て、日本側より内田外相、重光次官、東郷歐米局長、西歐米局第一課長、また滿ソ兩國よりは代表その他隨員出席の上開會せり。
劈頭内田外相より仲介者としての日本の立場に關する演説、次いで滿ソ主席代表、丁士源公使、ユレニエフ大使の日滿ソ三國を結ぶ極東平和確立の大局から誠意を以て今次會議に臨むべき趣旨についての演説あり。三氏の演説が日滿ソ三ヶ國語に通譯さ

れて、歴史的會議の初顔合せ會が同六時開會した。尙ほ今後の會議に日本側オプザパーとして西歐米課長、鈴木陸軍中佐は出席する事に決定した。

第三次會議(七月三日)に於て、滿ソ兩國より別項の如く北鐵の所有權問題並に滿洲國側五千萬圓(日本紙幣圓)ソ國側二億五千萬金ルーブルの見積價格並に算定の基礎に關する提案ありたり。爾來(八月十五日)まで正式會議を重ねる事六回に及び、その間大橋外交次長、カズロフスキー極東部長を小委員とする中間非公式交渉を開き交渉は極めて順調に進捗す。しかして、八月十二日の第二次非公式交渉に於てはソ國側より「價格評議の基準となるべき「金ルーブル」と「紙幣圓」との換算率決定問題と、價格問題以外に關する一切の問題(主として北鐵に關する法律事項)を討議するた

め特別専門委員會を設置するの提議あり。滿洲國側も亦これを承認し、愈々公正なる解決點に到達すべき曙光はみえて來た。特別専門委員會委員は左の如し。
【滿洲國側】交通部科長森豊、北鐵督辦公署參事官島澤馨
【ソ國側】北鐵副理事長クズネツォフ、總領事セレンズニヤコフ

滿洲事變

昭和六年九月十八日夜、北大營の支那正規軍は我が滿鐵線路を爆破したる事によつて滿洲事變は點火された。これを單に偶發的の事件として観ると、滿鐵は滿洲に於ける日本の權益の基本的物件であり、支那正規兵の爆破行為は張學良の舊東北軍權によつて代表された支那政府自體の意志を代行せるものに他ならないが故に同事變は支那政府の日支諸條約の蹂躪、及び滿洲に於ける日本勢力驅逐の計畫的意圖が最も端的に且つ明確に表現されたものと云ふべきである。

更に進んで同事變の淵源を顧るならば單に之を偶發的な事件として看取することは絶対に不可能なるのみならず、甚だしく不當なる認識と云はざるを得ない。九月十八日事變勃發の瞬間に至るまで張學良政權の不法なる對日行爲は、枚擧に遑ないが、之を簡略に記しても、滿鐵に連關する營業及び列車運轉の妨害問題、併行線の強行敷設、滿鐵包圍線計畫、鐵道借款の未拂、未着手鐵道の問題等を始めとして、商租權侵害、旅大回收の不法要求、不當課税の問題、在

滿日本人及日本軍隊に對する侮日、排日貨の暴行等凡そ所謂滿蒙未解決懸案三百餘件を含む滿蒙問題の歴史、これは悉く日本帝國並に國民の忍辱の歴史に外ならない。然も無反省なる支那官憲は日本國民の忍辱を以て無爲無力と見做つたが、日本國民憤激の爆發すべき機は次第に熟して來た。かの昭和六年五月の萬寶山事件、七月の中村大尉虐殺事件によつて日本國民の義憤が頂點に達し將に爆發せんとする折も折、九月十八日の線路爆破事件によつて遂に火が點ぜられたのである。(昭和六年九月十八日より翌年三月新滿洲國建設までは八年度年鑑参照)。

上海事變

昭和七年に入つて支那本部に於ける抗日氣勢は愈々その沸騰點に達した。即ち一月八日の櫻田門外警視廳前事件の報が上海に達するや、支那民國日報(國民黨機關紙)は我が皇室に關する不敬記事を掲載して三萬の居留民の憤激を買ひ、その問題の未だ解決せざるに、一月十八日夜の日本人僧侶に對する殺傷事件ありしため、我が居留民は居留民大會を開いて權益の保持と自衛權

のため陸海軍派遣を決議す。我が外交當局は南京政府に嚴重提議をなして、その解決にとめたが、支那官憲に何等の誠意なく、遂に我が陸戰隊が各國との協定により、開北受持區域に對し二十九日午前零時その配備を開始せるに、支那正規兵は突然我が軍に向つて猛烈な攻撃を開始した。よつて我が軍はやむなくこれに應戦し、ここに日支大衝突となり隨所に物すごい市街戦は開展された。

よつて同日帝國政府は三項に亘る長文の聲明書を中外に發表し、上海事變の事情を明かにして列國からの誤解を一掃する事につとめた。かくして交戰第一日は我が軍の大捷に歸したが、當時第十九路軍は兵力三萬餘を保有してゐるのに反し、我が陸戰隊は三千に足らず、たとひ飛行機の精銳ありとするも、このまゝ全面的の衝突に立到つたならば如何なる事態に陥るやも測り難かつた。その間英米兩國總領事の斡旋によつて二十九日夜になり一先づ停戰の協定が成立したが、依然支那兵が協定を無視して積極的軍事行動に出たので再び交戰状態に陥つた。よつてこの際租界を支那軍の手より救ひ、我が居留民の生命財産保護の完全を期するた

め、上海に陸兵を派遣すべき件が二月二日の閣議に於て正式決定をなしたので、上奏御裁可を仰ぎ、金澤第九師團(師團長植田中將)及び久留米混成第二十四旅團(旅團長下元少將)に對し夫々動員を命令し、下元旅團を先遣部隊として六日佐世保より上海に急派し、次いで植田師團は九日宇品より上海に向け出發した。下元旅團は七日上海に到着したので同日帝國政府は六項に亘る長文の上海事件並に陸兵派遣に關する聲明を發表した。他方海軍當局は二日上海派遣中の我が海軍四艦隊の統制をはかるため、これを以て第三艦隊を編成する事とし、野村海軍中將を第三艦隊司令長官に任命した。野村司令長官は八月上海着任、直に聲明を發しその任務を明かにした。

外交——熱河討伐

メートル以内の地域に於ては敵影を認めざるに至つたので、白川軍司令官及び野村司令長官はこれを以て我が所期の目的を達し得たりと認め、今後支那軍にして敵對行爲をなさざる限り、暫く軍をその現在地に駐めて戰鬪行爲を中止するを可なりとして、三日、白川軍司令官、野村艦隊司令長官の名に於て戰鬪中止に關する聲明を發した。これを以て上海事變の戰鬪行爲は一段落の形となつた。

熱河討伐

滿洲國は昭和八年二月十三日、熱河討伐に關し、公式宣言を中外に發表し、また駐滿日本大使館は、三月十五日聲明を發表した。二月二十三日、上村南京總領事代理は帝國政府よりの訓令により、羅外交總長を訪ひ「支那側が熱河に正規軍を侵入せしめ滿洲國內の治安を擾亂するに於ては、日本は日滿議定書の協定により滿洲國を助け、之を討伐するの止むなきに至るべし。隨つて支那軍は速に熱河省外に撤退すべし」と帝國政府の意向を傳達した。一方、支那側では楊杰、宋子文等が南京より北上し、張學良

は各將領を招集して對日策を講じ、その結果大規模な抗日軍を編成し、三月十七日その部署を決定した。以下、討伐日誌の大略を掲ぐ。二月六日、支那東北軍第十五旅石門岩に進出。九日、學良熱河省内の約二十萬の正規軍を自衛軍義勇軍と改稱。十三日、熱河省凌源に向け前進を開始。十七日、張學良は熱河邊防軍總司令に就任して熱河に入り、湯玉麟に激勵電報を發す。二十日、坂本部隊は余糧堡に入城、更に旗家屯を占領す。二十二日、何柱國の部隊第百十五、第百二十五師は長城を突破して熱河に入る。又た第八師は秦皇島に移動、熱河討伐前敵總司令官張海鵬氏は幕僚と共に通過に到着す。二十四日、張海鵬の指揮する滿洲軍の先鋒部隊王永清騎兵旅團開魯に入城、又た坂本部隊も入城。二十五日、松田部隊は北票朝陽街道より、鈴木部隊は蟒牛營子朝陽街道より並進、三宅支隊は先頭に朝陽に入る。高田部隊開魯入城、茂木、坂本部隊續々南進、神代部隊は綏東を占領、飛行機は朝陽南方飲馬池營附近に於て建平方面に退却中の敵約二千を爆撃。二十六日、張學良の飛行機三臺承德に入る。米山先遣部隊は鄭桂林軍と戦つて白石嘴邊門を占領。二十

七日、米山部隊は路營子を占領、茂木部隊は梧桐好瀨を占領。二十八日、米山部隊が沙嶺山、野鷲溝、大丈子を占據、張學良は張作相に二百萬元を托して承德に出發を命ず。三月一日——四日、川原挺身快速部隊は承德に入城し、各部隊また各所を占領す。錦州に我が戰團司令所開設されて武藤軍司令官親しく出馬す。五日、川原、服部、茂木部隊大いに活躍す。十日、我が軍長城線總攻撃の命下り、古北口占據により喜峰口、冷口及び山海關を連ねる百二十里の萬里の長城一帯は我が軍の手中に納り滿洲國の領域を完全に確保するに至つた。

日支停戰協定

日本軍の意圖は當初から長城線を確保するに在つたが、支那軍が幾度か挑戰進撃の舉に出でたので再進出による徹底的の掃蕩を決定したのである。五月十八日まで、北は齊雲南は唐山に亘る一帯を占據したので停戰の機運が動き初めた。これより先、五月三日、行政院駐平政務整理委員會委員長に任ぜられた黃郛は十七日北平到着後、何應欽その他と會議をつづけ無益なる抵抗を直に中止するやう協議な

遂げ、最初の意向は停戰交渉の形式を採らず先づ支那軍を手欄山、蘆臺の線に撤し、事實上の停戰を行ひ、しかるのち善後交渉に入る方針であつたが、遂に二十二日の會議の結果、支那軍を更に後退させて停戰することに最後の肚をきめた。よつて二十三日、右決定が永津武官、中山書記官の許へ齎された。即ち(一)支那軍全部城外に撤退、(二)支那側が治安維持の全責任をとる旨の通知があつた。支那側の最後の意向の傳達された二十三日、永津中佐は何應欽と會見して停戰手續を打合せ、中山書記官は同日、黃郛、何應欽と夫々會見した結果、三十日午後四時塘沽日本軍運輸部派出所に於て第一回停戰會議が開かれた。次いで三十一日午前九時二十五分第二回會議を開き、同十一時十一分停戰協定が調印さるゝに至つた。

世界經濟會議

人類の歴史が始まつて以來の大悲慘事であつた世界戦争によつて、自由通商主義を建前としてゐた國際經濟關係は其の行詰りと破局を暴露するに至り、經濟改革の問題が世上に廣く云々されるまでになつたが、此

之を各國政府に通告し、その實施を勸告した。

ついで一九二五年聯盟總會は國際經濟會議準備委員會なるものを任命し、同委員會は一九二七年五月ジュネーヴに第二次國際經濟會議開催を實現したが、同會議は參加國五十箇國、商業、工業、農業の三委員會に分れて討議が進められ、此の會議の結果は相當各方面に刺戟を與へた。然しながら世界經濟の實情は依然として改まらず、關稅戰激化の状態に止まつた。

かゝる情勢に於て一九二九年の第十回の聯盟總會が招集され、各國代表は或は「經濟軍備縮小」を、或は「歐洲經濟事情の合理化」を主張し、イギリスのグレイ卿は、二ヶ年間の關稅休日案を提議したが、一九三〇年二月に及んで所謂「關稅休戰協定」なる協定案が採擇されたのである。

かくの如く通商の自由、國際經濟の協調を再建すべく種々の會議が順次開かれたに係らず、何ら實績の顯著なるものなく、一九三一年の春、オーストリアの一銀行の破綻は獨逸の財界を混亂せしめ、ひいてはアメリカのフーヴァー大統領をして七月一日以降一年間一切の政府債務を停止すべき旨を提言せしめるに至つた。然しながら

イッ恐慌の餘波はイギリスに及んで九月廿日には國際金融の王座を以て任じてゐたイギリスも遂に金本位を離脱したのである。一九三一年の末には特別諮問委員會なるものが開かれたが、同委員會はドイツに賠償金支拂の能力なきことを認め、ドイツ賠償金問題を協議すべき國際會議を開くべきことを勸告した。

昭和七年一月、イギリスはフランスと協議して一月中にスイスのローザンヌに前記の如きドイツ賠償問題解決の國際會議を開くことを關係各國に通告し、一月九日獨逸政府はローザンヌ賠償會議を一月廿五日開會することに決定せる旨公表、日本政府に於ても同會議に吉田駐伊大使を日本全權として派遣することに決定をみた程である。

かくてローザンヌ會議は軍縮會議と前後して、昭和七年一月廿五日開催をみる筈であつたが、英佛間に生じた激しい對立と、ドイツの大統領改選期を控へたる爲めに遷延して、フーヴァーモラトリアムの満期直前なる六月十六日から開かれたのである。六月、參加國はアメリカを除いた英、佛、伊、白、日の五大債權國と債務國獨逸其他諸小聯合國十三を合せて十八箇國であつた。而して十六日の本會議は午前が議長選

の世界戦争によつて致命的に破壊せられた世界經濟關係を回復せんとする主なる運動は大體二つに大別し得る。即ち一は自由通商の戦前の世界經濟に復歸せんとするものと、一は他よりも先づ我が大事だと云ふ人類の本能に基づく經濟國家主義への前進であるが、前者に於ける最も有力な機關は世界平和、世界協力をモットーとして、大戦後樹立せられた國際聯盟で、一九二〇年には早くも經濟復興の第一の事業として、アラッセル會議を開催、又經濟回復の中心機關として經濟財政常設委員會を設けた。而してアラッセル會議は世界最初の經濟會議として世界史上特筆に價するものであるが、アメリカ及びドイツをも含む廿九ヶ國の參加によつて一九二〇年の九月廿四日より十月八日までベルギーのアラッセルで開かれ、二週間に亘る會議の結果は、

- 一、豫算の均衡、冗費節約
二、通貨膨脹の中止
三、金本位再建
四、國際通商障礙の撤廢
五、運搬の改善
六、真正平和の再建、今日尙ほ繼續せる戰時狀態の終結、將來平和の確保

舉で英國首相マクドナルドが當選、午後はプロگرام委員會と稱する秘密幹部會が行はれ、翌十七日の會議には劈頭モラトリアム延期案を盛つた宣言書草案が提出されたが、結局に於て、ローザンヌ會議は對獨賠償問題に終始した形で、

七月七日エリオとパーレンとの直接交渉により、ドイツは大戦責任解除要求を撤回し、他方フランスは獨逸が賠償金と云ふ代りに、歐洲復興資金への献金として、三十億マルク支拂ふことに同意したのである。而して最難關を首尾よく突破し、七月八日午前總會を開き參加各國はこの協定に參加することになり、七月九日遂に調印式が舉行せられた。而して右協定は米國が戦債を減額すること、を前提要件となすもので、米國の出様で、反古ともなれば立派な證文ともなる性質のものである。

かくして成立をみるに至つたローザンヌ條約なるものは約二千五百語の長文のもので、前文で賠償會議の目的とせる所を説明し、次いで政治的聲明を爲し、最後に五事項の決議を列記してゐるが、右はドイツの發行すべき三十億マルク公債を繞る諸事項と、國際聯盟主催の下に世界經濟會議を開催する決議で、即ち國際聯盟はローザンヌ

會議の決議に基き、七月十五日理事會を開いて、世界經濟會議の主催者たることを受諾すると共に左の趣旨の決議を爲した。

一、世界經濟會議召集準備の爲、組織委員會を設置する。右委員會はローザンヌ會議招請國たる理事國（日本、イギリス、フランス、ドイツ、ベルギー、イタリア）代表者、及理事會に於ける經濟財政問題報告者（日本、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、ノルウェー）を以て組織し、其の任務は、ローザンヌ決議に基く準備委員會の任務を冒さざる範圍に於て、會議の場所、期日及構成に關する事項等、會議開會に必要な實際問題を決定する。

二、ローザンヌ會議の定むる所に依り、組織委員會議長は、他の委員と協議の上、財政經濟専門家準備委員に任命する。右委員會に對しては、國際經濟會議の本會議に於いて、討議せらるべき議題案の作成を依頼する。

而して右の組織委員會は七月十九日に第一回の會合を開き、準備委員會の委員にアメリカ及自國の専門家を加へることとし、次いで第二回目の會合を十月三日に開催し、左の事項を決定した。

- 一、準備委員會を十月三十一日、ジュネーヴに召集する。
 - 二、世界經濟會議の開催地はアメリカ代表の提案に依り、ロンドンと決定し、開催の時期は、十一月中旬組織委員會を開いて決定する。
 - 三、國際經濟會議には、一切の聯盟國及非聯盟國を招請する。
 - 四、準備委員會は必要に應じ國際労働機關の代表者三名、及ローマ國際農事協會代表者を参加せしめる。
 - 五、準備委員會委員中に、ノルウェー委員を追加する。
 - 六、専門家準備委員會委員は、各國を代表するものにあらずして、個人的資格に於いて任命されたものであるから、萬一同委員中で何等かの事故に依り、會議に出席し得ざる場合には、議長に於いて其の代理人を指命し得ることとする。
- かくて世界經濟會議準備委員會は、一九三二年、
- ▽十月 三十一日から第一回の會合を國際聯盟本部に於いて開いた。其の委員は左記の如くオランダ人トリツプ氏が議長に選ばれて、經濟並に財政の二分科會に別れて審議を行つた。

財政分科委員會 ウイルヘルム・フォック（ドイツ）ライヒスバンク理事、エミール・フランキ（ベルギー）名譽國務大臣、ジョン・エイチ・ウイリアムス（アメリカ）ハーヴァード大學教授、シャール・リスト（フランス）パリイ法科大學教授、フランス銀行名譽副總裁、アルベルト・ベネデューチエ（イタリア）國際決裁銀行重役會副會長、津島壽一（日本）海外駐割財務官、エム・エフ・フィリップス（イギリス）大藏省局長、レオン・バラスキー（ポーランド）ポーランド銀行重役、ジャン・ムジエ（スイス）聯邦參議院議員、リスト・リテイ（フィンランド）フィンランド銀行總裁、レオナルド・スジエ（オランダ）オランダ銀行總裁、レオン・フレザ（アメリカ）國際經濟銀行副總裁、經濟分科委員會 エツチ・イー・ボツセ（ドイツ）ドイツ經濟省局長、ヴァン・ランゲンホーヴ（ベルギー）外務省事務官、エドモンド・イー・テイ（アメリカ）ロツクフェラー財團社會科部長、ジャン・バルマンテイエ（フランス）大藏省名譽局長、ギセパタシナリ（イタリア）フアシスト農夫協會會長、河合博之（日本）

駐波特命全權公使、サー・フレデリック・ダヴリユー・リス・ロス（イギリス）イギリス政府經濟顧問、ジャン・ド・ゾラセツク（チエツコスロヴァキア）シイヴノステンカ銀行重役元商務大臣、アルフレッド・ド・ニツクル（ハンガリー）特命全權公使外務省通商局長、ラウル・アレヒツシュ（アルゼンチン）元大藏次官

兩分科會共通委員 ザー・ヤーン（ノールエー）通貨爲替委員會會長

財政分科會は第一回の會議を十月三十一日に開き、イタリー委員のベネデューチエを委員長に推し、十一月七日迄に十一回の會合を開催し、ローザンヌ會議に於いて提示された諸問題を討議したが、遂に意見の一致をみるに至らず主要の意見を摘出列舉した覺書を作成するに止まり（右覺書は公表せず）、第二回の會議までに熟考する事に申合せを爲した。

而して經濟分科會も十月三十一日に第一回會議を開催、ベルギー委員ランゲンホーヴを委員長と爲し十一月八日まで會合を續けること十四回に及んだが、是れも亦結局意見の一致に至らず覺書を作成するに留まつた。

而して右第一回準備委員會の結果は、大體に於いて、世界經濟會議を行つて十分成果を獲得する爲には、その前提として戰債問題が解決されねばならぬと云ふ意見が強く前景に出て来たが、アメリカ政府は之に對して何等明快な態度を表明しないので、一部氣早な連中は經濟會議絶望論さへ唱へた程である。然しながらマクドナルド英首相は世界經濟會議の最も熱心な主張者であり、第一回準備委員會終了直後、佛國と提携して十一月十日米國政府宛、英、佛兩國はノートを送り、戰債協定全般の改訂を提議し、その成立をみる迄、十二月十五日の支拂を留保し度き旨を申込んだが、アメリカ政府は之を拒絶し、數回に互るノートの交換も何等妥協點を見出すに至らず、結局十二月十五日には英國は條件付で支拂を履行し、佛國は拒否し、其の他の國は或は履行し或は拒否し、昭和七年は、困難な問題を残したまま、終つてしまつた。

▽昭和八年 一月九日に準備委員會の第二回目の會議が開催された。會議はオランダ銀行總裁トリツプ氏を議長とし、大體委員の顔振は前回同一であつたが、唯銀問題を審議するため新に支那並に印度の委員が加へられ、日本からは即ち河合ボーランド公

使及び津島大藏財務官が出席してゐる。委員會の構成も前回同様であるが、財政委員會が通貨信用政策及物價に關する第一小委員會と、爲替制限及資本移動に關する第二小委員會とに分れた。而して會議は十九日に至つて最後の總會を開き本會議の議題となるべき所謂註釋附議草案なるものの作成を遂げたが、議題を大別すれば左の如くである。

- 一、通貨及び信用政策
- 二、物價
- 三、資本移動の復活
- 四、國際貿易の制限
- 五、關稅及び協定政策
- 六、生産及び貿易の組織

かくして廿日に右議題草案を天下に發表して、第二回の準備委員會は幕を閉じたが、世界經濟會議組織委員會の方は一月廿九日イギリスの外務省に會合なし、本會議の開催期日を六月十二日と決定した。

然るにローザンヌ會議の世界經濟會議提唱は、もとゞ、戰債の債務國たる歐洲諸國の戰債問題解決の意圖に出たもので、アメリカにとつては全く苦手であり、その爲に豫め戰債問題を世界經濟會議の議題とせざることゝ條件として、アメリカは世界經濟

會議參加を承認して居り、議題草案に戦債問題が除外してある所以である。此くの如く主要國たるアメリカが乘氣薄であるため、世界の輿論は世界經濟會議に對して概して悲觀的な觀測を下してゐるが、偶々三月の米國金融恐慌、新大統領ルーズヴェルト氏の就任に依り、世界經濟會議に對する大なる希望は先づアメリカ自身より燃え上り、アメリカは積極的に乗り出して来る形勢となつた。即ち四月六日、ルーズヴェルト大統領は日本、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、アルゼンチン、チリ、ブラジル、メキシコ十一箇國に對し、華府に開催さるべき世界經濟會議豫備商議に、それら、大臣級の代表者を派遣すべきことを招請し、尙ほ其の他の四十四ヶ國に對しては在華府の外交機關を通して協議すべきことを提唱し、ルーズヴェルト大統領は完全に世界經濟會議に對し、イニシアテイヴをとる事になつた。而して米國から案内を受けた各國は、各自個別的に豫備商議を爲すべく首相級の代表人物を派遣することとなり、

四月 廿日イギリス首相マクドナルド氏の華府入りは皮切りに、續いて佛國前首相エリオット氏、カナダのベネット首相、ドイツはライヒスバンクの總裁シヤハト博士、支那は財政部長宋子文氏、イタリアは蔵相エングラ氏等、續々ワシントンに至り、英米會商は四月二十二日より、米佛會商は二十四日から個別的會商を開始し、二十六日には早くも英米は「世界經濟不況打開の目的並に方法に關し完全な意見の一致を確保した」と云ふ共同聲明を發して、マクドナルド首相は直にワシントンを引揚げ、米佛も二十八日に共同の聲明書を發表して豫備會商を終了し、ついでカナダは廿九日、

五月 に入つて二日よりアルゼンチン、イタリア、ドイツ、支那との會商が順次行はれた。我が日本の代表部は石井菊次郎子、松平恒雄駐英大使、深井英五日銀副總裁を以て全權部を構成し、五月四日に横濱解纜の龍田丸で華府に向け出發、ルーズヴェルト、石井の會商は五月廿四、五、六、七日に互つて行はれ、その結果として發表された共同聲明なるものは「意見の一致」を見たと云ふ極めて抽象的なものであるが、會商の實質は、滿洲問題、日米調停仲裁裁判條約の諒解成立等極めて好調子で石井代表は多大の成功を収めて六月二日ロンドンに直航した。

ある難局を脱するに至らんことを冀望するものなり。

ロンドン世界經濟會議

ロンドン世界經濟會議は六月十二日午後三時よりロンドンのサウスケンシントン地質博物館において英國皇帝ジョージ五世陛下臨御の下に多大の期待の中に盛大に開會された。即ち劈頭英國皇帝陛下の開會の宣言があり、次いでマクドナルド首相は議長として、各國の經濟的國家主義に禍されて全世界の失業者は三千萬の多數に上つてゐること、而して世界經濟不況は各國の協力と互譲によつてのみ可能であるが、あらゆる障害除去に先立つて、先づ戦債につき戦債問題を解決せねばならぬとの問題の演説を爲し、午後四時過ぎに、此の歴史的に意味深い開會式は終了したが其の直後世界經濟會議幹部會が開かれ、

一、議事を進行せしめ、七月中に會議を片づけるため本會議の一般討議は十三、四、五の三日間を以て終了すること。
一、關稅休戰協定は出来るだけ早く會議の議事日程に上せ、かつ早くこれを採擇すること。
一、通貨委員會、經濟委員會の兩委員會を組織し兩委員會とも十六日より開くこと。

と。等々重要な決議をなした。

尙通貨委員會はコックス氏(米)を委員長に推して、更に第一、第二の分科會を設け、前者は即時對策を、後者は恒久對策を、目的として、通貨問題を議し、經濟委員會は又たコリン氏(和)を委員長に選び、第一より第四に至る分科會を設けて、それぞれ分擔の下に經濟問題を議することになつた。我が深井、津島兩氏は通貨委員會委員に、石井、松平兩氏は經濟委員會委員となつた。討議の主たる題目は大別すると左の六つである。

然るに七月一日米國政府は右歐洲六ヶ國の共同宣言を排撃せるのみならず、三日にはハル國務長官をして聲明書を發表せしめ、五日ルーズヴェルト大統領自身聲明を公表して、爲替安定は第二義的なりとし、各國は宜しく均衡した豫算を確定し、健全なる經濟組織の回復に努力すべきであるとの國際協調的ならざる經濟國家主義的見解を吐露するに至つたので、ロンドン經濟會議は實質的に暗礁に乗り上げた形で、其の後も各國代表の奮闘にも拘らず、開會以來六週間を波瀾に波瀾を重ねた世界經濟會議は遂に廿七日に至つて、無期休會を告げることに決した。

列國の情勢

ドイツ

昭和七年一月 九日ドイツ首相ブリュニング氏は、正式に賠償金不拂を宣言し、全歐洲を驚倒せしむ。而して右聲明内容左の如し。

政治的債務支拂の繼續は、ドイツ今日の狀勢により不可能に陥つた。かくの如き支拂を今後も持續せんとする一切の企圖は、獨りドイツのみならず全世界に一大災厄を誘致するであらう。ドイツ政府はローザンヌ賠償會議の開會期日を一ヶ月廿五日とするに決した。

因に我が日本の受取るべき賠償金は年額約六百卅萬圓であり、ローザンヌ賠償會議への日本全權は駐伊大使吉田茂氏に内定をみたが、英佛間の意見不一致のため、ローザンヌ會議は延期となる。

二月 ドイツ國粹社會黨七十萬の總帥たるアドルフ・ヒットラー氏は爾來國籍不明であつたが愈々正式に獨逸に歸化する。

十七日軍縮會議ドイツ代表アドルフ・ナドレー氏は最も急進的な軍縮提案をフランスの向うを張つて提出し徴兵制度全廢を主張す。

主張す。

三月 十四日ドイツの大統領選挙に於て現大統領ヒンデンブルグ元帥は一八、六六一、七三六票を得て、一、三三八、五七一票の國粹社會黨總帥ヒットラーには勝つたが、憲法規定の絶対多数に達せざる爲、惜しくも落選、第二回選挙は四月十日に決定す。

ドイツ大統領選挙を機とし、ヒットラー氏の率ゐる國粹社會黨は、秘密裡にベルリン占領の陰謀をしてゐたが發覺し、プロシヤ政府の彈壓が開始するに至つた。

四月 十日舉行のドイツ大統領第二回決戦投票の結果、ヒンデンブルグ現大統領はヒットラーを破つて再選す。開票結果は左の如し。

ヒンデンブルグ元帥 一九、三三六、六八八
アドルフ・ヒットラー 一三、四九、六〇三
エルンスト・テールマン(共產黨) 三、七五、八八九

廿四日舉行のドイツ各州の議會選挙に國粹社會黨大勝す。前回の六名より一躍百六十二名に達し、前ドイツ皇帝の第四皇子も國粹社會黨より立候補して當選す。

五月 廿六日のプロシヤ議會はナチスと共產黨との激突を惹起し、一週間の休會とシゲラー氏に對し、正式に會議不参加を通告し之をベルリンに於て公表した。

十月 八日ドイツ政府は英國政府よりの軍縮五ヶ國會議への招請に對し、参加の回答を發した。

十一月 六日に舉行されたドイツ國會議選挙の結果左の如し。

國粹社會黨 二、七三、六六六
國權黨 三、〇四、九六六
人民黨 六、〇〇、〇九二
キリスト社會黨 四二、六八六
社會民主黨 七三、七九九
カトリック中央黨 四、三六、六三三
パリア人民黨 一、〇八、九三三
國家黨 三、八、〇六四

廿九日、ヒンデンブルグ大統領は總選挙結果の擾亂に備へるべく、七月卅一日以後十日間の政戦休日の緊急令を公布した。

八月 一日ドイツ國會議選挙の結果が全部開票されたが、各黨の當選数は左の如し。

國粹社會黨 二二、九
社會民主黨 一三、二
共産黨 八、八
カトリック中央黨 七、六
ドイツ國權黨 三、六
パリア人民黨 一、九

以下省略す。而して斷然優勢である國粹社會黨は爾來たゆまず露骨な内閣乗取運動をなし、ドイツ政局は波瀾を極む。

なる。廿日午前ブリュニング首相は内閣總辭職を決し、ヒンデンブルグ大統領は之を受諾す。廿一日ヒンデンブルグ大統領は中央黨右翼のフランツ・フォン・パーメン氏に後繼内閣の組織を依頼す。

六月 四日ドイツ國會解散の法令が發布され、ドイツ政治史上空前の騒然たる總選挙に當面するに至つた。十六日ローザンヌ會議開催さる。

七月 九日波瀾を極めたローザンヌ賠償會議も最終解決を見るに至り、歴史的調印を了した。而してドイツは歐洲復興資金として卅億マルクの支拂を受諾したが、其の條件は左の如し。

- 一、ドイツは本年より三ヶ年乃至十五ヶ年間に總額三十億ライヒスマルクの公債を發す。
- 二、十五年經過後公債が發行されざる時は自動的に永久的に之を取消す。
- 三、ドイツは繁榮が回復しても三年以内は公債を發行せず。
- 四、公債の額面は百マルク、賣出価格は九十マルクとす。従つて現金總額は廿七億マルクとなる。
- 五、公債は五分利附とし、賦拂償還期間は廿七ヶ年とす。

總意に問ふべく、ヒンデンブルグ大統領は一日國會の解散を命じ、總選挙は三月五日と決定。

二月 四日のプロシヤ議會は左右兩派の大衝突を來し六日ドイツ政府はプロシヤ州議會を強行解散せしめた。

三月 五日舉行の總選挙はヒットラー派の大勝となり國粹社會黨は國會に二百八十八名を獲得し、僚黨たる國權黨の五十二名を加へれば三百四十名となり、壓倒的過半数を制するに至つた。

四月 七日パーメン副總理はイタリー首相ムッソリーニ氏と會見すべくローマに向け出發。

五月 壽府に於ける一般軍縮會議開催以來、軍備均等要求を固執して譲らざるドイツ代表は、前に英首相マクドナルド氏より提出された軍縮案に對し、五日一大修正案を投じて各國の注意をひいた。

六日ヒットラー政府は「國民革命」運動に着手し、ユダヤ系の巨匠を彈壓し、又一方「非ドイツ的書籍の清掃」の名の下に大

々の焚書を執行す。十七日ドイツ政府は軍備均等権の貫徹を期して突如國會を召集し、軍備均等並に平和條約改訂を要旨とする重大聲明を爲した。

▽六月 歐洲の平和を確保すべき、英佛獨伊の四ヶ國協力條約案は、七日に至り漸く假調印を了した。八日ドイツ政府は一九三一年七月以前の一切のクレヂットに對し、來る七月一日よりモラトリアムを實施する旨宣言した。

▽七月 ドイツのトランスフアー・モラトリアムは一日より實施されたが、ロンドンに於けるドイツ代表と對獨債權者代表との會議の結果ドイツ側はドウス案並にキング案に關し除外例を設けた。

フランス

▽昭和七年一月 ラヴアル内閣は十二日總辭職を爲したが、十三日ポール・ブーメ大統領は再びラヴアル氏に對し再組閣の大命を降した。第二次ラヴアル内閣は左の如し。

- 首相兼外相 ヒエル・ラヴアル
- 法相 レオン・ペラル
- 蔵相 ヒエル・フランダン
- 豫算相 フランソワ・ビエトリ

一、毒瓦斯の禁止
一、一定数以上の飛行機建造及び使用は國際聯盟の管理に在る大陸、各大陸間、各植民地間の團體に限られ聯盟は常に之を徵發する権利を有するこ

と等々
而して最後に現在の會議は國際聯盟が行政的權威を有するものなるか、或は各國が主權を頑強に主張する爲、全然無能な聯盟になるかを決定する重大な機會を提供するものであると結んでゐる。

十六日第二次ラヴアル内閣總辭職し廿日に至つて第三次ラヴアル内閣成立す。
▽三月 十二日元佛國首相アリアン氏の國葬。

▽五月 フランス大統領ブーメ氏は六日パリ街上に於いて一ロシア人の爲に狙撃され、遂に逝去した。

佛領印度支那稅率協定は七日パリに於てラヴアル首相兼外相と我が長岡大使間に調印を了した。

ブーメ大統領の急逝のため十日に至り、大統領の選舉がヴェルサイユに舉行されたが、右翼の代表たる上院議長アルベール・ルブラン氏が正式に當選した。而して右新大統領の決定を待つて即夜ラヴアル氏を首

班とするフランス内閣は總辭職を執行した。

▽六月 タルザユ内閣總辭職の後を受けて、急進社會黨首領エドアル・エリオ氏は後繼内閣組織の大命を受く。十六日よりドイツ賠償問題を解決すべきローザンヌ會議が開催さる。

▽七月 九日ローザンヌ會議成功裡に閉會。

▽十二月 エリオ内閣は十三日下院に對して、十二月十五日支拂期限に達する對米戰債年賦金千九百二十六萬ドルを取り敢へず留保附で米國政府に支拂ふべしとの提案を出し、下院に於て討議の結果表決を行ひ四百二票對百八十七票の壓倒的大差で敗北した。これが爲エリオ内閣は總辭職を執行するに至つた。而して後繼内閣は前陸相ボックールを首班として十八日成立をみた。

▽昭和八年一月 ボックール内閣崩壊して卅一日ダラザエ氏を主班とする新内閣成立す。

▽三月 ダラザエ首相ボックール外相は二十一日パリに到着したマクドナルド英首相並にサイモン外相と會見し、英佛獨伊の四ヶ國協定案に關し、意見の交換を遂げた結果、フランスはムツソリニ案そのものには

陸相 アンドレ・タルザユ
海相 シヤルル・ド・チヤパドレーヌ
商船相 シヤルル・グルニエ
選相 ジヤック・ドメニル
空相 ルイ・ローラン
商相 マリオ・ルウスタン
文相 ボール・レーフ
植民相 チヤムプテイエ・ド・リーア
恩給相 モウリス・テリニエ
土木相 アドルフ・ランドリ
労働相 アシル・フオール
農相 カミーユ・ブレーン
保健相 ヒエル・カタラ
内相 ヒエル・カタラ

十九日内閣會議の結果、二月二日より審府に開かれる國際軍縮會議へのフランス首席全權は新陸相タルザユ氏と決定。

▽二月 五日の軍縮本會議に於ける副議長選舉の終了を待つてタルザユ佛國代表は軍縮重大提案を提出す。提案内容は左の如し。

- 一、被侵略國救済の爲めの警察隊創設
- 一、國際聯盟所屬の爆撃飛行隊の創設
- 一、軍艦及び潜水艦の制限
- 一、軍艦の國際管理
- 一、強制仲裁裁判
- 一、侵略者の定義

反對の腹で、骨抜對案を日論むに至つた。

▽四月 世界經濟會議豫備會商に前フランス首相エリオ氏は代表として渡米す。

▽五月 英佛獨伊の四ヶ國協定案は其の後冬眠状態にあつたが、五月下旬より交渉進展をみるに至り、

▽六月 七日ローマに於て、英佛獨三國大使と、伊太利外務當局との間に假調印を了した。條約案の要旨は左の如くである。

前文は、本條約調印國は四ヶ國間の連繫を補強し以て歐洲平和の確保を強化することによつてのみ全世界を覆ふ不安を一掃し得べきことを確信す。

本文は六ヶ條より成り、有効期間は十ヶ年となし、聯盟の機構内で平和維持の目的の爲協力する、又聯盟規約第十條、第十六條、第十九條の諸規定適用に就き意見を交換することとを約し、尙ほ、四國は歐洲に於て共通利害を有する諸經濟問題に就き同様に會議する等々である。

世界經濟會議は爲替安定協定案が流産して以來、金本位維持國と金本位停止國との二大對立を惹起するに至つたが、フランス、オランダ、スイス、ドイツの金本位國は廿七日代表者參集して重要會議を行つた結果、金本位を離脱せざることに意見の一致

をみた。

▽七月 フランス政府は十五日南支那海の九個の島嶼に對し領土權を宣言して各方面の注意をひいた。

アメリカ

對滿、對支問題を繞る日米交渉は除く。
▽一月 太平洋を舞臺とするアメリカ海軍大演習の第一段ハワイ攻防戰に参加するためアメリカ海軍艦隊は一年分の糧食を積んで卅一日夜ハワイに向つた。

▽二月 國際聯盟が三月三日の臨時總會に米國代表の參加を求めたるに對し廿一日米國政府は之を拒絶す。

▽四月 アメリカ國務省は廿日アメリカの債務國に對し、モラトリアム案の適用を受けてある對米債務國よりの支拂をモラトリアム滿期後直に開始するとのパリに於ける非公式協定に法律的な形式を與へる事を要求した通牒を發送した。

▽五月 六日米國上院は上院海軍委員長ヘイル氏提案の大海軍建造案を四十四對廿一で可決したが、同案は米國の海軍力をワシントン、ロンドン兩條約に許容された最大限度にまで進歩させようとする案である。

米國海軍今年度大演習は十八日までの豫

定であつたが五月廿八日まで延期し、大西洋根拠地への復歸を右期間だけ遅延せしめることになつた。

▽六月 新駐日米國大使ジョセフ・クラーク・グレイ氏夫妻は六日東京着。

十一月の大統領選挙を控へて、共和民主兩黨の大統領候補を指名すべき全國大會は、共和黨は十四日、民主黨は廿七日何れもシカゴで開かれた。而して現大統領フーバー氏は壓倒的多數を以て次期共和黨大統領候補に再指名され、民主黨はフランクリン・ルーズヴェルト、アルフレッド・スミス兩氏が有力候補となつた。

廿七日審府軍縮會議米國代表ヒュー・ギブソン氏はフーバー氏の提案に係る軍縮三分の一縮小案につき説明したが、日本代表は反對を表明した。

▽七月 一日第四回の投票の結果ルーズヴェルト氏が民主黨次期大統領候補に指名された。

▽十一月 而して十一月八日の大統領選挙に於て前例のない勝利を以てルーズヴェルト氏大統領に當選。

▽昭和八年一月 米國の大西洋偵察艦隊は一九三二年の海軍大演習以來、依然太平洋岸に碇泊し、ハワイ攻防戦に参加し、尙米

國海軍省は、新にサンヘッド口附近に米國の全海軍を收容するに足る一大根拠地を築造するに決した。

▽二月 米國次期大統領ルーズヴェルト氏は、三月四日愈々就任の豫定であるが、新閣員の顔振れば左の如くである。

國務卿 コーデル・ハル氏

大藏卿 ウイリアム・ウザン氏

陸軍卿 ジョージ・エイチ・ダーン氏

司法卿 トマス・ジョー・ウォルシュ氏

選信卿 ジョー・エイ・ブライリー氏

海軍卿 クロッド・スワソン氏

内務卿 ハロルド・イクス氏

農務卿 ヘンリー・エイ・ウォレス氏

商務卿 ダニエル・ジョー・ローパー氏

労働卿 フランセス・パーキンス女史

▽三月 米國地方銀行の動搖は漸次全國的恐慌にまで擴大し、四日夜迄に銀行業務に制限を加へざる州は、全米四十八州中テラウエア州一州のみとなり、この重大な形勢に直面して、新大統領ルーズヴェルト氏は五日夜、金銀輸出の禁止、全國銀行の休業、その他を命じ重大なる宣言を發表したが、それと同時に聯邦財務省當局は國民の臨時の交換媒介物としての手形交換所證券發行に關する實施法考究に着手した。而して米

國金融恐慌もルーズヴェルト大統領の機宜を得たる處置により、十三日に至つて早くも一流銀行よりその業務に何等の制限を附することなく機能を復活するに至つた。

▽四月 世界最大を誇つたアメリカ航空船アクロン號墜落、乗組員七十二名惨死す。

米國政府は金融恐慌對策として、去る三月五日以來金輸出を禁止し並に金兌換を停止して來たが、國內の金融状態は漸く常態に復歸して來たので、ルーズヴェルト大統領は五日金輸出禁止を緩和し、特許制度に基き商取引に必要な金の交換を許可することになつた。

六日ルーズヴェルト大統領は世界經濟會議準備會商を各國代表と個別的に行ふべく各國に宛招請狀を發した。(準備會商並に世界經濟會議の經過は、別稿世界經濟會議に譲る。)

イギリス

▽昭和七年二月 一日駐日英國大使リンドレー氏は、わが外務當局に對し、上海事件に就き嚴重抗議を申し込んで來た。

▽三月 一九三三年度の陸、海、空軍の豫算が三日公表されたが總額一億四百萬磅である。

▽四月 インゲランド銀行は三月十七日四歩より三歩半に引下げたが、廿一日に至り又々三歩に利下げをなした。

▽六月 インゲランド銀行は五月十二日、三歩を二分半に引下げたが、六月卅日に至り又復利下げをなし二分となつたが、今春以來六回目の利下げである。

▽七月 ランカシアの紡績労働者は過般來紛擾を重ねて來たが、更にランカシア州全般にストライキを擴大すべく猛運動を開始した。廿四日よりカナダオッタワ市で英帝國經濟會議開催。

▽九月 印度被壓迫賤民階級選舉區制問題に端を發したカンザシ氏の斷食抗爭に善處すべく英首相マクドナルド氏は廿六日重大聲明を發した。

▽十月 廿三日の朝以來、英本國の各地方より失業者の飢餓行進隊が續々ロンドンに集集し遂に暴動化する。

▽十一月 イギリス政府は十日アメリカ國務省に戦債支拂延期に關する通牒を發した。

▽十二月 戦債支拂延期問題を繞つて英米間は交渉に交渉を重ねたが、十五日に至りアメリカ政府はイギリスの戦債年賦金を受領した。マンチエスター争議は廿八日に至

つて解決。

▽昭和八年二月 平津の治安問題でイギリス政府は日本政府に對し重大提言を爲す。

▽四月 イギリス政府は十三日我が國に對し日印通商條約廢棄を正式に通告し來る。

十七日英露兩國は通商上の無條約國となる。イギリス政府はメトロポリタン・ガイッカイス會社の英人技師逮捕事件に對する報復手段として先に英露通商條約を破棄せるが、更に廿六日よりロシア製品の輸入禁止を實施するに至つた。

▽七月 英露間の紛争はリトヴィノフ蘇聯邦外務人民委員長とサイモン英外相との間に交渉が成り通商復活に決定した。

國際聯盟機關

國際聯盟の生れたのは、一九一九年六月下旬パリ郊外のベルサイユ宮殿鏡の間に於いて對獨平和條約が調印された際である。

然し法律上の誕生は更に六ヶ月を経て獨逸及聯合各國の批准の終つた一九二〇年一月十日である。而して現在、世界六十餘ヶ國中五十六ヶ國までがその加盟國となつてゐる。聯盟の根本をなす機關は總會、理事會及び事務局の三つで、更に傍系として常設國際司法裁判所及び國際労働機關がある。

聯盟總會 總會は聯盟國全部の代表者より成り毎年九月ジュネーヴに開催されるが、何時何處でといふことを總會が前の會議で多數決で決めるか、或は理事會がこの件を同じく多數決で決めた場合にはそれに従ふ。總會の臨時會議は聯盟國の請求あり次第召集することが出来る。但しその際は聯盟國過半数の同意を要する。また代表は一國三人以内とし各國とも表決權は一個に限られてゐる。總會は聯盟の行動範圍に屬し世界の平和に影響する一切の事項を處理することになつてゐるが新規加盟國の件、非常任理事會員選舉の件、理事會と共同して常設國際司法裁判所裁判官を選舉する件聯盟豫算の件等は其の特殊の擔當事項とされてゐる。更に現狀に副はなくなつた條約を聯盟國の再考に附すること、及び放置すれば世界の平和を害するに至る如き國際的事態の考慮方を勸告することも出来る。總會の議案の審議は直に本會議に於て行ふのでなく、次の如き六つの委員會を設け、これに議案を配分することを普通とする。

- 第一委員會 規約及び法律問題
- 第二委員會 專門委員會
- 第三委員會 軍備制限
- 第四委員會 豫算及聯盟行政

第五委員會 社會問題
第六委員會 政治問題

公用語は英語及び佛語とし、英佛語以外で述べても差支へないが、その場合は必ず英譯或は佛譯を添へねばならぬ。

聯盟理事會 理事會は聯盟國の中十四ヶ國の代表によつて構成されてゐる。その中日、英、佛、伊、獨の五ヶ國は常任理事國で、残り九ヶ國は非常任理事國である。非常任理事國は隨時總會で選定する。現在(一九三二年度)の非常任理事國はポーランド、チエツコスロヴァキア、メキシコ(三年任期)、支那、スハイン、バナマ(二年任期)、グアテマラ、アイルランド自由國、ノール、エー(一年任期)である。聯盟理事會は通例ジュネーブに於て、毎年四回即ち一月、五月、九月(九月は特に二回)に開かれる。しかし緊急の場合には何時でも招集される。總會對理事會の關係は明文を以て規定されてゐないが、少數の例外を除けば略々同等の權能を有し、聯盟の行動範圍に屬し、又は世界の平和に影響する一切の事項を處理し、事件によつては何れに附託してもよいものもあり、また一方から他方に移されるものもある。

聯盟事務局 常設聯盟事務局はジュネー

ブに置かれてある。その主なる事業は理事會及び總會開會の準備を整へ、聯盟の文書を英佛兩文を以て刊行し、旨を承けて聯盟會議議事録、資料及び統計一切を調製發行する等である。事務局には事務總長以下約五百名の職員がある。現在事務局の幹部は左の如くである。

- 事務總長 ショセフ・アヴノール(佛)
- 副事務總長 ビロツチ(伊)
- 同 ドアカラツチ(スハイン)
- 事務次長 ウオルタース(英)
- 同 トレンデレンブルグ(獨)

常設國際司法裁判所

國際聯盟規約第十四條による常設國際司法裁判所は、一九二〇年の第一回聯盟總會に於て、三章六十四條より成る規定を議決し、一九二一年の總會及び理事會に於て裁判官の選舉を行ひ、一九二二年六月から事業を開始するに至つた。裁判所は海牙に置かれ正裁判官十五名兼備裁判官四名から成つてゐる。裁判官の任期は九年である。裁判所の權限は二つに大別されてゐる。即ち當事國の附託する一切の國際的紛争の裁判を行ふこと及び總會又は理事會の諮問に係る問題に對し意見を述べることである。

當事國は相手國の同意なくして出訴することを得ない。但し條約により紛争發生の場合には國際司法裁判所に附託することゝ約定してゐる場合、及び國際司法裁判所規定に定めてある(イ)條約の解釋、(ロ)國際法上の問題、(ハ)國際義務の違反となるべき事實の存否、(ニ)國際義務の違反に對する賠償の性質又は範圍の四項に關し豫め應訴義務の承諾をなしたる場合には一方の出訴ととも相手國はこれに應ずる義務を生ずることになつてゐる。裁判所の開廷は毎年一回で別段の規定なき限り六月十五日に始まり案件完了まで繼續する。但し裁判長は必要ある時は隨時開廷することが出来る。現在(一九三〇年九月改選一九三一年一月就任)の裁判官は左の如くである。

- ▽豫備裁判官 レドリツヒ(オーストリア)、ノヴァコウイツチ(ユーゴスラビア)、エリツク(フィンランド)、ダ・マツタ(ポルトガル)

國際労働機關

△國際労働總會

國際労働總會は必要に應じて隨時に、且少くとも毎年一回之を開き、各締盟國は四名づゝの代表者を派遣する。内二名は政府の代表委員他の二名は使用者及労働者を各代表する代表委員である。各代表は顧問を同伴することが出来る。但し會議事項の各項目に付二名を超えることは出来ない。労働總會に於て特に婦人に關する問題を議する場合には顧問中少くとも一名は婦人たることを要する。顧問は代表に支障のあつた場合、之が代理をすることが出来る。締盟國はその國に於て使用者又は労働者を最もよく代表する産業上の團體が存在する時は該團體との協議により各民間代表委員及その顧問を任命せねばならぬ。各代表は總會に附議せられたる一切の事項に付各別に表決をなす權利がある。締盟國が任命權を有するに拘らず民間代表委員中の一名を任命

しない時は他の一名は總會に出席し發言することを得るも表決をなすことを得ない。労働總會に於て議せられる最も重要なものは條約案である。條約案は各國の労働立法を統一することを目的とするものであつて、これが成立した場合には各國の政府は一年以内止むを得ざる事情あるも十八ヶ月以内に立法その他の措置を取ることがために各自の權限ある機關の議に付する義務がある。權限ある機關がこれに同意を表した場合には、その條約の正式批准を事務總長に報告し、且右條約の規定の實施に必要な措置を取る。この條約案は出席代表の投票の三分の二の議決を経なければならぬ。次に勧告案である。これは唯政府に向つて斯々の労働立法なり、社會的施設の實行なりを勧告するものであつて、政府は必ずしも之を權限ある機關に付する義務を負はない。その採否は政府の自由に屬する。勧告案も矢張り出席代表の三分の二の多數を以て議決する。次に決議案がある。これは多くの場合労働理事會に或る重要な仕事を依頼するとか、又は或る種の調査を委任するとかいふやうなことに關するもので、出席代表の過半数によつて決するのである。

△労働理事會

労働理事會は國際労働局の管理機關であつて二十四名の委員より成り、内政府を代表する者十二名、使用者を代表する労働總會代表委員の選舉したる者六名、労働者を代表する労働總會代表委員の選舉したる者六名である。而して政府を代表する十二名中八名は八大産業國(イギリス、フランス、ベルギー、ドイツ、イタリア、印度、カナダ、日本)之を任命し、他の四名は右八國以外の締盟國の労働總會政府代表委員に於て選定したる締盟國之を任命する。労働理事會員の任期は三年であつて、年に四回以上會合して労働總會に提出すべき議案、その他重要案件を審議する。

△國際労働局

本局をセネバに、支局を東京、ロンドン、パリ、ワシントン、ベルリン、ローマ、デリー(インド)に置く。労働理事會の管理の下に、労働者の生活状態及労働條件の國際的調節に關する一切の情報の蒐集配布に國際條約締結の目的を以て労働總會に提出せんとする事項の審査並に労働總會の命による特別調査の遂行に任じ、労働總會の會議事項を準備し、國際紛争に關する労働條約の規定によりその任務を行ひ、國際利害關係ある産業及勞務の問題に付佛文、英文

外交—在外公館長一覽

その他の労働理事會が適當と認むる言語を以て定期刊行物を編輯發行する。國際労働局に局長を置き、労働理事會之を任命する。局長は労働理事會の指揮を受け、國際労働局の事務及他の委託事務の遂行に付その責に任ずる。國際労働局の職員は局長之を任命する。

在外公館長一覽

(昭和八・九・一)

Table listing foreign consuls with columns for country (e.g., 大英, フランス, ドイツ), position (e.g., 大使, 公使), and name (e.g., 松平恒雄, 長岡春一).

外交—在外公館長一覽

Table listing foreign consuls with columns for country (e.g., 青島, 上海, 漢口), position (e.g., 領事, 領事代理), and name (e.g., 坂根準三, 石射猪太郎).

滿洲國同 菱刈 隆

Table listing consuls in Manchuria with columns for country (e.g., スエーデン, フィンランド, ロバキア), position, and name (e.g., スエーデン(兼ノールエー、デンマーク), 河合博之).

九 江

Table listing consuls in various regions with columns for country (e.g., ヴァン, マルセイユ, アンメルス), position, and name (e.g., ヴァン, 野田實之助).

ハルビン

Table listing consuls in Harbin with columns for country (e.g., ハルビン, シベリア), position, and name (e.g., ハルビン, 西田長康).

| | | | | | | | | |
|------|------|------|-------|--------|-------|------|------|------|
| オタロ | 領事代理 | 岩永啓 | リオデジャ | 領事館事務代 | 佐藤宣正 | ハヴァナ | 同 | 渡邊知雄 |
| マサドラ | 領事 | 大谷彌七 | ネイロ | 同 | 原口七郎 | ダヴァオ | 領事代理 | 金子豊治 |
| パナマ | 領事 | 若林高彦 | パウエル | 同 | 宮腰千葉太 | 州 | 同 | 後藤祿郎 |
| リマ | 同 | 春日廓明 | イレヌス | 領事 | | | | |

在本邦各國大使 (昭和八・九・一)

| | | | | | |
|------------------------|--------|----------------------|---------------------|--------|----------------------|
| アメリカ合衆國(麹町内山下町一ノ一東洋ビル) | 特命全權大使 | ジョージ・フ・クラーク・ゲル | スミス(芝公園二ノ九) | 特命全權公使 | ヒヤ・インドラ・ヴィジツド |
| アルゼンチン(赤坂新坂町六七) | 臨時代理公使 | ドクトル・ロドルフ・オ・フレイレ | スエーデン(赤坂米川町五二) | 臨時代理公使 | アルマン・デニケール |
| イギリス(麹町五番町一) | 特命全權大使 | サー・フランシス・オズワルド・リンドリー | スペイン(麻布市兵衛町一ノ二) | 特命全權公使 | ヨハン・エリツク・エーワルド・フルトマン |
| イタリア(芝三田一ノ二八) | 特命全權大使 | シアキン・アウリチ | ソヴェト聯邦(麻布區狸穴町一) | 特命全權公使 | サンチアゴ・メンデス・デ・ヴィーゴ |
| ウルガイ(芝白金臺町一ノ七) | 臨時代理公使 | エドワルド・ダニエル・テ・アルテアガ | チエツコスロバキア(麻布區筆筒町六七) | 特命全權公使 | コンスタンチン・ユレネフ |
| オランダ(芝榮町一) | 臨時代理公使 | カナダ(丸ノ内帝國生命ビル内) | デンマーク(丸ノ内仲通八號館内) | 臨時代理公使 | セルヒオ・モント・リヴァス |
| カナダ(丸ノ内帝國生命ビル内) | 特命全權公使 | オノラブル・ハーバート・マラー | ドイツ(麹町永田町一ノ一四) | 臨時代理大使 | フオン・エルドマンスドルフ博士 |
| キューバ(麻布富士見町七) | 臨時代理公使 | カリツクスト・ホイットマーシユ | トルコ(麻布新龍土町二二) | 臨時代理大使 | テラート・レウフ・ペー |
| 支那(麻布飯倉六ノ一四) | 臨時代理公使 | アルベール・バルバンソン | ノールエー(麹町有樂町一ノ一) | 臨時代理公使 | クリスチヤン・ブライル・ロイシ |
| シヤム(赤坂臺町二) | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|--------|-----------------------|-----------------|--------|--------------------|
| フィンランド(麻布筆筒町六二) | 臨時代理公使 | アイ・ド・ラン | ポーランド(麻布廣尾町三) | 特命全權公使 | マリエル・エリアス・ボンヌメーション |
| フランス(麻布富士見町三三) | 臨時代理大使 | アール・ド・ラン | ホルトガル(麹町三年町一) | 臨時代理公使 | ズザラス・オケンツキ |
| ブラジル(赤坂表町三ノ二) | 特命全權大使 | シルヴイノ・ゲルジエル・ド・アマラー | 滿洲國(麻布櫻田町五〇) | 特命全權公使 | アラウ・ジョニ |
| ベルシヤ(麻布材木町五五) | 特命全權公使 | ハッサン・アリ・ハーン・ケマル・ヘダヤツト | メキシコ(麹町永田町二ノ二二) | 特命全權公使 | ドクトル・ミゲル・アロンソ・ロメロ |
| ベルギー(麹町三年町三) | 臨時代理大使 | | ルーマニア(麻布材木町五五) | 臨時代理公使 | ジョルジュ・ジェー・ストイセスコ |
| ベルー(赤坂新坂町一三) | | | | | |

リットン報告書に對する帝國政府意見書 要領(外務省公表)

緒論

帝國政府は國際聯盟調査委員會が複雑難微なる日支問題に關し詳細知悉せんが爲多
大の努力を拂はれたることを深く感謝す。
只だ調査期間短きが爲委員會の得たる印象
は皮相に止まるの感あり、殊に一行にして
支那の他地方、就中南支を訪問したるらんに
は支那の事態に關し報告書に表れたる如き
樂觀を敢てせざりしなるべしと思料せら

る。帝國政府は報告書中瑣末の事項を捉へて一々批判をなすの意圖なきのみならず、全體として見れば報告書が各個の事件に付き良く其の梗概を盡し居ることを認むるものなり。以下唯だ最も重要な事項に付きのみ若干の意見を提示せんとす。
帝國政府は報告書が誠意を以て作成せられたることに對し、何等疑念を挟まんとするものには非ざるも、委員會に提供せられたる證據の評價と、取捨とに於て、過誤ありたるを感ずるものなり。報告書が權威ある公の材料の外に、新聞記事個人通信及私的談話に其の斷定の基礎を置き居るは報告書面にも明かなるが、斯かる雑多なる證據

に何程の價値を認むべきかは遂に斷定するを得ず。而して斯種證據は日本に不利なる場合にのみ用ひられ、殊に報告書中九月十八日事件及滿洲國成立に關する部分に於て顯著なるものあり。其の結果は前者の場合に於ては、日本軍行動の動機に對する根本的誤解となり、後者の場合に於ては滿洲統治の將來に關し報告書の他の部分の趣旨とも、現實の事態とも一致せざる提案となれり。
最後に報告書は支那國民に對し、日本側に於て深き反感を藏するやうの暗示を與へ居る處、右は全く事實に反し、日本は將來永く兩國國民の協力に依り互に繁榮を來し普

隣の實を擧げんことを希望するものなり。

第一章 支那

(イ) 一般的考察 帝國政府は報告書中主として實際の見聞に基きて正當なる斷定の與へられたる場合からざるを認むるものなるが、是等折角の觀察及結論も樂觀の雲霧に遮られ、事情に通ぜざるものをして眞相を隠らしむるの憾あり。

委員會は「支那は組織ある國家に非ず」「支那は完全なる混沌驚くべき無政府の状態に在り」と云ふが如き敘述を意外とするもの、如く華府會議の當時に於ても實際に於ては支那は著しく紊亂し居りたるに拘らず、會議參加國は何れも支那に對し右と全く異りたる態度「を執りたる旨を指摘し居り。然れども當時狀態紊亂し居りたりとするも今日は一層甚しきものあり。南京國民政府の節度に服せざる國內各派は何れも他を制し、自派の手によりて支那を統一せむことを夢想し居るやも知れざるも、此の故を以て報告書の想像するが如く支那に統一ありと爲すことを得ず。

華府會議の當時に於ては支那の統一及平和は必ずしも其の望なきに非ざりしも、其の後の事態は右希望を裏切り諸將領の鬭争は一種の風土病の如く全土に浸潤し、事態

は今や同會議當時とは全く一變せり。

報告書も支那に動亂軋々瀰漫し、中央政府は辛うじて其の存立を維持しつゝある次第を忌憚なく強調し、「有力なる軍閥が恣に合作して南京を進撃し、而も之を以て叛逆行爲と看すして一の争鬪戦に過ぎずと爲すに至つては統一の外觀すらも保持すること不可能なりき」(一七頁)と極言し居り。是等の敘述と報告書中の他の敘述例へば「中央の權力は少くとも公然とは否認さるゝことなし云々」(一七頁)とは如何にして調和し得べきや、而して諸將領間の戦争は依然熄まず、現に四川省に於て劉文輝と劉湘との間に確執あり、斯かる實例は枚擧に遑なく、而も中央政府の努力は到底之を鎮壓し得ざるなり。加ふるに有力なる共産運動ありて、報告書も認め居る如く「國民政府に對し一敵國となり」獨自の法律、軍隊政府並に領土的行動圏を有し居り。(二三頁)

以上略説せる所に依り支那の形勢が絶えず所謂「崩壊力」によりて左右せられつゝあるは明かにして、報告書も亦此の事實を正當に認識し居り。然るにも拘らず報告書が華府會議當時に比し「事實に於て相當の進歩が遂げられたり」との意見を述べ居

るは了解に苦しむ所にして、公平に見て支那の事態が事實上益々悪化し來れることは殆んど疑ふの餘地なき所なり。

(ロ) 支那に於ける排外運動 報告書も支那の進歩が「其の毒惡なる排外宣傳により妨げられたる」(一八頁)ことを認め、右宣傳が二方面即ち「ホイコット」問題及諸學校に於ける排外教育に於て特に顯著なる旨を述べ居れるが、報告書中には是等兩方面を分離して論じ居り。然れども問題を正當に理解せんが爲には兩者を相關聯せしめ、右は何れも根底に於ては同一排外精神の表示に過ぎざる次第を明かにするを要す。

國民政府は強き排外感情に支配せられ、努めて青少年の腦裡に激烈なる外國人憎惡の念を鼓吹し來れり。實に五千萬に餘る支那青年は斯の如き激越なる思想の感化を受けて成育しつゝある次第にして、誠に前途恐るべき問題なりと云はざるべからず。而して南京政府は此の由々しき形勢を極力促進しつゝある。報告書も「諸學校の教科書を閲讀するに作者は愛國心を焚き付くるに憎惡の焰を以てし、男性的精神を養成するに報復心を以てせるを見る」(一九頁)と述べ、其の結果は既に學生越軌行動となりて着々現はれつゝある事を示し居り。同時

に報告書は支那の「ホイコット」が日本に對する敵意の明確なる表示にして、心理的並に物質的に見て兩國間の友好關係に有害なることを認めたり。右は帝國政府が終始一貫主張し來れる所を確認するものなるが、更らに附言したきは支那に於ては「ホイコット」は特殊の性質を帯び來り、國策遂行の手段として用ひられ、又他國をして其の條約上の權利を抛棄せしむるが爲の根柢として利用せらるゝに至れること之なり。帝國政府は「ホイコット」に對する責任は國民黨に在り、となす點に於て報告書と意見を同するものなるが、抑も國民黨は歐米の語義に於ける單なる政黨と異り、支那の組織法に基く國家機關にして之が行爲に對しては、國民政府に於て責任を負ふべきものなることを忘るべからず。

排外教育と「ホイコット」とは、何れも排外對行爲として互に關聯するものとして考察するの必要あるは前に述べたる通りにして、報告書は之を明かにせざるも、此の兩者は國民黨及國民政府の排外政策なる同一根本現象の兩面に過ぎざることを記憶するの要あり。右排外政策は公然標榜せられ、爲に列國は相戒め現に其の有する唯一の安全保障たる各種特權の抛棄を諷りつゝある

次第なり。國民黨及其の對外要求が「支那の國家主義に注入するに一切の外國勢力に對する熾烈なる反感を以てせる」とし(一八頁)は報告書の認むる所なるが、未だ説きて全豹を盡さざるの憾あり。國民黨は其の基本的外交政策として、幾度か諸外國の有する特權の排除及不平等條約の一方的廢棄を聲明し、人民に對し再三右政策の實行を誓約し、之が實施に必要な法律を制定せり。一九二九年十二月二十八日附法律は一九三〇年一月一日より治外法權を廢棄すべき旨を規定し、更に一九三一年一月に及び國民政府は直に治外法權問題の満足なる解決に到達し得ざるに於ては、外交手段以外の方法により治外法權を撤廢すべき旨を宣言し、同時に外國人管理條例の發布を見るに至れり。依之觀之在支外人の生命財產が一九三一年九月十八日以前に於て重大なる危険に面したること明白なるべく、而して「日本が斯かる無法律狀態に依り他の何れの國よりも損害を受けたる」(二三頁)は報告書にも述べ居る通りなり。

(ハ) 變則的なる在支外人の地位 支那問題の核心たる内政の不統一と其結果外國人の生命財產が絶えず不安に曝され居ること、例へば學校に於ける排外教育及青年に

對する排外宣傳、諸外國人に對する徹底せる「ホイコット」手段、條約の一方的廢棄及「革命外交」の原理に基く一切の手段等は相俟て鞏固なる統一政府無き支那に發生する各種問題に全然特殊の性質を與へ、通例の解決方法の適用を不可能ならしむ。而して前述の如き排外的特徴は世界の何處にも類例無き所にして、其の結果列國を驅つて自力に依る權益擁護の仕組を保持するの外無きに至らしめたり。即ち列國は治外法權を有するのみならず天津、漢口、上海其他の都市に於て全租界の警察及行政に當り、又武力に依り其の權利を直接保護する爲必要なる軍隊及艦船を派駐し居り。而も右は單なる裝飾にあらずして是等軍隊及艦船が現實に使用せられたる場合からず。斯の如く支那に於ける例國の地位は全く列外的のものにして、世界の何れの部分にも類例なきものあること明白なり。報告書自身も亦外交關係に於ける支那の要望と、内政上近代的政府の機能を發揮する能力との間に存する懸隔が除去せられざる限り「對外紛争及各種事件、ホイコット、武力干涉等の危険は繼續せらるべし」(二三頁)と述べ居り。

現存「平和機關」は支那の如き國家の關

する限り到底之を適用すること困難にして、支那の變則なる状態及之が爲列國が前記の如き變則且特異なる制度の變更を肯ぜざるの事實に徴すれば想半に過ぐるものあるべし。

第二章 滿洲

(イ) 一般的考察 委員會は滿洲が本來必ずしも支那の一部に非ざること認識せざりしも、帝國政府に於ては滿洲が支那と結合せるは寧ろ一時的且偶發的なりと思考するものにして、南京政府顧問たりしエスカラ氏も其の著「支那と國際法」(二四〇頁)に於て、兩者間の連結は滿洲人が支那の帝位を占めたるの事實に基因する「人的連繫」にして、右連結の基礎は帝制崩壊と共に消滅し、共和國は斯かる連結を強むるの手段を講じたることなしと論じ居れり帝制崩壊後に於ける叙上の如き曖昧なる事態に拘らず、假りに百歩を譲り滿洲を以て一時支那と正式に合體せられ居りたりと爲すも、一九一六年袁世凱の死後統一共和國の没落と共に支那に於ける政治の統一性は全く崩壊し、其の廣大なる地域に顯はれたる幾多の政府は何れも他を壓して覇を天下に稱ふるに足らず、最後に南京に於て一政府の設立を見、列國之を正當政府として承認せりと

雖も此の事實は未だ同政府に對し滿洲の如く曾て其の實權下に服したること無き地方に對する支配權を附與するに足らざりしなり。實際問題として張作霖は北京に於て隨時政權を把握せる各派の節度に服したることなく、只だ自己に都合良き場合に限り其の意圖を迎へんとしたるに過ぎず、報告書も亦「彼は自己と政府との關係を自して個人的同盟となせるものゝ如し」(二八頁)と述べ、張作霖が北京より獨立し居たる幾多の事例を挙げ居れり。尤も報告書は張は斯かる態度を持しつゝも「支那より獨立せんとする意圖を抱き居りたるものに非ず」(二八—二九頁)と論じ居れるが、一九二二年五月の北京駐在外國公使宛宣言に於て張作霖は東三省は「支那共和國の領土と認めず」と明白に述べ居れり。彼の息張學良も實質上同一の態度を採れり。報告書も彼の「中央政府との關係は一切自發的協力に基けり無條件服従を要求するが如き命令又は訓令は容認せられざりしなるべし。滿洲官憲の意に反したる任免の如きは想像し得られざりき」(三〇頁)と述べ居れり。斯の如く報告書は張家の下に於ける滿洲が如何なる支那政府にも全然服従せず、且毫も其の干渉を受けざりしことを明示し居れり。

(ロ) 張家の稅政 委員會も張家の稅政は不充分ながら之を認め居れり。而して其の叙述は努めて文書を和げ居るも尙且滿洲の人民が官憲及び軍閥の壓制に呻吟し、苟くも機會だにあらば敢て日本側の使帳を俟つ迄もなく其の桎梏を脱せむと欲したるの狀は想見するに餘りあり。軍事費は全歳出の八割に達したりと稱せられ、一切の權力は少數軍人の手に歸し、腐敗惡政は跡を斷たず、當局は省政府不換紙幣の價值を益々下落せしむることに依りて更に人民の負擔を増し、官吏は其の權力を利用して自己及其の一味の爲に富を蒐めたり」(三一頁)

するものにも非ず只だ軍事的攻撃を受けたる場合には直ちに反撃を加へて自己の防護に努めざるを得ずと云ふのみ。

右の如く經濟上、戰略及歴史上日本が滿洲に特殊の地位を有する次第は報告書も充分に認むる所なるが、右特殊地位を以て「支那の主權に牴觸す」となせるは事實に反す。蓋し主權國が其の主權を行使して、特定の權利を他に許與するは何等其の主權と牴觸するものに非ずして、却て主權を有するの事實を表示するものたることは既に定説あり。將又滿洲をして日本にとり斯くも重要ならしむる所以の特殊事情も亦該地方の主權と牴觸するものに非ずして、只だ之れあるが爲何れかと云へば自衛行爲發動の可能性を幾分増大するに止まる。而も自衛權の行使たる、カロライン號事件の示すが如く、如何なる強國と雖も之を免るゝを得ざるものなり。

報告書は南滿洲鐵道が日本の管理經營の下に文化の發達に貢獻せる功績を認めずして却つて勤勉なる支那民衆の流入による滿洲の開發に重きを置き居れり。然れども右支那人の流入は報告書の言ふ如く支那政府の政策によるには非ずして日本の存在により同地方が戰禍を免れ居たるが爲に外なら

す。而して新住民と其郷里との連鎖は報告書も認むるが如く「主として民族的社會的」(二二五頁)にして、報告書が斯の如く非政治的の非經濟的連鎖が政治上大なる影響あるが如く論ずるは頗る了解に苦しむ所なり。

件の原因を記述するに當りては、何等彼此對照する所なきは極めて遺憾なり。

- 一、南滿洲鐵道に對する包圍政策
- 二、土地商租及其の他の條約上の權利の行使に對し加へられたる妨害
- 三、日本臣民殊に朝鮮人に對し加へられたる壓迫
- 四、中村大尉の殺害

然れども報告書は是等の事項を斷片的に取扱ひ、之を一括して其の因つて起れる根源は、滿洲に於ける日本の權益を根絶せんとする支那側決意に存することを示さず、然るに此の事たる九月十八日事件の起源を示すものとして頗る重大なる點なり。報告書は第二章に於て日本の地位に對する各種攻撃に關し其の一般を述べ居る處、之を其の儘擲し、第四章に於て九月十八日事

取扱ひ、之を一括して其の因つて起れる根源は、滿洲に於ける日本の權益を根絶せんとする支那側決意に存することを示さず、然るに此の事たる九月十八日事件の起源を示すものとして頗る重大なる點なり。報告書は第二章に於て日本の地位に對する各種攻撃に關し其の一般を述べ居る處、之を其の儘擲し、第四章に於て九月十八日事

事實帝國政府は當時有らゆる方法により形勢を緩和し、武力に訴ふるの必要を除かんと努めたりしなり。奉天に於ける張學良軍内に瀰漫せる傲慢暴戾の實例は多々あり日本軍北大營進入の當時營舎壁上に「看哪！營垣西邊的鐵道」なるピラを發見したるが如き、這間の消息を語るものなり。九月十八日の爆破事件が實に此の地點に於て

是等の兵士に依り行はれたるは故ありと云ふべし。斯の如く支那側の攻撃的態度が益々熾烈に向ひつゝありしことを思へば、苟も此の發火點に達せる雰囲気爆發せしむるの虞ある所作は、嚴に之を避くること絶對に切要なりしは何人も首肯する所なるべし。

第三章 九月十八日事件及其後の軍事行動

帝國政府は帝國軍事當局の説明の全然正確なるを主張するものにして、報告書の本件摘要中脱漏し居る若干細目の點に付ては理事會に於て右説明を參酌せられんことを求む。報告書に掲ぐるが如き結論は日本側或は支那側説明の何れよりするも出で來らざる筈にして、思ふに外部の情報に基くものなるべし。右結論は九月十八日夜に於ける爆破の事實は認むるも、其の損害輕微にして之のみにては軍事行動を正當とするに足らずと附言せり。

然れども既に述べたるが如く、報告書は當時異常なる緊張状態の存在したることを認めながら、是を充分に考慮に入ることとを怠り、更に又日本軍が恰も斯の如き事態に備ふるが爲め豫め計畫を有したるの事實を誤解するものなり第一の點につきては

既に述べたり。第二の點たる「敵對行爲起り得べきことを豫想して慎重準備せられたる計畫」(七一頁)につきては日本軍が斯かる計畫を有したるは固より事實にして、若し之を有せざりしとせば重大なる職務懈怠なり。日本軍は數に於て二十對一の優勢を示し、且飛行機其他莫大なる軍需品を有する支那軍隊と對峙せり。従つて命令一下殆んど自動的に遂行せらるゝ如き計畫を有するにあらずんば、忽ちにして敵軍に壓倒せらるべし。右計畫は「迅速且正確に實施せられたる」(七七頁)は事實にして、又極めて當然なり。

報告書は日本側に於て右の如き計畫を準備せること、支那側には何等斯かる計畫無かりしと傳へらるゝこととを對照して、我に不利なる記述を爲し、又支那軍隊に對し實力に訴ふることを禁ずる九月六日附、張學良の調電なるものを引用せり。假に右電報が實際發送通達せられたりとするも、後より取消されたることあり得べく、或は又支那軍の不規律は世界周知のことなれば命令に服従せざりしやも知れず。事實支那側は九月十八日夜日本軍に向つて攻撃を加へ、且つ引續き武力抵抗を爲せり。報告書が支那側に何等「協同せる又は許可せ

られたる」攻撃なかりし旨を述べ居るは、非公式の攻撃はあることを推せしむるに似たり。「協同せる又は許可せられたる」ものなるや否やを問はず、苟も攻撃ありたる以上日本軍の緊急計畫は自動的に開始せる次第なり。

報告書は「同夜に於ける日本軍行動は正當なる自衛手段と認むることを得ず」と附言せるが、斯かる無稽なる意見は斷じて受諾するを得ず。

戰爭放棄に關する「ブリアン、ケロツグ」條約の商議に際し、ケロツグ長官自身より(註一九二八年六月二十三日附公文)、合衆國上院により、當時の英國外相により(註一九二八年五月十九日、七月十八日附「註一九二八年五月十九日、七月十八日附サー・オースティン・チエムバリーン公文」)又佛獨政府により爲されたる聲明は、何れも明かに自衛權を留保し居るのみならず、ケロツグ長官が當時自衛の爲戰爭に訴ふるを要する情勢にありや否やを決定するの權能を有するは、各國民自身なりと述べたるに對しては曾て異論なく、英、佛兩國の公文も明かに此の見解を支持し居れり。従て日本の軍事行動が適法なりしや否やを決定するの權利は全然日本政府に屬す。ダニエル・ウエブスターの規範的定義に

帝國政府は右行動が果して必要なりしや否や又は妥當なりしや否やに付外間の論議を許す能はず。

第四章 新國家

報告書は九月十八日前に於ける状態恢復の不可なると同様、「滿洲に於ける現政權の存置及承認も亦均しく不満足なるべし」と述べ居る處、右は實證ある事實を無視したる結論なりと思考せらる。帝國政府の嚴肅なる聲明に耳を藉さず、又帝國政府の提供に係る詳細なる文書に對し殆んど價値を認めざる一方、素性不明なる人物の意見に傾聽し、且出所曖昧又は不明なる書信に信を置きたるは委員會の爲め甚だ惜しむべきことにして、帝國政府は理事會に對し本問題に關する一層充分なる知識を提供するの必要を感ずるものなり。

(イ)滿洲國の成立 一九三一年以前にありては、滿洲の獨立に關し曾て聞く所なしとの報告書の論斷は事實に反す滿洲は地理的及歴史的に終始支那本部とは分離せる一特別地域たりしことは前述の通りにして、支那共和國は未だ曾て滿洲を支那本部に合併するの實力を有したること無く、又張作霖は少くとも二回に亘り滿洲の獨立を宣言せり。張父子の高價なる野心と冒險とは之

が經費捻出の爲の批政と相俟つて、所謂「保境安民」運動となりたるが、斯かる運動が轉じて名實共に完全なる獨立に導くべきは極めて自然なり。該運動は歴史的事實にして、其の指導者は王永江及于沖漢なりしが、九月十八日以後「自治指導部」の組織者となれるは實に右子冲漢其の人なり。報告書が獨立運動に關し未だ曾て聞く所なしと稱し居るは意外にする所にして、右の如く滿洲を支那本部より切離し、張家の批政より脱却せしむることを以て目的とする、明確なる運動の存したる事實を闕却するものなり。

新國家滿洲國の成立事情に關し報告書は新國家の設立は日本人によりて着手せられ組織せられ、遂行せられ、九月十八日以後に於ける日本軍司令部の行動は政治的色彩顯著となり、且東京參謀本部は右運動を援助し、指導せりと斷言し居る處、事實は全く之に反す。

九月十八日事件の後張學良配下の者が多く逃亡せるを以て、各地方の日常行政作用は地方有力者の手に依て行はれたるが、自衛手段の行使に當り専ら實害を必要の最少限度に止むることに留意せる日本軍は、右新組織を歓迎し且全力を舉げて之を援助せ

よれば、自衛權行使は「手段選擇の餘地なく、熟考を用ふるの時間無き緊急且歴倒的なる必要ある」場合たることを要すとある處、九月十八日事件は正しく是等の條件に適合せり。日本軍に比し遙に優勢なる支那軍の一部が公然攻撃を加へ來りたるは明かに重大なる危険を構成するものにして、早きに進んで之を排除するに非ずんば、日本軍は滿洲より一掃せられたるやも知らず、手段選擇の餘地なく只だ反撃の一途あるのみ、固より熟考に時を費すを許さず、攻撃は既に公然開始せられたり。而して懸かる所は實に極東全面に於ける日本の地位其の物に外ならざりしなり。

支那側の抵抗に伴ふ爾後の事件に付ても日本は何等責任を問はるべき理由なし。我が自衛措置に對する支那側の武力抵抗が那邊迄進展すべきやば知る由も無く、彼のナグアリノ海戦の例に見るも、何人も戰爭を欲せざりしに拘らず、當時の緊張状態に於ては偶然の發砲が導火となりて、極めて重大なる結果を惹起せるに非ずや。

要するに日本軍一切の行動は支那側攻撃の場合に備ふるが爲、慎重準備せられたる計畫の實施に伴ふ當然の結果に過ぎずして、何等自衛の範圍を出でたることなく、

り。而して結局是等幼稚なる行政組織が結合して地方、省及國家的團體を形成するに至れるは甚だ自然なるのみならず。極めて有益なりしを見るべく、斯かる團體が更に發達して眞の國家を成すに至れるは敢て異とするに足らず。此の間何等日本側の使職を想像すべき理由も必要もなし。張家を排除せんとするの運動は既に存在し、右は容易に支那との結合を否認するの運動に轉化せり。加之右運動は同時に存在せる清朝復辟の運動とも融合せり。報告書自身も地方、省又は國家獨立の運動は何れも支那人滿洲人又は蒙古人有力者の事業なりしことを認む。右に關しては單に趙欣伯、謝介石、于冲漢、戚式毅、熙洽及張景惠の名を擧ぐるを以て足る新國家の胚芽たりし、東北行政委員會を構成せるは支那人、滿洲人及蒙古人のみなりき。更に日附を吟味すれば獨立運動は早く既に九月二十六日以前に於て着々活動しつゝありたるを知るべく、日本官憲が之を組織し使職することの不可能なるは一目瞭然たるべし。奉天治安維持委員會は、同日附を以て既に滿洲の獨立を意圖する宣言を發しつゝありたるなり。初期に於ける此の種宣言は他にも二三其の例あり。右は從來閉息し居たる支那人及滿洲人首腦

者の要望が、呪ふべき張政權の消滅を機として、自然に活路を見出したるに過ぎずと見るを正當なりとす。帝國政府乃至日本參謀本部は是等根本の思想に對し、何等聲援を與へたることなし。幣原外務大臣及南陸軍大臣は共に九月二十六日附を以て、日本人の滿洲に於ける新政權樹立運動に關與する事を嚴禁する訓令を發したり。是等の訓令に従ひ日本文武官憲は何れも關係を避けたるが、獨立運動が支那人、滿洲人及蒙古人間に確立せらるゝに至りては、日本側は最早之を無視することを得ざりき。自治指導部は十一月十日に至り始めて創設せられたる機關にして支那人の管理下にありたるものなるに拘らず、報告書は之を以て關東軍司令部の一機關と爲す。右は單に支那側報告中の誣説を其の儘繰返したるものにして、報告書は「信頼すべき」證人の言も之を裏書すと云ふも、其の何人なるやを示さず、何の途全然事實に反す。政府の變革を目的とする此の種運動は、日本軍隊の存在なかりせば遂行不可能なりしこと報告書の言の如くなるやも知らず。然れども日本軍隊の存在は正當なる自衛權の行使に基くものにして、其の結果發生し

たる事態を獨立運動が利用したりとするも之により同運動が自發的なりし事を妨ぐるものにあらず、他の諸大陸に於ても外國軍隊の存在せる際獨立の宣言せられたる事例多々あり。而も之が爲め右獨立が問題とせられたるを聞かず、一九二二年の九國條約が締約國に對し支那主權侵害を禁じたることとは事實なるも、右は茲に關係なし。締約國の一が其の適法なる權利を合法的に行使するが爲め、偶々支那領土内に進入したりとするも、其の結果に對し責任を問はるべきに非ず、若し其の結果が支那の主權又は保全を害することありとするも、之が責を負ふべきは進入國に非ず、從つて假令張學良治下の滿洲が眞に支那の完全なる一部なりとするも、日本は其の正當且必要なる行動の結果に對し責任を負ふことを得ず。滿洲現政府を以て自然的にして且つ自發的なる運動の成果に非ずと爲すは、滿洲國の提出せる證據は「滿洲建國小史」を始め、一切之を無視せることを示すものにして、右「建國小史」は新政府賛成の多數の示威運動に關する詳細明確なる記述を掲げ居れり。帝國政府は滿洲獨立の運動が純正にして自發的なると共に、民意に合し、且自然的なるものなりしことを茲に確信を以て再

言せんとす。舊帝室領土は往時の統治者の後裔を以て其の元首と仰ぎ、以て横暴なる舊軍閥の壓制と支那本部の無政府状態とより離脱せんことを期したり。此の合理的にして且つ自然なる處置を以て何が故に日本の策動に歸せんとするかは、最も了解に苦しむ所なり。(ロ)滿洲國住民の態度 報告書の此の部分に付き最も奇異に感ずるは、千五百五十通の素性知れざる支那人の書翰(是等書翰は二通を除きては總て滿洲國及日本に不利なりと稱せらる)に對して多大の信用を與へたること、並に公の覺書と諸種の責任ある團體の請願及宣言にして、前政權に對する人民の不滿を列擧し、其の要望を列擧せるものとの對して均しく重きを置き居らざることなり。支那側宣傳の熾烈なりしに鑑み、滿洲住民中新政權に反對の書翰を發したるもの二萬人中一人の割合に過ぎざりしは寧ろ意外にして、右事實は却つて新政權に取り有利なるものと云ふべし。滿洲國に熱烈なる賛意を寄する諸種の會合及代表團の提供せる歴然たる證據も均しく、滿洲國に取り有利なるものなるも、報告書は之を以て何れも日本側の策動なりとして却下し居れり。然

れども既に述べたる如く組織的「搾取」、壓迫及欺瞞政治の犠牲となり來れる人民が、少くとも彼等の勞働の成果を保證せる新政府を是認するに、日本側の脅迫乃至買収を必要とせざるべきは、極めて見易き所なり。報告書は滿洲國に反對する言説は一々之を強調し乍ら、朝鮮人及蒙古人の意見の如き新國家に有利なるものは總て之を割引し、又は信を置くに足らずと爲し居れり。幸にして事實は報告書中の不利なる描寫よりも遙かに好望なり。滿洲國反對者の努力にも拘らず、人民が新政府に對し引續き歓迎の意を示しつゝある顯著なる事例は、管々しく擧ぐるまでもなかるべし。蓋し新政府は清朝覆滅以來滿洲地方住民が初めて享受せる文治的政府にして、現在の支那を支配し居る軍閥獨裁政治に比し極めて顯著なる對照をなすものなり。(ハ)滿洲國の組織及將來 報告書は「有らゆる酌量を加ふるも、滿洲國政府が其の企畫せる改革を多く遂行し得べきことを示す何等の徵候も存せず」と思考し、特に豫算制度及貨幣制度に付疑を抱き居れり。斯かる批評的態度と支那側の何等實績を擧げ得ざりし企圖及計畫を稱揚せる報告書第一章の態度とは著しき對照なり。即ち支

那は多くの事を爲し遂げたりと賞讃せられ居るに反し、滿洲國は恐らく何事も成就すること能はざるべしとの冷評を受け居れり。而も實際に於て滿洲國は其の豫定計畫を着々實施し來れるなり。帝國政府は滿洲國に於ける治安の恢復及同國財政の二點に付き特に注意を求めんと欲す。新國家の設立は治安の紊亂を伴ふを常とす。殊に滿洲國の場合に於ては舊政權時代の巨多の正規軍が解散放浪して匪賊と化せり。滿洲國政府は先以て是等匪賊中の大集團を分散せしむるに全力を注ぎ、次で警察手段に依り殘存小集團を鎮定せんとしつゝあり、交通機關が急速に改良せられたること及正規の警察隊が組織せられたるは公知の事實にして右は前記目的の達成に好都合なるべし。既に前記の大集團に對する鎮定作業は着々進行しつゝあり。馬占山指揮下の部隊は既に撃滅せられ李海青指揮下の部隊も敗退し丁超及李杜の部隊は東支鐵道東部線北方奥地に驅逐せられたり。南滿洲に於ても同地方の治安擾亂の主要なる禍源なりし奉海線より鴨綠江岸に至る地域に於ける有力なる匪賊團は掃討せられたり。而して是等兵匪は、總て支那本部より物

質的支持を受け居るの事實並に小匪賊團の活動が明かに滿洲國の信用を阻害せんとするの目的を以て、益々外國人に向けられんとしつゝあるは注目し得べきなり。滿洲匪賊の終極的掃滅は、一朝の業に非ざるも、主要なる匪賊部隊は相當期間内に一掃せらるべしと豫期せらる。

滿洲國の財政状態に關しては建國當初の四ヶ月間（自一九三二年三月一日至同年六月三十日）の滿洲國收支状況は收入九百三十萬圓支出九百十萬圓にして、收入超過二十萬圓を算す。自一九三二年七月一日至一九三三年六月三十日年度の豫算に於ては、歳入一億百萬圓歳出一億一千三百萬圓を算す。同豫算は一千二百萬圓の歳入不足を示し居るも一方一千五百萬圓の豫備費を計上し居るが故に、同國の財政は頗る満足すべき状態にあり。中央銀行は充分なる資本金を有し其の紙幣は本位價值を維持し、通貨は安定し、其の流通は極めて順調なり。右は張家時代の實情に對し顯著なる對象をなすものと云ふべし。滿洲國は輸出超過國にして、多額の銀の流入あるを以て其の貨幣價值を維持すること容易なり。

多數の人口を有するに加へ、天然の國境に圍まるゝの有利なる地に在り、同國政府は支那の締結せる有ゆる國際約定は其の滿洲に適用し得べき限り、之を尊重し、且門戸開放及機會均等の原則を忠實に遵守すべき旨を自發的に聲明せり。同政府は排外的感情を有せず、支那に於けるが如き共產主義の災禍なし。滿洲國は今尙幼年時代にあるも、支那に對し有ゆる悲觀材料にも拘らず多大の同情を示したる委員會は、創建後六ヶ月に滿たざる國家に對し、多少の忍耐を示してこそ公正の態度と稱すべきなり。

報告書は滿洲國一切の政治的行政的權力は日本人官吏及顧問の手中に在りとの理由なき推測をなせるが、帝國政府は是に對し敢て反駁を加ふるを潔しとせず。國際聯盟に於て斯くの如き誹謗に對し一顧を與ふることなかるべきを信す。蓋し現在に於ても又過去に於ても一般に獨立國として認められたる國家にして多數の外國人官吏を傭し、又は其の領土内に他國軍隊を駐屯せしむるもの多數あり、聯盟國は最近に於て一國內に外國軍隊駐屯するの事實は其の國の聯盟加入を妨ぐるものに非ざることを認めたり。

報告書は日本と滿洲國との正確なる關係を定義することの困難なるを述べ居るが、右困難は該關係を明瞭に定義せる一九三二年九月十五日の議定書に依り消滅せり。本議定書の何れの規定も又新政府に對する如何なる協力行爲も何等日本の國際義務に違背すること無し、華府九國條約に依り日本は支那の主權及其の領土的行政的保全を尊重するの約束に参加せり。然れども右約束は支那國民より自決の權利を剝奪することを目的とするものに非ず。從て其の當然の歸結として右約束は各締結國をして國際條約上の必要に基き、既成事實の承認を妨ぐるものに非ざること勿論なり將又國際聯盟規約第十條は「外部よりの侵略に對し」聯盟國の領土の保全を尊重し、且擁護するを目的とするものなる處、國內の發展に依りて聯盟國の領土の保全が害せらるゝ場合に於ては、規約中には是れを承認せんとする他の聯盟國の權利義務を妨ぐる何等の規定なし。之に反する解釋を固執するは歐洲に於ける多數諸國及米大陸に於ける大多數の國家存立の基礎を否定する結果となるべし。

第五章 結論

叙上帝國政府の述べ來りたる所は之を要約すれば左の諸點に歸着す。

中綿のよ
西川のふとん

優良品廉賣
かや・寝台 夜具・ふとん
羽根入蒲團 ざぶとん
毛布 膝掛 寝具附屬品
箆筒・鏡台 家具一式
めいせん 婦人コート
モスリン 婦人子供服
セル・ネル 子供用品

場工店支本
東京日本橋通三丁目 西川商店
大阪木町一丁目 西川商店
京都寺町松原 西川商店
大分市大道町 西川商店
豐後許原町 西川商店
近江能登川 西川商店
近江八幡町 西川商店
西川八幡町 西川商店

角橋本日本東京
西川
前年八十六百三 年九祿永業創

磐城炭礦株式會社

本社

東京市麴町區丸ノ内一ノ六

鉛版紙型用紙

雁皮紙、地氈紙

右ハ美濃紙產出ノ本場ニ於テ三十年間ノ研究經驗ヲ有スル當工場ノ製品ヲ御採用相願度、特ニ輪轉機用特別強靱ノ雁皮紙、地氈紙抄造致シ居候御試驗用見本ハ御一報次第即時送呈仕候

美濃原產 岐阜縣美濃町一四二六

田中製紙工場

場主 田中治助

(省線) 越美線美濃町驛

各位の共同倉庫

電話 四六八

全國唯一の紙型と鉛版の

振替 名古屋 六八六 大阪 一四〇〇

東京支店 東京市京橋區西八丁堀四丁目六番地 電話 京橋(56)三二一四

日本石油株式會社專屬特約販賣店

旭力印機械製造發賣元

龜岡商會

店主 龜岡豐二

明治三十五年創業

本店 東京市京橋區銀座西五丁目三番地 電話 銀座(57)三九二、三九三
支店 北海道小樽市色内町三丁目九番地 電話 二二九 二〇七九
倉庫 東京市京橋區西八丁堀四丁目六番地 電話 京橋(56)三二一四

目品業營

銅。真鍮。砲金。亞鉛。
唐金。亞鉛板。鉛。錫。
安質母尼。活版用地金類。
モノタイプ用地金類。
半田類。パビットメタル類。
電池用亞鉛類。
其他鑄造原料。

御入用の節は是非一度御照會被下度願上候

地金問屋

合名
會社

西廣商店

東京市京橋區築地四丁目八番地
電話京橋(56) 二三三七番
長三六五四番

目品業營

機 揮 石 輕 重
油 油 油 油 油
機 發 械
油 油 油 油 油

東京市京橋區銀座西六丁目五番地

福興商會

電話銀座一八二五番

寫真製版用藥品
各種工業用藥品

甲子商店

工場

東京市京橋區銀座西三丁目三番地五號
東京市葛飾區小菅町六一二番地
電話京橋(56) 〇七二七番
振替口座東京六八六九五番

松方日ソ石油特約販賣店

一、ガソリン
 一、モビール
 一、諸礦油
 卸小賣



株式會社 力商會

東京市京橋區銀座西六丁目三番地
 電話銀座(57)二三〇一
 振替口座東京四〇五四一

金屬版地板
 製造販賣業

藤波商店

東京市神田區佐久間町二ノ十四
 電話下谷(83)六六六五〇番
 振替東京五一四七番

本店 大阪市東區安土町貳丁目三七
 支店 京都、名古屋、福岡
 出張所 熊本、門司、臺北、上海、天津、香港
 青島、大連、新京



株式會社

大同洋紙店東京支店

東京市京橋區銀座參丁目四番地一
 電話京橋(56)自、四一四四番
 至、四一四九番
 振替口座東京六〇〇六六番



りあ設施別特のへ級階産中 (景全院醫堂天順)

| | | | |
|--------------------------------------|------------------------------|--|--|
| 泌皮 尿尿 科科 | 小兒 科 | 外科 | 診察 午前九時より午後五時まで |
| 醫學博士 醫學博士 醫學博士 | 醫學博士 醫學博士 醫學博士 | 醫學博士 醫學博士 醫學博士 醫學博士 醫學博士 醫學博士 | |
| 中村良二 小池正朝 藤村博三 藤谷三郎 藤谷三郎 | 安野光武 今井三郎 今井三郎 | 河合健吉 小池茂樹 中山一造 八代豐雄 佐藤清一郎 佐藤清一郎 佐藤清一郎 | |
| 眼科 | 耳鼻科 | 婦人科 | 内科 |
| 醫學博士 醫學博士 醫學博士 | 醫學博士 醫學博士 醫學博士 | 醫學博士 醫學博士 醫學博士 醫學博士 醫學博士 醫學博士 | 醫學博士 醫學博士 醫學博士 醫學博士 醫學博士 醫學博士 |
| 渡邊太郎 | 馬詰嘉吉 井上誠夫 佐藤敏二 松本敏二 | 鳥居本松 秋山瑞次郎 根井豐治 今井環 佐藤勝三 加藤要三 横田勝利 佐藤三邦 大瀧潤家 | |

順天堂醫院

東京・本郷區・お茶の水
電話小石川五六二〇・五六二一・五六二二番
元本郷區 順天堂醫院 附産院

第一、支那が一九一一年の革命以來今日に至るまで無政府に近き混亂状態に在ること、而して同國は斯かる事態が持續する限り國家的崩壊の状態に在りと見るの外なきこと、少くとも現下の事態に於ては支那が鞏固にして永續性ある中央政府を有する時期の到来は假に窮極に於て可能なりとするも其何時たるかは到底豫斷するの不可能なること

第二、右状態の結果として支那は外國人の生命財産に對し充分なる保護を與へざること、殊に近年に於て内争の深刻化及國民黨が外國に對し所謂「革命」外交政策を實行せる結果其の状況は益々著しくなれること

第三、從て諸外國は支那に於て治外法權、租界、駐屯軍の維持、内水に於ける軍艦の常駐と云ふが如き今日世界の他の部分に於ては其の類を見ざる例外的權力及特權の行使を繼續せること

第四、支那に利益を有する諸外國は支那の無政府状態及排外政策に依り均しく被害を受けたるも最大の被害者は日本なりしこと

第五、日本は滿洲と歴史的及地理的に最も緊密の關係に在ること、同地方に於て莫

外交——リットン報告書に對する帝國政府意見書要領

大なる經濟的利益に加ふるに重要な條約上の權利を有し且多數の居留民を有すること、加之國家安全の見地より政治上及戰略上滿洲に對し重大なる關心を有すること、要之日本の滿洲に於ける地位は世界の他の部分に比類なき例外的且特殊のものなること

第六、近年滿洲官憲が右特殊地位を覆滅せんとする意圖を以て各種の策動を爲し殊に張學良の國民政府との接近後には日本の權益に對する右脅迫は益々頻繁且熾烈となり來り此の形勢を緩和せんとする日本側百方の努力にも拘らず山々しき緊張状態を招來せること

第七、九月十八日事件は右の如き緊迫せる空氣の裡に起れること、該事件の當時又は其の後に於て日本軍の執りたる措置は何れも自衛權の範圍を逸脱せるものに非ざりしこと、公平に見て日本と同一狀況に置かるゝに於ては他の如何なる國家と雖も同一の行動に出でたるべきこと

第八、滿洲が支那本部に對し常に地理的及歴史的に別個の地位に在りたること、其の住民が張家の暴政を憎惡し同地方を支那本部の政争の渦中に投ずるの政策に反對せること、右地理的歴史的事情及住民

の張家に對する反對は相俟つて所謂「保境安民」運動となりたること、滿洲國の創設は右運動及清朝復辟運動を主動力としたる滿洲住民の自發的行爲に基くものなること、滿洲國は穩健なる政策の下に着實なる進歩を爲し其の將來は極めて有望なること、最後に滿洲國の建設に對し日本の取りたる態度及之を正式承認するに至れるは何等國際約定に反せざること而して特に強調を要するは支那問題殊に滿洲問題の複雑性及變則的特色は他に其の比類を見ざるの一事なり。從て之が處理に當りては普通國際問題に對する一般的方式を其の儘應用すること困難なるとともに斯かる變則的問題に關する手續又は如何なる解決も通常の國際紛争に對する先例とはならざるものなり。此の點に關しては報告書にも左の如く述べ居れり「本紛争は一國が國際聯盟規約の提供する調停の機會を豫め利用し盡すことなくして他の一國に宣戰せる事件に非ず又一國の國境が隣接國の軍隊に依り侵害せられたるが如き簡單なる事件にも非ず何となれば滿洲に於ては世界の他の部分に於て正確なる類例を見ざる幾多の特殊事態存するを以てなり」(一二六頁)

以上は支那問題に關する帝國政府の基本的見解なるが、之に基きて報告書第九章及第十章に述べられたる諸點に關し、茲に少しく述ぶる所あらんとす。

報告書は事前状態の恢復を以て單に紛糾を繰返す結果を招來するに止るべしとして之を排すると同時に、然も現政權の維持及承認も亦「均しく不満足なる」解決と爲し居れり。之に反し帝國政府は斯る解決が國際義務の根本原則に何等違反することなきのみならず、滿洲住民の希望にも合致し、且窮極に於て支那自身も斯かる解決こそ日支の關係を安定せしむべき唯一の満足なる基礎たることを諒解するに至るべきを確信するものなり。着々健實なる發達を遂げつつある新國家を解體するは勿論、之を國際的孤立の地位に置くことすら斷じて報告書の所謂「現實の事態」に適應する方法に非ず。

日本は滿洲との關係を永く不安定の狀態に放置する能はず。故に帝國政府としては列國が速かに滿洲國を承認し、其の發達に協力を與ふるを以て滿洲の事態を安定し極東の平和を齎すべき唯一の方法と思考するものにして、假りに他國が日本の地位に置かれたりとせば必ずや同一の結論に到達

し、且同一の方途を辿りたるべきことを信するものなり。之即ち帝國政府が前記の根本的條件に立脚し九月十五日の議定書に署名したる所以にして、日本の在滿權益を擁護し、滿洲國の領土を保全し、及内外の脅威に對し其の安全を確保するの基礎は斯くして確立せられたり。

報告書の一節に「事態は靜止せず」の言ある處、右は滿洲問題の特色を示すものとして意味深長なり。「進化の過程」と云ひ「事態は今尙日々進展しつゝあり」(一三二頁)と云へるは何れも聯盟理事會として其の職能に合致するものなることを指示するものなり。委員會の意見を參酌しつゝ報告書を檢討するに方り、理事會は恐らく其の後に於ける事態刻々の推移に關し充分なる理解と満足なる情報我希望すべき處右事態の推移は支那本部に於ては依然として混亂を繼續するに反し、滿洲國に於ては着々發達の遂げられつゝある事實を示すものなり。而して帝國政府は常に斯かる情報を供給するの用意あり。

第十章に掲ぐる解決提案に關し「現在の紛争を解決する爲、支那及日本兩國政府に直接に勧告を提出することは本委員會の職何なる見地に立ちて觀るも、原則第十の示す如く是等原則殊に第四乃至第九は「支那に於て鞏固なる中央政府無くしては」適用すること能はざるものなること明かなり。故に現在の無政府状態の存續する限り是等原則の適用問題を生ずること無し。而して國際的協力無くして如斯鞏固なる中央政府を實現することは殆んど不可能なる處、右國際協力(技術的援助は別とし)何等か國際管理の形式に墮するに非ざる限り、殆んど之を想像することを得ず。何れにするも斯かる支那の再建は長日月を経ずんば成就し得べからざる處、日本は拱手して之を待つことを得ず。

叙上の如くなるを以て、苟も現下恢復の途に在る平和と秩序とを破壊するの虞あるものは、如何なる案と雖も新なる紛争と困難とを招來すべきや必せり。果して然らば切めて滿洲の事態の安定に努むることこそ眞の經綸に非ずや。又過去二十年の永きに互り支那の再興に關し多大の忍耐と同情とを表示せる世界は、宜しく滿洲新國家に對しても理解と希望とを以て之を迎ふべきにあらざるか、滿洲問題にして一度解決を見むか、更に重大なる支那問題自體の解決は著しく單純化せらるべし。滿洲に於ける平

能にあらざ」と報告書に述べあるは委員會の所定任務に顧み當然のことに屬す。是等提案が單に第九章掲記の一般原則を實現すべき方法の一例として爲されたるものなることは明なり。加之報告書が日本に於て滿洲國を急速承認することあるべきを述べ居る口吻に鑑み、委員會は右承認の場合其の重要性が多分に減殺せらるべしと思考せることも看取せらる。蓋し委員會が日本に於て新國家を承認するも之により其の報告が無價值となるべしと思考せずと云ひ、右の場合に於ても報告は何等か「役立つ」べしと漠然たる言辭を用ひ居るは之が爲めなり。以上の見解に基き帝國政府の意見を示せば、

(イ)後に述ぶる如く第九章中の原則第十は支那本部の國際管理に終るの虞あり。同様に第十章中の滿洲に關する諸提議も亦之を實施するに於ては滿洲の假裝的國際管理を來し右は滿洲國及日本の均しく受諾し得ざる所なり。
(ロ)加之是等提議は餘りに精緻煩雜に過ぐるの嫌あり。極東に於ける現實の事態には適合せざるべし。委員會の提出せる如き案は紛争當事國が共に鞏固且つ安定せる中央政府を有することを最少限度の前

和及善政の現出が支那に對し好箇の指針を示し、同國の態度に好影響を與へ其の内外政策を健實化し、其の結果支那國民に幸福を齎すは固より列國も亦之が惠福を領すべきこと疑を容れざる所なり。

國際聯盟調査委員報告書要領(外務省公表)

九月十八日事件勃發以來聯盟に於ける滿洲問題の經過並に委員任命に至れる経緯を述べ、委員の組織及び旅程殊に東京、南京北京に於ける一行の活動及び滿洲に於ける調査の模様を略述したる後、報告書の構成に付き左の如く概説せり。

報告書は最初に紛争の根本原因たる滿洲に於ける日支兩國の權益を叙して歴史的背景を明にし、次で事變直前に於ける諸紛争及び九月十八日以後の諸出來事に付き記述したるが、右記述に當りては過去に於ける諸行動の責任問題には重きを置かずして、將來此種の事が繰返さるる事無き様にする爲めの工夫を發見する事の必要に重きを置きたりと述べ、次で理事會に提示せんと欲する考察、並に紛争の永續的解決及び日支間の良好なる了解の回復を圖るに資すべし

提要件とす。滿洲問題の如き前例無き複雜性を有する問題にして而も當事國の一方が鞏固且信頼し得べき中央政府を有せざる場合、斯る案を適用せんとするは徒らに事態の紛糾を増すに止まるべし。

(ハ)滿洲の軍備を撤廢し、特別の國際憲兵隊のみに依り同地方の平和と秩序とを維持せんとするが如き案は、現實の事態に全然適合せざるものと認めざるを得ず。歐洲に於てさへ右の如き制度に依り斯かる廣大なる地域に互り、平和と秩序とを充分に維持し得べきや疑問なり。斯の如きは決して滿洲住民の希望に添ふ所以に非ざると共に、右は日本の極力防止せむとする該地方の不安と混亂とを却つて醸成するの虞あり。帝國政府としては重大なる危懼の念を懷かざるを得ず。要するに右は委員會自ら非とせる原狀恢復に比し、事態を悪化すること更に大なるものあり。

第十章中の具體的提案に對する批判は以上に止め、更に右提案の基礎たる第九章中の抽象的なる諸原則に付て論ずれば其の或ものに對しては日本は何等根本的反對を有するものに非ずして、右は既に日滿議定書に於て之が具體的適用を見たり。然れども如

と思考する指針を示唆する事とせり云々と述ぶ。

第一章 支那に於ける近時の發展の概要

一、支那は其の國民生活の各方面に於て今正に一大變革の過程にあり、革命以後の支那の特徴は政變、内亂、社會的、經濟的不安及び之が當然の結果として中央政府の權力の微弱なる事に存す。而して各府の権力の微弱なる事に存す。而して各府の権力の微弱なる事に存す。而して各府の権力の微弱なる事に存す。

黨派に對し、他黨派が其の優劣を争ふものと看做さるゝ有様なること、要するに今日に於ても依然として支那に於ては崩壊作用甚だ旺盛にして、其の原因は支那人の腦裏には個人觀念、家族觀念ありて外交の難局に直面せざる限り、國家觀念なきに存し、全國統一は前途猶遠なる事を述べたる後、斯の如く支那の現狀は失望すべきものあり、幾多の困難前途に横はるも他方實際に於て著しき進歩のありこと亦た否むべからず、支那は組織ある國家に非ずとしか全然混沌たる無政府狀態にあり斯る現狀に於ては支那を聯盟の一員として之に規約の規定する保護を與ふるを得ずと論ずるものあり。然れども華府會議に於ては列國は右と全く異なる態度を採り、而も當時支那は同じく國內二つに分裂し、匪賊の横行を見たりし事を忘るべからず。現政府は改造に努力し殊に其の財政施設は見るべきものあるを述べ、現代支那の國家主義は著しく排外的特徴を有し、所謂帝國主義的壓迫に對する反抗及び利權回收熱は極めて旺なり、之に反し諸外國は支那の正當なる要望に對しては同情的態度を執り來れり。支那にして華府會議に發足せる好望なる

第二章 滿洲

一、滿洲は日本の努力と支那の移民に依り開發せられたり。滿洲は日露角逐の場所となりしが支那は始め寧ろ無關心にして滿洲が露國の支配に歸する事を殆ど許せ

しなりと論ず。

張作霖は滿洲に於ける日露の勢力範圍を一掃する事を欲したり。露の勢力範圍は殆ど之が一掃に成功したるが、又南滿鐵道に有害なる鐵道建設政策に著手せり、張作霖は其の晩年に於て日本に對し各種の條約及び取極に依り取得せる特權の利用を漸次容認せざらんとするに至れり。日本との關係は時に稍々緊張したり。支那に於ける黨派的闘争に關係せず専ら之を滿洲の開発に用ふべしとの日本の忠告に對し、張は憤懣を感じ之を無視せるが、學良も亦彼に倣へり學良は日本の勸告を不快とし易職を行へり。然れども張政府と國民黨との名義上に止まり、實質的に變更せられたるものなし。只國民政府との合體は外交政策に對し相當重要な影響を及ぼしたり。即ち國民黨との合體後國民黨は滿洲に於いて喪失主權恢復の必要、不平等條約の廢棄、帝國主義の罪惡等に關する宣傳を爲し、遼寧人民外交協會の如き協會出現して抗日運動を行へり。日本人及び朝鮮人に對する壓迫の多くの事例に關し、調査團は日本側より報告を受けたり。朝鮮人移民は組織的に迫害せられ、諸種の排日的命令及び訓令發

り、先づ軍略上の要地として次で其の資源の爲めに囑望せられたり。日露戰爭後も日露は盛に經濟的開發に従事せるも、支那本部よりは只單に多數の移民が入り込みたるに過ぎず、而かも此の多數の移民は滿洲の將來の所有を決定したるものにして、彼等は滿洲全土を平和的に占領したり。於是支那は一九一七年後漸次自ら滿洲の開発と支配を志すに至り、近年南滿に於ける日本の勢力を減少せしめんと試みたり。此の支那の政策の結果軌轢を生じ、軌轢は客年九月十八日其の頂點に達せり云々と述べ、次で滿洲の人口の構成、面積、地理、資源の豊富なる事に付て述ぶ。

二、滿洲の有史以來の歴史を概説し、次で一九一一年の革命後の滿洲と支那本部との關係、張作霖の獨立宣言、蘇支協定を無視せる蘇奉協定の締結、張の入關、郭松齡の叛を説明し進んで張の宣言せる獨立なるものは、彼又は滿洲人民が支那と分離を希望せるものに非ず、彼の軍隊は支那が恰も外國なるかの如く侵略したるものに非ずして、單に内亂に参加したるに過ぎず、従つて一切の戰爭及獨立の期間を通じて滿洲は終始支那の完全なる一部たり

せられ、軌轢の機會は重なり危険なる緊張加はれり。日本人は排日運動の日に激化するを不満とせり。内政問題に關しては滿洲官憲は其の欲する權力を悉く保持せり。其の權力の根本に觸れざる限り中央政府の採用せる行政規則及び方法に従ふに異議なかりき。(制度の變更を説明す)次で張政府の軍事費が巨額に上れること、其の惡政腐敗に對し滿洲各地に甚大の不平が廣く存せること、不換通貨の價值を下落せしむる方法に依る課税に論及す。次で斯かる行政の缺陷にも不拘教育、都市行政及び公共事業の方面に於いて多少の進歩ありたる事を認め、進んで純然たる支那側の鐵道が建設せられたること、支那人が鐵山、森林、紡績等の事業に従事せること、滿洲支那本部間の貿易の増加せる事を説明し、滿支間の相互的依存の關係の増加したる事が滿洲及南京の要人をして、日露の權益排除を目的とせる國民主義政策を益々實行せしむるに與つて力きりたりと述ぶ。

三、露西亞との關係
滿洲に關する露支の外交關係、日露戰爭ポーツマス條約を説明し、同條約に依

露國は其の勢力範囲の半を失ひ、爾後只北滿洲に於いて其の勢力を増大したるが、千九百十七年露國革命勃發するに及び、支那は其の地域に於ける其の主權を再び主張するに至り、一九二〇年東支鐵道地帯に於ける秩序維持の責任を取り、又同年千八百九十六年の契約に依り、露國に許容せる特權を回收するの意向を表明せる事を述べ、爾來支那が種々の方法に依り露國の勢力を漸次排除したる状況を相當詳細に説明し、更に千九百二十九年の露支紛争が支那側が露西亞の利益範囲の残存せるものを清算せんとする企より起れること、露國が武力に訴ふるに至り、滿洲官憲は蘇聯邦の要求を承認せること、右紛争中蘇政府は其の措置が正當なる自己防衛の發動にして、不戰條約の違反と解し得ずとの態度を取れる事を述べ、

民黨の排日宣傳の提携の可能性ある等は、此の二者の危険無き中間地帯として滿洲を建設せんとする希望を日本に生ぜしめたり。而して日本の疑懼は蘇聯邦の外蒙支配及び支那に於ける共產主義發達に依り増大せりと述べ。

第三章 日支兩國間の滿洲に於ける諸問題

(一九三一年九月十八日以前)

一、支那に於ける日本國の利益
本項目に於ては先づ滿洲が過去二十五年間に亘り、漸次支那の他の地方と鞏固なる結合を遂げ、滿洲は明らかに支那領土の構成部分なること明白となるに至れるが、同時に其の間日本の同地方に於ける權益も次第に増大し、遂には支那の主權行使をも制限するが如き特殊權益を獲得、若しくは主張するに至りたるを以つて、兩國の衝突は極めて當然の歸結なりと論じ、日露戰爭以來、日本が租借地鐵道鐵山を獲得せること南滿洲鐵道會社の設立並に性質及び日本の朝鮮併合に依り、滿洲に居住する多數の鮮人を管轄するに至れるは、間接に日本の滿洲に於ける權利の増大を招來し、所謂二十一箇條要求の貫徹に依り日本の權益は益々擴大

せりとて、條約的根據を指摘し歴史的説明を加へ、次で日本の滿洲に於ける特殊地位は極めて大なるものにして一國が隣邦の領土内に斯かる廣汎なる政治、經濟上の特權を有せし例は世界何處にも見ざる處にして、若し此の事態にして自由意思に基き且つ慎重熟慮したる結果生じたる緊密なる政治、經濟的協力の表現なりとせば絶えず紛争を醸すこと無くして之を持続し得べきも、是等諸條件を缺くに於ては紛争衝突を起すは必然なりと述べ。

二、滿洲に於ける日支兩國の根本的利害關係の衝突
先づ滿洲が支那領土の一部なる事を各國均しく認め來りたるは、日支間並に各國間の諸條約協定及び各國外務省の聲明に徴するも明白なりと説明したる後、支那人は滿洲は日露兩國に備ふる「國防の第一線」なるのみならず、支那の穀倉にして又過剩人口の移住地と考へ居るを以て、滿洲を支那領土より分離せしめんとする有らゆる企圖に對しては、敢然反對するものなる事を述べ居れり。次で日本の滿洲に於ける利益として(一)將來支那の強大となる場合、及び露國に備ふる

戰略的重要性(二)滿洲に於ける日本の特殊地位の二つを挙げ、後者は愛國心、國防上の緊要、特殊條約上の權利等の觀念が混然融合して成立せるものなれば、關係條約協定の法律的解釋より遙かに廣汎なるを以て、日本政府が外交用語として用ふる「特殊地位」なる語は外國にとりては曖昧且つ了解し難しと述べ居れり。

次で日本は露、佛、英、米諸國に對し協定、條約に依り滿洲に於ける「特殊地位」を承認せしむる事に成功したること有りしも、其の多くは既に廢棄其の他の方法に依り消滅せりとて之を例示したる上、九ヶ國條約の條文を引用し各締約國は滿洲を含む支那領土内に於て「特殊地位」を主張するを得ざる事となれるも、日本人は未だに之の主張を捨てずとて、石井子爵の外交餘録の一節を引用し、日本の特殊地位の主張は支那國民政府の國權回復の翹望と到底兩立せず、兩國の衝突の擴大するは當然なりと論じ居れり。尙ほ日本の對支「友好政策」と「積極政策」に付言及し、兩者は滿洲と支那領土とを區別せんとする精神に於ては、共通なるも其の具體的方針に至りては、滿洲の治安維持及び日本の權益保護上執るべ

き行動の範圍の點に於いて多大の懸隔ありと述べ。

次で日本の對滿政策は張作霖の死去迄は作霖個人との交渉に基調を置き、兩者間には相當の理解有りたるが晩年の作霖は日本側と多大の隙を生じたる事に言及し、一九二八年國民軍の北伐中田中内閣の爲したる「滿洲に於ける治安維持」に關する北京、南京兩政府に對する通牒並に宣言、南京政府の之に對する反駁に付き記述し、田中政策は國內に於ても反對黨より批難せられたりと述べ、最後に張學良は父業繼承の當初より已に日本に反抗し、其の忠告を斥け南京政府と緊密なる關係を保ちたるを以て、滿洲事變前數ヶ月間は兩者の軋轢甚だしきもの有りたりと説明し居れり。

三、滿洲に於ける日支鐵道問題

本項目に於ては先づ、滿洲に於ける鐵道は諸外國に於けると異なり、經濟上の見地を没却して専ら政策上の見地より建設發展せるものなるを以て、滿洲の經濟的開發に全能力を發揮し得たりと謂ふを得ず、要するに滿洲の鐵道は日支の競争の結果發達せるものにして、鐵道政策上何等の統制無く滿鐵は鐵道鐵山事業のみな

らず、學校、研究所その他の文化施設をも建設し、滿洲の開發に多大の貢獻をなしたるは勿論なるも事實上日本政府の企業たる關係上、初代總裁後藤子爵以來日本の特殊使命の遂行を經營の基調とし居るを以て、純粹なる經濟的企業に非ずと論じたり。

次で日露戰爭以來滿洲に於ける權益に關する紛争は絶えざりしが、一九二四年滿洲官憲が鐵道の重要性を自覺せし以來、益々紛争は尖鋭化し、軍事上、經濟上の意味加味せられ國權回復熱の蔓延するや危機は頂點に達し、學良の政策は滿鐵會社を廻り日本の獨占的、膨脹的政策と正面衝突をなしたりと述べたり。

次いで並行線問題に言及し、滿洲事變に於ける兵力使用の理由として、日本は條約上の權利侵害を指摘し、並行線禁止條項をも挙げ居れるが、之れは法庫門鐵道問題以來の紛争にして、打通線、吉海鐵道建設に際しては日本の抗議にも拘はらず決定せられたりと述べ、委員會は實は極東に來るまでは日本の主張するが如き約束の存在に付き、多大の疑問を有したるが、多大の苦心を拂ひ、東京及び南京に於いて、一切の關係文書を審査せる結

果、並行線に關する日支間の約束なるものは正式條約中何れにも存在し居らず、一九〇五年十二月四日即ち北京會議第十一日目の議事録中に記載しある外、他に文書無き事を發見し、此の點に付ては日支兩國參與員の同意を得たるが、要するに問題の論點は日本が右主張を爲すに足る「條約上の權利」ありや否やに非ずして、右議事録が議定書と稱せらるゝと否とを問はず、正式約定の效力を有し、且つ無期限無條件に支那側を拘束する言質なりや否やの點にして、右議事録記載の國際法上の拘束力の有無及び其解釋は公正なる司法裁判所の決定に俟つべきなりと論じ居れり。轉じて並行線問題に關し日本は南滿洲鐵道と競争すべきものと認むべき如何なる鐵道をも支那が建設せざる義務ありと主張するに反し、支那側は南滿洲鐵道の商業上の效用及び價値を不當に侵害せんとする故意の目的を以て鐵道を建設する事なしと主張し兩者の間には多大の懸隔あり。又支那側は並行線に關する提議を希望せるも、未だ何等確定せるもの無き處鐵道運用の見地より云へば「並行線」とは一鐵道線より其の吸收し得べかりし貨客を奪ふ競争線と解釋すべ

く、並行線なる觀念は極めて廣く解釋せらるゝ餘地ありと述べ、次で鐵道借款不拂問題、西原借款、吉敦鐵道問題、教會鐵道問題に關し其の經緯並に論争の諸點を説明し、日支兩國間の鐵道貨物直送問題、滿洲に於ける支那鐵道に依る内外國品の差別運賃問題、葫蘆島築港問題に關し述べたる上、一九三〇年の日支鐵道交渉に於いて前記鐵道問題諸懸案の解決を議したるも、遂に不成立に終れるが其の責任は双方に在りと結論し居れり。四、一九一五年の日支條約及び公文に關する問題
昨年九月には鐵道問題の外所謂「二十一ヶ條」要求の結果たる右條約等より發生せる諸問題をも重大懸案として存し居たるが、何れも南滿洲及び東部内蒙古に關するものにして、即ち關東州及滿鐵の占有期限の問題、商租權の問題等を含むものなりと述べ、一九一五年條約に關する支那側の主張、國民的反感等に付て叙し、日本に於ては「二十一ヶ條」要求の政策は批評せらるゝも政府及び國民は滿洲に關する諸條項の效力を固執する事に於ては一致し居れりと述べ、前記關東州及び滿鐵の問題が喧しくなれるは右が「二十一

ヶ條」の結果なること、及び之が國民政府の所謂國權回復運動の對照とせられたる事の二つの理由に依るとなし、次で滿鐵に關する諸紛争殊に滿鐵の行政權、鐵道地帶、守備隊、警察等の諸問題に關する紛争並に商租權問題に付て論争の内容經過等を詳述す次で
五、在滿朝鮮人問題、間島問題及六、萬寶山事件、朝鮮に於ける反支暴行事件を詳説し最後に
七、中村大尉虐殺事件を説明し、昨年八月頃に於ては滿洲問題に關し、日支間の關係は極度に緊張し居たるを説明し、唯懸案三百に達せりとか平和的解決手段を盡したりとか稱し居る點は之を認むる限りに非ざるも、双方共に相手國の不信なるを確信し強き不満を抱き居たりと云ひ、而して長期に亘る解決遅延は日本側をして忍耐し切れざるに至らしめ、殊に軍部は強硬策を主張し、在郷軍人會は輿論を昂揚せしむる爲の手段となれりと述べ、九月には中村大尉事件を焦點として一般の對支感情の悪化甚しく實力解決の主張は一般の合言葉となり、新聞は實力解決方針決定されたりとか、其の計畫の爲め軍部官憲に會議が催されたりとか、右

計畫を必要に應じ實行すべき旨の命令が關東軍司令官及び強硬策の主張者と傳へらるゝ土肥原特務機關長に發せられたりとの記事を掲げ、形勢の益々悪化し、危険となれるを示したりと結べり。

第四章

一九三一年九月十八日及其後に於ける滿洲に於ける事件概要

先づ滿洲事件突發直前の事態を述べ日本の内部的、政治的及び經濟的事情に基く日本國民の不安は遠からず破裂すべき状況にありたりと爲せり。次で九月十八日夜の事件を述べ同事件に關し日本側は九月十八日夜歩哨の任にありたる河本中尉及び兵卒六名が奉天北方の南滿洲鐵道線路に沿ひ防禦演習中爆音を聞きたるを以て、爆破地點に赴きたるに下り線軌道片側の一部分が爆破され居るを發見せり。其の際線路兩側の高地より砲撃されたるを以て應戦せること等を説明し、支那側は日本軍の北大營々舎攻撃は何等挑發に依るものに非ずして、全然奇襲に出でたるものなりと爲せる事を擧げ、右兩國の説明に對する調査團の意見として、九月十八日夜の日本の軍事行動は正當なる自

衛手段と認むるを得ず、尤も之に依り調査團は現地に於ける日本將校が自衛の爲め行動しつゝありと信じつゝありたるなるべしとの假説を排除せんとするものには非ずと述べたり。
次で九月十八日夜の在滿日本軍の分布状態、日本軍其の後の行動、九月十八日十九日の長春占領、九月二十一日の吉林占領を述べ、之より以後の日本の軍事行動は日本側の言分に據れば、支那側の挑發に依り日本軍の意思に反し爲されたるものなりと述べ。
次で十月八日の錦州爆撃に關し同爆撃は日本側の言分に據れば主として政廳事務所の設置せられたる兵營及び交通大學を目標とせる趣なるが、兵力に依り政廳を爆撃するは正當ならず、且つ又爆撃の區域が事實日本側主張の如く制限されたりや否や疑問の餘地ありと述べ。
次で嫩江橋梁修理に關する軍事行動を論じ、日本軍馬占山に依り破壊せられたる橋梁の修理中攻撃せられたりとの日本側の説明を擧げたる後、之れ以上に遼河橋梁破壊に付説明の要ありとて黑龍江省政府を奪取せんとせる張海鵬の洮昂鐵道に沿ふ進出開始より、十一月十九日日本軍

の齊々哈爾濱占領に至る迄の經緯を述べ。次で天津事變を論じ、同事變の發端に關する報告は區區にして事件全體が極めて曖昧なりとし、十一月八日の天津擾亂に關し、日本租界附近の支那警衛隊が日本租界に向ひ盛に發砲するに至るや已む無く日本側も砲火を開始せりと日本側の説明、及び日本側は天津支那街に於いて事件を惹起する爲め日本租界内に於いて軍事行動を爲す支那人無賴漢、及び便衣隊を備ひたり云々の支那側の説明を掲げ、次で十一月二十六日の天津事變を述べたる後、天津暴動の滿洲事態に及ぼせる影響を述べ。
次で十二月十日の理事會決議承認の際の日本側留保に論及し同理事會に於ける日支代表の意見、及び日本將校が本問題に關し調査委員に對し、十二月十日の決議は日本に對し滿洲に其の軍隊を維持するの權利を賦與し、若くは日本軍をして同地方に於ける馬賊討伐の責に任せしめたりと主張せる旨を述べたる後、日本がジュネーヴに於いて留保を爲したる後其の計畫に據り引續き滿洲の形勢を處理せんとしたるは事實なりと爲せり。
次で十二月より一九三二年一月始めに亘

錦州攻撃を論じたる後、日本軍の哈爾濱占領に言及し反吉林軍の日本人虐殺が日本軍をして支那兩軍の戦闘に干渉するの決意を爲さしめたる事より、我が軍哈爾濱占領に至る迄の経緯を述ぶ。
次で一九三二年八月末迄の日本の軍事行動の進展を論じ、先づ反吉林軍討伐状況を挙げ、次で八月中奉天熱河兩省の境界に起れる數回の小規模の戦闘に關し、支那に於ては此等の戦闘は單に日本軍の熱河占領を目的とする一層大規模なる軍事行動の序幕に過ぎずとの危懼廣く行はると爲し、最近の熱河事件に關し、日本參事員及び支那參事員が委員會に提出したる報告を掲載したる後、日本參事員は提議せる情報末尾に於いて熱河に於ける秩序の維持は「滿洲國內政策の一事項たりと雖も、日本は滿蒙に於ける平和と秩序の維持に關し有する其の重要な任務に鑑み、同地方の形勢に無關心なる能はず、且つ熱河に於ける如何なる紛亂も直ちに滿蒙を通じて重大なる反響を惹起すべき」ことを述べたること、並湯玉麟將軍は其の報告の末尾に於いて日本軍の攻撃再開せらるゝ場合は、有效なる抵抗を爲すべく有らゆる可能的方法を採用し

つゝありと述べたる事を指摘し、此等の報告に顧みれば此の地方に於ける戦闘地域の擴大は正に考慮せざるべからざる事項なりと述べたり。
次で滿洲各地に於いて日本軍に抵抗する支那軍に付論じたる後吉林、黑龍江兩省に於ける舊東北軍の殘黨（丁超、李杜、馬占山等）が日本軍の攻撃に依り大損害を蒙りたる事を説明す。最後に匪賊に論及し滿洲の一般状態が近き將來に於いて何等かの變更を見ること豫想せらるべきや否や疑はしきが如きも、本報告完成の際には交戦は廣汎なる地域に互り繼續せられ居れりと述べ、支那政府は調査團に對し最近二十年又は三十年の間に日本側エージェントは、大いに其の政治的目的を遂ぐる爲め、匪賊を使喚せる旨を述べたるドキュメントを提出せるが、日本官憲の云ふ所に依れば、匪賊の存在は全然支那政府の無能に基くものにして、日本軍が滿洲にある結果、二、三年間に主要匪賊團は掃蕩せられ得可き趣なりと述べたる後、現在の匪賊の多くは元來良民にして其の財産を凡て失ひたる爲め現在の職業に投ずるに至れるものと信ぜらる、農耕の業を再び督む機會あらば、之等匪

賊は従前の平和的生活に復歸するならんと結べり。

第五章 上海

調査團が上海事件に關する日支兩國政府の意見を聴き、又本問題に關する多數の文獻を日支双方より接受せるも、調査團として正式に上海事件を調査せざりし事を述べたる後、記録の爲めなりとして二月二十日以降日本軍の最後の撤收に至る迄の経過を叙述せり（二月二十日前に付ては聯盟の任命せる領事團委員會に依り報告せられたり）
右叙述の要項左の通り
一、二月二十日後の日本の軍事行動
二、三月三日及四日の日本軍司令官及支那軍司令官停戦命令
三、三月三日以前の第三國に依る停戦の斡旋
四、三月四日後に於ける停戦協定交渉の経過
五、停戦協定實施狀況
六、上海に於ける支那軍の強硬なる抵抗は支那人一般に多大の印象を與へ抵抗心を増加したり、滿洲に於いて日本軍と戦ひつゝありし部隊には新に勇氣を與へたり

七、二月一日の南京に於ける砲撃事件の原因及び事實に關する日支の解釋には著しき差異ありとて双方の主張を述べたるも調査團として別段批判を加へず、單に本件は多分誤解に基き發生せるものならんと爲せり

第六章 滿洲國

第一節 新國家建設過程

事變直後の急務は先づ奉天其他の都市に於ける行政組織の恢復なりしが、日本軍は此の問題を急速且つ手際良く解決し、次で奉天、吉林、黑龍江各省の行政組織漸を逐つて復活し、最後に之等地方自治組織を統合して新國家の建設に迄進めり。國家建設に主として貢獻せるは自治指導新部にして、該組織は支那人を其の長とするも主として日本人を以て幹部とし、關東軍司令部内第四課に隸屬する一機關として活動せるものなり。之等日本人指導の下に各地に獨立運動を起し傳單演說大會示威運動等に依りて大いに氣勢を揚げ、最後に奉天に於いて全滿洲大會を開きて各地の代表者を集め、宣言及び決議をなし宣統帝を第一回大統領に選任し、三月九日溥儀就任、翌日政府大官任命、十二日各國政府に獨立國成立の通告を發

し、茲に所謂滿洲國の出顯を見る。
九月十八日より新國家建設に至る迄の間日本軍憲が執り來りたる各種行政上の措置は、單に一時の軍事占領以外永久的の目的を懐ける事を示せり。其の爲す所を見るに明かに政治的考慮に基くものにして、彼等は東北三省を逐次占領すると共に齊々哈爾濱、錦州、哈爾濱其他全滿洲重要都市より舊政權を驅逐し、其の後に新行政組織を据ゑ、會て滿洲に於いて耳にしたる事なき獨立運動は、斯くして日本軍隊の存在に依りて始めて可能となれる事は疑ふの餘地なし。此の獨立運動は本國に於ける新政治運動と密接の連絡ある若干の日本軍人及び文官の手に依りて、事變後の滿洲問題解決方法として考案せられ、組織せられ、遂行せられたるものなり。而して此の目的の爲め彼等は若干の支那人の名を用ひ、又舊政權に不満を懐ける少數民族を利用せるものなり。又日本參謀本部が當初より或は間もなく、斯かる獨立運動の利用すべき所以を覺りたるべき事も亦明瞭にして、左ればこそ獨立運動關係者に對し幫助を與へ又之を指揮したるなり。

要之、本委員會が各方面より入手せる證據に徴し、滿洲國設立に至れる種々の要因中最も有効にして、之なくしては新國家は不可能なりしと斷すべきものは、日本軍の存在にして他は日本文武官憲の活動なり。斯るが故に滿洲に於ける現政權は純一にして自發的なる獨立運動の結果と看るを得ず。

第二節 滿洲國政府

政府の組織大要（略す）滿洲國政府に於ては日本人官吏樞要の地位を占め、又日本人顧問は一切の重要部門に附屬し居り、首相及び各大臣は支那人なるも新國家に於いて絶大の實權を有する各省總務部長は何れも日本人なり。而して地方廳及陸軍を除き中央政府丈にても日本人官吏二百名に及ぶ。又鐵道、銀行に備聘せらるるもの多數あり。
（中略）以上滿洲國政府の組織、政綱及び支那より獨立の實を擧ぐるが爲め執りたる各般の措置に關し、述ぶる所ありたるが右に關して吾人の感想を述べれば、政府の政綱中には多數自由政策的改革案を含み、之は滿洲のみならず、支那本部に於ても望ましき事柄にして現に支那政府の政策中にも包含せらるゝものあり。委員との會見に於いて滿洲國代表者は語り

て曰く、日本の援助を得ば間もなく平和秩序を恢復し得べく善政を布き匪賊を平げ、軍費を減少して減税を行ひ交通機關を改善し、参政権を擴張する事に依りて漸次民心を收攬し得べしと、然れども建國日尙ほ淺きこと、及び今日迄に實行を見たる各種施設を充分考慮に置くも此の新政府が其の掲ぐる改革案を多く實施し得べしと思はれず、單に一例を擧ぐれば其の豫算及び幣制改革の如きは極めて困難事と認めらる。現在の不安混亂の状態に於いて各種の改革を行ひ、秩序を回復し繁榮を招かせん事は覺束なしと云はざるべからず。政治の實権は前述の如く日本人官吏及顧問の手にあり。彼等が東京政府の指揮を受け居らざる事は疑なきのみならず、彼等の政策は必ずしも日本政府又は關東軍の方針と合致せざる事あるも重要な問題に關しては漸く日本官憲の指導に服するを餘儀なくせられつゝあり。實に日本は軍隊を滿洲に有し、滿洲國の内外に對する權力は一に右軍隊に依存する次第にして又南滿鐵道は逐次全滿洲の鐵道に對し重要な職分を委託せられつゝあり。殊に滿洲重要都市には領事館を有して連絡の便あるが故に、畢竟

日本政府は滿洲國に對し不可抗の壓力を加へ得る次第なり。

第三節 滿洲住民の意嚮

調査團は新國家に對する滿洲住民の態度を確むるの目的を以て種々困難を排して實業家、銀行家、教員、醫師、巡警、商人等と密かに會見したり。又一行は千五百通餘の書面及び各種團體の陳情を受けたり。

團體代表者は多くは滿洲國又は日本官憲の紹介に係るものにして其の陳情書は豫め日本側の承認を得たる跡顯著なるもの多かりき。往々にして陳情者中には之等書類は日本人が作成し、又は修正したるものなる事を告白せる者あり。又前記千五百通の書面は只だ二通を除き日本及び滿洲國に對し極度に敵意を表白せるものにて、何れも眞實にして自發的意思表示なる様思料せらる。

委員の會見せる官吏、實業家、商人、農民等何れも新國家に敵意を有するもの多し。只少數民族たる蒙古人、朝鮮人、白露人は悦服せるものゝ如し。大體に於いて調査團の得たる材料に依りて判斷するに、在滿支那人は新國家を以て日本人の傀儡と看做し、之に對して一

般に好意を有するものと認むるを得ず。

第七章 日本の經濟的利益及支那のポイコット

日支紛争に付ては軍事上及び政治上方面のみならず、日貨「ポイコット」の問題も重要なりと冒頭し、右「ポイコット」問題に付ては日本の一般經濟的狀態、支那に於ける日本の經濟的財政的利益及支那の外國貿易に付き考察するを要すと述べ、日本の一般經濟的地位に付ては人口の激増、人口密度の高きこと農業の窮迫、工業化の必要、對支貿易が日本にとり重要なること、支那に於ける日本の利益は貿易のみに止まらず、企業、鐵道、海運銀行等に對する投資が大なる事を指摘し、他方支那にとりても對日貿易が重要なは勿論なるも概言せば、日本は經濟上支那に依存すること、支那が日本に對するよりも大なりと云ふべく、従つて日支紛争に依る經濟上の日本の被害は支那よりも大なりとなし、日清戰爭以來日支間の政治的紛争にも拘はらず、經濟的連鎖の増大せる事を述べ、次で「ポイコット」に付ては支那の同業組合員間に於て數世紀以來慣用せられ居るものなるも、現代に至り國民主義と結合して政治的武

器とし、排外「ポイコット」の形式に進展して以來、國民的ポイコットと稱し得べき大規模のもの今日迄十回を算し、内九回は對日のものなりしを述べ、此等「ポイコット」運動の内容方法等が年と共に過激となりたること、及び國民黨との關係等に付詳述し、日本の受けたる物質的實害も相當大なるも、日支關係に及ぼしたる心理的影響も之に劣らざるは、日本訪問中東京及び大阪の實業方面が之を重大視せるに徴し明かにして、兎に角「ポイコット」が近年日支關係を著しく悪化せる諸原因の一なりしは疑の餘地なしと述べ、次で「ポイコット」は支那側にては民衆の自發的運動なりと稱するも、委員會の觀る所に依れば民衆的なるも同時に組織せられ、統制せられ、命令せられ、且つ脅迫的方法に依り強行せらるゝものにして、其の主たる支配的勢力は國民黨なりと云ひ、且つ運動實行方法に付ても不法行為が常に行はれ、而かも之等不法行為は官憲及び法廷に依り充分に禁壓せられず、日本人に對する不法行為は支那國內法上の不法なるのみならず、條約上の義務違反となるものにして、又支那人が支那人に加ふる不法行為に付ても、支

を用ふる間は兩國間の經濟的接近は實現し得ずと結べり。

第八章 滿洲に於ける經濟上の利益

冒頭滿洲に於ける日支兩國の經濟的利益は融和し難きものに非ざるのみならず、滿洲の資源開發及び經濟的發展の爲には日支兩國の融和特に必要なる旨を略述す。

一、投資

日蘇兩國の地位につきて南滿に於ては日本の投資額は遙に列國を凌ぎ居れるが、北滿に於ては蘇國が同様の地位にあるを述べ、之等投資は主として交通（鐵道を主とす）農業林業等を其の目的物とし、而も日本の場合は南滿洲鐵道蘇國の場合に東支鐵道を中心とするものなるを説明し、次で日本以外の諸外國投資額に付ては情報の蒐集頗る困難なりとし、北滿に於ける狀況につき蘇國側の見積りによれば同國に次ぎ英、日、米、波、佛、獨の諸國投資し居る由にて、南滿に付ては最近の統計を入手するを得ざりし旨を述べ。

二、日本と滿洲の經濟的關係

次に滿洲と日本の經濟生活に對する關係を略述し、過去の經驗に徴し滿洲は日本

人の多数移民するには不適當と思はる、旨を述べ。

三、農業

農産物中日本は主として大豆及び其の副産物を必要とし、朝鮮及び臺灣を獲得して以來日本の食糧問題即ち米穀問題は常に緩和せられたるが、將來之が需用増大の場合には滿洲に之を仰ぐ事を得べきも、之が爲には巨額の費用を投じて灌漑の便を開く要あるを述べ。

四、重工業

滿洲の資源を利用して日本重工業の獨立を期せんが爲には更に一層巨額の資本を要すべしとし、日本は特に國防上必須の原料産出に努めつゝあるものにして、滿洲は鐵石炭及び石油を供給し得べきも、經濟上有利なりや否やは疑問なりと述べ、尤も日本としては多大の財政的犠牲を拂ふ事ありとするも、國防上必須なる東三省の産物を確保し金屬工業の獨立を期するものなるべしと論ず。

五、日本品市場としての滿洲

滿洲は日本製造品の良市場にして其の購買力の増加と共に重要性を加ふべきも、從來は大阪にとり上海は大連以上重大なる市場なりしを指摘し、日本に於けるア

ロツク經濟の思想は、歐米より渡來し來れるものなるが、最近日滿經濟アロツクの思想盛に論議せられつゝあり。而れども日本としては米國、カナダ、支那本部及び印度等は遙に滿洲以上重大なる價値を有し居るを以て、斯かる思想は實行の餘地なしと論ず。

六、支那の滿洲に對する經濟的關係

滿洲の經濟的發展に對し支那の貢獻せる所は、當初單に季節的労働者、又は永住移民を送りて農業の發達に資する所ありしに止まりしが、最近に於ては鐵道、鑛業、林業、製造工業、商業、金融等にも進展し來れりと述べたる後、然れども今日尙ほ滿洲と支那との關係は經濟的と云はんよりは寧ろ主として人種的社會的なりと云ふを得べく、現代滿洲人は主として比較的新しく移住し來れる支那人よりなるものなりとし、又之等移民が支那本部にある郷里と密接なる關係を保ちつゝあるの事實は、彼等が年々巨額の送金を爲しつゝあるに徴しても之を窺ふに足るべし。彼等の故郷に比し、氣候人口の密度經濟發達の程度等異なりとするも、彼等の生業には大差なく、従つて郷里との交易は頗る容易に行はれ居れりと述べ、

要するに滿洲にある支那人の社會的經濟的組織は支那より移植せられたるものにして、其の風習方言及び活動を持續せる旨を述べ。

次に滿洲に於ける斯かる集團移民の將來の繼續に言及し、滿洲には未開の沃野莫大なるものありて、今後尙ほ多数の移民を迎へ得べく、一東支専門家は今後四十年間に滿洲の人口は七千五百萬に達すべしと述べたりとし、支那移民の減少は單に滿洲の動亂のみに依るに非ず、已に一九三一年前半に於いて不景氣の爲め季節的移民の數減少せるところ、更に世界的不況の影響を受けて、一層減少するに至れり。然れども景氣恢復し治安確定するに至らば、再び支那本部よりの移民増加すべし。蓋し支那人は滿洲にとり最良の移民にして人爲的に之を制限するが如きは滿洲及支那本部双方にとり不利益なるべしと論ず。

七、論評

滿洲發展の將來に言及して滿洲の資源開發には人口、資本、技術、組織及内部秩序を必要とすべきが、人口は殆ど全く支那より供給され資本、技術及組織は南滿にありては日本、北滿にありては蘇聯邦

之を供給せり。而して其他の諸國は主として主要都市に於いて若干の利益を有するに止まるものなるが、之等諸國の代表者は日本が全經濟領域を獨占せざる限り妥協的態度を執り居れり。而して今日殘れる最重大なる問題は如何にして此の最後の條件即ち治安を維持し得る政權を確立すべきやにありと論ず。

八、門戶開放

門戶開放に言及し單に法律上のみならず商業、工業、金融の實際に亘りて其實を擧ぐべきを主張し、外國利害關係者中には日本側が今回の動亂を機として自由競争によらずして利益を收めんとするに非ざるやを恐れ居る旨を述べ居れり。

第九章 解決の主義及條件

冒頭に前諸章記述の要旨を指摘したる後「問題の複雑性」に言及し、前諸章に依り明かなる如く日支紛争は世上往々説かるゝ如き單純なるものに非ずして、極度に複雑し居り一切の事實、歴史的背景を熟知するものにして初めて、意見を述ぶる事を得べく、本件紛争は聯盟規約所定の紛争解決方法を豫め盡す事なく、一國が他國に對し戰爭に訴へたりと云ふ如きものにも非ず。又滿洲の特殊事情に鑑みれば、一國が兵力を以て

他國々境内に侵入したりと云ふが如き單純なる事件にも非ずと述べ、次で滿洲の特殊性に言及して支那は法律的には滿洲を領土となし居るも滿洲自身は事實上は自治の状態に在り。之に加ふるに日本は鐵道及鐵道附屬地を有し、之が守備軍を置き、且つ其の臣民に於て警察權裁判權を有すると云ふが如き状態にて、滿洲の特殊なる事情は他に其の例を見ざる底のものにして、之等の事實を考慮せずして問題を論ずるを得ずと斷じ、次で支那領土たる滿洲が日本の軍隊に依り占據せられ、且つ此の軍事行動の結果支那より分離獨立したる事實に關し、日本は日本の行動が此種行動を禁遏せむとする聯盟規約、不戰條約、九ヶ國條約の何れにも牴觸せず、又昨年九月三十日及十二月十日聯盟理事會に於て日本代表の與へたる保證と合致すと稱し、其の理由として軍事行動が正當なる自衛行動なりしこと、及滿洲の獨立が地方人民自身の自發的行爲なるを以て如何なる條約も之を禁じ居らずとなし居る旨を述べ、右に於て論議するは委員會の權能に非ず、委員會は聯盟が兩紛争國の名譽、威嚴及利益に合致する如く紛争を解決し得る様十分なる材料を供給して、實際的調停に資せむと努め來れるものにし

て、批判のみにては解決を期し難く委員會は滿洲に於ける諸事實の真相調査に苦心努力せるが、之れば委員會任務の一部に過ぎず、而かも決して重要な部分に非ずとなし、委員會は兩當事國政府に對し和解の爲め聯盟側にて助力せむ事を申出でたるが、茲に委員會は正義と平和とに合致する方法にて滿洲に於ける日支の利益を保障する爲めの示唆を聯盟に提示して其の使命を終へむとすと述べ、次に(一)本件紛争が昨年九月以前の狀態より生じたるに鑑み單なる原狀回復の如きは理論に趨り、現實を無視するものにて紛糾を繰返す結果を招くべく、問題解決の所以に非ずとし(二)滿洲に於ける現政權の維持及承認も満足なるものに非ず蓋し右は現行國際義務の根本原則、若くは極東平和の基礎たるべき日支間親善と兩立するものと思はれず、又支那の利益に反し滿洲の人民の希望に反し、尙ほ結局に於いて日本の利益となるや否やに付少くとも疑ひありと云ひ、其の理由として滿洲と支那との關係に於ては滿洲が支那よりの移民多き爲め支那の延長となり、人種文化及國民的感情に於いて支那化し居ること、河北及山東と殆ど異ならず、外蒙古の如きは事情全く之と異り例とならずとし、又過

去に於いて滿洲の支配者は少くも北支那とは相當の關係を有したる事情もあり、従つて之を支那より分離せしむれば、將來滿洲を支那に合併せんとする運動を生じ、其の結果支那の敵愾心も消失せざるべく、日貨排斥も續くべしと述べ、滿洲と日本との關係に付ては日本の經濟的發展の爲め滿洲が甚だ重大なること、此點に關し委員會は日本政府より有益なる資料を得たりと述べ、及滿洲開發に必要な治安維持の爲め安定せる政府が確立せられざる可らずとする日本の要求は、道理ある事を認むると共に他方工業化せる日本は滿洲市場のみならず、支那市場をも必要とすべく支那としても日本との經濟的提携を必要とすべきが、滿洲問題の爲め日支が永く仲違ひとなるが如き方法は、右日支經濟提携を容易にする途に非ずと云ひ、日本は滿洲に關して日本自身の安全の問題を考慮し居り、滿洲が「日本の生命線」なる事を説き居る處、右懸念に付ては同情も了解もし得べきも、日本が滿洲に無期限に軍事占據をなす事が果して日本の利益なりやは疑ひあるべく、安全の問題は世界の他の地方にて採用せらるゝ手續に似たる方法にて解決すること、日本の利益なるべしと述べ、次で本件に關し日支以

外の諸國の有する利益問題の解決方法が諸國間の平和維持諸條約を毀損せざることを、並に支那の主權及其の領土的行政的統一の保全に在る事を述べ蘇聯邦の重大利益に付ても考慮の要あるを指摘したる後、結論として昨年九月以前の狀態への復歸は問題とならず、將來に於ける満足すべき政治態様は現存のものに何等過激なる變更を加ふることなくして、發展せしめ得べしと述べ、之れが爲め次章に或る示唆を提出すべきが、先づ問題の満足なる解決をなすに當り、準備すべき一般的原则を明にせむと云ひて次の十項を掲ぐ。

- (一) 日支双方の利益と兩立すること
- (二) 第三國たる蘇聯邦の利益をも考慮すること
- (三) 聯盟規約、不戰條約及九ヶ國條約の規定に合致すること
- (四) 滿洲に於ける日本の權益は無視し得ざる事實にして如何なる解決も之れを承認し、且つ日本と滿洲との歴史的關聯を考慮に入るゝに非ずんば満足なるものに非ず
- (五) 滿洲に於ける日支兩國各自の權益及責任を明確にする爲め兩國間に新に條約を結ぶことは將來の紛糾を避け相互の信頼

協力を回復するに資すべし

- (六) 前項に附隨的なるものとして將來左程重要な紛糾を生じたる場合之を解決する爲め有効なる規定を作ること
- (七) 滿洲の自治

滿洲の支那の主權及行政的保全を害する事なく、而も同地方の事情及び其の特殊性に適應する様工夫せられたる廣汎なる自治に依る様變更すること、新文治制度は眞に善政たり得る様組立て且つ運用せらるべきこと
- (八) 滿洲内部の秩序は滿洲の憲兵隊に依り確保し外部の侵略に對する安全は憲兵隊以外一切の軍隊の撤去及關係國內の不侵略條約締結に依り之を期すること
- (九) 日支間に新通商條約を締結し通商關係を平衡なる基礎に置き政治關係改善と相應する如くすること
- (十) 支那改造に關する國際的協力

支那政情不安定が日支關係を害し極東平和維持が國際的關心事なるに鑑み、且つ又前記諸條件は支那に強固なる中央政府なくしては實行し能はざるものなるに鑑み、孫逸仙の考へたる如く支那の内部的改造に暫時國際的協力を與ふること

次に現在の事態が叙上の條件の實行に依り

緩和せられ得るに於ては日支紛争が解決し得るのみならず、之を以て相互了解及政治的協力の新時代の出発點となし得べく、日支間に右提携が確保さるゝに非ずんば眞の解決に達せりとは云ふを得ずとなし、斯かる新關係の現出は果して不可能なりやと自問し之に自答して日本側に於ては事變發生前の狀態に我慢し切れずなりて、對支強硬政策及對滿徹底的政策を力説する者、及理想に燃えて滿洲國の爲め盡力せる者等とも接觸して認め得たる所に依れば、日本としては近代支那の政治的發展及其の將來の傾向に付き危懼を懷き居る事が問題の核心にして、其の爲め支那の將來を制御し、且つ日本の經濟的利益確保及防衛上の軍略的要求満足に便せむとする行動を執るに至れるものなるが、日本の輿論も臆氣乍ら對滿政策と對支政策とを混同すること、不可能なるを認め居れるを以て、日本は滿洲の利益を主目標とするにしても、他方支那の國民的感情を尊重して、之と提携援助するを得べきなりと述べ、又支那に於ては國家にとりて眞に死活の問題は、國家の改造なること認めらるゝに至れる處、其の實現には列國殊に隣接する大國との親善が必要なるは認めざるを得ざるべく、支那にとり特

に有益なるは日本政府の友好的態度と滿洲に於ける日本の經濟的協力なりとし、新に目覺めたる國家主義の諸主張が如何に正當緊急なりとも、右國家内部の改造と云ふ絶大の必要の前には之を忍ばざる可らずと述べたり。

第十章 考察及理事會に對する提案

紛争解決の爲め直接支那及日本政府に勸告を提出するは本委員會の任務に非ず。本委員會は紛争原因の終局的解決を容易ならしむる爲め、紛争國に對し爲さるべき確定的提案を聯盟の適當なる機關が起草する事に資すべき諸提議を提出せんとするものなり。此等の提議は第九章に掲げられたる諸條件を充すべき方法の一として示さるゝものなり。而して此等の提議は主として原則的のものにして、多くの細目事項を脱し居り。又紛争當事國にして此の趣旨にて問題解決を承諾するに於ては可なり變更を加ふるの餘地あるものとす。

假令日本が壽府に於ける本報告書の審議前「滿洲國」を正式に承認する事ありとするも(其の虞れ充分に有之)吾人の仕事は徒勞に歸すべしと思考せず。其の場合に於ても理事會は關係兩大國の重大利益を満足せし

むべき決議、又は勸告を爲さんとするに當り、本報告中に有益なる示唆を見出すべきを信ずればなり。吾人が一方に於いて聯盟の諸原則、支那に關する諸條約並に平和の一般的利益を念頭に置きつゝ、他方に於いて現實の事態を看過せず、且東三省に現存し目下發展の過程にある行政機關を考慮に入れたるは一に此の目的に出づるものなり。目下滿洲に於いて醜態しつゝある健全なる力は(理想たる)と人物たるを將又行爲たるを問はず)總て之を利用し、以て日支兩國間の永續的の了解を確保せんとする目的を以て事態の發展の如何を問はず、目下進展しつゝある事態に對し本報告中の諸提議を如何に擴充し適用すべきかを決定するは、世界平和に對する理事會の任務なるべし。

先づ第一に吾人は理事會が日支兩國政府に對し前章に示されたる大綱に依り、紛争の解決を議せんことを勸導すべき事を提議す日支兩國が右の勸導を容るゝ場合には、先づ以て東三省に特別行政機構を設定せんが爲め具體案を審議すべき諮問會議を招集すべきなり。右會議は日支兩國政府の代表者並に滿洲住民の代表者二名(内一名は支那政府が定むる方法に依り他の一名は日本政府が定むる方法に依り選定せらる)を以て

構成すべし。尙ほ當事國の同意あらば中立國「オアザール」の援助を受けることを得べし。若し會議に於いて協定に達し得ざる點あらば之を理事會に提出すべく、理事會は之に關し圓滿なる解決を得んことを試むべし。會議の開催と時を同じうして日支相互の權益に關する懸案に關しては、別途商議を行ふべし。此の場合に於ても同意あらば中立國「オアザール」の援助を受けることを得べし。而して以上審議及び交渉の結果は次の如き四個の文書に作成すべし。

- 一、諮問委員會の建議に基き東三省に對し特別行政組織を構成する旨の支那政府の宣言
 - 二、日本の利益に關する日支條約
 - 三、調停、仲裁裁判、不侵略及相互援助の日支條約
 - 四、日支通商條約
- 諮問會議の審議すべき行政組織案の大綱は會議開催前理事會の援助を得て當事國間に豫め協定すべきことを提議す。右豫備交渉に於いて左の事項も併せ審議せらるべし。諮問會議會合の場所、代表の性質及中立國「オアザール」を希望するや否や支那の領土的及行政的保全維持の原則及

滿洲に對する廣汎なる自治の賦與 内部の秩序維持の爲めの唯一方法として 特別憲兵隊創設の方針 兩國間の各般の懸案は前掲の如き兩國間條約に依り解決するの原則 滿洲に於ける最近の政治運動に参加せる者全部の大赦

此等大原則にして豫め協定せられたる上は細目に就ては諮問會議に於いて、又は條約締結交渉に際し當事國代表者に對し能ふ限り充分なる自由裁量の餘地を與へ、協議不成立の場合の外は再び聯盟理事會に附議せざるものとす。右方法によるときは支那の主權を害せざると共に、滿洲の現在の事態に適合する有効且つ實際的措置を執ることを得しむると共に、今後支那國內情勢の變遷に伴ひ適宜變更し得るの便あり。滿洲の自治制度は遼寧、吉林及黑龍江の三省にのみ適用せらるべし。現に日本が熱河に於いて享有する權利に就ては日本の利益を主題とする條約中に規定すべし。左に前述四個の文書を順次考察せん。

一、宣言 諮問會議の最終提案は支那政府に提出せられ、支那政府は之を宣言として聯盟及九國條約調印國に通告すべく、聯盟國及

九國條約調印國は右宣言を了承すべし、尙ほ右宣言は支那政府に對し國際協定の拘束力を有するものなる事を明かにすべし。

- 宣言中に於ては東三省に於ける支那中央政府の權力と自治地方政府の權力との分界を明定すべし。
- 中央政府に保留せらるべき權力は差當り左記諸項たるべし。
- (一)別段の規定なき限り一般條約及外交關係、但し中央政府は宣言の規定に牴觸する國際協定を締結するを得ず
 - (二)税關、郵便局及鹽稅の管理、尙或は印花稅及煙酒稅の管理、此等收入の中央政府及東三省に對する適當なる配分は諮問會議に於いて之を定む
 - (三)宣言中に定むる手續に依る東三省政府行政長官の任命權(少くも初代長官に關し)
 - (四)東三省自治政府の管轄下にある事項に付中央政府が結べる國際協定の履行を確保するに必要なる命令を東三省行政長官に對し發する權
 - (五)諮問會議に於いて合意を見たる其他の權力
- 右以外の權力は總て東三省自治政府に歸

屬す。 白系露人及其他の少數民族の利益を保全する爲にも亦何等かの規定を設くべし。

外國人教官の協力を以て特別憲兵隊を組織すべき事を提議す右憲兵隊は東三省に於ける唯一の軍隊たるべし。 該特別憲兵隊は東三省領域に於ける唯一の軍隊なるべきを以て之が組織完成の曉には日支双方の何れに屬するを問はず、特別警察隊も又鐵道守備兵も其他總ての軍隊は東三省より撤退すべきものとす。

自治政府の行政長官は適當數の外國人顧問を任命すべく、其の内日本人が充分なる割合を占むることを要す。

行政長官は聯盟理事會より提出すべき人名簿中より國籍を異にする二名の外國人を任命し、(一)警察、(二)財政を監督せしむべし。

行政長官は國際決済銀行理事會より提出すべき人名簿より一名の外國人を東三省中央銀行の總顧問に任命すべし。 外國人顧問及官吏の任用は支那國民黨の創立者及現國民政府の政策に合致するものなり。本委員等は東三省に於ける現下

の狀態並に外國の權益及勢力關係の複雑性に鑑み、平和及良好なる施政の爲めに特別なる措置を必要とする事は支那輿論の認識するに難からざる所なるべきを期待す。

茲に提議せる總ての外國人顧問及官吏の存在は單に國際的協力の形式を表現するに過ぎざるものなること、吾人の特に強調せんと欲する所なり。此等外國人顧問及官吏は支那政府の受諾し得べき形式に依り、又支那の主權に合致する方法に於いて選定せられざるべからず。從來傭聘せられたる外國人又は支那に協力せる聯盟の技術的機關の場合と同様、彼等が一度任命せられたる曉には任命政府の雇用人なりと自覺せざるべからず。

日支協力の雰囲気の中に比較的多數の日本人顧問が任命せらるべし。此等は彼等をして特に地方的狀況に適合せる訓練及知識を寄與せしめ得べく、此の點は重視せられざるべからず。過渡期を通じて目標とすべきは専ら支那人のみを以て組織せらるゝ文官制度の創立にして、是れ結局外國人の傭聘を不必要ならしむべし。

二、日本の利益に關する日支條約 東三省及熱河に於ける日本の利益に關す

る日支條約は主として日本人の經濟的權利及鐵道問題を取扱ふべきものとす。該條約の目的は左の如くなるを要す。

- (一)滿洲の經濟的開發に對する日本の自由參加、尤も右は同地方を經濟的又は政治的に支配する權利を伴はざるものとす
 - (二)熱河に於いて現に日本が享有しつゝある權利の存續
 - (三)居住權及商租權を全滿洲領域に擴張すること及之に伴ひて治外法權の原則を多少變更すること
 - (四)鐵道運行に關する協定
- (次で滿洲に於ける日本人の居住權と治外法權享有との間の紛糾せる關係を述べ、之を調和すべき一、二の案を示したる後結局滿洲に於ける行政の改善を希望し、裁判所に於ける外國人顧問採用等を提議す)
- (次で滿洲に於ける鐵道問題に關し日支間に過去に於いて生じたる如き軋轢、紛争を避くべき方法を考究し、運賃協定、日支共同鐵道委員會設立、日支鐵道合辦案等に論及す)
- 叙上の大綱に依る條約にして協定し得べくんば東三省及熱河に於ける日本人の權

利に關する法律的基本は發見せられ、且つ右基礎は少くとも現行條約及協定同様日本に有利なると共に支那にはより以上に受諾し得べきものなるを以て、支那は一九一五年の條約の如き條約及協定に依り、日本に爲したる一切の確定的讓與を承認するに困難を感じざるべし。

三、日支調停及仲裁裁判、不侵略及相互援助條約
斯かる條約は調停委員會に付規定すべく、右調停委員會の機能は日支兩國政府間に發生する一切の紛争解決を援助するにあり。又仲裁裁判所を設置すべく、右仲裁裁判所は法律的经验を有し、又極東に關して必要なる知識を有する人士を以て構成せらるべきものとす。

事國は(第三者の攻撃の場合には兩當事國は)非武装地域を防禦するに適當なりと思ふ一切の措置を執るの權利を有すべし。但し聯盟理事會の規約に基づく行動の權利を害せざるものとす。

四、日支通商條約
本條約は支那人消費者の個人的權利を害することなく、日本人の商業に對する組織的「ボイコット」運動を禁壓する爲め其の權限内に於ける一切の措置を講ずべき旨の支那政府の約定を包含すべし。

委員會は右の如き状態を創造したる事情を報告せり。
(次に最近の日支兩國外務大臣の演説の一節を援用して報告書を結び昭和七年十月二日)

Table with 3 columns: Name (名), Title (稱), Height (高さ). Lists various structures like telegraph towers and temples.

スポーツ

野球

六大學秋季リーグ戦

早大の脱退からもめにもめて東京大學野球聯盟と改稱した六大學リーグは問題の早大も白紙で降り、これに米國遠征の立教も歸國したので久し振りに六大學が揃つて、全國ファン特望の裡に九月廿四日神宮球場に於て早立の試合に依つて昭和七年秋季リーグは開幕した。明大、立教の奮闘は早慶法の覇權争ひに大きな波紋を巻き起し、慶應は法政を決勝戦に敗り、早大に勝てば文句なく秋の覇者を獲得するのであつたが、最後の早慶戦を失つて結局試合勝率七割五分で僅に優れた法政が秋の王者と決定した。

Scoreboard for the match between 早大 and 立教.

▼早立第一回戦は九月廿四日舉行、野本(球)、長澤、田村(壘)三氏審判、先攻早大、春以來うつつ積した元氣は張ちきれんばかりで、早大は立教菊谷投手を打ち捲り、五對零で快勝する。

スポーツ——野球

立教 0000000000

早大 0113000000

▼早立第二回戦は廿五日舉行、田村(球)、野本三谷(壘)三氏審判、先攻立教、立教は七回連投の佐々木投手から菊谷、山城、別井、内田が連続安打して一舉三點を挙げ、そのまゝ押し切つて三對零で復讐成る。

立教 0000000000

早大 0000000000

▼早立決勝戦は引き續き廿六日舉行、野本(球)、三谷、長澤(壘)三氏審判、先攻早大、兩軍共に一點を収めたが、立教菊谷は三日間の連投に流石に疲れ、二、三回に點を奪はれ、結局四對一で早大二勝する。

立教 1000000000

早大 1210000000

▼慶明第一回戦は廿七日舉行、伊丹(球)、藤田、齋藤、片田(壘)四氏審判、先攻慶應、新人岸本が好投して明大を安打一本に喰ひ止め、二對零で慶應快勝。

慶應 0100000010

三〇九

バツテリ—慶應(投岸本—捕小川)、明大(投赤木、戸来—捕二木)
▼慶明三回戦は廿八日舉行、藤田(球)、田村、野本、森(壘)四氏審判、先攻明大、兩軍九回まで投手戦を演じ、慶應二回の裏に於て二壘打に出た灰山が土井の安打に生還した一點が物を言つて、遂に一A對零で慶應の勝となつた。

慶應 010000000A
一二三四五六七八九
明大 000000000
0—1A
バツテリ—慶應(投灰山、岸本—捕小川)、明大(投八十川、戸来—捕二木)

法政 4—0 帝大
6A—0
▼法帝第一回戦は十月一日舉行、三谷(球)、森田、森、片田(壘)四氏審判、先攻法政。

帝大 000000000
一二三四五六七八九
法政 010020001
4—0
バツテリ—法政(投若林—捕倉)、帝大(投梶原—捕片桐)
▼法帝第二回戦は、二日舉行、森田(球)、横澤、齋藤、三谷(壘)四氏審判、帝大先攻。

攻立教。

明大 220000000A
一二三四五六七八九
立教 010000000
1—4A
バツテリ—明大(投針持、八十川—捕二木)
立教(投高野、菊谷、石澤—捕別井)

▼明立第二回戦は十二日舉行、三谷(球)、藤田、森田、長澤(壘)四氏審判、先攻立教、明大はリードしながら後半に立教の猛攻に遭ひ投手を總動員して大敗する。

明大 010110002
一二三四五六七八九
立教 000012260
11—5
バツテリ—明大(投赤木、八十川、針持、柴田、戸来—捕二木)

▼明立決勝戦は十三日續行、伊丹(球)、野本、田村、長澤(壘)四氏審判、四對四の同點で最終回に入り明大辛くも一點を擧げて二勝する。

明大 000012101A
一二三四五六七八九
立教 000000310
4—5A
バツテリ—明大(投赤木—捕二木)、立教(投菊谷—捕別井)

Scoreboard for 10/13 game: 慶應 3A 0 4A 3, 法政 0 6A 3

バツテリ—法政(投劉、伊藤—捕倉)、帝大(投高橋、笠間—捕片桐、坪井)

慶應 6A—2 帝大
6—4
▼慶帝第一回戦は十月五日舉行、榊(球)、森、片田、長澤(壘)四氏審判、先攻帝大。

慶應 02110200A
一二三四五六七八九
帝大 0001000100
2—6A
バツテリ—帝大(投菊池—捕坪井、片桐)、慶應(投上野、岸本—捕小川)

▼慶帝第二回戦は六日舉行、伊丹(球)、横澤、榊、齋藤(壘)四氏審判、先攻慶應、四點をリードされた帝大が五、六回に灰山から四點を奪つて同點として一時試合は面白くなつたが後半に壊滅してしまつた。

帝大 000013000
一二三四五六七八九
慶應 4000000110
6—4
バツテリ—慶應(投灰山、三宅—捕小川、川瀬)、帝大(投梶原—捕片桐)

法政 7—3 早大
4A—1
▼早法第一回戦は十月八日舉行、野本(球)、横澤、齋藤、田村(壘)四氏審判、元氣一杯を謳はれた早大も、適時失策九と云ふ早大

▼慶法第一回戦は十月十七日舉行、野本(球)、横澤、森、齋藤(壘)四氏審判、先攻法政、今シーズン興味の的なるこの一戦は俄然大接戦となり九回法政攻めて差を一點としたが四A對三で惜敗す。

慶應 01000201A
一二三四五六七八九
法政 000011010
3—4A
バツテリ—慶應(投上野、岸本—捕小川)、法政(投劉、若林—捕倉)

▼慶法第二回戦は十八日に續行、伊丹(球)、片田、田村、森(壘)四氏審判、先攻慶應、奮起した法政は若林投手が慶應打者を完封したので、打撃大いに振ひ、三宅、岸本を亂打して六A對零で大勝する。

法政 30000030A
一二三四五六七八九
慶應 000000000
0—6A
バツテリ—慶應(投三宅、岸本—捕小川)、法政(投若林—捕倉)

▼慶法決勝戦は延期されて十一月十七日に舉行、野本(球)、森、榊、齋藤(壘)四氏の審判、先攻法政、慶法覇権の一戦として注目されたが、法政は岸本に打撃を封ぜられて安打僅に二、結局三A對零で慶應の再勝となる。

歴史始まつて以来のレコードがあつた爲、遂に法政に名を爲さしめる。

早大 000020010
一二三四五六七八九
法政 106000000
7—3
バツテリ—早大(投大下、佐々木—捕鶴飼、三浦)、法政(投若林—捕倉)

▼早法第二回戦は九日舉行、森田(球)、野本、片田、齋藤(壘)四氏審判、先攻早大、伊達、劉の投手戦になつて五回まで兩軍無得點、法政は全試合を通じて伊達から四本の安打を奪つたに過ぎなかつたが、六、七、八回に適時安打と敵失に四點、早大は八回三浦、小島の長打に一點を返したのみ、四A對一でストレートに敗退、早大優勝に一人挫を來す。

法政 00000112A
一二三四五六七八九
早大 000000010
1—4A
バツテリ—早大(投伊達—捕三浦)、法政(投劉—捕倉)

明大 5A 5A 4A
5A 11 1
立教
5A 4 4
▼明立第一回戦は十月十一日舉行、長澤(球)、田村、野本、伊丹(壘)四氏審判、先

慶應 01000002A
一二三四五六七八九
法政 000000000
0—3A
バツテリ—慶應(投岸本—捕小川)、法政(投若林、劉—捕倉)

▼立帝第一回戦は十月十九日舉行、藤田(球)、森、横澤、森田(壘)四氏審判、先攻帝大。

立教 01101001A
一二三四五六七八九
帝大 001100000
2—4A
バツテリ—立教(投菊谷、高野—捕小笠原、別井)

▼立帝第二回戦は廿日舉行、伊丹(球)、長澤、榊、横澤(壘)四氏審判、帝大菊谷の不調に乗じ三點をリードし、更に五回に一點を加へ、立教に二點を返されたのみ、リードを守り終はせて復讐する。

帝大 10201000A
一二三四五六七八九
立教 000002000
2—4A
バツテリ—立教(投菊谷—捕別井)、帝大(投梶原—捕片桐)

▼立帝決勝戦は引き続き廿五日に舉行、藤田(球)、森、横澤、森田(壘)四氏審判、又も帝大三點をリードして優勢を持したが、立教に回復されたが再び二點を加へ五對三、立教の再敗となる。

立教 0003000000
帝大 0300010105
パツテリ―帝大(投梶原―捕片桐)、立教(投菊谷、宮崎―捕別井)

法政 002100000A
明大 0000000001
法政(投若林―捕倉)

▼明法第一回戦は十月廿二日舉行、審判伊丹(球)、田村、齋藤、森(壘)、先攻明大。

明大 000001000A
法政 0000000000
明大(投赤木、八十川―捕二木)

▼明法第二回戦は十月廿三日舉行、野本(球)、田村、片田、三谷(壘)四氏審判、先攻法政。

明大 1000000001A
早大 1000000000
パツテリ―早大(投佐々木、松木―捕三浦)

▼早明第二回戦は六日舉行、藤田(球)、森田、齋藤、長澤(壘)四氏審判、先攻早大。

明大 0010000001
早大 0600200008
パツテリ―早大(投松木―捕三浦)、明大(投戸來、針持―捕二木)

▼早明決勝戦は七日舉行、野本(球)、長澤、森田、片田(壘)四氏審判、先攻早大。

明大 2000000000
早大 2004000006
パツテリ―早大(投福田、松木―捕三浦)、明大(投八十川、針持―捕中村輝、二木)

パツテリ―明大(投八十川―捕二木)、法政(投劉、伊藤兄―捕倉)

▼明法決勝戦は廿四日舉行、伊丹(球)、田村、齋藤、森(壘)四氏審判、先攻明大。

明大 0010000000
法政 0010000000
明大(投戸來、八十川―捕二木)

▼早帝第一回戦は十月廿九日舉行、藤田(球)、長澤、横澤、片田(壘)四氏審判、先攻早大。

帝大 2000010000
早大 0211000482
パツテリ―早大(投佐々木―捕三浦)、帝大(投梶原、菊地、笠間―捕片桐)

▼早帝第二回戦は卅日舉行、榊(球)、齋藤、片田、長澤(壘)、先攻帝大。

明大 010010000A
帝大 0000000000
パツテリ―明大(投八十川―捕二木)、帝大(投梶原―捕片桐)

▼明帝第二回戦は十日舉行、藤田(球)、森田、片田、伊丹(壘)四氏審判、先攻明大。

明大 312030201
帝大 0042000000
パツテリ―明大(投戸來、針持、八十川―捕二木)、帝大(投笠間、梶原、高橋、藤田―捕片桐)

▼慶立第一回戦は十一月十二日舉行、榊(球)、田村、森、横澤(壘)四氏審判、先攻立教。

慶應 100200002A
立教 0310000000
パツテリ―慶應(投岸本、三宅―捕小川)、立教(投菊谷―捕別井)

▼法立第一回戦は十一月三日舉行、森田(球)、横澤、野本、森(壘)四氏審判、先攻法政。

立教 0010000001
法政 0020001014
パツテリ―法政(投劉―捕倉)、立教(投菊谷、高野―捕小笠原、別井)

▼法立第二回戦は十五日舉行、野本(球)、榊、森田、伊丹(壘)四氏審判、先攻立教。

立教 0010000000
法政 20110200A
パツテリ―法政(伊藤兄、伊藤弟―捕倉)、立教(投石澤、宮崎―捕別井、成田)

▼早明第一回戦は十一月五日舉行、森田(球)、田村、片田、長澤(壘)四氏審判、先攻早大、早大は明大戸來をノックアウトし、八十川をもよく打つて安打十本、終始優勢を利しながら僅か一點を得点したのみで明大は三の安打に一點、九回の裏、敵失に一

慶應 0000010000A
立教 0000000010
パツテリ―慶應(投上野、三宅―捕小川)、立教(投高野―捕別井)

▼早慶第一回戦は十一月十九日舉行、野本(球)、藤田、榊、長澤(壘)四氏審判、先攻早大、早大は第六回三原遊ゴロ失、佐伯一、二間安打し伊達の適時安打に三原生還し、の一點を福田の好投で死守し結局一對零で早大先勝す。

慶應 0000000000
早大 0000010000
パツテリ―早大(投福田―捕三浦)、慶應(投上野、岸本―捕小川)

▼早慶第二回戦は廿日舉行、藤田(球)、榊、田村、齋藤(壘)四氏審判、早大先攻、早慶互に第三回一點を収めてゆづらず第八回早大佐伯右中間二壘打して佐藤の左翼二壘打に還つて貴重なランを挙げ、二對一で慶應をストリートに撃退する。

慶應 0010000000
早大 0010000001
パツテリ―早大(投福田―捕三浦)、慶應(投上野、岸本―捕小川)

▼早慶第三回戦は十一月廿一日舉行、藤田(球)、榊、田村、齋藤(壘)四氏審判、先攻立教。

バッテリー早大(投大下、佐々木、松木—捕三浦)、慶應(投岸本、三宅—捕小川)

ベストテン (打数25以上)

| 打率 | 安打 | 打数 | 試合 |
|-----|----|----|----|
| 370 | 17 | 46 | 13 |
| 322 | 19 | 59 | 14 |
| 310 | 8 | 25 | 10 |
| 300 | 13 | 42 | 12 |
| 296 | 15 | 50 | 10 |
| 295 | 12 | 40 | 11 |
| 286 | 8 | 27 | 14 |
| 279 | 13 | 44 | 9 |
| | 8 | 28 | 12 |
| | 12 | 43 | |

谷井田(立明) 林原(立法) 木谷(立早) 藤原(立早) 松浦(立早) 武小三(立早) 水二(立早) 佐佐木(立早)

(勝敗率)

| 勝 | 分 | 勝 |
|----|---|-----|
| 9 | 0 | 750 |
| 8 | 1 | 727 |
| 8 | 0 | 667 |
| 6 | 1 | 462 |
| 3 | 0 | 231 |
| 2 | 0 | 182 |
| 12 | 9 | |
| 12 | 8 | |
| 12 | 8 | |
| 14 | 6 | |
| 13 | 3 | |
| 11 | 2 | |

法政 2 0 1 0 0 0
慶應 1 2 0 1 1 0
早大 2 2 2 2 2 1
明大 2 2 2 2 2 1
立教 2 2 2 2 2 1
帝大 2 2 2 2 2 1

六大学春季リーグ戦

東京大学野球聯盟も過渡期に喘いで、各種

(球)森田、藤田(壘)三氏審判、先攻明大、帝大振は九對二で明大大勝す。

| | |
|----|---------------------|
| 帝大 | 0 0 0 0 0 1 0 0 1 2 |
| 明大 | 1 0 5 0 1 0 2 0 0 9 |

バッテリー明大(投八十川、田所—捕二木) 帝大(投藤田、篠原—捕坪井)

早大 8—3 明大
▼早大對明大戦は四月廿三日舉行、片桐(球)、藤田、齋藤(壘)三氏審判、早大の先攻に開始された。若原の好投と凡失に一敗す。

| | |
|----|---------------------|
| 明大 | 0 0 0 0 0 0 1 0 2 3 |
| 早大 | 1 1 2 0 0 0 0 0 3 8 |

バッテリー早大(投若原—捕三浦)、明大(投八十川、山脇—捕二木)

慶應 7—5 帝大
▼慶應對帝大戦は四月廿四日舉行、横澤(球)、齋藤、伊丹(壘)三氏審判、慶應の先攻に開始、終始帝大慶應陣に肉迫して接戦を演じたが、九回河津の二壘打に三點をリドされ、裏帝大追撃して一點を返したのみで惜敗す。

八十川、戸来、折井—捕二木

早大 2A—1 立教

▼早大對立教戦は五月五日舉行、藤田(球)片桐、横澤(壘)三氏審判、立教の先攻に開始、破竹の勢の立教は堅陣を誇る早大軍と猛烈な接戦を演じたが五回中島、若原の長打に一點をリドされ、そのまゝ二對一で押し切られて惜しくも破る。

| | |
|----|----------------------|
| 早大 | 0 0 1 0 1 0 0 0 A 2A |
| 立教 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 |

バッテリー早大(投若原—捕三浦)、立教(投菊谷—捕百瀬、別井)

立教 9—0 帝大
▼立教對帝大戦は五月七日舉行、森田(球)伊丹、藤田(壘)三氏審判、立教の先攻に開始された。一舉三回に七點を入れ計九點、前後十一本の安打を放つて大勝す。

| | |
|----|---------------------|
| 帝大 | 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 |
| 立教 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 |

バッテリー立教(投藤田—捕別井)、帝大(投梶原、篠原—捕坪井)

明大 2A—1 慶應

帝大 0 0 0 2 0 2 0 0 1 5

慶應 0 0 3 1 0 0 0 0 1 2 7

バッテリー慶應(投岸本、三宅—捕河津)、帝大(投梶原—捕坪井)

法政 7A—4 帝大

▼法政對帝大戦は四月廿九日舉行、齋藤(球)、横澤、森田(壘)三氏審判、帝大の先攻に開始、法政劈頭連安打に三點を先取し以後、三回七回各二點を入れ、帝大は五回一點、八回敵失に三點を報いたが及ばず破る。

| | |
|----|----------------------|
| 法政 | 3 0 2 0 0 0 2 0 A 7A |
| 帝大 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4 |

バッテリー法政(投若林—捕倉)、帝大(投藤田、篠原—捕坪井、黒岩)

立教 9—7 明大

▼明大對立教戦は四月卅日舉行、片桐(球)森田、伊丹(壘)三氏審判、立教先攻に開始、結局九對七で立教勝つ。

| | |
|----|---------------------|
| 明大 | 0 2 0 1 0 0 2 0 2 7 |
| 立教 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 |

バッテリー立教(投菊谷—捕別井)、明大(投

▼明大對慶應戦は五月十三日、藤田(球)伊丹、片桐(壘)三氏審判、慶應の先攻に舉行された。明大一回一點を先取し更に四回敵失に一點を加へたに反し、慶應は中村の三壘打に一點を返したのみで明の快勝となる。

| | |
|----|----------------------|
| 明大 | 1 0 0 1 0 0 0 0 A 2A |
| 慶應 | 0 0 0 0 0 1 0 0 0 1 |

バッテリー慶應(投塚越、三宅—捕小川)、明大(投折井、八十川—捕二木)

早大 4—0 法政

▼早大對法政戦は五月十四日、森田(球)、横澤、齋藤(壘)三氏審判の下に早大の先攻に開始、早大一回に一死満塁の四球走者を小島の安打に二點を先取し更に七回に入つて二點を入れて勝つ。

| | |
|----|---------------------|
| 法政 | 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 |
| 早大 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 4 |

バッテリー早大(投若原—捕三浦)、法政(投鶴澤、若林—捕倉)

早大 10A—0 帝大

▼早大對帝大戦は五月廿日舉行、藤田(球)齋藤、森田(壘)三氏審判、帝大の先攻に開

始、安打十四本を放つて十対〇の大差で早大に勝つ。

早大 022006000A
帝大 0000000000
バツテリイ早大(投山田、福田—捕三浦)、帝大(投篠原、梶原—捕黒岩)

▼慶應対立教戦は五月廿一日舉行、横澤(球)、藤田、伊丹(壘)三氏審判、立教の先攻に開始され、立教一回二點二回四點を入れて優勢を持してゐたが三回二點を返し菊谷をノックアウトし更に代つた宮崎、鹽田から二死後ながら六點を奪つて計九點を入れて大勢逆轉して立教惜敗す。

慶應 108000000A
立教 2400000000A
バツテリイ立教(投菊谷、宮崎、鹽田—捕別井、百瀬)、慶應(投塚越、三宅—捕小川)

▼法政對明大戦は五月廿七日舉行、審判伊丹(球)、森田、齋藤(壘)、先攻法政、最初よりシーソーゲームを續けたが結局五對四で法政に凱歌揚る。

バツテリイ慶應(投塚越、三宅—捕小川)、法政(投若林—捕倉)

| [勝敗率] | | 試勝勝 | |
|-------|---|-----|---|
| 早 | 法 | 慶 | 立 |
| 大 | 政 | 應 | 教 |
| × | 0 | 1 | 1 |
| 0 | 1 | 0 | 1 |
| 1 | 0 | 1 | 0 |
| 0 | 1 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1 | 2 | 2 | 2 |
| 2 | 2 | 2 | 3 |
| 3 | 5 | | |

◇ベストテン◇ (打數10以上)

| 打 | 安 | 打 | 率 |
|-----|---|-----|-----|
| 421 | 8 | 400 | 385 |
| 385 | 5 | 385 | 364 |
| 364 | 4 | 364 | 357 |
| 357 | 5 | 350 | 333 |
| 333 | 6 | 333 | 333 |
| 333 | 6 | 333 | 333 |
| 333 | 6 | 333 | 333 |
| 333 | 6 | 333 | 333 |
| 333 | 6 | 333 | 333 |
| 333 | 6 | 333 | 333 |

庭球

テニール杯試合

一九三二年度テニール杯試合は五月初旬から開始され参加國は歐洲ゾーン二十二ヶ國、北米ゾーン五ヶ國、南米ゾーン三ヶ國でアメリカが連続挑戦権を得たが3—2でフランスがテニール杯を保持することゝなつた。

歐洲ゾーン準決勝

桑原(日) 6—0、6—2 パルミエリ(伊)
ステファニア(伊) 6—3、6—4 佐藤(日)
佐藤(日) 6—4、6—4 パルミエリ(伊)
三木(本) 6—3、セルトリオ(國)伊
パルミエリ(伊) 6—1、4—6 佐藤(日)
ステファニア(伊) 6—2、6—2 桑原(日)

獨逸 3—2 英國
獨逸 5—0 伊太利
南北兩米ゾーン決勝
米國 3—2 ブラジル
インターゾーン
米國 3—2 獨逸
チャレンジャラウンド
佛國 3—2 米國

スポーツ—庭球

全國學生軟式庭球選手權

第五回全日本大學、高專軟式庭球選手權大會は昭和七年七月十九日戸山學校コートで舉行。

準決勝
岸田(明大) 4—1 市原(明大)
平子(明大) 4—0 杉本(明大)
平子(明) 4—2 守見(明)
清水(大) 4—2 五味(學)
市原(明) 6—4 栗原(學)
松本(明) 6—4 栗原(學)

大毎主催第廿五回全國中等學校庭球大會は昭和七年七月廿四日から廿八日まで五日間濱寺コートに於て舉行。

準決勝
福井(廣島一中) 6—3 鶴田(佐賀師範)
前田(和歌山中) 6—4 森本(五條中)
決勝
福井(廣島) 6—4、6—0 前田(和歌)
◇ダブルス

準決勝

森下(愛知) 6—2 釜本(池田)
磯部(一師) 6—2 岡本(師範)
石田(京都) 6—4 植松(大連)
松本(師範) 6—4 植松(大連)

全日本學生選手權大會

第四回全日本學生庭球選手權大會は昭和七年八月十五日から廿六日まで甲子園コートで舉行、準決勝後の成績は左の如くである。

◇シングル

川地(早) 6—1、1—6 藤倉(明)
布井(神商) 6—2、8—6 藤倉(明)
布井(大) 6—1、6—2 辻(早大)
布井(神商) 6—4、9—2 川地(早)

◇ダブルス

堀越(關) 6—2、6—2 後藤(東)
川地(早) 6—3、7—5 楠本(大)
辻(早) 6—3、6—3 布井(學)

決勝
鶴原(關) 7-9、7-5 川地(早)
堀越(學) 6-11、6-3 辻(大)

全日本ジュニア選手権大會
日本庭球協會主催第五回全日本ジュニア庭球選手権大會は七年八月一日から六日まで甲子園コートで舉行。

◇シングルス

準決勝
山川(慶應) 7-9、8-6 廣部(京一商)
菊地(甲陽中) 9-7、2-6 村上(慶應)

決勝

菊地(甲陽中) 6-4、6-4 山川(慶應)

◇ダブルス

準決勝

山川(慶應) 6-1、6-3 廣部(京一商)
村上(慶應) 6-1、6-3 小林(商)
越山(高津中) 6-1、6-3 石原(關學)
上高(中) 6-1、6-3 横山(中)

決勝

越山(高津中) 1-6、6-2 山川(慶應)
上高(中) 11-9、6-2 村上(慶應)

第九回全國中等學校軟式庭球選手権大會

昭和七年八月七、八の兩日神戸山手、梅千兩コートで舉行。

準決勝

藤原(洲本) 4-0 崔(大邱)
安友(中) 4-0 邊(商)
内園(臺北) 4-0 伊藤(津)
吉田(商) 4-0 北山(中)

決勝

藤原(洲本) 4-3 内園(臺北)
安友(中) 4-3 吉田(商)

關西學生庭球選手権大會

第十二回關西學生庭球選手権大會は七年八月卅日から九月七日まで甲子園コートに於て舉行、準決勝後の成績左の如くである。

◇シングルス

準決勝
布井(神商大) 11-9、6-3 鶴原(關學)
堀越(關學) 6-2、1-0 木下(關學)

決勝

布井(神商大) 6-2、6-2 堀越(關學)

◇ダブルス

準決勝
堀越(關學) 6-1、6-2 津田(大)
鶴原(學) 4-6、6-2 相羽(商)

八木(同) 6-13、7-9 不破(甲)
三宅(大) 6-11、6-3 光村(南)

決勝

堀越(關) 4-6、9-7 八木(同)
鶴原(學) 6-3、6-2 三宅(大)

關西女子庭球選手権大會

關西支部主催の女子庭球選手権大會は昭和七年八月廿日から廿五日まで甲子園コートで舉行。

準決勝

南(大女) 6-1、6-4 中村美(大女)
中村千(丸大) 6-3、10-8 木全(科卒)
中村(丸大) 6-3、6-3 柴田(谷女)
中村(丸大) 6-3、6-3 太田(清水)

決勝

南(大女) 6-0、6-3 中村千(丸大)
南(女專) 6-4、6-1 中村(丸大)
中村(卒) 6-4、6-1 中村(丸大)

關西庭球選手権大會

第十一回關西庭球選手権大會は七年九月十一日から廿日まで甲子園コートで舉行され

◇シングルス

安部(稻門) 2-6、6-3 辻(早大)
西村(慶) 7-5、5-7 佐藤(東朝)
村上(慶) 雨で無試合 藤倉(東大)

西村(慶)

村上(慶)

兄弟(慶)

村上(慶)

山崎(ホブ)

御木本(東)

山崎(ホブ)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

御木本(東)

準決勝

布井(神商大) 7-15、6-3 鶴原(關學)

吉岡(神戶俱) 6-20、6-4 堀越(關學)

決勝

布井(神商大) 6-31、6-2 吉岡(神戶俱)

◇ダブルス

準決勝

川崎(關) 8-6、8-6 村山(大阪)
木下(關) 6-4、4-8 木塚(俱)
堀越(學) 6-30、7-5 秋元(大澤)
鶴原(學) 6-30、7-5 上原(商會)

決勝

堀越(學) 6-4、6-1 川崎(關)

鶴原(學) 6-8、6-4 木下(學)

早慶對抗秋季庭球試合

第十八回早慶對抗庭球試合は昭和七年九月十八日、十九日早大コートで舉行、六對三で慶應の勝となった。

慶應 6-3 早大

◇ダブルス

平井 6-3、6-1 保田
高橋 6-4、6-1 渡邊
山田 2-6、5-7 山岡
青木 10-12、5-7 吉川

スポーツ—庭球

◇同決勝

藤倉(明大) 6-3、3-4 宮城(大東)

佐藤(東朝) 6-3、3-4 鹿島(大東)

村上(慶) 12-8、10-10 山岡(早)

西村(慶) 6-11、6-6 吉川(大)

安部(稻門) 7-3、7-5 川地(早大)

辻(早大) 6-2、6-2 山岡(早大)

東日トーナメント大會は昭和七年九月廿五日から十月五日まで、早大、帝大兩コートで舉行。

◇男子準決勝

西村(川地) 4-6、6-4 辻
村上(早大) 6-3、6-2 川地
平井(渡邊) 9-7、6-4 渡邊
高橋(保田) 6-2、6-5 保田
青木(吉川) 6-3、3-6 吉川
西村(辻) 6-7、5-4 辻
山田(川地) 6-6、4-1 川地

日本庭球協會主催、第十一回全日本男子庭

球選手権大会は七年十月廿九日から十一月十二日まで早大、帝大兩コートに於て舉行された。

◇シングルズ

準決勝 布井(神商)6-14、6-12 桑原(大澤) 佐藤(早大)6-0、6-1 西村(慶應)

決勝 布井(神商)5-7、6-12 佐藤(早大) 2-6、6-4

◇ダブルズ

準決勝 佐藤(早大)6-3、6-3 堀越(關) 川地(大)6-3、5-3 鶴原(慶)

決勝 西村(慶)7-6、6-3 伊藤(神商) 村上(慶)7-5、6-3

東西對抗庭球試合 第二回關東、關西對抗庭球試合は七年十月十六、十七の兩日濱寺コートで舉行、結局十對三で關東側の連勝となつた。

關東 10-3 關西

早慶對抗春季試合 第十九回早慶對抗庭球試合は八年四月十六、十七の兩日大森コートで舉行、結局八對一で慶應の大勝となる。

年次勝敗成績

Table with columns for years (大正十三年 to 昭和二年) and seasons (春季, 秋季). Rows list various players and their win-loss records.

第九回關東男子庭球選手権大会は八年五月十三日から廿一日まで早大、帝大、お茶の水コートで舉行。

準決勝

シングルズ 佐藤(東俱)7-5、6-9 山岸(慶應) 藤倉二(大)6-4、6-0 西村(慶應)

ダブルズ

山岡(早)6-2、6-4 鹿島(東) 吉川(大)6-3、6-1 山岡(早)

決勝

シングルズ 藤倉二(大)6-3、8-6 佐藤(東俱) 西村(慶)6-3、6-1 山岡(早)

ダブルズ

山岸(慶)6-4、6-1 山岡(早) 西村(慶)6-3、6-2 吉川(大)

混合優勝試合

關東學生選手権大会 桑原(上原)6-4、6-2 堀原(夫人)

準決勝

西村(慶應)6-11、6-1 塚田(明大) 山岸(慶應)6-2、6-2 藤倉(明大)

決勝

西村(慶應)6-2、6-2 山岸(慶應) 吉川(早)6-4、6-20 鹿島(東)

ダブルズ

西村(慶)6-10、6-4 保田(早) 山岡(早)6-4、6-18 楠本(大)

決勝

西村(慶)6-3、6-2 山岡(早) 山岸(慶)6-4、6-2 吉川(大)

大毎トーナメント

第十二回大毎トーナメントは八年四月十九日から廿七日までの間に濱寺及び甲子園コートで舉行。

準決勝

佐藤(東俱)7-5、6-4 高橋(慶應) 西村(慶應)6-1、6-8 山岸(慶應)

決勝

西村(慶應)8-6、7-5 佐藤(東俱) 山岸(慶)9-7、7-5 佐藤(東俱)

| | | |
|------|---------|-----|
| 林 | 6-2、6-2 | 松平 |
| 瀧口 | 6-1、6-2 | 小杉 |
| ダブルス | | |
| 岡田 | 6-0、6-1 | 近藤 |
| 林 | 3-6、7-5 | 竹内 |
| ヒアス | 6-2、7-5 | 山岸 |
| 決勝 | | |
| 林 | 6-4、6-0 | 瀧口 |
| 岡田 | 6-1、6-3 | 林 |
| 決勝 | | |
| ミックス | スト・ダブルス | ヒアス |
| 準決勝 | | |
| 佐藤 | 6-4、6-3 | 野田 |
| 和田 | | 岡田 |
| 林 | 7-5、8-6 | 山岸 |
| 吉原 | | 妹 |
| 決勝 | | |
| 林 | 6-4、2-6 | 佐藤 |
| 原 | | 和 |
| 娘 | 6-3、2-6 | 田 |

第七回東京朝日新聞招待庭球大会は八月五日廿五日から廿八日まで四日間大森コートに於て舉行された。

東京朝日招待庭球大会

準決勝 シングルス

| | | |
|--------|---------|---------|
| 西村(慶應) | 7-5、6-1 | 山岸(慶應) |
| 川地(三井) | 6-2、6-3 | 秋元(大澤) |
| ダブルス | | |
| 山岸(慶) | 6-1、6-4 | 山岡(早) |
| 西村(慶) | 8-6、6-4 | 吉川(大) |
| 藤倉(明) | 9-7、4-6 | 桑原(大) |
| 兄弟(大) | 6-3、7-5 | 上原(澤) |
| 決勝 | | |
| ミックス | ストダブルス | |
| 秋 | 元 | 6-1、6-8 |
| フイクタ夫人 | 6-2、6-8 | 野田 |
| 林 | 6-4、6-2 | 山岸 |
| 娘 | | 田 |
| 決勝 | | |
| 西村(慶) | 6-2、6-2 | 川地(三井) |
| 藤倉(明) | 9-7、3-6 | 西村(慶) |
| 兄弟(大) | 6-1、6-4 | 山岸(慶) |
| 吉原 | 6-3、2-6 | 秋元 |
| 林 | 6-1、2-6 | フイクタ夫人 |

鎌倉トーナメントは七月十五日から二十一日まで鎌倉コートで舉行。

男子準優勝戦

藤倉二(大) 6-3、6-1 後藤(商大)

| | | |
|--------|---------|--------|
| 塚田(明大) | 5-7、6-2 | 三浦(早大) |
| 藤倉二(明) | 6-4、7-5 | 村上(慶) |
| 中谷(大) | 7-5、7-5 | 岡田(慶) |
| 梅谷(大) | 6-3、6-7 | 坂田(商) |
| 梅谷(大) | 9-7、3-6 | 後藤(商) |
| 優勝戦 | | |
| 藤倉二(明) | 6-3、6-0 | 塚田(明大) |
| 梅谷(大) | 4-6、6-3 | 藤倉二(明) |
| 梅谷(大) | 5-7、4-6 | 中谷(大) |
| 女子準優勝戦 | | |
| 小松 | 6-3、6-1 | 山岸 |
| 原田 | 4-6、6-1 | 松平 |
| 優勝戦 | | |
| 瀧口 | 6-3、6-1 | 松本 |
| 岡田 | 7-5、6-2 | 山岸 |
| 小松 | 7-5、6-2 | 原田 |
| 混合優勝戦 | | |
| 多勢 | 6-2、5-7 | 武内 |
| 藤生娘 | 8-6、5-7 | 妹 |
| ハンデ優勝戦 | | |
| 岡田(慶) | 6-4、6-1 | 牛谷(帝) |
| 岡田(慶) | 3-6、6-3 | 伊與田(立) |
| 武内(慶) | 6-1、6-1 | 高橋(大) |

全国高工大

大阪工大主催全国高工大庭球大会は七月廿日より三日間舉行された。

準優勝戦

神戸高工 5-0 名古屋高工

濱松高工 3-2 京都工藝

優勝戦

神戸高工 5-0 濱松高工

陸上競技

第十八回中等大会

日本學生陸上競技聯合主催の第十八回全國中等學校選手権大会は昭和七年八月廿七、八兩日甲子園南競技場で舉行、参加校百八十三校、第一部大阪岸和田中學、第二部新潟師範が優勝した。

第一部(トラック) △百米1 執行(札一中) 一〇秒七(大會新記録) 2 榎本(岸和田中) 3 小松(松本中) △二百米1 執行(札一中) 二二秒九(大會新記録) 2 榎本(岸和田中) 3 藤澤(甲陽中) △四百米1 黒澤(青森商) 五二秒二 2 中島茂(三養基中) 3 白神(金光中) △八百米1 黒澤(青森商) 二分六秒二 2 山本(鳥田商) 3 大森(關西中) △千五百米1 荒川(矢板農) 四分廿一秒四 2 井上(關西中) 3 井關(粉河) △五千米1 荒川(矢板農) 一七秒四秒

スポーツ—陸上競技

六二種口(十日町中) 3 井上(關西中) △高障礙1 中江(津山中) 一六秒六 2 兒島(岡山二中) 3 堀井(龍山中) △低障礙1 中原(明善校) 二六秒二 2 兒島(岡山二中) 3 堀井(龍山中) △四百米繼走1 岸和田中(永尾、深見、山本、榎本) 四五秒四(大會タイ記録) 2 和歌山中 3 京都一商 △千六百米繼走1 三養基中(中島、中牟田、橋本、中島茂) 三分四一秒四 2 明善校 3 和歌山中 (フィールド) △走高跳1 齋藤(長生中) 一米八三 2 近藤(洲本中) 一米八三 3 加藤(府中) △走幅跳1 井上(小野中) 六米九八 2 佐井(臺中二中) 3 今井(京一商) △三段跳1 井上(小野中) 一三米〇四 2 宮良(沖繩一中) 3 石橋(三池中) △棒高跳1 水田(高知農) 三米六五 2 飯盛(釜山公立中) 3 森(小野中) △槍投1 木村(札幌商) 四八米九六 2 岡田(名古屋三商) 3 川崎(誠之館中) △圓盤投1 大澤(宇治山田商) 2 井後(住吉中) 3 磯田(名古屋商) △砲丸投1 青木(銚子中) 一三米七九 2 出津(麻生中) 3 阿部(宮崎商) 第二部(トラック) △百米1 瀨尾(愛知) 一〇秒二 2 菱田(京都) 3 平井(濱松) △二百米1 出射(岡山) 二二秒三 2 山根(鳥根) 3 菱田(京都) △四百米1 松山(奈良) 五三秒二 山口(愛媛) 3 遠藤(神奈川) △八百米1 清家(愛媛) 二分五秒二 2 星野(新潟) 3 飯島(豊島) △千五百米1 清家(愛媛) 四分二七秒二 2 齋藤(静岡) 3 笠松(旭川) △五千米1 武藤(静岡) 一七秒七秒 2 篠崎(長崎) 3 大木(神奈川) △高障礙1 平井(濱松) 一六秒二(大會新記録) 2 佐藤(新潟) 一六秒二(大會新記録) 3 木村(岡山) △低障礙1 平井(濱松) 二五秒四 2 佐藤(新潟) 3 松島(濱松) △四百米繼走1 濱松(松島、平野、平井、高安) 四五秒六 2 京都 3 御影 △千六百米繼走1 愛媛(清家、小坂、龜井、出口) 三分四一秒八 2 新潟 3 京都 (フィールド) △走高跳1 矢田(山梨) 一米八〇 2 竹内(豊島) 3 那須(岡山) △走幅跳1 平井(濱松) 六米七二 2 朝倉(神奈川) 3 中村(岡山) △三段跳1 近藤(新潟) 一三米四八 2 佐藤(新潟) 3 澤山(鳥取) △棒高跳1 小長谷(静岡) 三米七五(大會新記録) 2 高安(濱松) 3 岡原(豊川) △槍投1 池永(京都) 五二米二 2 星(新潟) 3 萩原(静岡) △圓盤投1 池永(京都) 三三米四六 2 松島(鳥取) 3 鈴木(静岡) △砲丸投1 齋藤(旭川) 一三米五二 2 松島(鳥取) 3 池永(京都)

日芬國際陸上競技

全日本陸上聯盟の招聘を受けて九月三日來朝したフィンランド選手と日本のオリ4ヒ

ツク代表選手歓迎を兼ね東京、名古屋、大阪、京城と各地で国際陸上競技を舉行、成績次の如し。(オはオリムピック選手)

東京

九月十、十一兩日神宮競技場に於て舉行。(トラック) △百米1吉岡(オ)一〇秒五二 高野(早)3 阿武(オ)△二百米1中島(オ)二 一秒六二吉住(明)3 西(オ)△四百米1中島 (オ)四九秒(日本新記録)2 張(オ)3 猪狩 (明大)△八百米1富江(明大)一分五九秒八 2 保坂(文理大)3 ルオマー(オ)△千五百米1多田(早大)四分五秒二2 ルオマー (オ)3 今井(慶應)△五千米1田中(長野 青)一五分四秒二2 マチライ(オ)3 津田(オ)△一萬米1竹中(オ)三三分一〇秒 六2 津田(オ)3 李(専大)△高障1清水 (早大)一五秒四二 三宅(吳)3 松尾(文理大) △三千米障1田中(長野青年)九分五二秒 二(日本新記録)2 トイグ(オ)3 山口 (文理大)△マラソン1 矢萩(麻布A.A.A)二 時間五四分一八秒二 大西(明大)3 荒江(中 大)△四百米障1オリムピック(吉岡、南 部、阿武、中島)二四秒四二選抜 (フイールド) △走高跳1小野(オ)一米九 〇2 武内(無)3 中野(慶應)△走幅跳1田島 (オ)七米〇八2 湊川(早大)3 岡田△三段跳

1 田島(オ)一四米二〇2 柴田(早大)3 清水 (早大)△棒高跳1望月(オ)三米九〇2 西田 (オ)3 大江(慶應)△槍投1ヤルグイ(オ) (オ)六七米八六2 住吉(オ)シツバラ(オ) △砲丸投1高田(廣島青)一三米四六2 ヤル グイ(オ)3 西田(文理大)△圓盤投1 ユトカス(オ)四三米三七2 板橋(慶應)3 シ ツバラ(オ)△鐵槌投1長屋(オ)四七米六〇 (公認記録を破る)2 落合(オ)3 阿部(中央) 女子の部 △百米1掛川(體專)一三秒四二 鹿島(體專)3 荒木(體專)△四百米障1オ リムピック(村岡、中西、土倉、渡邊)五二 秒六2 女子障1 3 女子障1 廣橋(オ)一米三五二 相良(オ)3 小岩尾(體 專)△槍投1眞保(オ)三五米八三(日本新記 録)2 高橋(體專)3 清水(中村俱)△圓盤投 1 石津(オ)三二米四一2 篠崎(體專)3 小林 (體專)

名古屋

九月十五日午後三時から名古屋市運動場に於て開催、一等成績左の如くである。 △百米阿武(オ)一〇秒六 △四百米西(オ) 五四秒六△千五百米ルオマー(オ)四分 二〇秒四△二百米中島(オ)二三秒△四百米 繼走オリムピック(オ)田島、南部、阿 武、中島)四五秒二 △高障1山本(名高商)

關西

九月十七、八兩日甲子園運動場で舉行、一 等成績左の如し。 △百米吉岡(オ)一〇秒七△二百米中島(オ) 二一秒七△四百米張(オ)五一秒四△八百米 ルオマー(オ)二分二秒△千五百米ルオ マー(オ)四分一〇秒六△五千米マチラ イ(オ)一分五五秒二 △高障1藤田 (オ)一五秒三(参考記録)△三千米障1トイ グ(オ)九分五三秒六△四百米障1オリムピッ ク(オ)吉岡、南部、阿武、中 島)四二秒六 △走高跳1木村(早大)一米八五 △走幅跳1田島(オ)七米四四△三段跳1田島(オ) 一四米九九△棒高跳1西田(オ)四米八 △槍投 ヲ(オ)六九米二五△圓盤投1ユトカス(オ)四四米五九△砲丸投1ユトカス(オ) 一三米九九 △鐵槌投1長屋(オ)四八米二五 (日本新記録) 女子の部 △百米渡邊(オ)一二秒九△八十

米障1中西(オ)一三秒六(獨走)△四百米繼 走オリムピック(オ)村岡、中西、土倉、 渡邊)五三秒六

朝鮮

九月廿一日、京城競技場で舉行、一等成績 左の如し。

△百米矢野(朝鮮)一〇秒八 △四百米増田 (オ)五〇秒三△八百米ルオマー(オ)二分 二秒二△千五百米ルオマー(オ)四分 一九秒△五千米マチライ(オ)一分五五 秒八△高障1金(朝鮮)一六秒二△走幅跳 田島(オ)六米八四△三段跳1南部(オ)一三米 五七△棒高跳1山本(朝鮮)三米六〇△槍投1 ヤルグイ(オ)六八米五〇△砲丸投1ヤルグ イ(オ)一三米九八 △圓盤投1ユトカス (オ)四六米五六

關東學生陸上對抗選手権

第十四回關東學生陸上對抗選手権大會は九 月廿四、五の兩日神宮競技場に於て舉行さ れた。第一部では早大八年連勝し第二部で は専修大學が初めて優勝した。

第一部(トラック) △百米1吉岡(文理大) 一〇秒六2 高野(早大)3 佐々木(文理大) △二百米1中島(早大)二一秒七2 吉岡(文 理大)3 伊吹(文理大) △四百米1中島(早 大)四九秒二(日本タイ記録)2 張(早大)3

大木(法大)△八百米1富江(明大)二分二保 坂(文理大)3 菅沼(慶大)△千五百米1多田 (早大)四分六秒六2 菅沼(慶大)3 今井(慶 大)△一萬米1北本(慶大)三分一六秒八 2 竹中(慶大)3 森本(日大)△高障1藤田 (文理大)一五秒(参考)2 清水(早大)3 淺川 (文理大)△中障1張(早大)五六秒四2 外 山(文理大)3 山縣(早大)△四百米繼走1文 理大(細川、淺川、佐々木、吉岡)四二秒四 2 早大3 明大 △千六百米繼走1早大(張、 松平、鶴澤、窪田)三分二五秒六2 文理大 3 明大 (フイールド) △走高跳1木村(早大)一米 八五2 能勢(文理大)3 中野(慶大)△走幅跳 1 西田(早大)七米一八2 湊川(早大)3 吉岡 (文理大)△三段跳1江尻(文理大)一四米五 四2 山縣(早大)3 望月(文理大)△棒高跳1 西田(早大)四米〇五A2 望月(文理大)3 大 江(慶大)△槍投1住吉(早大)五八米九九2 西澤(早大)3 栗原(文理大)△圓盤投1上 條(早大)三八米八九2 岸本(立教)3 久内 (文理大)△砲丸投1山本(慶大)一三米四 二(學生新記録)2 西田(文理大)3 齋藤 (慶大)△鐵槌投1長尾(明大)四五米八七 2 落合(明大)3 穂積(明大) 第二部(トラック) △百米1小池(學習院)

一一秒二 西郷(學習院)3 近藤(専大)△二百 米1 西郷(學習院)二一秒六2 小池(學習院) 3 岩間(拓大)△四百米1 犬丸(大倉)五三秒 八2 岩間(拓大)3 近藤(外語)△八百米1 渡 邊(宇高農)二分六秒2 松本(青學)3 鈴木 (日商)△千五百米1 李(専大)四分一四秒八 2 難波(日商)3 杉本(青學)△一萬米1 李 (専大)三分二七秒四2 難波(日商)3 池 中 (洋大)△高障1吉武(横專)一六秒八2 剛 山(東商)3 山田(學習院)△中障1小野 (横專)一分〇秒六2 加藤(横專)3 白田(横 專)△四百米繼走1 學習院(松平、小池、西 郷、山田)四四秒四2 専大3 商大△千六百 米繼走1 學習院(小池、鍋島、松浦、西郷) 三分四〇秒二2 横專3 専大 (フイールド) △走高跳1尾本(商大)一米 七五2 犬丸(大倉)3 清水(國大)△走幅跳1 小池(學習院)六米五九2 荒木(大倉)3 尾本 (商大)△三段跳1浦谷(東高)一三米六三2 山村(大倉)3 荒木(大倉)△棒高跳1鈴木 (商大)三米五〇2 松本(商大)3 山下(一高) △槍投1小池(學習院)五一米八三2 外川 (商大)3 櫻井(拓大)△圓盤投1渡部(横高 商)三二米六八2 岸本(青學)3 澤田(横高 商)△砲丸投1白井(専大)一三米七二澤田 (横高商)3 岸本(青學)△鐵槌投1桂木(洋

大)二九米一〇二山下(一商)三白井(専大)

第十二回關西學生陸上對校選手權大會は七年九月廿四、五の兩日、甲子園競技場に於いて舉行、參加校一部五校、二部十八校で一部では關大が連勝し、二部は同志社高商が覇権を獲得した。

第一部(トラック) △百米一西(同大)一〇秒一〇二谷口(關大)三市原(立大)△二百米一谷口(關大)二二三秒三二西(同大)三松本(京大)△四百米一西(同大)五二秒二二松本(京大)三林(關大)△八百米一藤枝(關大)二分二秒八二高木(立命大)三安達(京大)△千五百米一藤枝(關大)四分二二秒八二高木(立命大)三矢柴(神商大)△一萬米一矢柴(神商大)三六六一〇秒四二望月(關大)三中山(同大)△高障礙一犬島(關大)一五秒九(新記録)二福田(關大)三堀内(京大)△中障礙一原田(京大)五九秒二市原(立命大)三横山(同大)△四百米繼走一關大(谷口、内海、野口、犬島)四五秒六二京大三神商大△千六百米繼走一關大(林、小西、野口、藤枝)三分三四秒八(新記録)二同大三京大(フイールド) △走高跳一富谷(關大)一米八六(新記録)二松本(同大)三多門(立命大)△走幅跳一犬島(關大)六米八八二原田(京大)三戸上(關大)△三段跳一犬島(關大)一四米六三二原田(京大)三福田(關大)△棒高跳一藤本(關大)三米六〇二富谷(關大)三松本(同大)△槍投一長尾(關大)五五米七八二木村(關大)三川島(京大)△圓盤投一川島(京大)三六米〇六二長尾(關大)三木村(關大)△砲丸投一戸上(關大)一米三五二川島(京大)三長尾(關大)△鐵槌投一村尾(京大)三三米六二二高橋(同大)三足立(京大)第二部(トラック) △百米一眞柄(大高)一〇秒四二進藤(甲南)三掛樋(浪高)△二百米一山本(神高商)二三秒八二進藤(甲南)三眞柄(大高)△四百米一西岡(神高商)△八百米一長谷川(廣文理)二分九秒四二松成(關學)三小阪(大商)△千五百米一長谷川(廣文理)四分三三秒四二松成(關學)三黃(同高商)△一萬米一長崎(同高商)三八分六秒六二黃(同高商)三湯淺(關學)△高障礙一清水(大工大)一六秒二小寺(京藥)三高橋(關學)△中障礙一小寺(京藥)一分二秒二上田(京藥)三堀部(同志商)△四百米繼走一三高(三谷、安田、前田、千田)四六秒二二廣文理三高△千六百米繼走一神高商(西岡、田中、池内、山本)三分四八秒二大商(フイールド) △走高跳一高田(大商大)一

米七五二清水(大工大)三向井(關學)△走幅跳一横田(京醫大)六米八二二高田(大商大)三寺田(大商大)△三段跳一清水(大工大)一四米四〇二横田(京醫大)三高田(大商大)△棒高跳一中辻(京醫大)三米四〇二高田(大商大)山本(浪高)三谷(大商大)△槍投一菱本(同高商)五三米八八二八幡(大商大)三掛樋(浪高)△圓盤投一菱本(同高商)三七米七〇(新記録)二松野(甲南)三成岡(關學)△砲丸投一菱本(同高商)一米八九二松野(甲南)三佐藤(同高商)△鐵槌投一松野(甲南)三九米三一二菱本(同高商)三成岡(關學)

早慶對抗陸上競技

第十回早慶陸上競技は七年十月廿三日神宮競技場で舉行、早大八年連勝す。
(トラック) △百米一中島(早)一〇秒二二鈴木(慶)三高野(早)△四百米一中島(早)四九秒(日本新記録)二張(早)三窪田(早)△千五百米一菅沼(慶)四分六秒二今井(慶)三北本(慶)△高障礙一清水(早)一五秒五二村上(早)三松尾(慶)△八百米繼走一早大(高野、窪田、張、中島)一分二八秒四(日本新記録)二慶應(フイールド)△走高跳一小野(慶)木村(早)一米九一三中野(慶)△走幅跳一淡川(早)七米〇六二福永(早)三飯島(慶)△棒高跳一西田(早)四米一五(日本タイ記録)二

野秋(早)大江(慶)△槍投一住吉(早)六三米五〇二山本(慶)三小林(早)△圓盤投一上條(早)三九米九六三齋藤(慶)三山本(慶)

女子東西對抗

第一回全日本女子東西對抗陸上競技大會は七年十月十七日美吉野競技場で舉行。
(トラック) △六十米一村岡(東)八秒三△百米一渡邊(東)一三秒三△二百米一前田(東)二八秒△八百米一玉村(西)二分五八秒二△八十米障礙一中西(西)一三秒二△四百米繼走一東(村岡、平野、前田、渡邊)五二秒(フイールド)△走高跳一廣橋(西)一米四五A△走幅跳一渡邊(東)五米一三△槍投一石津(東)二八米九九△砲丸投一石津(東)一〇米二五△圓盤投一石津(東)二六米九〇

中等學校東西對抗

第三回全日本中等學校東西對抗陸上大會は十月卅日甲子園南運動場で舉行、二十八點の大差で關東側が初めて優勝した。中等新記録を作つた種目左の如し。
△百米榎本(岸和田中)一〇秒六△四百米今井(京都一商)五一秒二△八百米黒澤(青森商)一分五九秒八△千五百米武藤(静岡師)四分一五秒四△千六百米繼走東(杉本、遠藤、星野、黒澤)三分三一秒二二西(白神、松山中島、今井)三分三二秒△走高跳矢田(山梨

師)一米八五 △砲丸投青木(銚子商)一四米四〇

關東陸上選手權大會

第九回關東陸上競技選手權大會は八年四月廿二、三の兩日、神宮競技場に於て舉行された。

男子の部(トラック)△百米一高野(早)一一秒二阿武(美松)三井沼(松坂屋)△二百米一吉住(明大)二二秒六二阿武(美松)三金子(慶應)△四百米一増田(日立)五一秒二二相原(下野中)三窪田(早大)△八百米一今井(慶應)二分一秒八二朝倉(早大)三内田(埼玉青)△千五百米一内田(埼玉青)四分一五秒六二露木(神奈川)三西川(文理大)△五千米一金(早大)一五分三七秒二田中(中大)三湯本(常盤生)△一萬米一犬谷(神奈川青)三分一〇秒四二佐藤(中大)三曾根(日大)△マラソン一矢萩(日大)二時間三七分一秒二小野澤(青年)三鈴木(芝浦)△高障礙一清水(早大)一六秒四二山下(一高)三椎名(専大)△中障礙一陸口(明大)五八秒一三吉原(文理大)三青山(早大)△三千米障礙一田中(中大)一〇分一九秒八二五十嵐(教員)三村上(日大)△五千米競歩一和田(青年)二大塚(タイヒア)三杉浦(農大)一、二着は反則で失格 △四百米繼走一明大(扇、田中、吉

住、切東)四四秒二二早大 △千六百米繼走一日大(平野、今井、澤井、川波)三分四四秒六二専大

(フイールド) △走高跳一朝隈(明大)一米八八二加島(文理大)金木(文理大)△走幅跳一朝倉(鎌倉師)六米九八二富山(東大OB)三西田(早大)△三段跳一柴田(早大)一三米八八二岡田(埼玉青)三石橋(早大)△棒高跳一西田(早大)四米二大江(慶應)三松本(日大)△砲丸投一西田(文理大)一三米二九二阿部(中大)三加藤(文理大)△圓盤投一上條(早大)四一米三〇二金子(文理大)三藤田(文理大)△鐵槌投一長尾(日立)四五米一七二飯田(明大)三上條(早大)△槍投一小林(早大)五三米二七二佐藤(早大)三國井(立教)△五種競技一岡田(埼玉青)三、三八六點七二五二築田(教員)三小池(學習院)△十種競技一山田(學習院)五、七一八點一七五二山縣(早大)三村上(日體俱)

A(掛川、相良、鹿島、荒子)二八秒2女子
體專B△四百米繼走1女子體專A(掛川、相
良、鹿島、荒子)五五秒九2日體女子部
〔フィールド〕△走高跳1相良(體專)一米
四〇2廣橋(體專)3津田(體專)△走幅跳1
掛川(體專)四米五〇2小林(體專)3阿左見
(體專)△三段跳1林(體專)一米一八2森
岡(體專)3内田(日體)△砲丸投1石津(體
專)一〇米二五2峰島(體專)3掛川(體專)
△圓盤投1石津(體專)三六米八一(日本新
記録)2星野(横濱DC)△槍投1矢田(體
專)二八米八一2相良(體專)3清水(中村)

關東中等選手權

第六回關東中等學校陸上競技選手權大會は
八年五月七日、神宮競技場で舉行、中等部
では木更津中、師範部では濱松師が優勝し
た一等記録左の如し。
中學の部 △百米鳥飼(木更津中)一一秒三
△四百米相原(下野中)五二秒六(新記録)△
千五百米關口(立正中)四分二秒八△五千
米横尾(成田中)一六分五四秒四△低障碍齋
藤(大田原中)二六秒九△八百米繼走靜岡商
(服部、小永井、近藤、青山)一分三四秒四△
走高跳根本(太田中)一米七五△走幅跳鳥飼
(木更津中)六米五九 △棒高跳鳥飼(木更津
中)三米三五 △砲丸投林(濱松一中)一三米

一五△圓盤投岡見(太田中)三二米九〇△槍
投赤羽(宇都宮商)四八米八八
師範の部 △百米中澤(茨城)一一秒五△四
百米小野川(濱松)五五秒二△千五百米常松
喬(福島)四分一七秒六(新記録)△五千米常
松喬(福島)一六分七秒六(中等新記録)△低
障碍松島(濱松)二六秒五△八百米繼走濱松
(池端、渡邊、鈴木、松島)一分三秒四△
走高跳竹内(豊島)一米七五 △走幅跳朝倉
(神奈川)六米七〇〔新記録〕△棒高跳植木
(栃木)三米三〇△砲丸投橋本(埼玉)一三米
一二△圓盤投橋本(埼玉)三三米八六△槍投
長谷川(埼玉)四七米五五

日本學生對校

第六回日本學生陸上對校選手權大會は五月
廿七、八の兩日、甲子園南運動場に於て舉
行、早大二日目に追撃效を奏しよく文理大
を押へて三年振りに優勝す。
〔トラック〕△百米1吉岡(文理大)一〇秒
六2佐々木(文理大)3大島(關大)4近藤
(專大)5中島(早)6金子(慶應)△二百米1
吉岡(文理大)二一秒二(日本新記録)2佐々
木(文理大)3中島(早大)4鈴木(慶應)5菊
田(名高商)6吉住(明大)△四百米1中島
(早大)五〇秒九2窪田(早大)3菊田(名高
商)4長谷川(文理大)5鈴木(慶應)6張(早

大)△八百米1藤枝(關大)二分〇秒三2菅
沼(慶應)3黒澤(中大)4青地(立教)5朝倉
(早大)6西川(文理大)△千五百米1藤枝
(關大)四分九秒二2今井(慶應)3田中(中
大)4高木(立命)5中田(早大)6内田(明
大)△一萬米1木村(慶應)三三分一〇秒八
2田中(中大)3名島(明大)4村社(中大)5
矢萩(日大)6山口(文理大)△高障碍1清水
(早大)一四秒九(日本新記録)2西田(早大)
3大島(關大)4浅川(文理大)5清水(大阪)
△中障碍1陸口(明大)五六秒九2中島(文
理大)3市原(立命)4山田(學習院)5松平
(早大)6張(早大)△四百米繼走1文理大
(中林、伊吹、佐々木、吉岡)四三秒一2早
大3慶應4專大5明大6農大△千六百米繼
走1文理大(三柳、長谷川、佐々木、吉岡)
三分二八秒六2早大3關大4慶應5立命6
同大

〔フィールド〕△走高跳1朝隈(明大)一米
九〇A2安達(早大)矢田(早大)金木(文理
大)5木村(早大)6富谷(關大)清水(名商
工)小野(慶應)榊本(慶應)能勢(文理大)△
走幅跳1西田(早大)七米二五2朝隈(明大)
3湊川(早大)4伊吹(文理大)5荒川(日大)
6廣見(法政)△三段跳1大島(關大)一四米
八九2宮川(中大)3西田(早大)4江尻(文

理大)5柴田(早大)6清水(阪大)△棒高跳
1大江(慶應)四米二〇〔大會並日本學生新
記録〕2西田(早大)四米一五〔大會新記録〕
3高野(文理大)4北(早大)野秋(早大)松本
(日大)小長谷(文理大)△砲丸投1西田(文
理大)一三米三二2齋藤(慶大)3野口(早
大)4阿部(中大)5松野(甲南)6吉田(文理
大)青木(早大)△圓盤投1藤田(文理大)四
〇米六七2菊本(文理大)3上條(早大)4松
野(甲南)5齋藤(慶大)6永車(明大)△鐵槌
投1阿部(中大)四二米五四2吉澤(文理大)
3城戸(關大)4松野(甲南)5金子(文理大)
6飯田(明大)△槍投1國井(立教)五九米〇
二2長尾(關大)3吉住(明大)4小林(早大)
5佐藤(早大)6外川(東商大)

全國高工聯盟大會

第九回全國高工陸上競技大會は六月三、四
の兩日名古屋鶴舞公園競技場で舉行。
1名古屋高工六一點2濱松高工四四點3
福井高工四〇點五4横濱高工三〇點五

一般對學生陸上

第二回一般對學生陸上競技會は六月十一日
神宮競技場に舉行、六七點五對三四點五で
學生軍連續大勝す。
〔トラック〕△百米1吉岡(學)一〇秒六2
南部(一)3佐々木(學)△二百米1吉岡(學)

二一秒八2西(一)3鈴木(學)△四百米1中
島(學)四九秒九2西(一)3増田(一)△八百
米1菅沼(學)一分五八秒(日本タイ記録)2
藤枝(學)3富江(一)△千五百米1内田(一)
四分八秒二2藤枝(學)3今井(學)△一萬米
1須佐(一)三三分八秒八2田中(一)3名島
(學)△高障碍1村上正(學)一五秒三2福井
(一)3清水(學)△中障碍1福井(一)五五秒
七(日本新記録)2市原(學)3牛島(學)△四
百米繼走1學生(鈴木、大島、佐々木、吉
岡)四二秒七2一般△千六百米繼走1一般
増田、相原、大木、西)三分二〇秒四2學
生

〔フィールド〕

△走高跳1矢田(學)一米九
四〔大會新記録〕2朝隈(學)3村上(學)杉山
(一)△走幅跳1南部(一)七米四〇2湊川
(學)3田島(學)△三段跳1原田(學)一四米
四九2大島(學)3立中(一)△棒高跳1西田
(學)四米二〇A2大江(學)3高野(學)△砲
丸投1西田(學)一三米四五2野口(學)3山
本(一)△鐵槌投1長屋(一)四五米八六2阿
部(學)3塚本(一)△圓盤投1菊本(學)四一
米一〇2藤田(學)3上條(學)△槍投1住吉
(一)五七米三六2國井(學)3吉住(學)

四大學陸上

第二回法政、明治、日本、中央の四大學對

抗陸上競技は六月廿四、五の兩日、神宮競
技場で舉行、一三三點五を獲得して明大優
勝した。

〔トラック〕

△百米切東(明)一一秒△二百
米吉住(明)二二秒七△四百米吉住(明)五〇
秒四△八百米黒澤(中)二分一秒八△千五百
米内田(明)四分一秒六△一萬米村社(中)
三三分四秒六△高障碍陸口(明)五五秒七
(日本新記録)△三千米障碍田中(中)一〇分
三秒八△四百米繼走明大(扇、田中、切東
吉住)四三秒五△千六百米繼走明大(田中、
岡澤、陸口、吉住)三分三〇秒四

〔フィールド〕

△走高跳山次(中)一米七五
A△走幅跳廣見(法)七米一三△三段跳宮
川(中)一三米八六△棒高跳松本(日)三米八
〇△砲丸投阿部(中)一二米四四△鐵槌投阿
部(中)四五米二八△圓盤投永車(明)三七米
九七△槍投吉住(明)五六米二一

全國高商陸上

東京、神戸兩商大主催の第二回全國高商陸
上競技大會は七月十五、六の兩日神戸市選
動場で舉行、名古屋高商の優勝となつた。
(参加校十九校)

▲各校得點 1名古屋(八三點五)2山口
(六一點)3和歌山(三〇點五)4京城(二
八點)5横商專(二二點)6大分(二二點)

7 小樽(一六點五)横濱9 同志社(一六點)

水上競技

全國學生水上競技大會

第十一回インターカレッジイト水上競技大會は、昭和七年九月二十三、四、五の三日間、神宮プールに於て舉行されたが第一部では早大、第二部では名古屋高商が優勝した。

◇第一部

▲五〇米自由型 1 高橋(早大)二六秒四 2 宮本(早大)三河石(慶大)4 早川(横工)5 松浦(立教)6 熊野(早大)▲百米自由型 1 片山(明大)六〇秒 2 高橋(早大)3 豊田(日大)4 河石(慶大)5 宮本(早大)6 志村(早大)▲二百米自由型 1 横山(早大)二分一五秒 2(日本新記録) 2 大横田(明大)3 豊田(日大)4 志村(早大)5 坂上(早大)6 武村(明大)▲四百米自由型 1 横山(早大)四分五七秒 2 大横田(明大)3 米山(早大)4 武村(明大)5 坂上(早大)6 根上(立教)▲八百米自由型 1 米山(早大)十分四三秒 2 武村(明大)3 竹村(早大)4 根上(慶大)5 根上(立教)6 小森(慶大)▲五〇米背泳 1 河津(明大)一分一〇秒 2 入江(早大)3 鈴木

(明大)4 勝久(早大)5 根上(慶大)6 井上(慶大)▲百米平泳 1 岡田(日大)一分一九秒 2 松本(早大)3 關(明大)4 保永(早大)5 中村(立教)6 藤本(早大)▲二百米平泳 1 關(明大)三分〇秒八 2 岡田(日大)3 松本(早大)4 藤本(早大)5 調子(早大)6 保永(日大)▲二百米リレー 1 早大(宮本、坂上、志村、高橋)一分四七秒四 2 慶大3 明大4 立教5 日大6 法政▲八百米リレー 1 早大(坂上、志村、米山、横山)九分一六秒二(日本新記録)2 明大3 慶大4 立教5 日大6 法政

◇第二部

▲五〇米 栖原(東商大)二九秒▲百米 梅田(東高師)一分二秒二▲二百米 梅田(東高師)二分三七秒六▲四百米 諫早(名商)一分二四秒六▲八百米 諫早(名商)一分二秒二▲五〇米背泳 清川(名商)三一秒六▲百米背泳 清川(名商)一分一〇秒二▲二百米平泳 鷺尾(中大)一分二四秒四▲二百米平泳 磯野(名商)三分四秒四▲二百米リレー 東高師(浦邊、鹽田、生崎、梅田)一分五六秒六▲八百米リレー 名高商(諫早、川、正木)一分五二秒二 2 東部(新聞、鶴岡、久保田、富樫)▲四百米 1 新聞(静岡中)五分五八秒 2 片岡(城東商)3 中村(中泉農)4 明神(高知商)5 寺田(見付中)6 横山(高知商)▲五〇米背泳 1 渡邊(修猷中)三四秒 2 河野(鹿兒島二師)3 角野(修道中)4 坪(神奈川商工)5 田中(鏡子商)6 小川(茨城中)▲百米 1 新聞(静岡中)一分二秒六 2 富樫(鶴岡中)3 井上(佐賀中)4 長谷川(修道中)5 小野(臺二中)6 鶴岡(大多喜中)▲二百米平泳 1 羽室(修猷館)二分五九秒二 2 筒井(函館中)3 山田(廣島一中)4 田崎(佐賀中)5 西川(沼津商)6 伊藤(中泉農)▲八百米 1 中村(中泉農)一分五八秒二 2 寺田(見付中)3 永見(早實)4 明神(高知商)5 横山(高知商)6 齋川(臺二中)▲二百米 1 新聞(静岡中)二分一八秒三 2 富樫(鶴岡中)3 片岡(城東商)4 本田(安房中)5 平賀(廣島一中)6 赤松(茨木中)▲百米背泳 1 渡邊(修道中)一分一六秒二 2 小川(茨木中)3 河野(鹿兒島二師)4 坪(神奈川商工)5 田中(鏡子商)6 角野(修猷館)▲百米平泳 1 筒井(函館中)一分二一秒二 2 大崎(輪島中)3 山田(廣島一中)4 伊藤(中泉農)5 高尾(高松中)6 渡井(富士中)▲八百米リレー 1 東部(富樫、永見、中村、新聞)九分三九

小出、奥道、尾崎)一〇分一六秒 各校得点 1 名高商九七點 2 東高師三五點 3 中大二九點 4 商大二五點 5 商船校一三點 6 水産校一一點 7 東高師一〇點 8 横商專八點

全國高校對抗水上競技大會

第五回全國高校水上競技大會は八月一、二の兩日神宮プールに於て舉行されたが決勝記録は左の如くである。

▲百米 1 中島(松山)一分四秒八 2 小出(八高)3 近藤(八高)▲二百米 1 小出(八高)二分二七秒四 2 中島(松山)3 千知岩(七高)▲四百米 1 大宰(八高)五分四四秒八 2 堀内(八高)3 永岡(一高)▲八百米 1 近藤(八高)一分二六秒八 2 大宰(八高)3 波多江(五高)▲百米背泳 1 川口(松山)一分二〇秒六 2 村山(松山)3 平山(五高)▲二百米(八高)▲二百米平泳 1 小出(八高)二分五六秒六 2 新見(松山)3 田川(五高)▲二百米リレー 1 八高(小出、近藤、堀内、小出)一分五五秒八 2 松山3 一高▲八百米リレー 1 八高(近藤、堀内、山田、小出)一分二四秒二 2 五高3 松山▲三百米リレー 1 松山(川口、新見、中島)三分四九秒四 2 八高3 五高 各校得点 1 八高八六點五 2 松山六六點 3

五高四三點五 4 一高三〇點五 七高二〇點六 六高不参加

全日本中等學校水上競技大會

第六回全日本中等學校水泳の東西優勝校對抗競技及び東西選抜選手對抗競技は八月二十七、八の兩日、神宮プールで舉行、優勝校對抗は西部代表は修道中學、東部代表は中泉農業、東西對抗は東部が優勝した。

◇東西優勝校對抗

▲二百米リレー 1 西部(長谷川、濱野、松田、小林)二分五五秒八 2 東部(河合、伊藤村松、鈴木)二分九秒▲八百米 1 中村(東)一分七秒三 2 平野(東)▲百米平泳 1 永久(西)一分二二秒三 2 伊藤(軍)(東)3 伊藤(三)(東)▲百米 1 長谷川(西部)一分五秒二 2 小林(西)3 松田(西)▲五十米背泳 1 渡邊(西)三四秒二 2 島(西)3 河野(西)▲四百米 1 木村(西)五分二〇秒四 2 中村(東)3 平野(西)▲二百米平泳 1 永久(西)三分三秒三 2 伊藤(東)3 佐野(西)▲百米背泳 1 渡邊(西)一分一八秒六 2 小島(西)3 河野(西)▲八百米リレー 1 西部(長谷川、小林、渡邊、木村)一〇分四秒三 2 東部(豊田、村松、平野、中村)

◇東西選抜選手對抗

▲二百米リレー 1 西部(小野、井上、長谷

秒二二 西部(長谷川、片岡、平賀、横山)九分五三秒六

關東水上競技大會

關東水泳協會主催全日本水上選手權大會關東選抜は九月十一日神宮プールで舉行。

◇男子競泳 ▲百米 1 梅田(高師)一分四秒八 2 細谷(中央)3 伊藤(鏡子商)▲二百米 1 梅田(高師)二分二八秒八 2 細谷(中央)3 栗田(麻布中)▲四百米 1 市村(法政)五分三秒四 2 伊藤(鏡子商)3 大西(日大工)▲千五百米 1 市村(法政)二分二二秒三 2 小川(無所屬)3 大西(日大工)▲百米平泳 1 鷺尾(中央)一分二二秒二 2 龜山(慶普)3 海老原(講武)▲二百米平泳 1 鷺尾(中央)三分八秒二 2 龜山(慶普)3 市原(講武)◇飛込 ▲飛板飛込 1 原西(慶應)一二七點八〇 2 原秀(慶應)3 杉原(慶應)▲高飛込 1 岩切(明大)八五點一〇 2 末次(東京)3 永松(FDC)◇水球(優勝試合) 慶應9——0 横濱外人◇女子競泳記録 ▲百米 1 大木(府六女)一分二五秒二 2 河村(横濱)3 宮崎(無所屬)▲二百米 1 河村(横濱)三分二〇秒四 2 須藤(横濱)3 川田(東女子)▲四百米 1 西村(無所屬)七分二一秒八 2 高野(無所屬)3 羽村(西多摩)◇飛込 ▲飛板飛込 1 大澤

(FDC)六二點八六二永井(無所屬)3大瀬(無所屬)▲高飛込 1永井(無所屬)三七點二二2大澤(精華女)3林(精華女)

全日本水上選手権競技大会 昭和七年度全日本水上選手権大会は九月三十日、十月一、二日の三日間神宮プールで舉行。

男子の部 ▲百米 1新井茂雄(静浦水協)一分一秒六 2志村(稻泳會)3梅田(高師)▲二百米 1新間六炳(静浦水協)二分一八秒二 2新井(静浦水協)3富樫(鶴岡工業)▲四百米 1新間六炳(静浦水協)四分五九秒八 2石原田(明大)2米山(稻泳會)▲千五百米 1北村久壽雄(高知商)一分九分五六秒 2横山(高知商)3知念(佐世保鎮守府)▲百米背泳 1清川正二(名高商)一分一〇秒八(日本新記録)2上野(東京商船)3竹内(法政)▲百米平泳 1小池禮三(沼津商)一分一六秒(日本新記録)2奥藤(明大)3高田(甲陽中)▲二百米背泳 1清川正二(名高商)二分三六秒六(日本新記録)2武村(明大)3上野(東京商船)▲二百米平泳 1小池禮三(沼津商)二分四九秒六 2高畑(甲陽中)3北本(濱松一中)▲八百米リレー 1稻泳會(志村、田中、宮本、米山)九分四〇秒 2宮城水協 3岡田水俱

飛込 ▲高飛込 1シマイカ(LAAC)一二八點一〇 2スミス(LAAC)3水谷(鎮西學院)▲飛板飛込 1スミス(LAAC)C)一五五點五二 2シマイカ(LAAC)3小林(英水泳團) ▲女子の部 ▲百米 1小島一枝(相山高女)一分一五秒六 2渡邊(愛知)3松澤(體專)▲二百米 1小島一枝(相山高女)二分四九秒二(日本新記録)2守岡(英水)3渡邊(愛知)▲四百米 1守岡初子(英水)六分一〇秒 2古閑(熊本)3鈴木(京都)▲百米背泳 1横田操(京都)一分二五秒四 2高野(愛知)▲二百米平泳 1前畑秀子(相山高女)三分九秒六(日本新記録)2久原(京都)3成瀬(田丸)▲四百米リレー 1京都武徳會(横田、谷口、宮城、鈴木)五分二五秒六 2愛知淑徳◇飛込 ▲高飛込 1永井惠美子(無所屬)三〇點三二 2大澤(九段精華)3林(九段精華)▲飛板飛込 1大澤政代(FDC)六〇點七二 2永井(無所屬)3香野(西宮高女)

東西女子對抗水上競技大会

第三回全日本女子東西對抗水上は九月二十三日名古屋、清洲プールで舉行されたが百五點對七十二點で西部に凱歌揚る。

河石、遊佐、豊田)一分四八秒八 2關大3同志社▲三百米メドレーリレー 1オリムピツクチーム(河津、小池、片山)三分二九秒四、

全日本女子競泳大会

日本女子水上競技聯盟主催第四回女子競泳大会は九月十七、八の兩日、寶塚新設プールで舉行。 ▲五十米 1谷口(京武)三六秒 2永井(京府二)3小木曾(淑徳)▲百米 1荒田(京二條)二分二〇秒四 2渡部(淑徳)▲二百米 1渡部(淑徳)三分六秒二 2鈴木(京府二)3横江(淑徳)▲四百米 1横江(淑徳)六分三八秒 2鈴木(京府二)3竹村(京武)▲百米平泳 1中村(京府二)一分三四秒二 2眞下(京二條)3白坂(山口)▲二百米平泳 1中村(京府二)三分二六秒八 2元原(京武)3眞下(京二條)▲百米背泳 1横田(同志女)一分三〇秒二 2高野(淑徳)3初田(京二條)▲二百米背泳 1高野(淑徳)三分二五秒二 2初田(京二條)3松井(京府二)▲二百米リレー 1京府二女(永井、宮城、河原、鈴木)二分二五秒二 2京都二條女(愛知淑徳)▲三百米メドレーリレー 1京都二條女(初田、眞下、荒田)四分三〇秒二 2京都武徳 3京都府二女

臺北對抗水上競技大会

第三回臺灣對比島水上競技戦は八年五月十三、四、五の三日間、臺北東門町市營プールで舉行されたが、三日間とも臺灣軍のリードとなり、三十六點對二十七點で臺灣始めて優勝す。 ▲二百米 1平野(臺)二分二三秒四 2宮木(臺)3アリ(比)▲百米背泳 1クリスチヤンセン(比)一分一五秒五 2小野(臺)3松村(臺)▲八百米 1宮木(臺)十一分一四秒二 2齊川(臺)3川田(臺)▲三百米メドレーリレー 1比島(クリスチヤンセン、イルデフォンソ、アリ)三分三四秒六 2臺灣(村松、田口、横林)▲五十米 1アリ(比)二六秒八 2ノヒ(比)3小野(臺)▲四百米 1宮木(臺)五分一七秒七 2川田(臺)3齊川(臺)▲二百米平泳 1田口(臺)二分五一秒三 2イルデフォンソ(比)3シキラム(比)▲四百米リレー 1臺灣(平野、手塚、小野横林)四分一七秒八 2比島(アラサド、ノヒシキラム、アリ)▲百米 1アリ(比)一分二秒七 2平野(臺)3横林(臺)▲二百米背泳 1クリスチヤンセン(比)二分四七秒三 2小野(臺)3松村(臺)▲百米平泳 1イルデフォンソ(比)一分一六秒四 2アラサド(比)3シキラム(比)▲八百米リレー 1臺

東都十二大學水上競技大会

第六回東都十二大學水上競技大会は六月十七、十八の兩日玉川プールで舉行、六校の棄権あつたが日大優勝す。 ▲五十米 1豊田(日大)二七秒四 2井上(國大)3加藤(日大)▲百米 1遊佐(日大)五八秒二 2井上(國大)3富樫(法政)▲二百米 1遊佐(日大)二分一六秒四 2富樫(法政)3中村(日大)▲四百米 1杉本(日大)五分一四秒四 2市村敬(法政)3市村定(法政)▲八百米 1杉本(日大)一分一〇秒 2市村敬(法政)3桑野(日大)▲五十米背泳 1秋吉(日大)三三秒四 2門田(法政)3安岡(日大)▲百米背泳 1秋吉(日大)一分一七秒四 2門田(法政)3安岡(日大)▲百米平泳 1柳澤(法政)一分二一秒六 2安永(日大)3鷺見(中大)▲二百米平泳 1柳澤(法政)三分〇秒八 2鷺見(中大)3渡井(法政)▲二百米リレー 1日大(遊佐、杉本、加藤、豊田)一分五一秒四 2法政3國大 ▲八百米リレー 1日大(遊佐、桑野、豊田、杉本)九分四六秒四 2法政3國大 各校得點 1日大(八一)2法政(七三)3國大

3 國大(二六點) 4 拓大(二四點) 5 中大(一九點)

早慶對抗水上競技大會

第七回早慶水上競技會は六月十一日神宮プールで舉行されたが三四點對五點で早大七度連勝す。

▲百米 1 坂上(早大)六〇秒 2 河石(慶大)三三秒 3 高橋(早大)▲二百米 1 横山(早大)二分一六秒 2 新間(早大)三分三秒 3 片岡(早大)四分一六秒 4 牧野(早大)四分五三秒 5 横山(早大)四分一六秒 6 千五百米 1 牧野(早大)一九分五四秒 2 田中(早大)三分一〇秒 3 永見(早大)▲二百米背泳 1 入江(早大)一分一〇秒 2 清政(早大)三分一〇秒 3 勝久(早大)▲二百米平泳 1 小池(慶大)二分四四秒 2 世界新記録) 2 古莊(早大)三分四四秒 3 山田(早大)▲八百米リレー 1 早大(片岡、新間、牧野、横山)九分一八秒 2 慶大(森、小川、河石、松岡)

早大對關學水上競技會

第十回關學對早大の水上競技は六月二十五日、神宮プールで舉行されたが百二十三點對六九點で早大連勝す。

▲五十米 高橋(早大)二六秒六▲百米 高橋(早大)五九秒六▲二百米 横山(早大)二分一五秒六▲四百米 横山(早大)二分五二秒四▲八百米 牧野正藏(早大)一〇分八秒

六(世界新記録)▲百米背泳 入江(早大)一分一四秒▲二百米平泳 大崎(關學)二分五二秒▲二百米リレー 早大(坂上、竹村、志村、高橋)一分四七秒八▲三百米メドレーリレー 早大(入江、山田、坂上)三分三六秒八▲八百米リレー 早大(片岡、新間、田中、横山)九分二二秒四

全國飛込競技大會

本社及びFDC主催の第七回全國飛込競技大會は七年九月四日、日大プールで舉行。◇男子の部 ▲飛板飛込 (A組) 柴原(金澤)八四秒七〇 (B組) 中田(金澤)一三二秒六二▲高飛込 (A組) 出口(YDC)三四秒〇八 (B組) 末次(TDC)七四秒五〇 ◇女子の部 ▲飛板飛込 (A組) 大澤禮子(九段精華)四一點五六 (B組) 大澤政代(FDC)六七秒四四▲高飛込 大澤禮子(九段精華)二九秒六〇

全國學生飛込競技大會

全國學生水上競技聯盟主催の第六回全國學生飛込競技大會は九月一八日、神宮プールで舉行されたが慶應優勝す。◇各校得点 1 慶應(二九點) 2 明大(二五點) 3 東洋大(六點) 4 早大(四點) 5 日大(二點) ◇高飛込 1 生江(明大)三二點七〇 2 杉原

(慶應) 3 清水(慶應) 4 石川(明大) 5 三谷(東洋大) 6 高橋(早大) ◇飛板飛込 1 生江(明大) 二四點五四 2 原秀(慶應) 3 原西(慶應) 4 杉原(慶大) 5 岩切(明大) 6 石川(明大) ◇高飛込 1 原秀(慶應) 八一點五六 2 岩切(明大) 3 三谷(東洋大) 4 西海(早大) 5 本多(日大) 6 門倉(慶應)

全國學生水球試合

全國學生水上競技聯盟主催の第五回全國學生水球リীগ試合は十月三日から九日まで神宮プールで舉行、早大優勝す。 帝大 7 2 法政 慶應 7 2 立教 早大 14 0 商大 慶應 17 0 法政 早大 11 0 明大 立教 3 0 帝大 早大 20 0 法政 帝大 5 1 商大 慶應 13 0 明大 帝大 10 2 明大 慶應 10 0 商大 早大 12 1 立教 明大 2 1 法政 立教 6 0 商大

山中(日米) KO セゴンド(比人)

第二日

◇六回戦 花野(日米) 引分 三木(大東) 大虎(日活) 引分 ゴンザロ(比人) 中村(大日拳) 引分 ギヤロツプ(米人)

大日拳支部拳闘

大日本拳闘會大阪支部發會記念關東關西拳闘試合は八月二十五日大阪朝日會館で舉行。

◇六回戦

セゴンド(比人) 引分 大虎(日活) ゴンザロ(比人) 判定 中村(大日)

夏季拳闘試合

大日拳、日米俱共同主催の第四回夏季拳闘大會は、八月二十七日甲子園庭球場で舉行。

◇六回戦

ホビ 1(比人) 判定 船岡(日米) ギヤロツプ(米人) 判定 藤田(日米)

◇八回戦

野口(大日) 引分 プレント(黑人)

墨國選手歡迎試合

帝拳主催墨國拳闘選手來朝歡迎拳闘試合は九月二十日日比谷音樂堂で舉行。

◇六回戦

スチュワート(帝拳) 判定 梅井(日俱)

拳闘

東大 2 1 東商大 明大 6 0 日大 早大 7 1 立教 早大 2 1 慶應

【プロフェッショナル】 送迎拳闘試合

白田選手渡米、ラツシュ・マヨ選手來朝歡迎試合は昭和七年九月五日、日比谷音樂堂で舉行。

◇六回戦

スチュワート(帝拳) 判定 高田(日東) ヤバ(東洋) 判定 野田(東京)

◇八回戦

中村(日俱) TKO マヨ(比人) プレント(黑人) TKO 白田(國際)

KO盃拳闘

大日拳主催KOカップ爭奪新進選抜拳闘試合は、九月四、五の兩日神戶松竹劇場で舉行。

第一日

◇六回戦

ダヤオ(比人) 引分 山田(大日拳) J・サクラメント(比人) 引分 藤田(日米)

尙第六回水球リীগ試合は五月三十日から六月十一日まで神宮プールに舉行、早大優勝。

立教 4 1 東商大 慶應 3 0 明大 早大 10 0 日大 慶應 3 0 立教 東商大 9 2 日大 東大 4 3 明大 早大 7 0 東商大 立教 6 0 日大 慶應 10 0 東大 教 1 0 明大 立教 8 0 東商大 早大 15 0 東大 大 3 2 日大 明大 5 4 東商大 慶應 7 0 日大 早大 8 1 明大 立教 6 1 東大

マンサニヨ(墨) 判定 マヨ(比人)
八回戦
マルクス(墨) 判定 植村(帝拳)
熊谷(日俱) 引分 タラン(墨)

極東拳闘俱樂部創立一週年記念拳闘試合は
九月十九日、日比谷公會堂で舉行。
六回戦

原(大日) 引分 福山(日米)
ホビー(比人) 判定 山中(日米)
八回戦
ギヤロツブ(米) 引分 松永(東亞)

大東拳闘俱樂部主催の比島選手招勝拳闘試
合は九月二十八日、日比谷公會堂で舉行。
六回戦

伊東(城北) 判定 福山(日米)
高津(葵) 判定 原(大日拳)
ネルソン(比) TKO 船岡(日米)
網野(日米) TKO コシオ(比人)

日米墨比對抗拳闘試合は、十月十五日、日
比谷公會堂で舉行。
六回戦

スチユロト(米) TKO 池田(ヤング)
マヨ(比) 判定 小林(東京)

マンサニヨ(墨) 判定 木村(帝拳)
八回戦
シソン(比) TKO 野田(東京)
橋本(帝拳) 引分 ヤバ(比)

日俱主催日米墨比對抗拳闘試合は、十月二
十一日、日比谷公會堂で舉行。
六回戦

マヨ(比) TKO 吉田(日俱)
松岡(日俱) 判定 木村(帝拳)
熊谷(日俱) 判定 スチユロト(米)
マンサニヨ(墨) 判定 ヤバ(比)

中村(日俱) 判定 マルクス(墨)
帝拳主催大會
帝國拳闘會主催大會は十月五日、日比谷音
樂堂で舉行。
八回戦

熊谷(日俱) 判定 多賀(帝拳)
シソン(比) 引分 橋本(帝拳)

日米親善拳闘
帝拳主催日米親善拳闘大會は十一月三日、
日比谷公會堂で舉行。
六回戦

松山(東洋) KO 弦本(關東)

高田(日東) 判定 清宮(帝拳)
野田(東京) 判定 マルクス(墨)
八回戦
シソン(比) 判定 マンサニヨ(墨)
アルデ(比) 判定 タラン(墨)

日米主催拳闘大會は十月二十八日、日比
谷公會堂で舉行。
六回戦

船岡(日米) 判定 チリ(比)
トニー(比) 判定 藤田(日米)
野口(大日) 判定 山中(日米)

川田(日米) 判定 ネルソン(比)
重體量拳闘
關東拳主催全日本重體量拳闘大會は十一月
十三日、日比谷音樂堂で舉行。
六回戦

弦本(關東) TKO 北島(東洋)
梅井(日俱) 引分 遠藤(東武)
高田(日東) 判定 野田(東京)

タラン(墨) 反則 マリナオ(比)
帝拳主催の拳闘試合は十一月二十二日、日
比谷公會堂で舉行。

六回戦

木村(帝拳) 判定 梅井(日俱)
多賀(帝拳) KO 弦本(關東)
マヨ(比) 引分 野田(東京)

中村(日俱) 判定 マンサニヨ(墨)
シソン(比) 引分 橋本(帝拳)

日俱主催の忘年拳闘試合は、十二月二日、
日比谷公會堂で舉行。
六回戦

長谷川(日俱) 判定 小林(帝拳)
マヨ(比) 判定 木村(帝拳)
マンサニヨ(墨) 判定 松岡(日俱)

シソン(比) 判定 中村(日俱)

十國體聯合拳闘
帝拳日俱ほか八國體聯合主催の拳闘試合は
十二月十六日、日比谷公會堂で舉行。

六回戦
木村(帝拳) 引分 高田(日東)
ヤバ(比人) 引分 野田(東京)

八回戦
中村(日俱) KO マヨ(比人)
マンサニヨ(墨人) 引分 橋本(帝拳)

旭拳闘俱樂部發會記念新人選抜拳闘試合は
十二月二十日日本所公會堂で舉行。

六回戦
佐藤(旭) 判定 遠藤(東武)

八回戦
ダン(米人) 判定 清宮(帝拳)

新拳闘試合
大日拳日米共催の拳闘試合は、八年一月五
日國技館で舉行。
四回戦

菊田(日米) KO 橋本(大日)
山口(大日) 判定 陣(極東)
山田(大日) KO 佐藤(日米)
セゴンド(日米) 判定 佐藤(大日)

六回戦
大津(横濱) 判定 柏村(大日)
ホビー(比人) 判定 服部(日米)
マリナオ(比人) KO 山中(日米)
ヤバ(比人) 判定 原(大日)

八回戦
マルクス(墨人) 判定 渡部(日米)
トニー(比人) 判定 福山(日米)

十回戦
野口(大日) 反則 タラン(墨人)

新人拳闘試合
東京、日東、報國三拳闘俱主催の新人拔擢

拳闘試合は、一月十六日、日比谷公會堂で
舉行。

六回戦
マヨ(比人) 引分 高田(日東)
野田(東京) 判定 木村(帝)

八回戦
中村(日俱) 判定 橋本(帝)

歡迎拳闘試合
帝拳、日俱、國際各國體共催の白田、平川
植村、安井四選手歡迎拳闘試合は、二月二
日國技館で舉行。
六回戦

木村(帝) 判定 松岡(日俱)
野田(東京) 判定 ヤバ(比人)
高田(日東) 判定 平川(帝)

八回戦
シソン(比人) 判定 安井(布哇)
中村(日俱) 判定 植村(帝拳)
白田(國際) 引分 ネルソン(比人)

臺灣最初の拳闘
臺灣拳闘協會主催の拳闘試合は、二月五日
臺北南署横の特設リングで舉行。

六回戦
小池(千代田) KO 加藤(不二)
原(大日) 判定 笛木(不二)

八回戦

ホビー(比人) 引分 熊谷(臨海)

◇三回戦

宮川(臺灣) TKO 牟田

三俱全催拳闘

大日拳、日米、東京共催の拳闘試合は、二月十日國技館で舉行。

◇六回戦

藤田(日米) 判定 大津(横濱)

楠(東京) 判定 服部(日米)

名取(東協) 判定 渡部(日米)

入江(東協) 判定 福山(日米)

マヨ(比人) 判定 松永(東亞)

◇八回戦

トニイ(比人) 引分 ヤバ(比人)

アルデ(比人) 引分 川田(日米)

三俱全催拳闘

東京、大洋、極東三俱全催の拳闘試合は、二月十七日、日比谷公會堂で舉行。

◇六回戦

服部(東協) 引分 大津(横濱)

阿部(大洋) 判定 渡部(日米)

名取(東京) 判定 セゴンド(比人)

野口(大日) 判定 マリナオ(比人)

◇十回戦

アルデ(布哇) 引分 ネルソン(比人)

三俱全催拳闘

職業拳闘試合

東協、大洋、極東三俱全催の職業拳闘試合は、四月七日、日比谷公會堂で舉行、我が國最初の廿回戦は凡戦に終つた。

◇六回戦

小池(千代田) 引分 入江(東協)

松永(東亞) 引分 レイス(比人)

マリナオ(比人) 判定 網野(日米)

名取(東協) 反則 マヨ(比人)

◇二十回戦

アルデ(布哇) 引分 ネルソン(比人)

日佛對抗拳闘

讀賣新聞社主催の佛國拳闘選手招聘、日佛對抗拳闘試合は六月五日、十二日東京國技館で、二十四日に甲子園で舉行した。

六月五日試合

◇六回戦

廣田(東京) 判定 中村(大日)

高田(日東) 判定 小池(千代田)

網野(日米) 引分 清宮(帝拳)

◇對抗八回戦

ラファエル(佛) 判定 佐藤(旭)

ブラドネル(佛) TKO 藤田(日米)

堀口(日俱) 判定 ユーグ(佛)

六月十二日試合

◇六回戦

早大 5.5 | 3.5 法政大

▲九月二十四日、日比谷公會堂

法政大 6.5 | 2.5 日本大

明大 5.5 | 3.5 専修大

▲九月二十五日、日比谷公會堂

早大 8 | 1 慶應

▲十月三日、日比谷公會堂

日本大 5 | 4 慶應

早大 4.5 | 4.5 専大

▲十月六日、日比谷公會堂

明大 5 | 4 法政

▲十月十一日、日比谷公會堂

早大 9 | 0 日大

▲十月十七日、日比谷公會堂

専大 6.5 | 2.5 慶應

▲十月十七日、日比谷公會堂

明大 7 | 2 日大

▲十月三十一日、日比谷公會堂

明大 6 | 3 早大

▲十月三十一日、日比谷公會堂

慶應 5.5 | 3.5 法政

◇各校順位

1 明大(五戦五勝)、2 早大、専大(五戦

三勝一引分一敗)、3 法政、日大、慶應(五

戦一勝四敗)

◇個人優勝者

フライ||谷口(早大) パンタム級||橋岡

篠原(國際) 判定 長谷川(日俱)

船岡(日米) 判定 前川(帝拳)

名取(東協) 判定 平川(帝拳)

◇對抗八回戦

橋本(帝拳) 判定 ユーグ(佛)

ラファエル(佛) 判定 白田(國際)

ブラドネル(佛) 判定 服部(東協)

甲子園試合

◇六回戦

入江(東協) 判定 西村(國際)

清川(帝拳) TKO 山田(大日)

中村(大日) 引分 高橋(日俱)

◇對抗八回戦

ユーグ(佛) 引分 高津(高拳)

ブラドネル(佛) KO 松岡(日俱)

ラファエル(佛) 引分 野口(大日)

第四回日佛拳闘

第四回日佛對抗試合は、七月三日夜間照明

の完成した早大戸塚球場で舉行。

ユーグ(佛) 判定 伊藤(大洋)

ラファエル(佛) 判定 佐藤(旭)

ブラドネル(佛) 引分 堀口(日俱)

日佛對抗送別拳闘

第五回日佛拳闘は送別を兼ねて七月十日横

濱球場で舉行。

◇對抗八回戦

(法政)フエザ一級 高槻(明大)ライト級 齋藤(専大)巻幡(慶應)ウエルター級 平林(明大)

日比国際拳闘

全関西アマチュア拳闘聯盟主催の国際オリムピック出場比島選手歓迎日比拳闘試合は九月二十三日、甲子園庭球場で舉行。

カルロス・パテイラ(比) 判定 平井(OABC) ヨウ・パテイラ(比) TKO 南條(關大)

日比国際拳闘

全東海アマチュア拳闘聯盟主催、オリムピック比島選手歓迎日比国際拳闘試合は、十月十七日名古屋公會堂で舉行。

Jパテイラ(比) 判定 中村(明大) Cパテイラ(比) 判定 横山(東海)

札幌對抗拳闘

第一回札幌對抗拳闘は十月二日小樽中央座で舉行、四・五對三・五で小樽勝つ。

第五回關東學生拳闘選手権大會は十一月二十四、二十八の兩日市政講堂で舉行。

フライ級 中野(専修) 判定 顯川(立教) パンナム級 内元(麻大) 判定 小泉(日大) フエザ一級 申(専修) KO 高木(日大)

ライト級 龜岡(日大) KO 小池(早大) ウエルター級 齋藤(専修) 判定 金(専修)

關西學生拳闘大會

全關西學生拳闘選手権大會は十一月二十日甲子園庭球場で舉行。

フライ級 内山(大高醫) 判定 安藤(關大) パンナム級 村瀬(關西) 判定 瑠東(關大) フエザ一級 水野(長崎) TKO 榎本(關大) ライト級 飯野(關大) 判定 三木(關大) ウエルター級 南條(關大) 判定 宮下(關西)

關東一般拳闘

第七回全日本アマチュア拳闘選手権關東選抜決勝試合は十一月二十日、日比谷公會堂で舉行。

フライ級 齋藤(日大) TKO 内元(慶) パンナム級 青木(日東) 判定 武田(城西) フエザ一級 中村(日俱) 判定 田中(中大) ライト級 岩倉(報國) 判定 清川(帝拳) ウエルター級 三好(國際) KO 平林(明大) ミドル級 林(關東) 判定 山崎(旭)

中部日本一般拳闘

中部日本アマチュア拳闘聯盟主催の七年度全日本選手権中部選抜第二回中部日本選手権大會決勝試合は十一月二十三日名古屋公會堂で舉行。

安藤(關西) 判定 天野(關西)

パンナム級

阪元(關西) 判定 佐野(東海) 内山(關西) KO 望月(東海)

フエザ一級

村瀬(關西) 判定 中村(東海) 石龜(東海) TKO 保田(關西)

ライト級

横島(關西) KO 佐藤(東海) 飯野(關西) KO 田中(東海) 三木(關西) 判定 水谷(東海)

ウエルター級

平井(關西) KO 横山(東海) 南條(關西) TKO 阿邊(東海)

第七回全日本選手権試合

全日本アマチュア拳闘聯盟主催の第七回全日本アマチュア拳闘選手権大會は、十二月十日日比谷公會堂で舉行、關西側がオリムピック代表決定試合の審判問題から脱退したので中部對關東の争戦となり、六選手権のうち關東が五を獲得した。

フライ級 久保(中部) 判定 齋藤(關東) パンナム級 青木(關東) KO 鈴木(中部) フエザ一級 中村(關東) 判定 近藤(中部) ライト級 岸倉(關東) 判定 金(中部) ウエルター級 三好(關東) TKO 小野(中部)

ミドル級 林(關東) KO 堀田(中部)

東西選抜拳闘

關西側復讐記念の第一回全日本アマチュア拳闘選抜東西對抗拳闘試合は、昭和八年一月廿三日日比谷公會堂で舉行、八・五—三・五で關東勝つ。

フライ級 内元(慶) 判定 山下(OABC) 村上(濱野) 判定 安藤(關大)

パンナム級 北村(國際) KO 瑠東(關西) 青木(日東) 引分 坂本(大日)

フエザ一級 天野(日東) 引分 水野(長崎) 中村(日俱) 引分 村瀬(關西)

ライト級

江口(日俱) TKO 飯野(關大) 岩倉(報國) KO 三木(關西)

ウエルター級 平井(OABC) KO 榎山(國際) 三好(國際) KO 恩智(OABC)

ミドル級

宮下(關西) 判定 白井(東京) 林(關東) KO 南條(關大)

豐橋對名古屋拳闘

フライ級

フライ級 久保(滿俱) 判定 今村(拳道) パンナム級 鈴木(愛樂) 判定 太田(豐橋) フエザ一級 近藤(拳道) 判定 千崎(港俱) ライト級 金(東海商) TKO 李(東海商) ウエルター級 小野田(豐橋) TKO 黃(東海商) ミドル級 堀田(青年) 棄權 市原(拳道)

靜岡拳闘會創立一周年記念の對專修大學試合は十二月四日、靜岡市若竹座で舉行、五對二で專修勝つ。

東海一般拳闘

東海アマチュア拳闘聯盟主催の第一回全東海アマチュア拳闘選手権大會は、十一月二十六日名古屋公會堂で舉行。

フライ級 天野(東海) TKO 二村(靜岡) パンナム級 望月(靜岡) 判定 藍川(明大) フエザ一級 中村(明大) 判定 石龜(靜岡) ライト級 佐藤(明大) KO 水谷(明大) ウエルター級 横山(東海) TKO 望月(靜岡)

全東海對全關西拳闘

全關西アマチュア拳闘聯盟主催の第二回全東海對全關西拳闘試合は十二月十五日朝日會館で舉行。

フライ級 土岐(東海) 引分 山本(關西) 山下(關西) 判定 清水(東海)

鈴木(名) KO 大羽(豐)

關(名) 判定 米本(豐)

村田(豐) KO 藤田(名)

パンナム級

沖田(豐) KO 山本(名)

金(名) TKO 夏目(豐)

平野(豐) 判定 小川(名)

フエザ一級

中神(豐) 判定 伊吹(名)

ウエルター級

小野田(豐) KO 高山(名)

法政中部拳闘

中部日本アマチュア拳闘聯盟主催の法政大學對中部日本拳闘試合は一月十四日名古屋公會堂で舉行、六對六で引分。

フライ

鈴木(中) 判定 鶴岡(法)

今村(中) TKO 井上(法)

日野(法) 判定 吉田(中)

パンナム

小川(中) KO 崔(法)

荒木(法) 判定 平野(中)

橋岡(法) 判定 太田(中)

フエザ一

井上(中) 引分 加藤(法)

松村(法) 判定 上野(中)

千崎(中) 判定 松村(法)

ライト

富山(中) 判定 成(法)

若林(法) 引分 金(中)

ウエルター

浅野(法) 判定 小野田(中)

東西選抜拳闘

全日本アマチュア拳闘聯盟主催の第二回東西選抜對抗拳闘試合は八年一月廿九日甲子園野球場で舉行。

關東 7—5 關西

フライ

安藤(西) 引分 内元(東)

竹崎(東) 判定 池田(西)

パンナム

高木(西) 判定 青木(東)

阪元(西) 判定 北村(東)

フェザー

村瀬(西) 判定 天野(東)

高橋(東) TKO 財藤(西)

ライト

堀口(東) TKO 横島(西)

中村(東) 判定 野村(西)

ウエルター

平井(西) TKO 日高(東)

三好(東) KO 金子(西)

中部日本學生對一般對抗拳闘試合は四月一日名古屋市公會堂で舉行、七對四一引分で一般勝つ。

フライ

關(學) 引分 村田(一)

犬飼(一) 技倒 若山(學)

吉田(一) 技倒 盧(學)

今村(一) 技倒 渡邊(學)

パンナム

加納(一) 技倒 金(學)

床(學) 判定 加藤(一)

太田(一) 棄權 鈴木(學)

フェザー

平野(一) 打倒 金(學)

上野(一) 判定 李(學)

井上(學) 判定 千崎(一)

ライト

高山(學) 打倒 坂西(一)

ウエルター

金(學) 判定 加藤(一)

專修對全東海拳闘

東海アマチュア拳闘聯盟主催の專修大學對全東海アマチュア對抗拳闘試合は四月二日名古屋公會堂で舉行四對四で引分となる。

フライ

馬渡(專) TKO 神野(東)

第一回試合

山本(專) 引分 朴(朝鮮)

佐々木(專) 引分 金(朝鮮)

金(朝鮮) 判定 遠藤(專)

李(朝鮮) 棄權 森(專)

齊藤(專) KO 李(朝鮮)

第二次試合

山本(專) 判定 朴(朝鮮)

佐々木(專) 判定 金(朝鮮)

遠藤(專) 引分 金(朝鮮)

森(專) 判定 李(朝鮮)

齊藤(專) TKO 李(朝鮮)

早大對朝鮮拳闘

京日主催の早大對朝鮮對抗拳闘試合は、六月廿二日京城運動場テニスコートで舉行、三對一で早大敗る。

三對一で早大敗る。

鶴塚(早大) 判定 朴(朝鮮)

金(朝鮮) KO 川崎(早大)

矢野(早) 引分 金(朝鮮)

金(朝鮮) KO 小池(早大)

李(朝鮮) 判定 佐々木(早大)

蹴球

全國中等大會 東京文理大主催の第九回全國中等學校蹴球

土岐(東) 判定 山本(專)

安藤(東) 引分 中野(專)

パンナム

佐々木(專) 引分 佐藤(東)

高橋(東) KO 阿部(專)

藍川(東) 判定 田島(東)

フェザー

太田(專) KO 田中(東)

申(專) 判定 水谷(東)

藤田(東) 判定 遠藤(專)

ライト

阿部(東) 引分 有川(專)

佐藤(東) 引分 森(專)

ウエルター

齊藤(專) TKO 横山(東)

東西選抜拳闘

豊橋、濱松聯合軍對名古屋拳闘試合は、三月廿四日豊橋劇場で舉行。

フライ

豊島(聯) 判定 關(名)

村田(名) 判定 加藤(聯)

井本(名) KO 足立(聯)

パンナム

金(名) 判定 鎌倉(聯)

宋(名) 判定 桂(聯)

平野(聯) KO 加藤(名)

大会は七年八月廿五日から卅日まで北町球場及び本郷中、優勝試合は神宮で舉行された。参加校は中等校三四校、師範八校で東京高師附屬中と京都師範が優勝した。

▲準優勝戦

| | | | | | | |
|-------|---|----|----|----|------|------|
| 志太中學 | 3 | 10 | 20 | 0 | 2 | 東北學院 |
| 東京高師中 | 3 | 30 | 10 | 10 | 1 | 湘南中學 |
| 埼玉師範 | 2 | 11 | 11 | 10 | 1 | 栃木師範 |
| 京都師範 | 4 | 22 | 20 | 20 | 2 | 宮城師範 |
| ▲優勝戦 | | | | | | |
| 東京高師中 | 5 | 41 | 13 | 3 | 志太中學 | |
| 京都師範 | 1 | 01 | 00 | 0 | 埼玉師範 | |

東京學生蹴球リーグ

第九回東京カレッジ蹴球リーグ試合は十月一日より十一月卅日まで神宮球場で舉行され、第一部では六年連勝の帝大振はず早慶に破れ早慶は同成績となった爲改めて決勝を行つた結果早慶が初めて優勝し、成城高校、東京商船、東京商大、東京醫專がそれぞれ各都で優勝した。成績左の如くである。

| | | | | | | |
|------|-----|---|----|----|---|-----|
| ◇第一部 | 帝大 | 4 | 40 | 21 | 3 | 一高 |
| | 早大 | 4 | 31 | 00 | 1 | 農大 |
| | 慶應 | 2 | 02 | 01 | 1 | 農大 |
| | 帝大 | 5 | 23 | 12 | 3 | 文理大 |
| | 慶應 | 4 | 13 | 10 | 1 | 一高 |
| | 早大 | 4 | 31 | 01 | 1 | 文理大 |
| | 帝大 | 2 | 11 | 01 | 1 | 農大 |
| | 早大 | 2 | 11 | 00 | 0 | 一高 |
| | 慶應 | 6 | 42 | 31 | 4 | 文理大 |
| | 早大 | 2 | 11 | 20 | 2 | 慶應 |
| | 一高 | 1 | 01 | 10 | 1 | 文理大 |
| | 文理大 | 2 | 11 | 00 | 0 | 農大 |
| | 早大 | 5 | 14 | 00 | 0 | 帝大 |
| | 農大 | 4 | 13 | 00 | 0 | 一高 |

第一位決定再試合

| | | | | | |
|------|----|----|----|-----|----|
| 慶應 | 5 | 23 | 00 | 0 | 帝大 |
| 慶應 | 5 | 32 | 11 | 2 | 早大 |
| 橋岡村部 | FW | 波崎 | 近崎 | 越嶺 | |
| 市藤津塚 | FW | 駒岩 | 大右 | 塚嶺 | |
| 取本松澤 | FW | 川林 | 出原 | 澤木井 | |
| 名川平野 | FW | 長中 | 井立 | 吉辰熊 | |
| CK | 4 | 4 | 28 | 0 | |
| FK | 4 | 4 | 28 | 0 | |
| GK | 8 | 10 | 16 | 0 | |
| PK | 8 | 10 | 16 | 0 | |

◇第二部

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|-------|
| 東京高師中 | 3 | 7 | 1 | 1 | 明治大學 |
| 法政大學 | 4 | 7 | 0 | 0 | 東京工大 |
| 成城高校 | 4 | 4 | 1 | 1 | 立教大學 |
| 明治大學 | 5 | 5 | 1 | 1 | 東京高師中 |
| 成城高校 | 4 | 4 | 1 | 1 | 東京高師中 |
| 法政大學 | 5 | 5 | 0 | 0 | 東京高師中 |
| 立教大學 | 4 | 4 | 2 | 2 | 立教大學 |
| 成城高校 | 4 | 4 | 0 | 0 | 立教大學 |
| 成城高校 | 4 | 4 | 2 | 2 | 立教大學 |
| 立教大學 | 4 | 4 | 0 | 0 | 立教大學 |
| 成城高校 | 4 | 4 | 0 | 0 | 立教大學 |
| 立教大學 | 4 | 4 | 0 | 0 | 立教大學 |

の攻撃に決勝の一点を加へて初めて東都リーグ及全日本の覇権を獲得した。開始一時卅分、(審判)杉村(主)、大谷、和泉(線)、京大先鋒

| | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|
| 慶應 | 2 | 11 | 01 | 1 | 京大 |
| 橋岡村部 | FW | 波崎 | 近崎 | 越嶺 | |
| 市藤津塚 | FW | 駒岩 | 大右 | 塚嶺 | |
| GK | 18 | 12 | 7 | 0 | |
| CK | 18 | 12 | 7 | 0 | |
| FK | 21 | 4 | 6 | 0 | |
| PK | 21 | 4 | 6 | 0 | |

の攻撃に決勝の一点を加へて初めて東都リーグ及全日本の覇権を獲得した。開始一時卅分、(審判)杉村(主)、大谷、和泉(線)、京大先鋒

の攻撃に決勝の一点を加へて初めて東都リーグ及全日本の覇権を獲得した。開始一時卅分、(審判)杉村(主)、大谷、和泉(線)、京大先鋒

| | | | | | |
|------|---|----|----|---|------|
| 松山高校 | 7 | 25 | 00 | 0 | 静岡高校 |
| 廣島高校 | 1 | 01 | 00 | 0 | 水戸高校 |
| 第六高校 | 5 | 32 | 00 | 0 | 第五高校 |

| | | | | | |
|-------|----|----|---|---|------|
| 成城高校 | 4 | 3 | 0 | 2 | 明治大學 |
| 法政大學 | 3 | 3 | 0 | 0 | 明治大學 |
| 成城高校 | 3 | 3 | 1 | 1 | 法政大學 |
| 東京高師中 | 5 | 5 | 2 | 2 | 立教大學 |
| 東京高師中 | 6 | 6 | 1 | 1 | 東京工大 |
| ◇第三部 | | | | | |
| 東京商船 | 3 | 4 | 1 | 2 | 中央大學 |
| 日本商船 | 4 | 8 | 1 | 1 | 國學院大 |
| 中央大學 | 8 | 4 | 1 | 1 | 明治醫專 |
| 國學院大 | 4 | 4 | 0 | 0 | 慈惠醫大 |
| 國學院大 | 2 | 2 | 0 | 0 | 中央大學 |
| 日本商船 | 8 | 8 | 1 | 1 | 明治醫專 |
| 日本商船 | 12 | 12 | 0 | 0 | 明治醫專 |
| 日本商船 | 1 | 1 | 1 | 1 | 中央大學 |
| 東京商船 | 6 | 6 | 3 | 3 | 國學院大 |
| 慈惠醫大 | 4 | 4 | 2 | 2 | 慈惠醫大 |
| 東京商船 | 4 | 4 | 4 | 4 | 中央大學 |
| 東京商船 | 4 | 4 | 4 | 4 | 日本商船 |
| ◇第四部 | | | | | |
| 東京商大 | 4 | 4 | 0 | 0 | 東京外語 |
| 拓殖大學 | 4 | 4 | 0 | 0 | 東京外語 |
| 拓殖大學 | 8 | 8 | 0 | 0 | 成蹊高校 |
| 東京商大 | 4 | 4 | 3 | 3 | 東京外語 |
| 東京商大 | 6 | 6 | 1 | 1 | 東京商船 |
| 日本大學 | 5 | 5 | 1 | 1 | 東京外語 |

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|------|
| 東京商大 | 3 | 3 | 3 | 3 | 拓殖大學 |
| 日本大學 | 棄 | 權 | | | 東京商大 |
| 成蹊高校 | 3 | 3 | 0 | 0 | 日本大學 |
| 成蹊高校 | 6 | 6 | 1 | 1 | 東京商大 |
| 日本大學 | 6 | 6 | 2 | 2 | 拓殖大學 |
| 東京商大 | 1 | 1 | 1 | 1 | 日本大學 |
| 東京商大 | 5 | 5 | 4 | 4 | 成蹊高校 |
| ◇第五部 | | | | | |
| 高等工藝 | 2 | 2 | 2 | 2 | 駒澤大學 |
| 高等工藝 | 2 | 2 | 1 | 1 | 明治大學 |
| 青山學院 | 7 | 7 | 0 | 0 | 駒澤大學 |
| 東京醫專 | 6 | 6 | 0 | 0 | 明治大學 |
| 東京醫專 | 4 | 4 | 1 | 1 | 高等工藝 |
| 東京醫專 | 2 | 2 | 2 | 2 | 青山學院 |
| 明治學院 | 5 | 5 | 1 | 1 | 駒澤大學 |
| 東京醫專 | 8 | 8 | 0 | 0 | 駒澤大學 |
| 青山學院 | 3 | 3 | 0 | 0 | 明治學院 |
| 同成績決勝戦 | | | | | |
| 東京醫專 | 2 | 2 | 2 | 2 | 青山學院 |
| 東京醫專 | 3 | 3 | 2 | 2 | 青山學院 |

學生蹴球界のナンバワンを決する東京優勝校慶應と、二年目に關學から王座を占領した京大の試合は十二月十一日、甲子園南競技場に於て舉行。接戦の結果、慶應最後

早稻田高 3 弘前高校

▲准決勝 3 0 0 1

松山高 3 0 0 0 廣島高校

第六高校 4 3 1 0 0 早高

▲決勝 2 0 2 1 1 1 松山高

第六高校 2 0 2 1 1 1

▲松山

田野岡加本家野原原伴 8 4 20 0

源麻吉星西政宮藤信栗 12 0 17 0

FW 鳥山木津室林島原藤島石 12 0 17 0

HB 川横直永神今寺安加築近

FK GK 12 0 17 0

PK 12 0 17 0

第十五回全國中等大會

大毎主催の第十五回全國中等學校蹴球大會は十二月二、四、六、七の四日間甲子園南運動場に於て決勝を行つた結果兵庫代表神戸一中三度目の覇業成る。

◆各地豫選優勝戦

▲北海道

函館師範 2 1 1 0 0 札幌師範

神戸一中 3 愛知一師

▲決勝戦 2 0 2 1 0 1 京都師範

青山師範 2 0 2 1 0 1

▲青山師範 2 1 1 1 1 1 青山師範

神戸一中 2 1 1 1 1 1

田澤田井西泉山井水野地 15 3 3 0

吉會西藤大飯杉新清西菊 15 5 7 0

FW 野木屋磨島藤橋子山田田

HB 小直大播田加小金大柴津

FK GK 15 5 7 0

PK 15 5 7 0

全國高商蹴球

東京、大阪兩工大主催第三回全國高工蹴球大會は十二月卅日東京工大球場で東西決勝を行つた。

濱松高工 5 3 2 1 0 0 名古屋高工

▲全國高商蹴球

東京、大阪兩商大主催第二回全國高商大會は十二月廿九日東西代表が決勝を行つた。

關學高商部 2 1 1 1 0 1 東京商大

關東中等學校蹴球大會

關東中等學校蹴球大會

關東 3 0 3 2 0 2 關西

▲關西軍

學部大商學大學大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

關大 關大 關大

第十五回關東中等學校蹴球大會は一月七日から廿八日まで土、日曜日に上井草、決勝は神宮競技場で舉行、参加校廿五校に達し青山師範の優勝となつた。

▲准決勝戦

茨城師範 3 2 1 0 0 附屬中學

青山師範 2 1 1 0 1 青學中學

▲決勝戦 4 2 2 0 0 茨城師範

青山師範 4 2 2 0 0

▲青山師範

田原澤井西泉山井水野地 1 2 8 2

吉槻會藤大飯杉新清西菊 0 13 4 0

FW 藤部原原川川谷邊本保島

HB 安戸海荻鹽石菅渡山大飯

FK GK 0 13 4 0

PK 0 13 4 0

▲茨城師範

東西對抗選抜蹴球

第二回東西對抗選抜蹴球試合は二月十二日午後三時から神宮競技場で舉行、關東軍前半致命の三點を先取して復讐成り、OB對抗も關東が勝つた。

▲審判

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

野村(主)、工藤、西川(線)

全國中等蹴球大會

日本バスケット協会主催の第九回全國中等學校蹴球選手權大會は七年九月二十三日から二十六日まで早大、明大、YMC A、府立六中、市立一中の各コートで舉行されたが、京都師範と新潟商業優勝す。

▲第一部

長岡中學 37 高田中學

長野商業 29 金澤商業

新潟商業 38 三條中學

山形中學 36 東府一中

準優勝試合

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

新潟商 41 2219 2314 37 山形中

| | | | | |
|------|----|---|----|----|
| 長野商 | 44 | 9 | 18 | 17 |
| 優勝試合 | | 8 | 10 | 25 |
| 長岡中 | | | | 43 |

| | | | |
|------|----|----|----|
| 新潟商 | 48 | 25 | 23 |
| 優勝試合 | | 13 | 25 |
| 長野商 | | | 38 |

| | | |
|--------|----|----|
| 新潟師 | 43 | 16 |
| 準々優勝試合 | | |
| 京都師 | | |

| | | |
|--------|----|----|
| 札幌師 | 43 | 27 |
| 準々優勝試合 | | |
| 茨城師 | | |

| | | |
|-------|----|----|
| 山形師 | 44 | 31 |
| 準優勝試合 | | |
| 小倉師 | | |

| | | |
|-------|----|----|
| 京都市 | 53 | 39 |
| 準優勝試合 | | |
| 鳥根師 | | |

| | | | |
|------|----|----|----|
| 新潟師 | 31 | 15 | 16 |
| 優勝試合 | | 17 | 13 |
| 札幌師 | | | 30 |

| | | | |
|------|----|----|----|
| 京都師 | 45 | 19 | 26 |
| 優勝試合 | | 20 | 15 |
| 山形師 | | | 35 |

東西學生對抗籃球大會
日本籃球協會主催東西學生對抗籃球大會は十二月三日四日の両日、東京YMCAコートに於て舉行されたが京大の健闘も及ばずストリートで東大優勝す。

| | | | |
|------|----|----|----|
| 東大 | 63 | 33 | 30 |
| 優勝試合 | | 25 | 18 |
| 京大 | | | 43 |

| | | | | |
|------|----|----|----|----|
| 東大 | 53 | 33 | 20 | 17 |
| 決勝試合 | | 19 | 24 | 43 |
| 京大 | | | | 43 |

第九回東京大學籃球リーグ試合は十月一日より神田YMCAコートで毎土、日曜日に行行。

| | | | | |
|----|----|---|---|----|
| 東大 | 10 | 5 | 4 | 10 |
| 得点 | | | | |
| 反則 | 1 | 0 | 0 | 1 |

| | | | | |
|----|----|---|---|---|
| 東大 | 10 | 3 | 3 | 0 |
| 得点 | | | | |
| 反則 | 1 | 0 | 0 | 1 |

〔各校勝敗表〕

| | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 帝大 | 2 | 3 | 6 | 8 | 8 | 9 |
| 早大 | | | | | | |
| 慶大 | | | | | | |
| 明大 | | | | | | |
| 立大 | | | | | | |
| 商大 | | | | | | |
| 試合数 | 12 | 12 | 11 | 12 | 12 | 13 |
| 勝数 | 10 | 9 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| 早大 | 53 | 60 | 41 | 41 | 41 | 41 |
| 商大 | | | | | | |

| | | |
|-----|-----|----|
| 千葉大 | 70 | 36 |
| 千葉大 | 57 | 29 |
| 千葉大 | 64 | 39 |
| 農大 | 68 | 35 |
| 農大 | 80 | 33 |
| 拓大 | 42 | 40 |
| 農大 | 87 | 32 |
| 農大 | 103 | 31 |
| 農大 | 64 | 25 |
| 農大 | 56 | 23 |
| 拓大 | 39 | 35 |
| 拓大 | 58 | 41 |

全日本女子籃球選手権大會
第三回全日本女子籃球選手権大會は八年一月二十一日、三の両日神宮相撲場コートに於て舉行。参加十四チームで木更津高女が、野投の差で静岡精華高女を破り優勝す。

第一次試合

| | | |
|-------|----|----|
| 静岡精華 | 21 | 15 |
| 名古屋市一 | 23 | 16 |
| 札幌高女 | 31 | 8 |
| 早大 | 32 | 21 |
| 竹早 | 32 | 21 |
| 静岡精華 | 51 | 15 |
| 木更津高女 | 39 | 12 |
| 京二條高女 | 41 | 26 |
| 新三條高女 | 41 | 26 |
| 名古屋一 | 21 | 23 |
| 静岡精華 | 24 | 14 |
| 木更津高女 | 50 | 15 |
| 静岡精華 | 21 | 23 |
| 新三條高女 | 40 | 23 |
| 名古屋一 | 21 | 23 |
| 静岡精華 | 24 | 14 |
| 木更津高女 | 50 | 15 |

全日本籃球綜合男子選手権大會
第十二回全日本籃球綜合男子選手権大會は一月二十七、八、九の三日間、神宮新設コートで舉行。決勝は帝大對早大となつたが、28で帝大優勝す。

第一次試合

| | | |
|-------|----|----|
| 大阪外語 | 40 | 28 |
| 神奈川J | 48 | 19 |
| 京都紫 | 78 | 4 |
| 東大 | 91 | 8 |
| 朝鮮成專 | 34 | 14 |
| 新三條高女 | 62 | 30 |
| 早大 | 71 | 34 |
| 早大 | 58 | 34 |
| 東大 | 58 | 34 |
| 早大 | 47 | 32 |
| 東大 | 58 | 40 |
| 優勝試合 | | |
| 早大 | 56 | 28 |
| 優勝試合 | | |
| 早大 | 56 | 28 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|
| 立教 | 57 | 49 | 45 | 41 | 46 | 41 | 38 | 50 | 53 | 37 | 46 | 36 | 44 | 38 | 55 | 54 | 28 | 35 | 49 | 52 | 40 | 38 | 40 | 46 | 42 | 32 | |
| 帝大 | 27 | 27 | 27 | 26 | 26 | 26 | 20 | 20 | 19 | 19 | 16 | 13 | 13 | 12 | 12 | 9 | 6 | 6 | 5 | 5 | 2 | 2 | 30 | 29 | 29 | 23 | |
| 早大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立教 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帝大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 早大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立教 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帝大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 早大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立教 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帝大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 早大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立教 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帝大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 早大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立教 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帝大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|----|----|------|------|----|----|
| 反則 | 得点 | [帝大] | [早大] | 反則 | 得点 |
| 2 | 16 | 井岩金入 | 上田子江 | 2 | 0 |
| 2 | 20 | 田中 | 中 | 8 | 2 |
| 0 | 1 | 三龍 | 浦江 | 2 | 0 |
| 0 | 6 | | | 11 | 3 |
| 0 | 1 | | | 4 | 0 |
| 3 | 7 | | | 0 | 1 |
| 8 | 42 | 21 | FG | 13 | 26 |
| 14 | 14 | 21 | FT | 9 | 14 |

大日本籃球協會の招聘に應じて來朝したハライイ大學籃球團一行は四月二十九日より東京、關西、朝鮮に轉戦し、十七戦、十四勝三敗の好成績を収め三十日歸布した。

ハワイ大學招聘籃球戰

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ |
| 36 | 56 | 43 | 34 | 35 | 52 | 36 | 31 | 32 | 32 |
| 32 | 39 | 39 | 33 | 31 | 39 | 33 | 25 | 29 | 29 |
| 慶應 | 新潟 | 新潟 | 帝大 | ハライイ | 商大 | 立大 | ハライイ | 明大 | ハライイ |

排球

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ |
| 48 | 60 | 49 | 56 | 69 | 66 | 58 | 49 | 42 | 14 |
| 42 | 14 | 48 | 55 | 42 | 47 | 52 | 41 | ハライイ | ハライイ |
| 延禧 | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ | ハライイ |

第七回全國中等排球大會

神戸商大排球部主催第七回全國中等排球選手權大會は昭和七年八月二十七、二十八の兩日、同大學コートで舉行、参加校二十九校。京城師範優勝。

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 京城師範 | 香川師範 | 香川師範 | 京城師範 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 |
| 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 |

第六回中等學校排球大會

八高排球部主催、第六回中等學校排球大會は九月十一日、同校コートで舉行、参加校二十一校、神戸商業優勝。

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 | 優勝試合 |

全日本排球選手權大會

大日本排球協會主催、昭和七年度全日本排球選手權大會は十月三十日濱松町恩賜庭園コートで舉行。参加は各地代表男子七チーム、女子七チームで、男子は中國代表、吳水雷俱樂部、女子は東海代表、愛知淑徳高女優勝。

| | | | | | | | | | |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 吳水雷俱樂部 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 | 神戶商大 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 |

| | | | | | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 京城師範 | 吳水雷俱樂部 | 吳水雷俱樂部 | 吳水雷俱樂部 | 吳水雷俱樂部 | 吳水雷俱樂部 | 吳水雷俱樂部 | 吳水雷俱樂部 | 吳水雷俱樂部 | 吳水雷俱樂部 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第二回戰 | 第二回戰 | 第二回戰 | 第二回戰 | 第二回戰 | 第二回戰 | 第二回戰 | 第二回戰 | 第二回戰 | 第二回戰 |

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 日體女子 | 廣島高女 | 愛知淑徳 | 日體女子 | 愛知淑徳 | 日體女子 | 廣島高女 | 京都二女 | 廣島高女 | 日體女子 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 | 第一回戰 |

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 愛知淑徳 | 日體女子 | 日體女子 | 日體女子 | 日體女子 | 日體女子 | 日體女子 | 日體女子 | 日體女子 | 日體女子 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 決勝戰 | 決勝戰 | 決勝戰 | 決勝戰 | 決勝戰 | 決勝戰 | 決勝戰 | 決勝戰 | 決勝戰 | 決勝戰 |

東京學生秋季リーグ戰

東京學生排球聯盟、秋季リーグ戰は十一月三日から芝恩賜庭園コートに舉行。二十日終了し、一部は帝大、二部は日體優勝。

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 帝大 | 慶應 | 浦高 | 横高工 | 浦高 | 横高工 | 浦高 | 横高工 | 浦高 | 横高工 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一部リーグ成績 | 一部リーグ成績 | 一部リーグ成績 | 一部リーグ成績 | 一部リーグ成績 | 一部リーグ成績 | 一部リーグ成績 | 一部リーグ成績 | 一部リーグ成績 | 一部リーグ成績 |

スポーツ—排球

| | | | | | | | | | |
|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 早大 | 帝大 | 慶應 | 早大 | 帝大 | 慶應 | 早大 | 帝大 | 慶應 | 早大 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 浦高 | 横高工 | 早大 | 帝大 | 慶應 | 早大 | 帝大 | 慶應 | 早大 | 帝大 |

關東學生排球春季リーグ戰は八年五月二十日から六月十八日まで芝恩賜庭園コートに舉行、一部は日體、二部は明大が優勝した。

| | | | | | | | | | |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| 早大 | 日體 | 帝大 | 日體 | 帝大 | 日體 | 帝大 | 日體 | 帝大 | 日體 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 浦高 | 横高工 | 浦高 | 横高工 | 浦高 | 横高工 | 浦高 | 横高工 | 浦高 | 横高工 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 日體 | 帝大 | 早大 | 日體 | 帝大 | 早大 | 日體 | 帝大 | 早大 | 日體 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 慶應 | 浦高 | 横高工 | 明學 | 横高工 | 明學 | 横高工 | 明學 | 横高工 | 明學 |

明大 2—0 明學
 日大 2—1 横工
 日大 2—0 横工
 明大 2—1 日大
 明大 2—0 日大
 明大(六戦六勝)、日大(六戦四勝)、横工(七戦二勝)、明學(七戦一勝)

スキー

全國學生スキー選手権大會

第六回全國學生スキー選手権大會は八年一月廿一、廿二の兩日信州飯山スキー場で舉行されたが早大は第一日より優勢で北大を十一點の差で破り優勝した。又本年度からの二部校では東京農大が覇権を獲得。

第一部

▲五〇キロ 1 逸見徳太(明大)三時間五三分二〇秒 2 清水(早大)3 井浦(日大)4 宇田(早大)5 西(北大)6 余語(北大)
 ▲十八キロ 1 黒田敦(北大)一時間二五分二〇秒 2 木越(明大)3 栗山(早大)4 坪川(早大)5 岡崎(早大)6 奥井(北大)
 ▲複合競技 1 黒田(北大)四一三點九二栗山(早大)3 岡崎(早大)4 四ッ谷(小樽高商)5 奥井(北大)6 藤山(小樽高商)

▲純シヤンプ 1 竹内(法政)三六メートル 2 四ッ谷(小樽)3 奥山(早大)4 伊黒(北大)5 平林(法政)6 栗山(早大)
 ▲三二キロリレー 1 早大チーム(清水、逸見、宇田、木越)三時間一一分二二秒 2 明大チーム 3 北大チーム 4 法政チーム 5 小樽チーム 6 日大チーム
 (一部各校得点) 早大(三八點)、北大(二七點)、明大(一七點)、法政(一二點)、小樽(一一點)、日大(五點)

第二部

▲五〇キロ 1 高橋(農大)四時間五十分一七秒 2 吉田(日商)3 石塚(山工)
 ▲一八キロ 1 柴山(三田)一時間四三分八秒 2 松崎(農大)3 岩田(日商)
 ▲複合競技 1 柴山(三田)三七二點九二廻(日商)3 松崎(農大)
 ▲シヤムプ 1 廻(日商)一五三點三二柴山(三田)3 木島(農大)
 ▲三二キロリレー 1 日商チーム(吉岡、廻、高橋、岩田)三時間四七分五〇秒 2 農大 3 三田
 全日本スキー選手権大會
 第十一回全日本スキー選手権大會は三月十日から三日間、北海道札幌宮ノ森スキー場で舉行。

▲五〇キロ 1 清水麟一(早大)三時間五二分三〇秒 2 駒井(三菱)3 箕輪(小樽)4 中村(青森)5 保科(稻門)
 ▲一八キロ 成年組 1 廣島精一(青森)一時間三三分二四秒 2 壯年組 1 南留(札幌)一時間五四分一秒 少年組 1 關戸(小樽)一時間三三分三秒
 ▲シヤムプ 成年組 1 伊黒(北大)五一米 壯年組 1 高橋(札幌)二四米 少年組 1 佐々木(大泊中)四五・五米
 ▲三二キロリレー 1 早大チーム(二ッ山坪川、宇田、清水)二時間三四分二九秒 2 青森林友 3 小樽商業 4 豊原中學 5 札幌一中
 ▲複合競技 成年組 1 坪川(早大)二四三點 壯年組 1 富田(札幌)二六九點五 少年組 1 關戸(小樽)二六四點二
 全國高専スキー大會
 第一回全國高専スキー大會は一月十四、五の兩日、米澤市外化物澤大森スキー場で舉行、参加校七校小樽高商が第一回の覇権を獲得す。記録次の如し。
 第一日記録
 ▲四十斤 1 名雲(小樽高商)四時間五八分一〇秒 2 今村(弘前高)3 三井(山形高)
 ▲十八斤 1 榮口(弘前高)二時間十五分三七秒 2 藤山(小樽高商)3 伊藤(弘前高)

第二日記録

▲純シヤムプ 1 野口(小樽高商)一三七・九 2 藤山(小樽高商)3 高橋(弘前高)
 ▲複シヤンプ 1 四谷(小樽高商)二九・〇 2 藤山(小樽高商)3 伊東(弘前高)
 ▲二十斤リレー 1 小樽高商二時間四一分二 2 弘前高校 3 山形高校
 各校得点
 1 小樽高商(四一) 2 弘前高校(三一) 3 米澤高工(二二) 4 山形高校(九) 5 秋田鐵専(三) 同盛岡農林

スケート

第八回全國學生氷上選手権大會

第八回全國學生氷上選手権大會は昭和八年一月三日から八日まで盛岡市高松池で舉行。スピードは明大、ホツケイ及びフイカが慶應優勝す。

スピード・レース
 ▲五百米(ダブル・コース) 1 濱英(明大)四九秒 2 三浦(早大)3 柴山(早大)4 千倉町(明大)5 保坂(早大)6 濱三(明大)
 ▲千五百米(ダブル・コース) 1 崔(明大)二分四六秒 2 濱英(明大)3 三浦(早大)4 濱

スホーツ—スケート

三(明大)5 藤野(慶應)6 保坂(早大)
 ▲五千米(オープン・コース) 1 崔(明大)九分五一秒 2 金(明大)3 矢崎(明大)4 羽田(早大)5 穂積(慶應)6 藤野(慶應)
 ▲一萬米(オープン・コース) 1 金(明大)二分二一秒 2 矢崎(明大)3 羽田(早大)4 穂積(慶應)5 寺尾(明大)6 加藤(立教)
 ▲二千米リレー(ダブル・コース) 1 明大(矢崎、崔、濱英、倉町)三分二六秒 2 早大 3 慶應

フイカ1競技

▲對抗成績 1 慶應 2 明大 3 北大豫科
 ▲個人成績 1 片山(關學)2 小林(慶應)3 小林(明大)4 小林次(明大)5 渡邊(慶應)6 五十嵐(慶應)

ホツケイ競技

▲第二次試合
 慶 應 5—0 北 大
 早 大 6—0 岩 手 醫 專
 明 大 8—0 帝 立 大
 京 城 帝 大 8—0 立 教
 ▲準決勝戦
 慶 應 8—2 京 城
 明 大 2—1 早 大
 ▲決勝戦

慶應 11—0 明大
 11—0

第三回全國高校氷上競技

帝大氷上競技聯盟主催の第三回全國高等學校氷上競技會は昭和七年十二月二十九、三十日の兩日、日光及び日光製銅所リンクで舉行。参加校六校でスピードレースは降雪のため中止。

フイカ1競技

▲個人 1 長谷川(學習院)2 徳川(學習院)3 八木(二高)

團體 學習院優勝

ホツケイ競技

▲準決勝戦
 成城高校 4—1 松本高校
 二 高 4—3 京城豫科
 ▲決勝戦
 高 3—0 成城高校

全國中等學校氷上選手権

全國學生氷上競技聯盟主催の第三回全國中等學校氷上選手権大會は十二月二十九、三十の兩日岩手縣高松池リンクで舉行、参加校十三校でスピードは苦小牧工業、フイカが慶應、ホツケイは京城師優勝す。

スポーツ—劍道

▲五百米 中村(苦小牧)五三秒三 ▲千五百米 中村(苦小牧)二分五二秒六(大會學生新記録) ▲五千米 中村(苦小牧)一分四秒八 ▲一萬米 中村(苦小牧)二分五三秒四 ▲二千米リレー 苦小牧(安保、淺井、片平、中村)三分二九秒

▲個人 山中(慶普)七二點二二プレーイス10

▲準決勝戦 京城市 9-0 岩手中 苦小牧 5-1 北海中

▲決勝戦 京城市 4-0 苦小牧

全日本水上選手権大會

第四回全日本水上競技選手権大會フイカ1競技は八月二十一、二の兩日、東京山王リソクで舉行、又ホツケ1とスピードは二十七、八、九の三日間、日光リソクで舉行。

フイカ1競技

▲一般男子 片山(關學) ▲ジュニア男子 黒田(日本ス) ▲ジュニア女子 平岡(日本ス)

スピード競技

▲五百米 1李(朝鮮)四八秒(日本タイ記)

静岡高校 6-4 中大豫科 水戸高校 6-4 早高 福島高商 7-3 盛岡高農 ▲準決勝戦 静岡高校 6-4 明大専門 水戸高校 5-5 福島高商

▲決勝戦 水戸高校 7-3 静岡高校

京都市大主催第二十回全國高專劍道大會は七月十八日から五日間京大道場で舉行。關西學院が優勝す。

東北帝大主催第九回全國高專劍道大會は七月十三、四兩日東北帝大道場に於て行はれ参加校九校で二高が優勝した。

九州帝大主催第十二回全國高專劍道大會は七月十三日から三日間福岡東公園武徳館で舉行参加校十一校五高の優勝となる。

第五回全日本學生劍道大會

第五回全日本學生劍道大會は七月十月卅日大阪中央公會堂で舉行、優勝者左の如くである。

〔順位〕 1伊藤(東京商專) 2浦田(明大) 3盛(彦根高商) 4大山(京大) 5三澤(八高) 6庄田(福島高商) 7小牧(同大) 8榊原(金澤醫大)

全國警官劍道大會

2伊達(北海大) 三一四點七五 3龍江(慶應) 三一四點二五

關西學生馬術大會

關西學生乘馬聯盟會主催の第一回關西學生馬術爭覇戦は九月二十三日から十月十七日まで大阪愛馬會馬場で舉行、参加十校、一校五名の連続障碍飛越(點は減點)。

▲準決勝戦 大阪工大 15-30 大阪高校 神戸商大 15-38 關西大學

▲決勝戦 神戸商大 28-64 大阪工大 山口(清波) 5 松本(君春) 0 尾上(金剛) 20 秋山(忠仁) 10 中村(栗言) 0 白井(清波) 0 村島(忠仁) 3 石田(金剛) 10 鯉田(君春) 0 福岡(栗言) 42

東北馬術競技

東北帝大乗馬部主催の第八回東北馬術競技大會はオリムピック馬術選手今村少佐、高橋大尉を迎へ十月十六日、八木山球場で舉行。

▲個人野外騎乗 1小森(盛岡高農) 2川名(八幡) 3秋山(早高) 4日下(青葉) 5中山(東京農大)

▲高專對抗

劍道

全國高專劍道大會 東京帝大主催第九回全國高專劍道大會は七年七月十六日から三日間東大道場に於て舉行。参加校三十六校。 二勝者第二次試合 明大専門 7-3 専大専門

▲準決勝戦 苦小牧 12-0 全東京 早大 2-1 日光A

▲決勝戦 早大 1-0 苦小牧

▲準決勝戦 5行田(甲信) 5行田(甲信) 4行田(甲信) 5濱三(甲信) 3潤間(甲信) 4行田(甲信) 5濱三(甲信) 1河村(滿洲) 二分三三秒六

▲千五百米 1河村(滿洲) 二分三三秒六

▲日本新記録 2李(朝鮮) 3潤間(甲信) 4小池(甲信) 5潤間(甲信)

▲一萬米 1小池(甲信) 一分九分四秒一(日本新記録) 2行田(甲信) 3李(朝鮮) 4濱三(甲信) 5潤間(甲信)

全國高專劍道大會

市村(東大) 朋、面一面 武田(名商) 和田(明大) 面、面一小 小牧(同大) 市村(東大) 朋、小一〇 和田(明大)

全國高工劍道

東京、大阪兩工大主催の全國高工劍道大會は八年七月十五日東京工大道場で舉行。

優勝戦 横濱高工(大將同志) 福井高工

全國高專劍道

岡山醫大主催第八回全國高專劍道大會は七月十五、六の兩日醫大道場で舉行。

優勝戦 京都高專 立命豫科

關西學院 山口高校

優勝戦 關西學院 (不戦一人) 京都高專

馬術

學生馬術選手権 第四回全日本學生馬術選手権大會は昭和七年八月三日習志野騎兵學校馬場で舉行、出場選手は全國九地區から選ばれた五十餘名 東京商大の藤野選手優勝す。

1藤野(東商大) 三一五點

スポーツ—馬術

第四回全國警察官劍道大會は七年十月十二兩日戸山學校道場で舉行。

團體準決勝戦 山形縣 3-2 滋賀縣 警視廳 3-2 大阪府

同決勝戦 警視廳 5-0 山形縣

個人準決勝戦 吉留(大阪) 面、面一〇 脇田(愛知) 羽賀(警視) 面、面一〇 實松(佐賀) 市川(新潟) 小、小一小 松戸(千葉)

決勝戦 吉留(大阪) 朋、小一面 羽賀(警視) 吉留(大阪) 小、小一〇 市川(新潟) 市川(新潟) 面、面一〇 羽賀(警視)

第六回全日本學生劍道大會

第六回全日本學生劍道大會は八年六月四日神宮外苑日本青年館で舉行。

第二次試合

武田(名商) 朋、小一〇 谷川(關學) 市村(東大) 朋、面一〇 飯島(東京) 和田(明大) 朋、面一〇 井出(松山) 小牧(同大) 小、小一小 浦田(明大)

準優勝試合

スポーツ—馬術

三五五

1 東京商大豫科 2 盛岡高農 3 日大豫科 4 立教豫科 5 山形高校
 ▲大學對抗
 1 明大 2 早大 3 東京農大 4 東京帝大 5 慶大
 ▲一般團體對抗
 1 相馬乗馬會 2 高松 3 長町 4 東京醫學士 5 浦和
 ▲自馬障礙
 1 三浦(青葉) 2 花輪(青葉) 3 木村(青葉)
 ▲ボロ試合
 1 成田(八幡) 2 山下(東農豫) 3 木戸(立大)
 東京四大學馬術
 第三回東京四大學馬術競技會は十月十七日近衛騎重兵馬場で舉行。
 ▲決勝
 日本醫大 44—65 立教大學
 東北四縣馬術
 岩手乗馬會主催の第三回東北四縣聯合馬術大會は、十月三十日岩手公園馬場で舉行、勝馬次の如し。
 ▲學生の部
 卷乘 A 組毛利(東京農大) B 組金澤(盛岡高農) C 組赤堀(盛岡高農)、障得 B 1 東京農大 2 弘前高校 3 東京醫專、琴平 A 組工藤(東京農大) B 組田村(東京農大)
 ▲一般の部

關體、1 大阪愛馬 2 高知乗馬 3 東京乗馬
 ▲一般紳士小障礙回数
 1 柳廣道(大阪愛馬) 2 岡幸昌(高知乗馬)
 ▲乘馬團體代表選手障礙回数
 1 神山伸男(菱蹄會) 2 伊藤(總武乗俱)
 第二日成績
 ▲將校射擊
 1 佐藤吉彦(騎七) 2 秋根昌人(騎四) 3 宮尾癸巳郎(士校)
 ▲下士障礙
 1 北村隆平(騎三) 2 飯沼恒平(士校) 3 堀井勝夫(騎二〇)
 ▲下士二騎障礙
 1 北村曹長、鷲津軍曹(騎二〇) 2 飯沼軍曹井上曹長(陸士) 3 佐藤曹長、佐藤軍曹(騎二三)
 ▲自馬六段障礙
 1 中村芳治(東乘俱) 2 石山長三郎(常盤乗馬) 3 岡幸昌(高知乗馬)
 ▲紳士中障礙連續
 1 瀬部保一(大和乗馬) 2 赤羽保正(百騎會) 3 宮川隆雄(國鐵馬)
 ▲自馬團體
 1 甲子園 2 東京馬研 3 東京乗俱
 ▲將校大障礙
 1 醍醐大兒(士校) 2 才田勇太郎(騎二〇) 3

卷乘 A 組中野(八戸俱) B 組瀬野(長町騎友)、障得 B 個人、喜古(盛岡農俱)團體、仙鐵俱(菅谷、佐藤)、琴平 B 福土(弘前愛馬)
 ▲軍人の部
 障得 B 一般下士、工藤軍曹 一般將校、津下大尉 選拔下士、佐藤軍曹(二三聯隊) 同將校、吉井中尉(二四聯隊)
 ▲中等團體障得
 1 弘前工(松岡、加賀尾、關) 2 盛岡商 3 盛岡農
 京都學生馬術
 京都學生馬術聯盟第一回トーナメントは十一月二十三日伏見騎兵隊馬場で舉行。
 ▲準決勝試合
 同志社大學——府立醫大
 立命館大學——龍谷大學
 ▲決勝試合
 立命館大 235——同志社大 227
 名古屋學生馬術
 名古屋學生馬術聯盟主催の第四回聯盟大會は十二月四日東練兵馬場で舉行、入賞者左の通り。
 卷乘 A 組細川(名醫大) B 組鬼頭(愛樂) 障得 B 先頭組田中(名醫大) 琴平 B 開田(名醫大) 乙種障得 B 宇野(名醫大) 各校

伊達宗克(砲校)
 ▲自馬大障礙
 1 柳廣之(大阪愛馬) 2 中村芳治(東乘俱)
 ▲教官ボロ競技
 白班勝つ、竹田宮殿下、印南大尉、安藤大尉
 全國學生馬術
 第五回全日本學生馬術選手權大會は七月十六日習志野で舉行、参加は全國十區から選出された三十校四十八選手、午前に馬場馬術、障得飛越豫選で二十名を選び、午後障得飛越競技で決勝を行つた。
 1 龍江 義明(慶大) 二二二點七五
 2 田山 照(中大) 二二二點三七五
 3 宮地沼太郎(東北大) 二二〇點五
 4 藤野 泰吉(東商大) 二一八點
 5 北 幸司(關大) 二一七點七五

柔道

全日本柔道選手權大會
 第三回全日本柔道選手權大會(中央有段者會主催、朝日新聞社後援)は七年十一月十九、二十の兩日、日比谷新音楽堂に於て舉行、出場選手は全國八區より豫選された全日本の一流選手のみである。
 一般選手準優勝試合

レ I 名高工
 馬術選手歡迎大會
 國際馬術協會、日本乗馬協會共催のオリンピック選手歡迎乗馬大會は八年一月十五日甲子園野球場で舉行、一般の各種競技あり。最後に代表選手山本、吉田、今村、西氏の純馬術、連續障得飛越があつた。
 習志野乗馬大會
 習志野乗馬大會は四月八、九の兩日、第一日は騎兵學校馬場、第二日は千葉縣谷津海岸競技場で舉行、参加二百余名。
 第一日成績
 ▲將校一般障得
 1 三浦中尉(騎七)、2 秀平中尉(騎校教)
 ▲自馬馬場馬術
 乙班、1 八木哲(東馬研) 2 黒田(東乘俱) 甲班、1 佐藤健(東乘俱) 2 岩坪(同大)
 教師班、1 久力紫市(東馬研) 2 三ヶ尻(甲子乘)
 ▲學生團體對抗及個人障得回数
 個人、1 福岡謙司(帝大) 2 菅高(上智) 團體、1 上智大學
 ▲學生中障得甲 B 連續飛越
 1 工藤浩二(農大) 2 青山(帝大)
 ▲乘馬團體對抗及個人障得連續
 個人、1 武田孝之(東乘會) 2 澤田(芙蓉會)

▲壯年前期
 飯山 五段(二區) 池化龍四段(八區)
 小谷 四段(五區) 西村 四段(六區)
 ▲壯年後期
 星野 六段(二區) 上野 四段(七區)
 李鮮吉四段(八區) 結城 五段(三區)
 ▲成年前期
 五十嵐五段(一區) 山口 五段(二區)
 中須賀五段(六區) 平田 四段(七區)
 ▲成年後期
 吉本 四段(六區) 山田 四段(七區)
 三浦 三段(一區) 荒井 五段(三區)
 一般選手優勝試合
 ▲壯年前期
 飯山五段(二區) 小外刈 小谷四段(五區)
 ▲壯年後期
 李 四段(八區) 優勢勝 星崎六段(二區)
 ▲成年前期
 五十嵐(一區) 優勢勝 中須賀(六區)
 ▲成年後期
 吉本四段(六區) 袈裟固 三浦三段(一區)
 專門選手準優勝試合
 ▲壯年前期
 荒井五段(四區) 小玉五段(八區)
 牛島六段(二區) 山本五段(五區)

▲壯年後期
羽田五段(三區) 桑原五段(七區)
古澤六段(八區) 赤澤五段(二區)
▲成年前期
島 五段(六區) 佐藤五段(二區)
松野五段(八區) 村治五段(五區)
▲成年後期
森岡四段(四區) 細川六段(一區)
馬場六段(七區) 徳三寶六段(二區)
▲專門選手優勝試合
▲壯年前期
牛島六段(二區) 横四方 荒井五段(四區)
▲壯年後期
古澤六段(八區) 崩四方 羽田五段(三區)
▲成年前期
松野五段(八區) 優勢勝 島 五段(六區)
▲成年後期
馬場六段(七區) 崩上四方 森岡四段(四區)
▲全國高専柔道
第十九回全國高専柔道大會は、七年七月十四日から廿日まで豫選を行ひ、更に廿一、廿二の兩日京都武徳殿で決勝戦を舉行した。
▲東部豫選
二勝者戦
弘前高校 不戦勝
二 高 北大豫科

優勝試合
弘前高校 引分 二 高
(抽籤にて代表校決定)
▲西部豫選
二勝者戦
明治專門 鹿兒島高農
準優勝試合
五 高 東亞同文
七 高
▲中部豫選
二勝者戦
明治專門
五 高
▲三都代表決勝戦
一回戦
松山高校 弘前高校
五 高 不戦勝
優勝試合
松山高校 五 高
▲全國高商大會
第六回大會は七月廿二、三兩日大商大道場で舉行。

準優勝試合
同志社 神戸
高松 大分
優勝試合
同志社 高松
▲全國中等柔道
四帝大主催の全國中等學校柔道優勝大會は八月廿七、八の兩日の濱寺庭球コートで舉行。
準優勝試合
津山中學(大將同士) 宇部工業
御影師範(大將同士) 松山中學
優勝試合
御影師範 引分 津山中學
▲全國警官柔道大會
第四回全國警官柔道大會は十月十一、二の兩日戸山學校道場で舉行。
團體準決勝戦
愛媛縣 50—0 高知縣
警視廳 25—10 京都府
同決勝戦
警視廳 30—17 愛媛縣
個人準決勝戦
飯山(警視) 10—0 樺村(北海道)
神原(大阪) 10—0 西村(香川)
境(福岡) 10—0 藤田(兵庫)

同決勝戦
飯山(警視) 10(釣込返) 0 神原(大阪)
飯山(警視) 10(内股) 0 境(福岡)
神原(大阪) 10(背負投) 0 境(福岡)
▲全國中等柔道選手權大會
中央有段者會主催第二回全國中等柔道選手權大會は七月十一日廿七日南海電鐵濱寺庭球場に於て舉行、決勝戦の結果左の如し。
師範の部
島崎(御影) 脚 拂 伊 藤(長崎)
中學の部
松浦(高松) 體落し 佐々木(木造)
實業の部
石橋(久留米商) 内股 中原(宇部工)
▲全滿對學生柔道
全滿洲軍對東京學生柔道聯盟試合は、八年六月廿三日早大隈講堂で舉行、三將まで不戦で學生軍勝つ。
〔滿洲軍〕
山 根(二) 引
○大 畑(二) 左 内 股 眞 鍋(三)
大 畑(二) 左 大 外 石 川(三)
大 關(三) 引 高 見(四)
田 中(三) 引 高 見(四)
小 田 部(三) 引 深 澤(四)
小 原(三) 引 庄 司(四)
中 川(四)

山 本(三) 左 大 外 押 田(四)
○門 脇(三) 右 釣 込 腰 押 田(四)
○門 脇(三) 右 小 内 牧 野(四)
○門 脇(三) 大 内 刈 高 橋(四)
○田 中(三) 左 大 外 高 橋(四)
○田 中(三) 右 跳 腰 佐 藤(四)
串 田(四) 引 佐 藤(四)
林 田(四) 引 鳥 本(四)
花 田(四) 引 佐 藤(四)
岡 部(四) 右 一 本 背 負 森(四)
大 野(四) 引 森(四)
石 崎(五) 右 釣 込 脚 拂 高 山(四)
○佐々木(五) 崩 上 四 方 高 山(四)
○佐々木(五) 小 内 刈 岡 村(四)
伊 藤(五) 引 岡 村(四)
星 浦(五) 引 中 田(四)
三 浦(五) 右 大 外 清 水(四)
三 間(五) 引 清 水(四)
伊 勢(五) 引 奥 村(五)
高 根 澤(五) 引 尾 崎(五)
石 川(五) 引 分 赤 山(五)
○伊 勢(五) 脚 拂 中 島(五)
伊 勢(五) 左 大 外 加 藤(五)
吉 原(五) 右 大 外 刈 加 藤(五)
學生不戦 大將山口(五)、副將有馬(五)
三將藤原(五)

▲全國高商柔道
第七回全國高商柔道大會は、七月廿三、四、五、六の四日間神商大道場で舉行。
準優勝戦
同志社高商(勝) 大分高商
山口高商(抽籤勝)
優勝戦
同志社高商(二人残) 山口高商
▲全國高工柔道
全國高工柔道大會は七月十五日東京工大道場で舉行。
優勝戦
名古屋高工(大將殘) 金澤高工
▲全國大學高専弓道大會
全國大學、高専弓道大會は、七年七月廿三日京大道場で舉行、東京文理大が優勝す。
準決勝
關西學院 13—12 國學院大學
東京文理大 12—11 早稻田大學
決勝
東京文理大 15—7 關西學院
▲全國男女中等弓道
東京文理大主催第三回全國男女中等學校弓

道大會は八月卅、卅一日の兩日文理大道場
で舉行。

◇中等學校 1名古屋商(二四中)2青山師
(二四中)3鹿沼農商(二三中)▲個人入賞
丹羽(小田原中)齊藤(鹿沼農)大辻(世田谷
中)松木(青山師)宮石(高崎商)
◇女學校 1忍高女(一八中)2駒澤高女
▲個人入賞 藤倉(忍高女)

▲全國中等弓道大會
全國中等學校弓道大會は九月十八日、八高
道場に於て舉行。

1愛知商(二一五射四中)2明倫中(二
一五射二中)3名二商4名古屋中5熱
田中

全國高商弓道

東京、大阪、神戸三商大主催の全國高商弓
道大會は、東西で豫選を行ひ東部代表高千
穂、西部代表長崎との間に八年七月十九日
國立道場に於て決勝戦を行ひ、五七對五五
で東部代表高千穂高商優勝す。

射撃

關東學生秋季射撃大會

關東學生射撃聯盟主催秋季大會は七年十月
廿三日、大久保射撃場で舉行、参加校大學

十校、高専五校。

▲第一部準決勝

日本醫大 316 慶應大學 311
拓殖大學 322 明治大學 268
▲決勝 勝 268 日本醫大 228

▲第二部準決勝

東京高専 260 日本體操 109
東京高校 264 高等工藝 199
▲決勝 勝 212 東京高専 270

全國學生射撃大會

第八回全國學生射撃大會は八年六月十一日
大久保陸軍射撃場で舉行。
大學高専 1立命館大二七一點2東大3東
京慈醫大4明大5東洋大(個人)1濱野(東
高)四二點2小川(東工藝)3中林(立命)
中等學校 1早實一八〇點2東京高専3學
習院4成蹊高専5東京六中

ゴルフ

關西プロ・ゴルフ

7對抗競技は一勝一敗の同成績のあとをう
けて十月一日大阪市外猪名川コースで舉行
六對六の同點で引分となつた。

内外人ゴルフ

關西ゴルフ・ユニオン主催の内外人對抗ゴ
ルフ試合は十月三十日寶塚リンクスで舉行
十四對四で日本勝つ。
フオアサム
日本 5—1 外人
シンゲルス

日本 9—3 外人

關東プロ・ゴルフ

昭和八年度關東プロフェッショナル・ゴル
フ選手権大會は三月二十日霞ヶ關コースで
舉行(三十六ホール、メダルプレー、参加十
七名)

- 1中村(藤澤) 一四九
- 2三田(霞關) 一五四
- 3樫(霞關) 一五五
- 4安田(東京) 一五五
- 5岩倉(程ヶ谷) 一五六
- (三四位はプレーオフ)

英國殿下杯ゴルフ

東京ゴルフクラブ主催のコンノート殿下杯
爭奪ゴルフ試合は四月十六日朝霞コースで
舉行(三六ホール、メダルプレー)

スポーツ—卓球

卓球

全國都市卓球

日本卓球會主催第一回全國都市對抗卓球大
會は、昭和七年八月二十七、八の兩日、名
古屋市公會堂ホールで舉行、東京市優勝す。

▲決勝戦
東京市 4—3 大阪市
奈良市 4—2 川崎市

▲決勝戦
東京市 4—2 奈良市

關西青年卓球
東平野青年團主催の關西青年團卓球大會は
九月十八日大阪東平野第一小學校講堂で舉
行。

▲準決勝戦
山本(神戸松山) 3—2 中川(大阪九條)
高田(大阪國次) 3—2 倉橋(大阪西六)
▲決勝戦
高田(大阪國次) 3—0 山本(神戸松山)

廣島女子卓球

藝日主催の第八回近縣女子オリムピック卓
球成績は左の通りである。
▲準決勝戦
加藤(山中高女) 3—0 三浦(廣島市女)